

阿見町議会会議録

平成27年第4回定例会

(平成27年12月8日～12月21日)

阿見町議会

平成27年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(12月8日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・常任委員会所管事務調査報告	11
・議員派遣報告	13
・議案第97号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	14
・議案第98号から議案第103号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・議案第104号から議案第108号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	19
・議案第109号から議案第110号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・議案第111号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	28
・議案第112号から議案第113号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	28
・議案第114号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・請願第4号(上程, 委員会付託)	36
○散 会	37
◎第2号(12月9日)	39
○出席, 欠席議員	39
○出席説明員及び会議書記	39
○議事日程第2号	41
○一般質問通告事項一覧	42
○開 議	43
・一般質問	43
久保谷 充	43

海野 隆	61
川畑 秀慈	85
飯野 良治	97
永井 義一	110
○散 会	126
◎第3号（12月10日）	127
○出席, 欠席議員	127
○出席説明員及び会議書記	127
○議事日程第3号	129
○一般質問通告事項一覧	130
○開 議	131
・追加日程第1 飯野良治議員に対する懲罰動議	131
・一般質問	137
難波 千香子	137
紙井 和美	162
藤井 孝幸	179
浅野 栄子	188
・休会の件	208
○散 会	208
◎第4号（12月21日）	209
○出席, 欠席議員	209
○出席説明員及び会議書記	209
○議事日程第4号	211
○開 議	212
・議案第98号から議案第103号（委員長報告, 討論, 採決）	212
・議案第104号から議案第108号（委員長報告, 討論, 採決）	217
・議案第109号から議案第110号（委員長報告, 討論, 採決）	221
・議案第111号（委員長報告, 討論, 採決）	223
・議案第112号から議案第113号（委員長報告, 討論, 採決）	224
・議案第114号（委員長報告, 討論, 採決）	226

・ 請願第 4 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 8
・ 意見書案第 6 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 2 9
・ 意見書案第 7 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 3 1
・ 議員提出議案第 4 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 4 0
・ 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	2 4 2
○閉 会	2 4 3

第 4 回 定例会

阿見町告示第192号

平成27年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月30日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成27年12月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成27年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	12月8日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	12月9日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	12月10日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	12月11日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	12月12日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	12月13日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	12月14日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	12月15日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	12月16日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	12月17日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月18日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月19日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月20日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月21日	(月)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[12 月 8 日]

平成27年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月8日（第1日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	黒井寛君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
税務課長	菊池彰君
収納課長	柴山義一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
国保年金課長	岡田稔君
都市施設管理課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	朝日良一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成27年12月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 議案第98号 阿見町印鑑条例の一部改正について
議案第99号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第100号 阿見町介護保険条例等の一部改正について
議案第101号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第102号 阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
議案第103号 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について
- 日程第8 議案第104号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第105号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第107号 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第108号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第109号 町道路線の廃止について
議案第110号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第111号 阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について
- 日程第11 議案第112号 国補下第1－3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について
議案第113号 国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 日程第12 議案第114号 防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約について

日程第13 請願第4号

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する
請願

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

ここで議長より報告いたします。

阿見町議会議員藤平竜也君におかれましては、去る10月26日に御逝去されました。享年43歳でありました。故・藤平竜也議員は、平成24年4月阿見町議会議員に当選以来、今日まで阿見町政発展のため寄与され、功績を残されました。心から哀悼の意を表します。

ここで、本議会として故・藤平竜也君の御冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。全員起立願います。

[全員起立]

それでは、藤平竜也議員の議席のほうをお向きください。黙祷。

[黙祷]

黙祷を終わります。御着席願います。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 難波千香子君

11番 紙井和美君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

本件については、去る12月1日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果に

ついて議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん，おはようございます。

ただいま皆さんの御協力のもと黙祷を捧げさせていただきましたが，藤平竜也前議員の御冥福を心よりお祈りを申し上げる次第でございます。

それでは，会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成27年第4回定例会につきまして，去る12月1日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月21日までの14日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目，12月9日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

3日目，12月10日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

4日目，12月11日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目，12月14日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から13日目までは休会で議案調査。

14日目，12月21日は最終日となりますが，午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から12月21日までの14日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって，会期は本日から12月21日までの14日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に，日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第97号から議案第114号のほか、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願、以上19件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、要望書（一般社団法人茨城県建築士事務所協会）の1件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成27年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月7日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私と久保谷充議員が連名で出した意見書はどうなってんでしょうか。

○議長（柴原成一君） はい、最終日に審議いたします。

○4番（永井義一君） 今日は、印刷物の配布はないんですか。

○議長（柴原成一君） この後の全員協議会でその永井議員が提出された意見書については、審議、とりあえず審議をする予定になっております。

○4番（永井義一君） え、全協で審議。

○議長（柴原成一君） いや、意見書をどうするかということですね。意見書は、最終日に審議いたします。

○4番（永井義一君） 初日に配られるってちょっと聞いてたもんで。

○議長（柴原成一君） とりあえず、全協で、後でやりますので、はい。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長、難波千香子君登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る10月19日から20日の2日間にわたって、委員5名と議会事務局より1名、執行部より飯野利明保健福祉部長の御出席をいただき、平均寿命が男女共1位の長野県の健康寿命延伸の施策と取り組みについて、松本市と須坂市へ視察研修をしてまいりました。

事前に提出した質問事項について、その質問内容を中心に懇切丁寧に御説明をいただきました。

まず、松本市では、平成25年3月14日に、健康寿命延伸都市宣言をし、創造は地域づくりが基盤ということでありました。

「松本市健康づくり計画スマイルライフ松本21」を平成23年度からスタートさせ、一次予防を重視、生涯を通じた健康づくり、地域や企業、団体と連携した健康づくりを目標に推進し、具体的な活動として、子どもの生活習慣改善事業では、市内の児童・生徒を対象に血液検査や歩数計を使った運動測定などを28小学校19中学校で出前講座の形で行い、心の健康、がん教育など、信州大学、松本大学と連携して実施。また、働き盛りの生活習慣病予防事業では、健康講座を職域で展開。職場へ出向いて講義を行う。身体活動維持向上事業では、平成25年度から体力健診を市内55カ所でスタートしている。食育推進事業では、第2期食育推進計画「すこやか食プランまつもと」に基づいて、食に関する各分野と連携し、食育を推進している。

一方、企業と連携し、若い世代も含めた認知症予防対策として、平成22年度から始めている認知症予防ポイントプログラム事業では、20歳以上の市民が「運動」「食事」「仲間」「健康」の4つのキーワードに関連した市の事業や、この事業に協賛して飲食店など企業の施設を利用すると、ポイントシールがもらえるというもの。シールを集めて専用はがきで応募すると、抽選で景品や健康グッズが当たる。はがきには、健診を受けたかどうかを記入する項目もある。また、コンビニの駐車場を借りた健康相談の実施。松本信用金庫やJ1松本山雅との取り組みで啓発活動を実施し、健康増進への関心を高めることにも役立っているという。民間事業者との取り組みの場をさらに広げるよう努めていくとのことであります。

このほかにも、健康づくり推進員として、任期2年、毎回900名が学んで、市民が健康づくりの一翼を担い、健康寿命延伸に向けて活動しています。まず自ら、そして家族へ、さらに地域へ、健康づくりの輪を広げる活動とさまざまな事業を実施している。さらに市民歩こう運動として市内35地区全てに、地域の資源を活かしたウォーキングマップを市民が協働して作成。

また、市独自の検診として、肺がんCT検診、前立腺がん検診、胃がんリスク検診、ABC検診等々充実している。

また、松本市の健康寿命が平均寿命に対して、男性1.6年、女性3.6年、国の男性約9年、女性の約12年の開きに対して、かなり差がない御説明も伺い、市民参画行政の協働の取り組みは、大変に勉強になりました。

また、須坂市では、生涯健康都市須坂を目指す健康づくりの取り組みとして、現在、保健指導員271名が2年間市内70地区を10ブロックに分けて、毎月1回、健康に関する学習会を開催。内容はウォーキングの方法や減塩とバランスを意識した食事づくり、禁煙などを学ぶなど多彩で、その学んだことを生活の中で実践し、また、地域に広め仲間づくりなどに効果があるということで、現在、経験者は市内約7,000人で、保健指導員経験者と、現役の保健指導員が集まり、健康に関する新たな情報や知識を共有する取り組みも行い、東邦大学と合同調査では、保健指導員経験者、未経験者と比較して、健診受診率が高く、医療費が低いとの結果が今年8月に公表されたということで、健康づくりを実践する市民を増やした草根のある活動は大変に参考になりました。

次に、高齢者福祉の取り組みについて、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、一次予防として、介護予防サポーター養成講座、65歳、70歳、75歳、ひとり暮らし、高齢者を対象にした各健康教室、筋肉をためる貯金教室。二次予防として、はつらつ若返り教室、マシンによるトレーニング教室、脳げんき教室、お達者元気塾、訪問指導等々、市民、企業と連携し、目指すは元気な高齢者ということで、きめ細やかな施策の実施に大変参考になりました。

視察では、質疑応答も活発に行われ、阿見町の今後の取り組むべき課題が見え、充実した研修を終了いたしました。

最後に、松本市健康福祉部健康づくり課保健予防担当林課長補佐、栗原議会事務局長、永原主任、須坂市保健福祉部浅野健康づくり課長兼地域医療福祉ネットワーク推進室長、津山健康支援係長、青木高齢者福祉課長、地域包括支援センター関根介護予防係長、伊藤議会事務局長には、御多忙中にもかかわらず御出席をいただき、御説明をいただきまして、大変にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

以上、民生教育常任委員会所管事項を調査報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

副議長紙井和美君、登壇願います。

〔副議長紙井和美君登壇〕

○副議長（紙井和美君） 皆様おはようございます。

それでは、新土浦協同病院視察について御報告申し上げます。

JA茨城県厚生連土浦協同病院が新築移転するに当たり、阿見町議会として11月16日午後2時から、現地視察をさせていただきました。

出席者は議員13名と議会事務局2名、執行部からは、飯野保健福祉部長、篠山健康づくり課長、湯原課長補佐兼係長の3名の出席をいただきました。

まずは、鹿島建設土浦協同病院移転新築工事事務所会議室において、新病院移転新築構想と概要について、名誉院長の藤原様より御説明をいただき、続いて移転新築工事の概要について、梓設計主幹の高橋様、鹿島建設副所長の江藤様よりお話をいただきました。

阿見町民も大変お世話になっている土浦共同病院は、1970年に土浦市真鍋新町に設立され、以来45年間地域医療に貢献されました。その病院を、このたび場所を土浦市おおつ野に移し、現在の病院より、診療内容、療養環境、設備機器が大きく充実した日本トップレベルの病院として生まれ変わり、来年3月1日に診療がスタートすることになりました。

敷地面積は、東京ドーム2.5個分ほどの32,750坪。病床数800床。高度救命救急センター、広域災害救急対応の大型ヘリポートが設置されています。

主なものを挙げますと、集中治療室39床、がんセンター100床、緩和ケア20床、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、予防医療センターなどの機能を充実させます。

また、ハイブリッド室を含む18室の手術室、不整脈治療用4室を含む血管造影検査のアンギオ室8室、内視鏡室9室、放射線治療のリニアック2台、MRI4台、CT4台など、高度先進医療が充実するようです。

見学して回ると、本当に大きく、かなり広く、病院内で迷子にならないような対策があるとか、高度先進医療だけでなく、患者さんと職員が癒される病院を目指していくとのこと、展望レストランや屋上庭園、市民交流広場など、癒しの空間も整備されていくそうです。改めて、先進技術はもとより、人の心が大切であると実感した次第です。

今後、命を守る拠点として、一人でも多くの方が充実した健康な人生を送るため、地域住民に安心を提供していただけますよう心から御期待申し上げます。

以上をもちまして、新土浦協同病院視察についての御報告を終わります。

○議長（柴原成一君） 以上で、議員派遣報告を終わります。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第97号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成27年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

先ほど議長が今般の出席者は16名。あれ、17名じゃなかったかなと、ぱっと思ったわけがあります。本当に、藤平竜也君が亡くなったということ自体、自分の身を切られるような思いです。また、本当に今後、阿見町をしょって立つようなそういう人材だったなという思いをしております。本当に残念だなと、心から哀悼の意を表したいと思います。

また、阿見町において60周年記念、町村合併60周年記念行事、議員各位もそうですけど、来賓の皆様、阿見町民の皆様、こぞって御祝いをいただきまして本当にありがとうございます。

また、11月にはメークス株式会社が竣工し、この12月5日には、茨城南ホンダカーズ、これがオープンをしました。本当に阿見町にとっては、2つの会社がオープンしたということは非常に活気がつくんじゃないかなと、そういう意味でも喜んでいただいております。

それでは、議案第97号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年9月7日午前8時ころ、阿見町大字荒川本郷1885番地1地先、町道1221号線を荒川沖方面から実穀方面へ走行中、町道に隣接する朝日中学校校庭の桜の枝が折れて落下し車両を直撃したことにより、左側後部座席ドアバイザーを破損する損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第97号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第97号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第98号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第99号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第100号 阿見町介護保険条例等の一部改正について

議案第101号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第102号 阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第103号 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第98号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第99号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第100号、阿見町介護保険条例等の一部改正について、議案第101号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第102号、阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第103号、阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第98号から議案第103号までの、条例の一部改正及び廃止について提案理由を申し上げます。

議案第98号の阿見町印鑑条例の一部改正について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の改正に伴い、町が行っていた写真付住民基本台帳カードを利用した印鑑証明交付申請に関する規定を削除するとともに、同カード有効期限の到来までの期間に

においては、これまでどおり印鑑証明交付申請に利用することができるよう経過措置を設けるものであります。

議案第99号の阿見町税条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、平成27年度税制改正に伴い、地方税法等の一部が改正されたことにより、納税者の申請に基づく徴収・換価の猶予制度をはじめとする所用の改正を町税条例等について行うものであります。

議案第100号の阿見町介護保険条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免並びに国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を追加するため、所要の改正をするものであります。

議案第101号の阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成26年度より新たに整備を進めております荒川本郷地区を第4負担区として設定し、あわせて条例中の用語及び規定について、適切な運用及び解釈が行われるよう所用の改正をするものであります。

なお、第4負担区及び単位負担金額につきましては、下水道審議会へ諮問した結果、答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第102号の阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変更となることに伴い、農業委員の定数を見直しするとともに、新たに農地利用の最適化を促進する「農地利用最適化推進委員」を設置するため、所要の改正をするものであります。

議案第103号の阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変更となるため、選挙区等について規定している本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議案の第99号、町税条例等の一部改正についての11条のところなんですけれども、法第15条の6第1項に規定する条例に定める期間を、6カ月ですよね。法律ではというのかな、これはその、一時に納付する場合に、自分の財産をですね、処分して、それでそのそれにあてると、納付するという場合に、その猶予の期間を定めたものだというふうに思いますけれども、この1年以内、その6カ月というふうにしたわけですけども、町はですね。現在のその不動産の、まあ、不動産とは限りませんが、そういうものをですね、その換価して、町税に納めるということは、相当ね、その半年っていうと、まあ、足元見られることも含めてかな、その……、まあ、町民にとってというのかな、猶予されている町民にとっては、不利なものになるのではないかなというふうに思うのですが、もちろん不動産に限らずですね、絵であるとかいろんなものがあると思うんですけども、そういったその、1年以内に限り猶予することができるかとされているにもかかわらず、この阿見町には6カ月と、こういうふうにしたことの理由を聞かせてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。収納課長柴山義一君。

○収納課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。11条関係なんですけども、町税の納付に誠実な意思を有すると認められる方でありまして、それについては、1年を猶予期間とみております。で、ただし、1年以内では納まらないというような状況等がありましたら、最长で2年を猶予すると。それに伴って、延滞金、これに対しては1/2を免除することもできるというような条文でございます。で、6カ月というのは、納期限から6カ月以内にその申請をしてくださいよと。これあくまでも、本人の申請でございます。町から差し押さえ、納税相談をもちかけてあるんじゃないかと、あくまでも納税者または滞納者、この方が町のほうに、こういう理由があって納められないので、その中で1年ないし2年の猶予を認めますよというような緩和制度でございます。以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっと確認ですけども、その納期限が来たと、納めることができないと。そうすると、納期限から半年以内に申請してくださいと。それでその、猶予の期間は1年あるいはもっと延ばすと。いずれにしても半年以内に申請しないとだめですよと、こんなことですね。

○議長（柴原成一君） 収納課長柴山義一君。

○収納課長（柴山義一君） それにつきましては、町の広報でも載せているんですが、今後とも、こういう制度ができたということであれば、広く町民の方に利用していただきまして、大きな滞納ならぬうちに、納税してもらおうような形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 議案の第101号ですね。下水道事業の受益者負担による一部改正の部分なんですけども、これ全協のときに資料をいただきまして、いろいろ説明は受けたんですけども、ちょっとあの、一つ聞き忘れた部分があって、再度ちょっと質問させていただきます。

今回、第4区という言い方になるのかな。まあ1区から4区までということになっているんですけども、ほかの行政区を見ると、この前いただいたこの資料の9ページですか。ほかの行政区を見ると、一つだけの金額に入っているところあるんですけども、阿見町はこれは4種類になる。これが通れば4種類になるかと思うんですけども、この辺、ほかの行政区はどういった形になっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。ほかの行政区につきましては、最新のもの載せております。ですから、ほかの行政区も、第1負担区、第2負担区、第3負担区みたいな形で、それぞれ金額は違うと思います。ただ、資料として載せたのは最新のものをとということですので、阿見町と同じように負担区によって値段は違っていると思います。以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） なるほど。じゃあ、まあ極端に言えばほかの行政区は、阿見町でいうと、今の第3区のラインをのっけてるということでもいいわけですね。わかりました。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第98号から議案第103号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第104号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第105号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第106号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第107号 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第104号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第105号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第106号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第107号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第108号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第104号から議案第108号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第104号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に3億3,471万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ160億6,526万7,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金で、民生費国庫負担金で給付金等の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金を増額するとともに、介護保険法の改正に伴い、低所得者の第1号保険料軽減強化に係る低所得者保険料軽減負担金を新規計上。民生費国庫補助金で、利用者の増加に伴い、障害者地域生活支援事業補助金を増額。

第16款県支出金では、民生費県負担金で給付費等の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金を増額。額の確定に伴い、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を増額するほか、介護保険事業に係る低所得者保健料軽減負担金を新規計上。民生費県補助金で、障害者地域生活支援事業補助金を増額。農林水産業費県補助金で、身近なみどり整備推進事業補助金及び青年就農給付金をそれぞれ増額する一方、額の確定に伴い、多面的機能支払交付金を減額。消防費県補助金で、消防団充実強化推進事業費補助金を新規計上。

第20款で繰越金では、前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、農地中間管理機構からの集積協力金を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第2款総務費では、会計管理費で、源泉徴収システムの導入に係る経費を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金を補正するほか、障害者福祉費で、サービス等の利用者増に伴い、障害児給付

費、障害者訓練等給付費及び日中一次支援事業委託料をそれぞれ増額。医療福祉費で、産休代替臨時職員に係る一般事務賃金を増額。

第4款衛生費では、保健衛生総務費で、平成28年3月に土浦市おおつ野地区に移転する土浦協同病院に対する移転新築事業補助金を新規計上するものであります。

土浦協同病院は、高度先端医療を担う地域中核病院として、本町の保健医療の向上、地域医療・救急医療体制の充実及び医療水準の向上に大きな役割を担っており、また、当該移転事業において病院本体工事及び最新医療機器導入に多額の費用を必要とする中、安定的・持続的な医療の提供という公的病院としての社会的使命に鑑み、茨城県厚生農業協同組合連合会からの財政支援要請を受け、周辺市町村と同一基調のもと、補助金を交付するものであります。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、事業箇所の追加に伴い平地林保全整備委託料を増額するほか、新規就農者の増等に伴い、青年就農給付金を増額。農業者が農地を地域として農地中間管理機構に貸し付けることにより、機構より交付される地域集積協力金を新規計上。農地費で、額の確定に伴い、多面的機能支払交付金を減額。

第6款商工費では、商工業振興費で、額の確定に伴い、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業に係る奨励金を増額。観光費で、地方創生先行型交付金を活用し、「水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト」に係る案内看板作成委託料を新規計上。

第7款土木費では、道路維持費で、緊急修繕等により、年度末までに不足が見込まれる維持補修工事費を増額。道路新設改良費で、児童生徒等歩行者の安全を確保するため、阿見小学校東側の町道第0104号線の歩道等整備に係る設計経費等を増額。

第8款消防費では、非常備消防費で、年度末までに不足が見込まれる消防団車両の修繕料を増額するほか、茨城県消防団充実強化推進事業費補助金を活用し、消防団員の防火手袋等被服類購入費を新規計上。

第9款教育費では、事務局費で、阿見中学校剣道部の全国大会出場をはじめとした活躍により、不足する大会出場補助金を増額。体育施設費で、総合運動公園施設の早朝利用が増加したこと等により、年度末までに不足が見込まれる施設運営委託料を増額するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷製本業務ほか6件について、平成28年4月から円滑に業務が進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

議案第105号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に3,960万8,000円を追加、歳入歳出それぞれ62億5,608万3,000円とするものであります。

その主な内容としましては、保険給付費で、一般被保険者療養給付費を増額。保健事業費で、人間ドック、脳ドックの利用者増に伴い、健康診断等委託料を増額。諸支出金で、療養給付費

等負担金などの平成26年度実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

議案第106号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に2,762万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ29億6,884万3,000円とするものであります。

その内容としましては、制度利用者の増に伴い、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費を増額するほか、サービス利用者の増に伴い、高額介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費を増額するもので、その財源については、国・県介護給付費負担金、調整交付金及び介護給付費交付金のほか、介護給付費繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

議案第107号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に1,601万3,000円を追加、歳入歳出それぞれ7億6,866万6,000円とするものであります。

その主な内容としましては、額の確定に伴い、保健基盤安定納付金及び広域連合事務費負担金を増額するほか、平成26年度実績精算に伴い、療養給付費等負担金を増額するもので、その財源については、保険基盤安定納付繰入金、広域連合事務費負担金繰入金及び療養給付費等負担金繰入金を充てるものであります。

議案第108号、水道事業補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ98万8,000円を増額するもので、その内容としましては、手当及び法定福利費を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案5件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 議案の第104号のですね、一般会計補正予算、27年度の16ページをお願いします。

土木費、土地区画整理費ですね、5万円の弁護士の委託料というのが、額は少ないんですけど、これについて若干質問させていただきます。

あの、弁護士委託料というのは阿見町の顧問弁護士がおりますよね。それに、また委託料、事案それ一つ教えてほしいのは、事案が出るたびに、弁護士に委託料を払うのか、顧問弁護士がおるのに払うと、これが一つ。それから、この弁護士に頼まなければならない理由、なぜこ

ういうことになっているのかを詳しく教えてください。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。こちらの弁護士委託料5万円につきましては土地区画整理事業地内にですね、暫定調整池がございまして、その敷地を不法占用している者に対しまして、訴訟の準備費用としまして計上したものでございます。

不法占用につきましては、これまで行政指導によりまして撤去、または行政財産の使用ということで、まあ賃貸借のようなことを指導はしていたんですが、まあ、占用者のほうから時効取得というような意思表示されたものですから、顧問弁護士と相談しまして、提訴する方向となったものでございます。で、そういったことで、今回は提訴のための準備というようなことでございます。で、一般的には顧問弁護士がおりますので、そういった中で、費用の中で、顧問弁護士費用の中で対処するんですが、今回、提訴の準備というような形で計上させていただきました。ただ、この案件につきましては、事前に産業建設常任委員会のほうに相談させていただきまして、その中で正副委員長がですね、仲介に入っていたいただいた関係上、本人のほうからですね、なるべくその行政財産の使用というような形でいきたいというような申し出があったということですので、そういった方向でいくような形になりました。ただですね、その賃貸借の契約が締結されておきませんので、今回は計上させていただきまして、議会後に交渉におきまして、そういう方向で契約締結なればですね、この予算につきましては支出することがないものと考えておりますけども、今の段階では、そういうことで計上させていただくというようなことでございます。

○13番（藤井孝幸君） あの、不法占拠って、いつごろからその町有地を不法占拠しているんですか。なんか、そんなものを……、なんか私もこれちょっと話聞いたことがあるんですけども、長い間こういろいろいざこざがあったというような噂を聞いているんですけども、まあ、私もどこで不法占拠しているのかわかりませんが、不法占拠を許してきた、何年くらい許してきたのか、それをずっと今まで引きずってきたその理由というか、原因を教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、事の発端は区画整理事業の換地というようなことでございまして、本人がその調整池の敷地脇に換地を希望されて、それを換地してこれまできたわけなんですけど、その換地に不満を持って、その敷地の横に、換地先の横にあります調整池の管理用道路、それを使用していたというようなことでございまして、平成10年からですから、27年ですから、17年弱くらいの期間になります。この間、その区画整理事業におきましては、換地の不服ですとか、行政不服審査に基づきましての、あの……、審査まではいかなかったんですけども、そういったことでの協議を進めていて、なかなかその撤去に対しまして応じてい

ただけなかったということでございます。で、換地処分が終わりましたので、そういうことで手続きをしていたんですが、本人のほうから時効取得というような、そういった話があったもんですから、提訴にするというような方向になったということでの計上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まあ結局、長年そうやっていざこざをキャッチボールしたんですけども、17年の間解決ができないで、いよいよ弁護士に提訴を前提の準備をするという話だろうと思うんですけども、この土地の不法占拠というのはですね、私も時々その町有地のことは質問するんですけども、そんなに放置をしているものなんですか、放置すべきものなんですかね、それとも、多分、換地に不満があったんでしょうね、これは、きっとね。それで、あの、歴代の部長とか交渉役はしょっちゅう変わるからね。なかなか申し送りもうまくはいかないと思うんだけど、こういうものは早く解決する方法ってないんですか。17年もの、右やったり左やったり、ああでもないこうでもないっていう、町と個人の話だからね。どうですか、もう少しこう、ほかにそんな土地がもしあったら大変でしょうけどもね、何とか早く解決する方法ってないんですかね。まあ、交渉でもいいや、早く裁判にするとか、どういう方法あります。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、あの、行政財産でですね、例えば道路ですとか、公園ですとか、そういったものにつきましては、道路法の中での行政指導、それから監督処分、最終的には代執行というような、そういった手続が法で定められていますけれども、今回の場合には暫定調整池という形で、河川法にもちょっと該当しないというようなことですので、地方自治法の中での行政財産で対処ということなんですけど、その中でいきますと、どうしてもその地方自治法の中で撤去とかそういった規定がないもんですから、民事というような形で行かざるを得ないというような形での、まあ、提訴のことになったわけなんですけど。こういった案件はですね、これから一般質問等で永井議員のほうから道路の不法占用等もございますけれども、本来そういった法律に則って粛々とやるのが当然管理者としての勤めかと思えます。ただですね、あの、行政はどうしても、今おっしゃいますように、人も変わりますし、その中の引継ぎとかって、そういった形で手続上といいますか、それから、次の段階といいますか、行政指導からその次の段階ですね、監督処分等にいく場合の書類等を相当な収集するしかないというような、そういったことがありますので、その中でどうしても時間かかってくるだろうというようなことでございます。

今回は、そういったことで、なるべくそれを解決する方法ということであったんですが、たまたま行政と対占用者というような形で、お互いにその手を振り上げたものが下ろせなかった

ということ、その中に産建の正副委員長が入っていただいた、第三者が入っていただいた中で、うまくまとめられる方向にきたということは、大変ありがたいというようなことでございますので、そういったことがですね今後ですね、議員の方にも御理解いただければ、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） わかりました。あの、いろいろとごたごたしたんだけどね、なかなか納得してもらえないということで、まあ、正副議長が入った、正副委員長か、入ってなんとなくまとまりそうやと言うけども、こういう事態というのはですね、土地の町有地ですからね。だからもう、てきぱきと判断をして、処理、処置しないと、こじれたらいいよこの長引くから。もしもほかにこういう土地がもしあるのであれば、もう早め早めに手を打って、こじれないうちに返せと、町の土地だから返せと、こういうふうに言って当たり前のような気はするんですけどもね。そのように、もしほかんとこにあればですよ、17年もとってかけないで、短い時間にきちっとした処置をするようにお願いしておきます。以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の回答もないんだ。わたしのほうはですね、同じページの住宅費のところなんですけども、1112番の維持管理費ですか、これの委託料ということなんですけども、これあの今回500万のやつが計上されているわけなんですけども、まあ、年間予算でも2,800万ちょっとなんですけども、まずこの内容をひとつお願いします。

もう一点いいですか。2点だけなんで済みません。最後のページなんですけども、総合運動公園の維持管理費、先ほど町長のほうから説明がちょっとあったんですけども、早朝利用者が増えたということ、先ほど説明があったわけなんですけども、これ実際、昨年から比べて、または一昨年でもいいんですけども、まあ、どのくらい増えて、早朝利用が増えてこんだけのその、こんだけっていても74万2千ですけども、なったのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。お答えいたします。町営住宅修繕等委託料が500万円の増額というようなこの内容でございますが、町営住宅の修繕につきましては、今年度から財団法人の茨城県住宅管理センターといいまして、茨城県の県営住宅ですとか、それから市町村の公営住宅を大きく管理しておりますところに委託しております。その中で、予算、当初の予算の見積もりよりもですね、実際に現場に入りますと不具合等が発覚しまして、当初の予算よりもですね、上回るような修繕費用が要するということがわかったもんですから、その不足分でありまして500万円を計上することでございます。ちなみに、今年度に予定しておりました施設の修繕費につきましては、当初予算で1,520万円、これが今後ですね2,020万円かかるという

ようなことで、500万円を増額するものでございます。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。あの、早朝ということで、先ほど町長が説明しましたけれど、まあ、5時からやってるんですね。それでですね、去年から比較しますと、4月から10月までで早朝テニスで14日、それから、グランドゴルフ、これについては1日増になっております。以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 住宅のほうなんですけれども、今回500万ということで増額になったわけなんですけれども、これ委託センターのほうに、いや管理センターのほうですか、委託ということなんですけれども、これ実際、何棟っていうんですかね、何件っていうのかな、何件くらいの修繕箇所があるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、大規模な空家改修ですね。曙住宅のその空家の改修を、今年度は6戸予定しております。そのほかがですね、いろいろなその小さいものからある程度大きなものまでありますけれども、全部ですとね125件、そういったもろもろのものがあるということでございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。あ、済みません、教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あ、失礼しました。ちょっとみっとこ間違えちゃったんです。早朝テニスについては、先ほど申したとおり14日、で、グランドゴルフについては3日ということで。さっき1日って言いました。以上、細かいんですけど、失礼しました。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第104号から議案第108号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。ちょっと短いんですけど。

午前11時03分休憩

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第109号 町道路線の廃止について

議案第110号 町道路線の認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第109号、町道路線の廃止について、議案第110号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第109号の町道路線の廃止について及び第110号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、株式会社NTTファシリティーズが行う石川及び君島地内の太陽光発電事業や吉原土地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う路線の廃止及び認定であります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号から議案第110号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第111号 阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第111号、阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第111号、阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について、提案理由を申し上げます。

本案は、本町と土浦市の行政界において、効率性の観点からそれぞれの市町域を超えて下水道を利用できるようにするため、地方自治法第244条の3第2項の規定により必要となる事項について協定を締結するものあり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第112号 国補下第1-3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について

議案第113号 国補下第1-4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議案第112号、国補下第1-3号追原中継ポンプ場

増設工事請負契約について、議案第113号、国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第112号、国補下第1－3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、公共下水道施設である追原中継ポンプ場のポンプ増設工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成28年3月31日であります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

次に、議案第113号、国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、荒川本郷地区の調整池の堤防工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成28年3月31日であります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第112号から議案第113号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第114号 行政防災無線放送施設整備工事請負変更契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議案第114号、防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第114号、防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年第2回定例会において議決をいただいた当該工事請負契約に関して、請負金額の変更に伴い、阿見町契約規則第37条第1項の規定により変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、この整備工事のね、防災行政無線放送施設整備工事の変更ですね、変更ですね、変更、変更契約。これはですね、どうもちょっと私もわけがわからなくてですね、全協でもね、資料をいただいたんですけども、そのまあ、全協でね、いただいた資料、当初の回線設計と、回線後の変更レイアウトということでいただいているんですね。で、その当初の回線設計というのを見るとですね、通信不可がですね、8件も出現しているんですね。それで、まああの、回線変更すると通信不可はなくなると。で、それでね、この前いただいたものについても、水道事務所、ここにですね、わずかな差というかわずかな差でですね、説明があります。まあ、考察などということですね、その調査時点で想定した地点と実際には違う地点を建てたんで、影響が出たんじゃないかとかっていろいろ書いてあるんですが、このね、まず、

その回線設計というのは、当初これ入札をやりましたね、日立国際電気と協和エクシオと電気興業、これ3社で競争入札やったんですね。そのときに1社は辞退、1社が最低制限価格を下回って失格、それでその今回の随意契約の相手方である日立国際電気がね、4,983万8千円で取ったわけですよ。これまたね、中継局を一局しないと、十分に通信ができないよということで、その増額ですよ、一種ね。本来その回線設計がしっかりとできていれば、この1,000万近く、800万か、その増額にはならなかったと思われるんですが、この回線設計というのは、その町のほうでどの業者に委託して、それでその3つの業者、まあ辞退1社していますので、3つの業者にこれで設計してくださいという形でやったのかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。あの、こちらのですね、当初の回線設計といいますか、実施設計時の調査業務をやっております。これがあの平成25年度に実施をしております、これがあの電気興業さんという会社のほうで実施をしていただいております。

今回あの変更点、今御指摘がありましたように、あの、若干あの受け側のほうのアンテナホールの場所を、いろいろな施設の場所によって異なって変更した経緯がございます。そういったことで、今回、LAN回線の5ギガという電波がですね、直進性を中心としたそういう弱い電波ということでございますので、いろいろその自然条件とかの状況により、若干影響が出てきてしまったと。まあ、そういうことがございまして、全く不通ということではないんですね、データの的には流れるんですけれども、良好な状態を確保する上では、新たな中継局を1つ増加しまして、これから先々に使用可能となるよう、今回、1局増設したほうがいだろうと、そういう判断がございまして、今回、変更という形を取らせていただきました。以上でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あの、思わぬ回答、答弁があったんですけども、まあ、その電気興業、これは当初の入札に参加した業者ですね。で、この業者は最低制限価格をくぐってしまったということですね、失格になってしまったんですが、そうすると、こんなことが考えられるんですね。電気興業は十分にこの金額で、その工事をね、できたのではないかと、まあ、こんなふうに普通は考えますね、普通は。設計をした業者がですね、積み上げていって、その金額を出して、そうするとこの最低制限価格というのが、電気興業と600万も違っちゃったんですよこれ。そのときも指摘したんじゃないかと思えますけれど。そうするとね、このそもそも最低制限価

格の設定というのが、やっぱりあの異常だったんじゃないかと、不当だったんじゃないかと、不正だったんじゃないかと、まあ、こんな思いもするんですね。それは、そのときのことが今わかったということで、まあそういうふうに申しあげましたけれども、今回、どうもその課長の言い分も、不通といってもそんなに通らないことはないんですよと、こんな話なので、これはね、我々も専門家じゃないのでね、どの程度、その10のうちですよ、どの程度能力があってその能力がそれで十分に機能するのかわからないのか、これの判断は我々は素人だから判断できないんだけど、なんかね、やっぱりその追加工事、しかもその回線設計をですね、しなければいけないようなこの防災行政無線放送設備というのは、ちょっと釈然としないんですね。もうちょっと詳しくね、この当初の回線設計と比較してどの程度のものなのか。当然ね、たくさんね、この中継局を置けば、当然通信の状況がよくなるというのは、これはもう火を見るより明らかですよ。だって3つ置くのと5つ置くのじゃ、これはやっぱり5つ置いたほうがしつかりと、もれなくというかな、できるわけですよ。で、この防災行政無線についてはね、聞き取りづらいとか、いろいろ、これはスピーカーの話ですけども、聞き取りづらいとかいろんな話があつてね、その当初の設計とか、そういうものがね、この回線設計ではありませんけれども、その設計が悪かったんじゃないとか、その辺がね、どうも町民にとっては不満の状況になっているんですけど、もうちょっと詳しくね、当初の回線設計と、それがどういう状態でその今回、800万ですよ、回線レイアウトをして、1中継局を増やして、それでもって800万の増額に至ったのかということ、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。あのお手元のほうに概要書のほうをお配りしているかと思います。その中でカラー刷りのほうの図面が後ろのほうに2枚、ついているかと思います。まず、2枚のうちの表1枚目がですね、現行の通信不通の状態を示した内容でございます。

当初はですね、当初の部分は、竹来中学校、かすみ公民館、それから君原小学校というところを、中継局を置きまして、電波を飛ばすというような状況が、当初でございました。で、その状況を再度確認しましたところ、先ほど申しあげましたように、若干、受け側のほうの変更であったりとか、そういう状況がもろもろございまして、8カ所がおおむねちょっと不通の状況が生じるだろうというのが、左側のほうの表にございますうずら出張所から霞ヶ浦高等学校がその状況が判明したということでございます。それを解消すべく、次のページを御覧になっていただきたいと思っております。

次のページの図示でございますように、中継局をですね、新たに消防署を追加しまして、本

郷ふれあいセンター，阿見町消防署，かすみ公民館，君原小学校に中継局を移動しました。で，今回いろんな遮蔽物があつて電波が届かないというような状況が若干見えましたので，より高い位置に，その親局，統制局を結ばなければいけないということで，この図の中にありますWという霞クリーンセンター，霞クリーンセンターの煙突のところに統制局の電波を一旦飛ばして，それから中継局を経由して流すと，そのような方法に，今回変更するものでございます。で，その他8カ所の内，この図示で示されているのが4カ所しかございませんが，そのほかの8カ所の内の4カ所につきましては，そのような方法を取ることによって，ダイレクトで解消ができるということでございます。ですので，8カ所だめだったところが，まず，本郷ふれあいセンターから本郷小学校に飛ばします。それから，阿見消防署から吉原小学校に飛ばします。かすみ公民館から霞ヶ浦高校へ飛ばす。で，君原小学校から君原公民館へ飛ばす。まあ，この部分の中継局を経由すると，このような考え方で変更するものでございます。以上でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ，後は委員会でやっていただきたいんですが，そうすると，例えばね，今回，電気興業電気興業って申し訳ないんですけども，電気興業が実際に工事を請け負ったということで進んでいった場合に，この電気興業も同じようにこのようにですね，回線を変更する，レイアウトを変更すると，こういうふうに至ったと思われるんですか。

さっきちょっと抜けたのは，どれだけ，つまりその要求するものがあつてね，それに対して，今回回線の変更をしたということは，つまりその要求に耐えられないという要求なのか，それとも，さっきちょっとこう課長がね，少しく……，10のうち幾つかみたいな話ですね，要求があつて，その要求以下だったのか。それとも，要求はちょっと，要求にはいつてるんだけど十分ではないというふうに，こういうふうに思っていらっしゃるのか，この2点だけ聞かしていただいて，後は委員会にお願いしたい。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい，お答えさせていただきます。まずあの1点目のですね，電気興業さんが仮に受注されたという状況であっても，この状況はやはり発生したんであろう，そのように考えてございます。あの，調査をしたのがやはり2年前というような状況があつたということも事実ありますので，これはあの日立国際さんであれ，電気興業さんであれ，再度その実質工事に入る段階で再確認をした折に判明したということですので，やはり同じようなことが起きたんだろうというふうに推察されます。

それと，その度合いということなんですが，数値的な定量化をされているものではないんで

すけれども、例えば、画像を今回送れることになるんですね。で、動画ですとか、そういった画像を送る際にですね、一旦その分断をして、しばらくその時間差があってからそのまた回復すると、そういうような状況が見受けられるということでしたので、それであっては緊急時に確実な情報の転送が一旦流させてもらおうということがあり得ますので、そういう意味で解消するというような選択を取らせていただきました。以上でございます。

○議長（柴原成一君） ほかに。8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 本当にこの前、最終的に防災行政無線はどのくらいな整備品なんですかということのときにですね、6億3,000万という話を聞いて、またこれで約1,000万近く増えるわけですね。また、聞こえづらいとか聞こえないとか、そういうところをやはり、これから整備していった中でね、残りっていうかそういうものを含めたら、最終的にどのくらいになるのか、わかればちょっとお聞きをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

済みません、マイクのスイッチを入れてください。

ちょっと待ってください。

○総務部長（横田健一君） 済みません、お答えさせていただきます。前回、防災行政無線、まあ2カ年かけてどのくらい最終的にかかるのかということでお答えした時点では、当初の予算の段階での整備費ということでお答えさせていただいたということで、今回、25年度の、23年度から実際、基本調査から設計委託料、それで26年度に防災行政無線ということで、26年度まで決算という形で出てますので、その辺で申し上げますと、今回の無線LAN、これ追加工事しまして、6,174万3,000円余りというようなことでございますが、それとあの個別受信機、これ27年度に発注して整備しているところでございます。これを含めまして、防災行政無線の整備費用としては、5億7,947万余りというようなことでございます。それに、今後28年度、ランニングコストとして、電気使用料、電話回線使用料、保守点検、電波利用料、合わせて約950万余り。これが経費として見込まれるというようなことございまして、それも含めまして、約5億8,900万。これが整備に係る費用というふうになります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この前私聞いたときには6億3,000万という話を聞いたんですが、今、部長の答弁の中では、今現在のというか、わかっている範囲の中での話だというふうに思いますが、やはりこれ、聞こえづらいとか聞こえないとかっていう箇所が、相当数のところで、やっぱりいろいろ調査した中でね、これからどうしてもやっぱり、そういう何ですか、拡声器とかあのやつをつけていかないといけないような箇所をやはり、これからね、整備していかないと全体的にはよく聞こえないと、聞こえづらいとか、そういうところをなくすのには、そ

ういう形でしなくちゃいけないというふうに思いますが、その辺のところはどのように考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これも前に、一般質問等で答えていたかと思いますが、来年度から保守も含めて点検をする予定でございます。そういう中で、スピーカーの方向を変えるなり、また、いろいろその中で聞こえづらいという部分も微調整をしながら調整を図っていったら、どうしても聞こえないという箇所がある場合には、やはり増設等も今後考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 要はですね、あの、本当にこれ整備費用が最後まで、本当にね皆さんにね、きちんとね、声とかそういうものがきちんとね、防災無線、行政無線として、やはり運用というか、町民の方がよくわかるように、するには本当に今のこの状況では、幾らかかるのか実際のところ、私今聞いてても全然わかんないんですよ。土浦市で当初から私が言っていたのは、3億ちょっとで全部できたと、いうようななかでも、約倍くらいの話になっちゃって、それでまたそういう聞こえづらいとかいろいろな箇所があつて、そういうところがまだこれからやはり、スピーカーの向きを変えとかどうのこうのっていう話をしてはいますが、やはりそのところのやつ、例えば、何年でね、本当皆が聞こえて運用できるような形にできるのかどうかの話なんです。本当にこれ、これからこのまいったら7億も8億もね、無制限にいくのかなみたいな形で私はね、感じるわけですが、だからその辺のところは、今後、やっぱり町のほうではもうね、このくらい例えばあとこのくらいかかれば、何ですか、そういうやつがなくなるというところはないんですか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。同報系の無線に関しては、先ほど来から設計の段階で電波調査を行っておりまして、聞こえる範囲っていうのはある程度それは調査をしているところでございます。で、それで整備についてもその聞こえる範囲内で工事を進めていると。実際、放送しますと、やはりそのときの気象条件とか風向きとか天候とか、そういうものにもかなり左右される部分もあるということで、聞こえづらいというようなことがあると思います。これは完全に誰がどこにいても聞こえるという状態にするまでは、これは不可能だというふうに思いますので、その辺のところは、上限なくこれから完全に皆がどこにいても聞こえるようになっていこうというふうには、そこまで整備するというのは、これはなかなかそういうことはできないというふうには思いますが、今の段階ですと、電波調査の中で音が届いているという状況の中で、それが本当に実際設置したところとね、それが本当にそこまで聞き取れる

ような状況でいってるのかという部分も、今後保守とかそういう中で、点検をしまして、本当に調査の結果、聞きづらいようなことになれば、それは増設を考えなきゃならないということでございますが、基本的にはもうこれで設備のほうは完了したというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 先ほど海野議員が話をしていましたが、これは本当に通信不可のところがね、この何ですか、この図面というか、初めてもらったんですが、やはりこういうことは早めに議会のほうにも提示したり何だかんだするべきだと私は思います。そういう中で本当にこれ8カ所ったらほとんどがこれ通信不可のところですよ。で、通常ね、こういうことであれじゃないけど、本当にきちんとした、何ですか、調査が本当にしたのかなって疑われるようなことで、本当に8カ所といたらほとんどね、いいところはほとんどないというような形であるわけですよ。だから、そういうところも含め、やはりあの、整備費用そのものも幾らかでも安くできるような方向で考えていったらいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後やはり、そういうところをやはり運用とかそういう部分もよく考えながらね、町としては考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第114号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第13、請願第4号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時42分散会

第 2 号

[12 月 9 日]

平成27年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月9日（第2日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	岡野栄君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
税務課長	菊池彰君
健康づくり課長	篠山勝弘君
環境政策課長兼 放射能対策室長	柳生典昭君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	大塚康夫君
学校教育課長	朝日良一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成27年12月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成27年第4回定例会

一般質問1日目（平成27年12月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 久保谷 充	1. 国体セーリング会場問題について 2. 国体セーリング会場変更の提案について 3. 生活道路（4メートル以下）の整備について	町 長 町 長 町 長
2. 海野 隆	1. 新教育長の阿見町教育の認識及び具体的方針について 2. 地域防災計画の実効性確保について 3. 投票率向上について 4. 協働のまちづくりの税制的支援について 5. 荒川本郷地区における都市再生機構保有地の譲受について	教 育 長 町 長 町 長 町 長 町 長
3. 川畑 秀慈	1. 健康づくりについて 2. 協働のまちづくりについて	町 長 町 長
4. 飯野 良治	1. 幹線道路，荒川沖・寺子線と荒川沖駅西口を隧道で結ぶ構想の推進について 2. 新教育長の課題は何か	町 長 教育長・町長
5. 永井 義一	1. 高齢者の運転免許証返納について 2. 子ども達の健康調査について 3. 町道の不法占有について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さんも御苦労さまでございます。議会は、町民の皆さんにより一層開かれた議会として、議会活性化を図ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。町民の皆さんからお預かりした税金が、どれだけ無駄なく有効に使われているかということをチェックするのが、議会の最大の役目です。この1年間の一般質問も、そうした観点から質問をさせていただきました。今年最後の一般質問も、税金の有効な使われ方、使い方という観点から質問をいたしますので、町民の皆さんも納得できるような答弁をお願いをいたします。

それでは、通告により、質問を行います。9月の議会に引き続いて、国体セーリング会場問題について、再度質問をいたします。

この国体セーリングについては、平成23年12月議会での誘致提言から、平成24年12月議会、平成26年9月議会、そして、さきの9月議会まで、4回にわたって質問を行いました。

残念ながら、9月議会で示された会場整備の方法は、自衛隊武器学校内で開催し、開催後、何の利活用も考えない、つくって壊して9億円という、私にとっては納得いかないものであります。

11月にセーリング会場建設計画の再考を求める議会報告を出したところ、多くの町民の皆様方から御意見をいただきました。御意見の全員の方が、つくって壊して9億円なんかとんでも

ないという意見が全員でありました。そして、国体開催後、利活用で町の活性化を図るべきだとの多数の御意見をいただきました。

以下の4点について質問を伺います。

1、報道された「ヨットを浮かべる施設を積極的につくりたい」という町長発言の真意は何か。

2、自衛隊武器学校内で行った場合の県補助金の交渉経過と見込みについて。

3、自衛隊武器学校内に整備する基本計画策定の進捗状況は、どのようになっているのか。

4、会場選定について、茨城県セーリング協会との協議は、いつごろ、何回、どのように行われたのか。その結果はどのようなものだったのかについて伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。つくって壊して9億円という、非常に大変な金額になりました。

それでは、国体セーリング会場問題についての質問にお答えします。

1点目の、報道された「ヨットを浮かべる施設を積極的につくりたい」という町長発言の真意は何かについてであります。

このことについては、10月18日に霞ヶ浦高等学校ヨット部の祝賀会が開かれ、私も来賓として出席させていただいた中での発言のことと思います。

御承知のように、平成31年の茨城国体において、阿見町はセーリング競技会場に内定しております。私は、以前から国体の開催を機会に霞ヶ浦湖岸の振興を強化していきたいと考えており、現在は、サイクリングロードの環境整備や国の霞ヶ浦河川事務所と連携して湖まちづくり事業に取り組んでおります。具体的には、これまでに堤防の管理用道路の側帯盛り土や小公園の整備などを行っております。側帯盛り土には、桜堤ということで、桜を植えさせていただきました。これは町民の協力によってですけど。

今後、霞ヶ浦河川事務所では、掛馬地内において、平成29年度に堤防から水面に向けた緩傾斜地の整備が予定されております。平成28年度の設計において詳細な形状を決めていくと伺っておりますが、国体開催時には、観覧場所としての利用や、将来はヨットの係留施設としての可能性を期待したいと考えております。

霞ヶ浦湖岸全体の振興策の1つとして、ヨットを浮かべる施設を積極的につくりたいという思いから、このような発言をさせていただきました。12月1日には、紙井議員、そして難波議

員、川畑議員のお計らいによって、国交省の石井大臣とも合わせていただき、この問題等も要望させていただいたところであります。

2点目の、自衛隊武器学校施設内につくる場合の県補助金の交渉経過と見込みについてであります。

これまで、県からの市町村競技施設整備費補助金所要額調査で、県に対して事業経費や補助対象額を示して、ヒアリングを受けております。

県の補助金は、競技施設整備費補助金、会場地市町村運営交付金、リハーサル大会補助金があります。このうち、競技施設整備費補助金については要綱が示されております。補助対象の事業区分として一般と仮設があり、セーリング競技は仮設となり、補助率は10分の10以内で知事が必要と認める額となっております。ただし、補助対象となる事業は、直接競技に関する事業のみ補助の対象ということになりますので、進入路や駐車場等の整備は補助対象となっていません。

県とはヒアリングだけでなく、県の担当者も武器学校に来て現場を見ていただくなど、多額の費用がかかることを御理解していただき、できるだけ多くの補助金をいただけるように働きかけております。これは、阿見町の持ち出しを少しでも少なくしたいということで、やはり職員、一生懸命やっています。

しかし、補助率が10分の10以内であり、最終的には知事が必要と認める額となりますので、現在のところ補助額は確定しておりません。

なお、運営経費やリハーサル大会の経費については、まだ補助要綱が示されていませんが、先催県の例では、さまざま条件がつかますが、運営経費については3分の2、リハーサル大会については2分の1の補助率となっております。

3点目の、自衛隊武器学校内に整備する基本計画策定の進捗状況はどのようになっているのかについてであります。

この件につきましては、現在発注に向けて準備をしているところであります。

4点目の、会場選定について、茨城県セーリング協会との協議は、いつごろ、何回、どのように行われたのか。その結果はどのようなものだったのかについてであります。

これまで、茨城県セーリング連盟とは、誘致当時とヨットハーバー建設の意向を示した時期にも話し合いを持っており、そのほかにも、折を見て意見を伺ったり報告をしております。主なものを申し上げますと、セーリング会場を町に誘致した平成23年度から24年度にかけては、武器学校あるいは防衛省技術研究本部土浦試験場のスロープを使用して開催しようということで、それぞれの施設にお話をさせていただきました。その結果として、連盟との合意のもと武器学校での開催ということで、平成24年2月14日に連盟と一緒に武器学校にお願いに行った経

緯があります。また、同年4月17日には、武器学校内の使用範囲等について、県連盟とともに武器学校と協議をしております。

平成25年12月には、中央競技団体の会場視察があり、視察資料の作成のため、会場レイアウトや霞ヶ浦平和記念公園、ラクスマリーナとの分散となる会場の連携等について、連盟とは直接あるいは電話等で、幾度となく話し合いを行ったりアドバイスを受けております。

その後、平成26年6月に連盟から大室船だまり西側に建設する施設基本計画案を提示していただき、7月には連盟から競技運営の視点から会場の規模等のお話を伺い、それらの話をもとにした大室船だまり西側、武器学校、大室ストックヤード跡地の3会場の比較検討の調査を行っております。その結果、武器学校で開催する方針として、平成27年3月に連盟に報告をしたところであります。

先ほども、久保谷議員が23年、24年度等に一般質問したということでもあります。そのときはまだ、やはり武器学校でもいいんじゃないかと、そういう意見だったと思います。これはやはり、人間ですから、そのときそのときによって、いろんな問題がありますから、その意思はいろいろ変わって、これはいいんじゃないかなと、人間ですからね。だから、今の提案は提案として受けますけど、そういうこともあったということだけは感じとっていただきたい、そう思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今、町長が最後に、自衛隊の中でやったほうがいいというふうな、私は今までそういう一般質問はやっておりません。ちゃんと、私もね、いろいろと今までのやつを調べております。

そういう中でね、9月の一般質問では、会場の問題、予算の関係があるので、質問用紙に「町長」と答弁をお願いしましたところ、生涯学習課所管なので教育長でお願いしますと。今回は、教育長答弁が町長答弁になったのは、どのような経過なのか伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前回、やっぱり9月議会に、私のほうでいろんな答弁をしておりますので、また、今、教育委員会の制度が変わり、総合教育会議ということで、私がこういう問題に対しては、町のトップとしてきちんとした話をしないといけないなど。大きな予算が、非常に大事な予算がつくわけですから、そういう面で、やはり一番の責任者である私がやるが一番いいだろうと、そういう思いで、今回答弁をさせていただいております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） だからね、9月のときに、やはり、決定権は町長があるわけですから、やはり予算とかね、そういう部分で町長にお願いしますというふうにお願ひしたところ、教育

長という話になってしまったんですが、やはりこれからね、こういう形で、町長じゃなくちゃ判断できない部分の一般質問等は、やはり所管が違っても、やはりその辺のところはお願いしたいなあというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、言われたとおり、前回の質問に対しての答弁は私じゃなかったことに対しては、非常に申しわけないと、そう思いますが、今回こういう形で、やはり自分が一番の責任者でありますので、そういう面においては、やっぱり部を越えた中で、やっぱり私が決裁しなければならぬことは私がやるということで御了承いただきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ありがとうございます。それではですね、新聞報道でですね、マリナ施設を、ヨットを浮かべる施設は積極的につくっていききたいというふうに新聞報道されておりますが、やはり今、思いで話したっていう話を答弁をいただきましたがですね、この参加した人の話を聞くとね、思いというよりも、もう小さくてもいいからつくるんだという話で聞いてたんで、思いで話したような状況だとは、私は思わないんですが、その辺のところはどうなんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そこでは、やっぱりそういう発言をしたと思えますが、やはり私は、霞ヶ浦高等学校の部活ができるぐらいのヨットハーバーをつくりたい。これは野口雅弘議員あたりからも、いろんな面で、霞ヶ浦の部活ぐらいはできるようなことを、やっぱりやってったらいいんじゃないかと。私もそういう話を随分聞いておりますのでね、やはりそれは、私としては、やはりいろんな面で、地域の活性化、霞ヶ浦湖畔の活性化というのは、もう前々から自分の使命だと思ってやっておりますから、そういう中で、必ず、湖まちづくりの中でね、つくり上げていきたいと、そういう決意を持っています。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 行った関係者ね、ほんとに生徒たちも、やはりあと、霞ヶ浦高等学校の理事長と、またセーリング連盟、また県の国体推進室ですか、そういうところのいろいろな話の中ではね、本当に阿見町では、これからつくっていくんだというふうに受けとった人が、大部分の人がそういうふうな形で受けとったというふうに、私は思えます。

そういう中で、湖まちづくりの中でつくっていくということはですね、自衛隊の中で1回、国体やった以後にね、つくるという話なので、これ2回マリナ施設というかそういうところをつくるということは、税金の無駄遣いにならないのかどうかをちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは全然規模が違うわけだし、そしてまた、私はもう、この自衛隊に決めたということは、もう町がね、大きな施設をつくって、今後、負の遺産になることはまず間違いない。私は絶対そう思いますよ。これ5年後、10年後、見てみなさいよ。必ずそういう状況になると思います。今なぜいろんな面で騒がれているかというのは、やっぱり施設を大きくしてね、維持管理、初期投資と維持管理、いろんなものを考えたときに、やはりこれでは市が大変だ。今も水戸もやってるでしょ。やっぱり、あと、つくば市だってああいう形になってます。それはやっぱり、大きなものを今から人口減少時代を迎えてね、大きなものをつくる。今からは、やはり縮小を、やっぱり、公共施設の縮小を考えていかなければいけない時代ということは、もう誰もがわかっているんじゃないかなと。議員各位もそういう考えを持ってんじゃないかなと、私は思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今のね、維持管理のことは、2問目でちょっと話をしたいというふうに思いますが、そのときに、またもう一度答弁をお願いしたいなというふうに思います。

県補助金の話をするんですが、県補助金は、競技施設整備費補助金、会場地市町村運営交付金、リハーサル大会補助金などがあるというふうに答弁をしておりますが、もらえるもの、もらえないもの、いろいろあるんですが、一体全体ですね、前回のやつでは、施設整備費が6億円の内訳のやつのお話も出ておりました。また、運営費が3億円。こういう中で、町が一体全体、持ち出しの部分は幾らなのか、全然わからないんですが、その辺のところを詳細にお願いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。町長が答弁したとおりですね、競技施設整備補助金については、要綱が確定したよと。10分の10以内ですよと。限度額が知事が認める額、それからリハーサルそれから運営費補助については、先催県を参考に3分の2、2分の1ちゅうことで、ここで幾ら、幾らちゅうのはお答えはできません。今から、今年、基本計画、それから来年、詳細設計、それから実施設計ち部分で、その段階で提示できていけるかと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今になってですね、もうこの中のね、6億円の中の内訳は、調査測量費4,960万、仮設土木費ですか、これが3億3,030万、附帯工事費が3,310万円、あと事務所等建設レンタル費が1億6,690万円。この中の、もらえる部分とももらえない部分は、どういうふうになってるんですかと。あと、運営費の3億円というのは、全部これは県からの補助金なん

ですかと、そういうことを聞いているわけですが、これ3分の2だ何だかんだ言っても、どれがどれだかわかんないでしょ、これでは。その辺の内訳を聞いているんです、私は。

○議長（柴原成一君） 竿留次長。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。久保谷議員もですね、平成31年の国体を成功させるっちゅう思いは一緒だと思います。先ほども言ったように、今、基本計画——どういふ部分をやるのか、それから今から詳細設計、それから実施設計の段階で、ここで幾ら、幾らということになったら、数字がひとり歩きしちゃうんです。ですから、今は確定しておりませんということで、それ以上はございません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） じゃ、確定してないちゅうことは、6億・3億というのも、これも確定してないちゅうことなんですね、じゃ。伺います。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。平成26年の9月に補正をいただきまして、久保谷議員御存じのとおり、第1候補、第2候補、第3候補っちゅうことで、その比較をどうするかっちゅうことで、そのための暫定——部分で比較の数字であって、実際に6億円ちゅう部分、今の段階では9億円ちゅう形で捉えておりますけど、先ほども言ったように、今から基本計画、それから詳細設計、実施設計をやる段階で、ましてや今、県とのほうで、何とかヒアリングをしたりやって、そこで提示された部分であればこうですよって言えるんですけど、その段階もまだ出てないんで、そこは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあね、ここまで来て、あとね、私が一番最初から提案してから、これ開催までに、本当にね、8年の間っちゅうか、今までで23、24、25、26、27、4年間、はっきり言って、何やってたんだかわかんないような状況ですよ、これは。今ごろこんな話してて。だから、やはり自衛隊の中でやるとか、そういうふうなせっぱ詰まったような状況に置かれているのかなと、私は思いますよ、これは。

そういう中で、この前の9月の議会でね、自衛隊の中でやる整備に対する基本策定の進捗状況を聞いたところね、まだ現在、発注に向けて準備をしているということですが、3月までに策定をするということなんですが、これはね、できるのかどうかね、本当にあと2カ月しかないんでね。その辺のところを、やはりお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。町長が答弁したとおり、今、準備段階です

よということで、基本計画のためのさまざまな仕様書、要するに業者選定のためのいろんな仕様書を、今、煮詰めているところでございます。目標は、これ会計年度がありますから、3月31日までだという目標で、計画で、今、進めておるところでございます。今の現段階では、3月末まででは終わるといって、今、進めて、予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 要はですね、9月にね、補正予算出て、それでまだ準備段階だつていう話は、これ通常のね、土木工事とかそんなの、そんなにこれ、9、10、11、12ですよ、3カ月も4カ月も、これそのままにしていって、これ、だからね、予算も何も出てこないんですよ、そういう話をしているから。やはり、早く早期に、そういうことをやはりきちんとやってかないから、やはりね、どんどんどんどんおくれるんですよ、だから。そういうふうに思わないんですか。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 国体、これは重要な大イベントでございます。ただ、生涯学習課、当然、国体だけをやってるわけではないちゅうことだけ御理解願いたいと思います。今の現時点では、3月31日までの目標で、今、進めているちゅうことでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 大体ね、今、生涯学習課のね、あとこれ、プレ国体までどのくらいあんの。それで、生涯学習課の担当者があちこちやってんだ。そんなの、意気込んだいう話じゃないですよ、本当に。今は、もうはっきり言って、これはもう専属でそういう人をつけて、いろいろな形でやるのが、私は、もう当然の話だと思いますよ。それを今、いろいろ、例えば、運動会じゃないけど、そういうこととか、いろいろ等々、いろいろやりながらやってっから、なかなかできないんだつていう話なんですよ、違いますか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ですから、先ほど町長が答弁したとおり、今、準備段階で、国体のほうも力を入れてやっておりますよちゅうことです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） だから、そのね、専属とかどうのこうのじゃないけど、そこでね、専任でやるようなことを考えてないんですかと。私が質問の話じゃないでしょ、これ。町長の答弁したとおりなんか、そんなの初めからわかってるでしょうに。違うね、違う話を、だからし

てんでしょ、だって。まったく。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

○8番（久保谷充君） まあ、次長、もう一回、だからね。

○議長（柴原成一君） 少々お待ちください。教育次長。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。ですから、今、一生懸命、計画に基づいて、現時点では3月、来年の3月末を目標にですね、今、やってんです。それが計画ですから、あくまでも。予算は計画、決まったわけじゃないですから、決算じゃありませんから、失礼ですけど、3月31日を目標に、今、進めていますよということで行っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、何とか、誠意のない答弁を、私は何回聞いてもしょうがないんで、これで終わりますけど、これでこの件は終わります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、2点目のね、国体セーリング会場変更の提案についてを質問をいたします。

国体セーリング会場の変更の具体的な提案をしたいというふうに思います。

9月議会では、つくって壊して9億円の整備手法をとる最大の理由として、維持管理費がかかるから財政状況を圧迫するからということを上げておりました。私も提案者になった補正予算の修正案に対する議員の皆さんも、反対討論の中で、維持管理費用について述べておりました。9月では、具体的な管理費用について言及されることがありませんでしたので、改めて維持管理費用をどの程度と試算しているのかについて伺います。

あと、2番目に、会場変更について、1番目の大室の船だまり周辺につくった場合について。2番目、霞ヶ浦高等学校大室グラウンド新設計画予定地周辺につくった場合の提言をしたいというふうに思いますので、答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 維持管理のほうもね。いや、続けてなんで。

○議長（柴原成一君） 3問目も一緒っちゅうことですか。

○8番（久保谷充君） 終わってないよね。

○議長（柴原成一君） 久保谷充議員に申し上げます。今、大きな2の、2の3、維持管理の方法についてがありますけど、それも述べましたか。

○8番（久保谷充君） 述べた、述べた。

○議長（柴原成一君） 述べた、はい。じゃあ、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、国体セーリング会場の変更の提案についてということで、まず、自前でやれば、それだけの金がかかるということだけは、わかっていますよね。土地買ったり何だりするってね。それで、全然ないなんていうことはありませんよね。設備すれば、武器学校にきちんとしたものが残るといっても、やっぱりこれも考えていただかないといけない。全てゼロになるのではないんだということね。やっぱり武器学校との関係は、非常に阿見町にとって大事です。防衛予算等も随分もらっていますからね。そういうことで、9億が、使われてあれているのは、それはちょっと言い過ぎじゃないかなと。それはやっぱり考えていただきたいですね。全然残らないんじゃないんだからね。

それでは、国体セーリング会場の変更の提案について。

1点目の、維持管理費の試算結果について、陸上自衛隊武器学校での開催を予定しているため、維持管理費の試算はしておりません。

参考までに、土浦市のラクスマリーナの年間維持管理費については、平成26年度決算書を見ますと、給与原価・法定福利費・修繕費・燃料費等で、約3,800万円となっております。

久保谷議員の維持管理の方法についてということで、すばらしく、随分反響が強かったという。これにしては1,000万円程度ということで、どういう試算なのか、私にはわかりませんが、1,000万円程度だそうです。

2点目の、セーリング会場の変更については、大室船だまり周辺と、霞ヶ浦高等学校大室グラウンド計画地周辺への会場変更についての御提案ではありますが、陸上自衛隊武器学校を借用して開催する予定でありますので、現時点では会場の変更は考えておりません。

3点目の、維持管理の方法については、1点目・2点目でお答えしたとおり、陸上自衛隊武器学校での開催を予定していますので、維持管理方法についても考えておりません。

この会場変更の具体的提案について、非常に私は疑問点があります。これは……。いやいや、だって、これだけ……。

○議長（柴原成一君） 町長、お待ちください。

○町長（天田富司男君） これだけのことを……。

○議長（柴原成一君） 町長、お待ちください。

○町長（天田富司男君） いや、ちょっと待ってください。

○議長（柴原成一君） いや、海野議員、私語を慎んでください。

○町長（天田富司男君） これだけのことを書いてあるわけですから、実際にね。これ、非常に問題ですよ。整備費6億6,000——霞ヶ浦高等学校大室グラウンド周辺につくる場合、整備費6億6,000万かかります。現在、霞ヶ浦高等学校が総合グラウンドとして整備するために買

収めています。しかし、整備するには少し先になるので、計画の変更は可能だと思われます。計画の変更。施設配置を変更して。で、施設配置をどうやって変更するんですか。セーリング会場を整備することとなると思います。あなた、なると思いますって、ここに書いてるんですよ。

〔「議長、聞く話……」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 大体ね……。

○議長（柴原成一君） 答弁中ですので、お待ちください。

○町長（天田富司男君） そうそう。聞く話じゃなくて……。

〔「おかしいよ、それ」「答弁じゃねえべよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） これだけのことを、あなた、これだけのことを書いてよ、町民の皆様にきちんと説明すべきでしょう。これ説明してくださいよ。施設はどこなんだ。施設配置をどこに変更するんですか、これ。

〔「議長、私語が多過ぎて何も聞こえないよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） セーリング会場を整備することと……。

○8番（久保谷充君） 町長がなんで質問してんのは私に。

○町長（天田富司男君） 質問するって。

○議長（柴原成一君） 答弁中ですので、ちょっと静かにしてください。

〔「答弁じゃないでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） こんだけのことを書いといて。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） こんだけのことを書いといて、町民に、あんた説明できないの。施設整備をどこにすんの、これ。変更するっていうんだから。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。

○町長（天田富司男君） はい。いや、これ、だから……。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。

○町長（天田富司男君） あれですよ、実際の話、これを議員が……。

〔「動議だよ、動議」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 久保谷議員がやるっていうんなら、これはそのとおりだと思いますけど、これ、ちょっとおかしいんじゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。

○町長（天田富司男君） はい。

○議長（柴原成一君） 質問にのみの答弁にしてください。

○町長（天田富司男君） はい。

〔「なんかおかしい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 町長、私に質問してんの。

○町長（天田富司男君） そうですよ。

○8番（久保谷充君） そういう権利ないでしょうよ、だって。

〔「ならこんなこと書かないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） 議長、何やってんの、そもそも、こんなの。

○議長（柴原成一君） 質問を続けてください。

○8番（久保谷充君） いいかげん、なんだよ、こんな話じゃだめですよ、だから。

〔「議長、……だせ」「私語がうるさくて、だめだこりゃ」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） 自分だって言ってんじゃない。

〔「だから注意してるんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 議員の皆様をお願いします。静粛をお願いします。

○8番（久保谷充君） 今、本当にね、町長の、そういうのを持ち出して、私はそういうな、あれだから、ちゃんときちんとあれしてますけど、それを、私に、この場でじゃなくて、ね、町長から質問できないでしょうよ、だって。何でそんなの質問してんですか、だって。

〔「時間もったいないから」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 町長、静粛にしてください。久保谷充君、続けてください。

○8番（久保谷充君） 9月のね、私の一般質問でも、維持管理費の問題があり、自衛隊の中で開催するのがよいと判断しました。補正予算修正案に反対した議員の皆さんも、これから維持管理費が非常にお金がかかるので反対ということでしたが、町長も維持管理費が1,000万、2,000万ではおさまらないと答弁しておりましたが、今回の答弁では、維持管理費案に対する反対した議員の皆さんも、これから維持管理費がお金がかかるんだということでも反対したんですが、今回の答弁の中にはね、まだ維持管理費は試算してないということなんですけど、試算してなくて、これ維持管理費がかかる、かかるつつって、何でその判断材料なんですか。お願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は、町が、土地を買ったりして、ラクスマリーナみたいな、そういうものをつくらないと言ってます、最初から。つくらない。つくらないのに、維持管理も何もないんですけど、つくれば維持管理がかかるわけだから、これはね。だから、つくらないものをつくれっていうのが間違っているわけでしょ。私はつくらないんだから。土地を買って、

そういうものを、負の遺産を、子供たちに残さないって言ってんですよ。私の意見なんですから。私はそれで、今回こういう形にしたわけですから、それがだめって言うんじゃない、しょうがないなあと思うけど、これはやっぱり、今から考えれば、やっぱり公共施設をどんどんどんどんつくるっていう、そういう時代ではないということは、誰もが理解していただけるような、私は考えは持っております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 町長、今のね、維持管理費の話は、前回でも1,000万、2,000万、それ以上でおさまらないって言ってんですよ。だから、根拠があって話ししてんでしょ、だって。そうしたら試算してない。これどういうことなんですか。初めからつukらないとか、そういう話の中で話したんじゃないでしょうに。これ、選定の理由の、武器学校の中でやる選定の理由の、もう本当に大きな理由の中が、維持管理費がかかるからという話をしているわけですよ。だから、そういう中で、維持管理の試算もしてないで、何を話してるのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 維持管理費を、一番の問題ではありません。先ほど言ったとおり、町が大きな施設をつくる、土地を買って大きな施設をつくる、その自体がもう時代おくれだと。今後ね、やはり負の遺産を子供たちにツケを回すのはだめだという、そういう意識のもとで、これが一番の理由ですよ。その後は、必ず維持管理はかかりますよ、これは、どんなことしたって。ラクスマリーナ大きいから3,800万だけど、相当かかりますよ。だけど、維持管理費じゃなくてね、やっぱり今、阿見町にとって、何が一番重要な施策かということを考えたときに、今後ね、いろんな、新小学校、道の駅、いろんなことを考えればね、今、その国体のね、会場を町がつくるっていう、そういう選択肢には全然ならない。町はそういう意識を持っています。だから、さっきも言ったとおり、もう、その新しい土地を買って、それでヨットハーバーをつくるという意識はありません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いやね、これは今も、土浦のラクスマリーナの話をしておりましたがね、これ、参考にまでということで答弁をしておりますが、土浦のラクスマリーナは、独立採算制ですね。給与原価、法定福利費、修繕費、燃料等3,800万というふうにあれして、今、町長もそういう話をしておりましたがね、土浦のこのやつは独立採算制でやって、これは黒字を出しております。そういう中で、3,800万も、当然これね、燃料費、修繕費、これはホワイトアイリス号の燃料費、それ観光船だから使ってますよね。それで修繕しますよね。これ船長、船員もいます。当然それだけの維持管理費はかかりますよ。もし阿見町でやったとき、わざわざ観光船買うんですか。そういうやつはかかってこないんですよ。そこで、やり方をいろいろ

と考えれば、そういう経費がどうのこうのとか、維持管理費がどうのこうのとか、それで、これから負の遺産だとか、そういうことよりも、やはり違う、やっぱり利活用して、きちんと、それでやっぱり阿見町がいろいろと経済効果でも、そういうことをやはりできるようなものを、やっぱりつくっていくのが、やっぱり町長の役目だというふうに私は思いますよ。はい。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんな意見あります。ただ、それは久保谷議員の意見であってね、それが本当に活性化につながるかっていったときにね、まず、私は難しいんじゃないかなと。それはヨットをする人口を考えたときに、じゃ、ここでヨットをやった人、誰がいます。ほかでも私、何回も聞きましたよ。地域でも。この問題、2回、これ出されてるから、今回は、また3度目も出るんでしょう。やっぱりちょっと、記念樹の森なんていうのも、これ間違った話だから、こういう話も、この書いてあるのも、やっぱりこういうのもね、きれいにしないとイケないでしょうから、第3出るんでしょうけど、第3弾がね。だけど、やはり町は、もうね、これはやらない。実際に自分のところで土地を買って、それで国体を開くということはないと。それだけは言うておきます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、町長が、それは赤字じゃないけどね、これからの負の遺産なんだというふうな話をしておりますがね、やはり、霞ヶ浦高等学校近辺ね、大室含め、ほとんど一体なんでね、その辺のところを、やはりきちんと整備していけば、やはり何年か、七、八年前もね、竹来中学校あたりでは、やはりヨット部ができるんだとか、という話を私、聞いたことがあるんですが、そういうことを、やはり、中学校からして、また霞ヶ浦高等学校。やっぱり阿見町がヨットの、ほんで、全国に、またオリンピック選手を出して、本当のヨットの町につくっていくのが、やっぱり私はいいいというふうに思っておりますんで。そして、ヨットの人口が少ないからどうのこうのじゃなくて、それだけで私は利用しろつつてんじゃないですよ。湖畔の、やっぱり、よそから来た人も、町民の皆さんも、そこを利用しながら、遊びに行ったり、そして、カヌーだとかボート遊びだとか、そういうものを一体として考えながらやってけばいいというふうな話をしているのに、ヨットの人口が少ないからどうのこうの……。ヨットの人口は、前にも私はあれで、ちょっとあれしてましたが、確かにセーリング連盟に加盟しているのは100人弱だかわかりませんが、今までOBその他いろいろ入れた場合に、たくさんのやっぱりね、周りから人口入れれば、かなりの人数いるわけですよ。それで、ヨットだけじゃなくて、やっぱりね、ウインドサーフィンやったり、そういうことを含め、やっぱりいろいろ活用できるわけですよ。だから、その辺のところを考えてもらいたいと私は言うてるんです。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私も随分考えてきてますけどね、ヨットばかりじゃないでしょ。何で湖まちづくりを私が国交省とやったか。これはやっぱり霞ヶ浦湖畔の活性化ですよ。サイクリングロードもそうですよ。この間の予科練平和記念館の零戦だって同じじゃないですか。何とか1人でも多くの人に予科練平和記念館に来ていただきたい。そうじゃないですか。霞ヶ浦高等学校のあの用地だって同じでしょう。あの地域のための活性化になるという。そういうことを考えてやってることを理解できないっていうの、これは俺はおかしいと思う。私はずっとそうやってやってきているんだから。そして、ヨットハーバーをつくること自体が、私は負の遺産になると、自分はそう思っているんです。あなたは思わないだけで。そうでしょう。それは意見の相違だからしょうがないじゃない。これもできる、あれもできるというけど、なかなかそんな簡単にはいかないんですから。今まで見てきたとおりね、町が何かやるだ何だあって、第三セクターでやろうが、町が経営しようがって、こんなものは、絶対成功なかなかない。これ、もう今までの歴史が示しているじゃないですか。だから、やはり、今の私の考えは、そういう考えで、まず土地を買って国体を開くということ自体、ましてや本当に、これを見たら、あなたがこのセーリング会場、ねえ、セーリング会場を整備することになると思いますって、あなた言ってるんですよ、大室。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。質問にのみ答えてください。

○町長（天田富司男君） いや、だから、答弁、答弁、質疑じゃないよ。だから、どうやったらできんのかなと思って、俺。それが疑問だなあと。だって、ここで、もう、セーリング会場を整備することになると思いますって、これに書いてあるんですよ、これ。自分が書いたの、これ。自分が書いたんじゃない。だったら、何でこういうことが書けるのかなと思って、それが私は疑問ですね。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） 動議出してよ、もう。今のは、とんでもねえぞ、本当に。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議長に申し上げます。ただいまのですね、町長の発言と、及び、議長のですね、議会を支配する、その権限はですね、これ非常に問題だと思います。なぜならば、現在、阿見町議会では、反問権は許されておられませんし、ましてや、外部——久保谷議員が出したとはいえ、その資料に基づいてですね、久保谷議員に質問する。こういうことは、到底許されるものではありません。ぜひとも、議長からですね、町長に対して、警告を発していただきたいと思います。

以上です。

〔「そうだ」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいま、5番海野隆君より動議が提出されました。賛同する方はいらっしゃいますか。

〔賛同者挙手〕

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

5番海野隆君から提出されました動議は、成立いたします。

それについて、今、事務局と協議しますので、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時ちょうどといたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長より、町長に警告いたします。町長においては反問権はありません。質問者の質問にのみ答弁してください。警告いたします。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それは申しわけございませんでした。ただ、私は……。

○議長（柴原成一君） 町長。

○町長（天田富司男君） 違う、違う。私は、久保谷議員の御教授を願うために、どうやったら大室グラウンドの周辺でできるのかと、こう提案してあるわけだから、御教授を願いたいという、そういうこと……。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。

○町長（天田富司男君） はい。申しわけございません。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。一般質問の時間でございますので、それは別の機会をお願いいたします。

それでは、質問を続けます。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） だから、維持管理のやつで、最後に聞きますが、町長が1,000万、2,000万ではおさまらないと答弁してましたが、維持管理費の、このだから根拠を、もう一度、最後をお願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから言っているとおり、武器学校でやるから、維持管理費の試算はしてないって言ってるじゃないですか。そして、私は、もうそういう新しく土地を買って、

国体の会場にするという、そういう考えは持ってないということですから、維持管理費の試算をする必要もないしと私は思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まだ、お話ししたくなっちゃたんですが、そしたらね、いろいろところで、例えば君原公民館ですか、お祭りのときに、維持管理費がかかり過ぎんだという話をしてるらしいんですが、それは、何で、つくるね、そういう話があればないんならば、そういう話をする必要も何もないでしょうよ。なぜしてんのか、ちょっとね。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 物をつくれれば維持管理はかかりますよという話ですよ。そうじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） はい、わかりました。ま、いずれにしても、私は、マリーナ施設を、やはり、国体のときに整備して、そして、やはり、アウトレットまた道の駅、そしてサイクリングロードをね、含め、そういうところから、町の霞ヶ浦を、湖畔を利用して、そして、いろいろなまた経済効果を考えた場合には、やはりそれは維持管理費はゼロじゃないですよ。でも、やはり、維持管理費もいろいろな手法によって、それはね、赤字にならないようなやり方も、それは執行部の皆さんがいろいろ考えてもらえれば、そういうことは初めからできないということの試算の中だから、そういう話しか、私は、出てこないというふうに思います。

まあ、そういうわけで、阿見町にはぜひとも整備をしてもらいたい。まあ、いろいろな部分の観光の部分も含めね、やはり、土浦市なんかのね、ホワイトアイリス号ですか、来て、やっぱり、美浦のほうも、今度は、国からの払い下げっていうか、その部分を買ったらしいんで、そこを4.4ヘクタールのところに、300メートルからの、やはりね、スロープがあるということで、その中でいろいろなね、マリーナも整備し、そして、いろいろね、お客っていうか、そういう人を取り込むんだというふうな話がありますので、やっぱり、私は、そういう部分では、阿見町も含め一体となって、そういうところをやってもらいたいというふうに要望して終わります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、3点目の、通告により、生活道路の質問をいたします。

幅員4メートル以下の生活道路の整備についての質問は、今回で4回目になります。

私は、平成23年3月議会で、もっと身近な生活道路の整備が進むことは、税金を納めることで自分たちの生活環境が向上することを実感させてくれるもので、納税意識を高める。さまざまな事情で、整備基準に該当しない生活道路について、整備基準を緩和することによって、舗装道路を進めて、住民の満足度を高めることを提言の質問をいたしました。

また、平成24年6月議会では、町民が日常的に利用する生活道路を整備することは、納税意識を高めることになるのはもちろん、行政に対する信頼感を高めることにつながる。逆に、この解決ができなければ、失望にもつながると述べ、新たな発想と整備基準の緩和を行う必要があると、他市町村の例も挙げて、整備促進を主張しております。

今回、改めてこの質問をするのは、おおむね市街化区域の生活道路の整備が促進されてきたという事情があると思われるからであります。

これは、町長の、生活道路を積極的に整備してきたということで、高く評価できるものだと思います。それを一歩進めて、幅員4メートル以下の生活道路の整備について見通しを明らかにしていただきたいと思います。

- 1、市街化区域内生活道路の整備の状況と今後の見通しについて伺います。
- 2、生活道路の整備基準の見直しは考えているのかについて伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、生活道路の整備についての質問にお答えいたします。

町では、一般車両の通行のしやすさ、緊急車両が安全に通行し活動できる等の目的から、道路幅員4メートル以上を確保し整備を進めているところでございます。

1点目の、市街化区域内生活道路の整備見通しについてであります。

現在の舗装要望数は全体として94件、延長約18キロメートル、うち市街化区域は23件、延長は約2.5キロメートルとなっております。このうち、今年度、市街化区域5カ所、延長562メートルの整備に着手いたしました。よって、市街化区域内の未着手箇所は18カ所、約2キロメートルとなっております。

近年の市街化区域内の舗装整備延長は、年間約500メートル程度で、新規要望や現在の財政状況からすると、市街化区域内舗装要望路線の整備に約4年から5年で見通しがつく見込みであります。

2点目の、生活道路の整備基準の見直しについてであります。

1点目の整備状況を踏まえ、生活道路の整備基準の見直しは、現在の舗装条件を満たす市街化区域内の舗装要望路線の整備におおむね見通しがついた時点で検討していきたいと考えております。

具体的には、庁内の阿見町生活道路整備検討委員会等で検討し、さらに、外部有識者等で構成された阿見町生活道路整備審査会で議論を行い、議会に意見を伺った上で方向づけをしていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この生活道路は、今まで3回というふうな形でね、また、町長も、議員時代からそういう話をしていた中でね、まあ、もうちょっとね、早く見通しがつけられれば、一番よかったのかなあというふうに思いますがね、そういう中で、大体見通しがついてきたということなんで、もうちょっとね、スピードを速めてね、そしてまた、いろいろな市街化の中で、年寄り等が、やはりシルバーカー、そういうね、やはり不自由のないような形で、早急にできるような形で整備をしていただきたいなというふうに思います。

そういう中で、本当に、なかなかどうしても、今までは4メートルを満たせなくて、本当に困ってる方が、本当にいますので、これ、本当にね、早く、何とかお願いしたいというふうな人が、本当に市街化の中でいますのでね、そういうところを、やっぱり町長に、早く、1年でも、2年でも、前倒しでできるようにお願いをいたして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで8番久保谷充君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の方もたくさんいらっしゃって、御苦労さまでございます。それでは、引き続いてね、一般質問を行います。

本日は、障害の日ということで、1975年12月9日の国際連合の第30回総会において、障害者はその障害の原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有するという、障害者の権利に関する決議が採択された日でもあります。さきの県教育委員の発言には、まあ、びっくりしたわけですがけれども、先日、さわやかセンターで行われた部落問題の講演でも、差別を生む心の中には共通する精神構造がある。少数者や反対者、異質な者などにレッテルを張って攻撃するという精神構造があると話されておりました。教育の中でも、議会でも、私たちは心して発言、行動していきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。今回、新しい菅谷教育長を、阿見町としてお迎えすることができました。今後の阿見町の教育行政を担っていくということで大変に期待をしております。そこで、改めて、阿見町が直面すると思われる具体的な課題について、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

教育は国家百年の計と申します。また、教育は文化の継承にありとも言われております。しっかりとした地盤の上に大きな家が建つと言われております。今年も日本人がノーベル賞を受賞し、日本人として誇りを感じますが、阿見町出身のオリンピックメダリストやノーベル賞受賞者が誕生するような、そんな教育的環境や文化的な環境をつくっていただくことを、まずお

願いたいと思います。

具体的な質問に入ります。

1 番，教育の阿見と呼ばれるのは，どのような経緯に根ざし，発展してきたのか。阿見町教育の特色はどのようなものなのか。

2 番，グローバル化に対応した小中学校の外国語教育・国際化教育の推進について。

3 番，小中一貫教育あるいは幼・小・中・高・大一貫教育の取り組みについての現状認識について。

4 番，茨城県立聾学校と実毅小学校の相互連携教育の評価と発展について，どのように考えるか。

5 番，学校再編の現段階と今後の課題について。

6 番，本郷地区への新小学校のプール整備及び通学区再編について方針は固まったか。

7 番，教師が教育に専念できるような事務的補助職員の配置について。

8 番，主権者教育について。

9 番，古民家や文化財などの地域歴史資源の保存と利活用，歴史民俗資料館整備等について。

以上，9 項目について，新教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君，登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） それでは，新教育長の阿見町教育の認識及び具体的方針についてお答えをします。

1 点目の，教育の阿見と呼ばれるのは，どのような経緯に根ざし発展してきたのか。阿見町教育の特色はどのようなものかについてお答えします。

「教育の阿見」という言葉は，阿見町史によると，戦後の一時期，当時の茨城師範学校，現在の茨城大学教育学部が，阿見小学校を学生の教育実習の場として代用附属小学校としたことで，大勢の教師が阿見小学校で学ぶことを期待して県内から参加し，阿見小学校の教育を学び取っていたことから，「教育の町・阿見」の発想が始まったと記述されております。

次に，阿見町の教育の特色については，教育環境について特性があると考えております。

新教育長として所信表明で既に述べたとおり，阿見町には大学が3つあるなど教育的な資源として恵まれた教育機関が複数存在していることや，教育現場にかかわるすぐれた人材が豊富にいると考えております。このような阿見町の持つ地域の特性を活かした教育の推進を図っていくことが必要であると考えております。

2 点目の，グローバル化に対応した小中学校の外国語教育・国際化教育の推進についてお答

えをします。

社会の急速なグローバル化の進展の中で、外国語教育の充実や異文化理解は極めて重要であると認識しております。文部科学省からも、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、授業時間数の増加が示され、教員の指導力向上に向けた取り組みも行われております。

阿見町におきましても、外国語指導助手——ALTを全ての小中学校に派遣し、指導体制の充実に努めております。

3点目の、小中一貫教育あるいは幼・小・中・高・大一貫教育の取り組みについての現状認識についてお答えをします。

小中連携の重要性から、阿見町では平成10年度から、町教育推進委員会で、小学校と中学校の連携を進めております。

町教育推進委員会は、児童生徒に確かな学力を身につけさせるため、中学校区ごとのテーマや各学校のテーマのもと、小中学校が連携して研究に取り組んでおります。また、中学校区ごとの授業を見る会や勉強会を通して、教師同士の交流や児童生徒の共通理解を図っております。毎年、各学校や中学校区ごとの研修の成果を「阿見町の教育」にまとめております。さらに、昨年度は、中学校区ごとの学習の決まり等を冊子にまとめ、児童生徒が一貫性のある学校生活を送れるように配慮をしております。

4点目の、茨城県立霞ヶ浦豊学校と実穀小学校の相互連携教育の評価と発展についてどのように考えるのかについてお答えをします。

霞ヶ浦豊学校と実穀小学校との交流は30年以上続いており、昨年度は60回程度の交流を実施しております。内容は、授業や校外学習、体育的行事、クラブ活動、昼休み交流など多岐にわたっております。霞ヶ浦豊学校との交流を通して、実践を伴う道徳教育と人間教育の充実が図られております。

5点目の、学校再編の現段階と今後の課題についてお答えをします。

平成27年3月に策定した阿見町立学校再編計画に基づき、7月に開催した学校再編計画に関する説明会を受けて、実穀小、吉原小、君原小、3小学校区において、PTA役員などの保護者の代表や、区長などの地域住民の代表に参加していただき、それぞれ検討委員会を開催しております。

なお、阿見第二小については、説明会の結果、検討委員会が開催できていませんが、継続的に説明の機会を設けてまいりたいと考えております。

3小学校区の検討委員会では、茨城県内の小学校の再編状況、学校再編に関する課題、遠距離通学に対する通学支援に関して協議を行い、意見の交換をしております。その話し合いの中で、保護者全員が集まる機会を設けて説明を行うことになり、実穀小、吉原小、君原小の3小

学校区において、在住の未就学児及び小学生の保護者を対象に説明会を考えております。説明会では、阿見町立学校再編計画及び各小学校における再編に関することについて、検討委員会での話し合いを踏まえて丁寧な説明を行いたいと考えております。

今後は、この説明会での状況を踏まえ、再編に向け、検討委員会において引き続き話し合いを進めていきたいと考えております。

6点目の、本郷地区への新小学校のプール整備及び通学区再編について方針は固まったかについてお答えをします。

本郷地区への新小学校のプール整備につきましては、学校での水泳学習が夏季の時期に限られることなどから、既存の他の学校プールや民間プールなどを活用し水泳学習を行うように考えておりますので、これまでも説明しているとおおり、プールの整備については検討しておりません。

次に、新小学校の通学区域につきましては、学校再編計画に基づいて、都市計画道路荒川沖寺子線で区分することを基本とし、地域との合意形成を図るように進めるとしておりますので、今後、通学区域を検討する委員会などを設置し、検討していきたいと考えております。

7点目の、教師が教育に専念できるような事務的補助職員の配置についてお答えします。

教師の業務は多岐にわたり、議員の御質問どおり、教育に専念できる環境整備が、よい教育を行う上では大切と考えております。

事務的補助職員の配置は、教職員数の増加になり、一人ひとりの業務軽減につながります。現在、教職員の数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等で定められております。そのため、勝手に増員させることはできませんが、増員させる要望を引き続き行ってまいりたいと思います。

8点目の、主権者教育についてお答えします。

6月に公職選挙法が改正され、選挙権を有する年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられることとなりました。学校では、改正前から、主に社会科で小学校6年生と中学校3年生で主権者教育を実施しております。その他、学級会活動や中学校での生徒会選挙など、主権者教育につながる機会を設けております。これらの教育活動を今後も計画的に継続して行ってまいります。

9点目の、古民家や文化財などの地域歴史資源の保存と利活用、歴史民俗資料館整備等についてお答えをします。

地域歴史資源の保存と利活用については、次世代の子供たちに継承していく視点からも、大変重要なことであると認識しております。そのため、町で指定している文化財や、後世に残すべき高い価値のあると思われる文化財については、専門家の意見を聞きながら把握、記録し、

適切に保存，利活用をしてまいります。

なお，海野議員から何回か御質問のあった福田地区の山中家住宅についても価値があると思われませんが，現時点では文化財指定，利活用等は考えておりません。

歴史民俗資料館整備等については，以前にも同様の答弁をしておりますが，現在は，埋蔵文化財関連の資料展示を町内の各公民館・ふれあいセンターを利用して行っております。また，中央公民館2階ミニ展示室においては，町の文化財，歴史に関する書物や発掘調査報告書，町内出土遺物等を展示しております。

このように，既存の施設を活用しながら，町民に阿見町の歴史を知っていただく機会を提供しており，現在のところ歴史民俗資料館の整備については考えておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御丁寧な答弁をありがとうございました。一番最初にですね，「教育の町・阿見」というのは，どういう経緯に由来しているかということで，教育長からですね，しっかりと，これまでの経緯をですね，明らかにしていただいて。最近，私も同窓会がありまして，後輩ですが教師をしている人間が，「海野さん，阿見に呼んでくれないか」などと——私は呼ぶ権限はありませんが，阿見町というのはですね，教師にとって働きやすい場，人気のある場というのかな，そういうところだと思います。それはさまざま理由があると思いますが，当初述べましたね，「教育の町・阿見」というところで，一貫してね，阿見町の教育がですね，県内から——県南地区かな，県内から注目されていると，こういうことなのではないかなというふうに思います。ぜひね，今後も，その誇りを胸にですね，それを発展させるような形で，新教育長，手腕を発揮していただきたいと思います。

それで，7点目にですね，事務的補助職員の配置ということで質問させていただきました。当然，教職員の定員についてはですね，法律等で定められているということで，勝手に増員させることはできないということですが，私が書いたのはですね，補助的，事務的補助職員——正式な職員じゃなくてもいいんじゃないかなと思いますので，その辺，もしですね，これ，教育長として，学校に——校長としてもね，これまで学校経営に携わってきているわけですから，町内の小中学校，見渡していただいて，やっぱり少し事務的な補助職員が必要であるということであればですね，遠慮なく町長にですね，お話しただいて，その予算要求をしていただいて，これは町でね，解決できるというところもあるでしょうから，ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これについては答弁は要りません。

8点目なんですけれども，主権者教育ということで御答弁をいただきました。6年生及び中

学校3年生において、主権者教育について行っているということですが、阿見町はですね、昨年・今年と子ども議会ということでね、小学校6年生の子ども議員と執行部の質問・答弁を行ってですね、議会の仕組みを学ぶということで実施をしてみました。

今度ですね、選挙権が18歳以上になるということで、高校生も有権者になります、その時点で選挙があればですね。義務教育は、基本的には中学校までですので、主権者教育を学ぶというのが、中学校までで終わる生徒もいると思います。したがってですね、主権者教育については、学校教育の場でもですね、しっかりと——よりしっかりとというのかな、よりしっかりと、あるいは実践的に学習する機会を提供する必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、私は2つの提案をしたいと思います。

1つは、現在ね、子ども議会ということで小学校6年生を対象に行っていますが、これをですね、中学校、中学生ですね、2年生がいいのか、3年生がいいのか、私はわかりませんが、中学生も対象としてね、また、質疑なんかも行うような、より、これまでよりバージョンアップしたね、これ子ども議会って言うていいのかわかりませんが、子ども議会をですね、開催していただけないかというのが1つ。

それから、もう1点はですね、これは当初ですね、私は子ども議会が開催するときですね、むしろ、町の議会をですね、傍聴させたらいいのではないかと、こういうお話を申し上げました。これは県内の自治体で多くの事例があります。子どもたち、小学生・中学生をですね、この傍聴席にですね、呼び出して、こういった一般質問の場、あるいは審議の場をですね、傍聴させると。これは本当に効果があるようです。というのは、大人たちというのかな、大人たちは一生懸命に、福祉から教育、文化、それから道路、こういうことについてですね、熱心に阿見町の未来を見据えて議論をさせていただいていると、こういうことで非常に効果があるというふうに聞いています。茨城県でもですね、各高校がですね、県議会を傍聴すると、こういうことをですね、やっておりますので、この2つについて、まず教育長、ここで決めるということはどうかわかりませんが、検討していただけるかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） ただいまの御質問にお答えをします。結論を言いますと、前向きに考えたいと……。結論です。

まず、子ども議会につきましては、中学校でバージョンアップというお話ありましたが、中学校での学習、公民科での学習のほうがレベルが上ですので、さらに身近なものとして議会を捉えることができるいい機会になるのではないかなと思いました。

ただ、先ほどの事務的補助職員とのかかわりなんです、学校へいろんなものが入ってくる

んですね。議員も御存じかと思いますが、〇〇教育——主権者教育が、今回、選挙法の改正でクローズアップされて入ってきました。その前はがん教育が入ってきました。金銭教育、株の売買まで学校で……。そういう、何か新しい社会の進展が、物すごいスピードですので、対応してはいかなくてはならないんですが、それが全部学校に入ってきます。〇〇教育、数えたら100以上あると。それを現行の中でやれというのは難しい。そういうところの兼ね合いがありますので、前向きには考えますが、学校の指導の内容ですね、それがあふれないような形で検討していくところが1つ条件かなというふうに考えます。

それと、小学校で6年生あたりで国会の見学とか、遠足でね、そういうところで触れているんですが、実際、会議をしている場は見学できませんので、身近なね、町議会とかそういうところを見るといいかと思います。町の議会の傍聴というのも1つの方法かなと思います。

ただ、ここも心配なことがあります。それは、先ほどもちょっとそういう激論の場がありましたが、国会中継を見ていまして、学校で指導している話し合いとはかけ離れたものがある。そのところを、高校生、18歳程度になれば、大人の世界の嫌な部分も見えてきますから、そうかなと思うんですが、純粋な子どもたちに、あのような場を見せることには、若干抵抗があります。子どもたちの戸惑いを、学校で教える……。先生違うじゃないかと。その辺のところはあります。

これは余計な話になりますが、以前は学校で、人を信じなさいと、素直な子を育てていました。元気で明るく素直な子を育てましょうと。皆さん、そう思いますよね、いいと思いますよね。でも、それやったら、今どうですか。素直な子、何でも受け入れる素直な子を育てたら、社会に出したら、町の中に裸で出すような形ですよ。本当かな。情報化社会で、この情報は正しいのかな、うそなのかなと、そういうのも今、社会の変化というものに、学校で教えなきゃならないことが、今までと全然違う内容が来ていますので、提案、確かにそのとおりだと思いますが、現状の学校の教育の内容と照らし合わせて、十分吟味した上で、前向きに考えていきたいと、そういうふうに考えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 現実を見せることもいいのかなと思いますが、ありがとうございました。

それでは、9点目についてですね、再度質問をさせていただきたいと思います。

新教育長は、福田の山中家住宅については、実際に見ておられますか。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 先日、次長に案内していただいて、山中さん御自身ともお話をし、中も見せていただきました。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。教育長はね、学校が長くて、社会教育については少しね……。ま、専門家か、それも。ということで、今回の答弁でね、文化財の指定や利活用等はね、その山中家住宅については考えていないということで、ただ、その価値があるということはお話いただきました。私はね、価値があるということと、後世に残すべき価値があるのかというところがね、大きな分かれ目だと思うんですよ。価値があるというのは、何となく価値があるけど、これが文化財指定とかね、利活用はちょっと考えてないよということで。

私はね、後世に残すべき価値があるものではないかなと思うんですけども、教育長、この点、もう一度答弁ください。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 私自身、子供のころ、山中家のような形の家の中で育ったものですから、前々……。前の前の町長の野口三郎町長の御自宅が源兵衛屋敷という形で、ゆうもあ村に行った。その行く前の中身なんぞを、こう、遊びに行ったりなんかして、存じ上げてるので、初めて見る方とは、また捉え方が違うのかなと思いますが、やはり大黒柱とかね、しっかりしたつくりとか、その辺を見て、やはりあちこちの市町村で、そういうね、価値のあるものは残しています。ですから、残すべき価値はあると思います。ただ、町の財政状況とかね、かなりの費用がかかるとお思いますので、その辺も、ただ単に残せばいいというものじゃなくて、町の懐具合と考えながら。あるいは、あそこに残すのか、別のところに移築して残すのかとか、いろんな課題があると思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 大変なね、進歩だと思います。後世に残すべき価値があれば、その残す方法についてね、今後は少し検討を加えていただきたい。町の、もちろん財政の状況もあるでしょう。そういうことで、ぜひね、検討をしていただきたいと思います。

先日ね、図書館で、歴史家の専門家がね、県の建造物について講演をしておりました。文化財保護法ではね、利活用ということが、もうそちらの方向に行っているんだということも含めて、ぜひね、そういう方向で行っていただきたいと思います。

これで1問目の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次はですね、地域防災計画の実効性確保についてお伺いをいたします。

今年の9月10日の台風18号の大雨によりですね、県内、特に常総市で鬼怒川の堤防が決壊して、市役所のある中心部も水没するという大きな被害を受けています。犠牲者も出て、いまだ

復興の途上にあります。この災害は、国の堤防未整備問題、県管理の河川でも堤防が決壊、常総市の地域防災計画に想定されていた市役所の水没等が実際の政策に反映されていないなど、多くの課題・問題が明らかになりました。

私が最も大きな衝撃を受けたのは、避難勧告や避難指示のタイミング、行政防災無線による避難誘導など、阿見町でも教訓となりそうなことが多発していたからでございます。特異な気象状況が今回の大雨を招いたと言われておりますが、今後、さまざまな事象をつなぎ合わせて検証し、一層の対策をとっていく必要があると思われまます。

また、東海第二原子力発電所の広域避難計画及び安全協定についても伺います。

具体的には、1、総合防災訓練の概要と課題について。

2、常総市等への支援要請と支援体制について。

3、関東・東北豪雨の教訓について。

4番、避難所解説運営体制の見直しについて。

5番、東海第二原発広域避難計画についての協議はどこまで進展しているか。

6番、原発周辺自治体への原子力安全協定枠組みの拡大について。

7番、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の要請事項について。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、地域防災計画の実効性確保についての質問にお答えします。

1点目の、総合防災訓練の概要と課題についてであります。

今年度、総合防災訓練は、近い将来発生が懸念されている地震災害を想定し、自主防災組織の参加を中心に訓練のメニューを組んだ参加型訓練、また、各防災関連機関も従事した実働型訓練を実施いたしました。特に、実際の災害時を想定しての避難所設置運営訓練及び災害ボランティアセンター運営訓練は、昨年から取り組んでいる訓練で、町も力を入れているところでもあり、参加者から好評をいただいております。

訓練参加対象としては、昨年は町内全地区に呼びかけて行いましたが、今年度は訓練開催地区の多くの町民に直接訓練に参加してもらい、他地区の方々には訓練を見学してもらう形での参加をお願いいたしました。

また、訓練の実効性を検証するために、訓練会場にて参加者にアンケートを行い、その中で「実際にやってみないとわからないことが多く、いい経験になった」という防災対策に訓練は

有効であるという意見や、もう少し参加者を増やす工夫をすべき等の意見もいただきました。今後、アンケートでいただいた意見を参考に、さらに充実した訓練を目指していきたいと考えております。

2点目の、常総市等への支援要請と支援体制についてお答えいたします。

今年9月に発生した、常総市における大雨災害に対する町の支援につきましては、まず自主的支援として、先方の要請により消毒液500ミリリットルを335本、石灰20キログラムを292袋について現地に届けるとともに、優先して給水体制の確保を図りました。その後、具体的に人的支援として、給水活動、ボランティアセンターの支援、避難所にて被災者の健康相談活動等に従事する要請があり、延べ12日間で58人の職員を派遣いたしました。

これは、茨城県内における災害時等の相互応援に関する協定に基づき、常総市から直接応援要請を受けて行ったもので、今後も県内の被災自治体から同様の要請があれば、町の判断により積極的に対応していきたいと思っております。

3点目の、関東・東北豪雨の教訓についてであります。

被害状況から顧みますと、大雨洪水等により甚大なる被害が出た常総市と比較すると、当阿見町は人的被害もなく、物的被害としても軽微な土砂崩れが1件あったのみであります。

茨城県内では、大雨による特別警報が初めて発令され、また、土砂災害警戒情報も発表される等、阿見町においても一定レベル以上の状況でありました。その中で、土砂災害警戒区域内に住む方々を対象に、避難勧告の発令と同時に、町内の3つの地区公民館を避難所として開設いたしました。いずれの情報も防災行政無線、町ホームページ、あみメール及び各メディア等を通じて町民に情報を発信しましたが、実際に避難されたのは1世帯2名という避難状況であり、町民の危機意識の希薄さが伺え、常総市同様、危険度を実感するまでは多くの人間はその場から離れようとしなないということが、今回の災害での大きな教訓と言えます。

このように、行政側が発令する避難勧告や避難指示は、その情報を受けとめる側の町民個人の判断に委ねられることから、町民一人ひとりの防災意識を高めるための迅速かつ適切な情報提供を行うことが重要であると考えます。

4点目の、避難所開設運営体制の見直しについてであります。

現在、避難所の開設・運営に関しては、町では昨年、避難所運営マニュアルを定めて、学校教職員、自主防災組織及び町担当者が中心となり、それぞれがどのような役割分担を担って活動するのかを、図上訓練及び避難所運営訓練を防災訓練時に実践しております。

これら訓練を継続することで、マニュアルの精度をさらに高めていきたいと考えております。

5点目の、東海第二原発広域避難計画についての協議と進展についてであります。

茨城県が主催して行われた避難計画に関する会議は、昨年12月17日に行われたものが最後で

あり、阿見町としては、ひたちなか市の避難者の一部である8,000人弱を受け入れる体制に変わりはないものの、入院患者や福祉施設入所者の輸送手段や30キロ境界付近で予定する汚染検査の実施態勢など、いまだ具体化していない部分もあります。また、5月にひたちなか市の担当者と面談し、阿見町の対応可能な条件等のヒアリングを行いました。その後の進展は見られておりません。

今後、県及びひたちなか市と調整を図りながら、避難者を受け入れる体制の整備を行ってまいります。

6点目の、原発周辺自治体への原子力安全協定枠組みの拡大についてと、7点目の、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の要請事項については、あわせて答弁いたします。

原子力安全協定については、自治体の権限拡大を求めて原子力所在地域首長懇談会や東海第二発電所安全対策首長会議から、自治体の権限と枠組みの拡大を求めている行動が行われております。

このような動きについては、稲敷地区6市町村放射能対策協議会でも、県に対し、原子力災害対策として、県内全域の通報体制やヨウ素剤の配布等の安全対策に取り組んでいただくよう、平成26年7月4日に、「原子力災害対策についての要請書」を県知事に提出しております。原発周辺自治体の住民を守るという思いとして、原子力安全協定枠組みの拡大については、十分理解できるものであり、その行動については尊重していきたいと考えております。

なお、「原子力災害対策についての要請書」を県知事に提出しておりますが、こちらについては、要請でありますので回答をいただくものではなく、今のところ県からの動きはありませんが、情報に関する要請については、理解をいただけたと受けとめております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。常総市への支援についてはですね、本当に御苦労さまでした。私も9月の議会の合間にですね、常総市の友人宅を訪ねたその際にですね、阿見町が給水支援を行っていた北水海道駅前に出向きですね、上下水道課長が陣頭指揮をとってきびきびと対応された姿を見てまいりました。

昨年ね、実は10月5日と6日ですね、台風18号が大雨があつて、同じように避難所を開設、阿見町もしたんですけれども、まずですね、私が非常に今回、先ほども大きな衝撃を受けたという話をしたんですが、地域防災計画と実際の住民の行動、ここに大きな乖離があると。答弁でもですね、町民個人の判断に委ねることから、町民一人ひとりの防災意識を高めるため、が大事だというふうに書いてあります。それで、ここにですね、地域防災計画のそれぞれのですね、段階に応じて、発令時の状況、主な判断基準、住民の行動という表がありますけれども、

今回、阿見町にはですね、大雨特別警報が発令されました。そうするとね、これ避難指示なんですね、避難指示。それで、住民は直ちに避難行動を完了すると。また、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとると、こういうふうになっているんですが、この、いわゆる表と、今回の現実は大きく異なっただけですけども、これ、どういう——答弁でも触れておりますけども、今後、どういうふうに、住民に対して、あるいはこの表そのものを改定するか、改定しないとか、検討するとか、どういうふうな形で、行政としては受けとめているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今回の台風18号による災害に対する町の対応ということでございますが、町としましては、当然、対策本部を設置しまして、災害の状況把握とか、そういうところで確認を行いながら対応を練っていたところでございまして、その中で、茨城県内全域に特別警報というものが発令されたわけでございます。

この発令につきましては、台風や集中豪雨によって、数十年に1度の降雨量が予想されるというようなことで、当町においては、50年に1度の発生されるような災害ということ想定しているということで、具体的には、大体3時間雨量が111ミリ、48時間雨量が257ミリ等々、そういう判断基準がございまして、今回は、県内でそういう特別警報が発令されたということで、町内で17カ所指定してございます土砂災害警戒区域ですね、そこに対して、まずは避難勧告——避難をできるように準備をとって、避難所の開設——避難場所は確保してありますので、そちらのほうに自主避難をしてくださいというような勧告を、同法無線等、あとはメールとか、そういうものを使って配信したというようなことでございます。

先ほど答弁しましたように、そういう発令をしたことによって、当然、台風ですので、みんな屋内にいたというような状況とか、あと戸締めをしていたというようなことで、防災行政無線の内容が聞きづらいとか、そういう問い合わせも当然ございました。そういうことについても、町のほうでも、そういう聞き取れない部分は、ダイヤルサービスとかそういうところで確認できますとか、改めて、そういう問い合わせがあった場合は対応したというようなことがございますが、そのような発令が出されている中でも、当町においては、割かし、その雨量が少なかったというような状況もございました。そういう中で、個人の判断で、また、そういう行動をとるのは、まだ大丈夫だろうというような判断があったのかというふうなことで、先ほど答弁したとおりでございます。

ですから、町が今回防災ハンドブックというところで、特別警報等についての周知、そういうものについては、先ほど議員おっしゃったように、避難指示に当たるのではないかなというようなことでございますが、その辺についても、今後ですね、防災訓練あるいは防災のリーダー

研修とか、いろいろ実施しているところですが、そういうところについても、あわせて中で、そういう理解の仕方ということについては、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 部長はね、防災行政無線のことについても触れられておりましたけれども、少しですね、これは、基本は自助ですよ、基本は自助。自分で判断する力があって、その判断が正しければ一番いいわけですけども、ですから、そこを、自助するための判断する力を、やっぱりつけるための、情報提供とか、さまざまなものを上げるということになると思いますので、その点をよろしくお願いします。

それで、今回ね、大雨による避難勧告、阿見は避難勧告の発令だったんですけども、そのときの課題としてね、私は3点あるのではないかと考えています。

それは先ほど、部長が述べましたようにですね、防災行政無線、これは聞き取りづらいということ。これは、その他でも出ておりますけれども、今回も、そのように防災行政無線が何を言っているか、少しわからなかったと、こういうことがあったようです。

次は、避難勧告の解除時期、これがね、少し早過ぎたんじゃないかと。これは气象台のですね、土砂災害警戒情報が解除される前にですね、避難勧告を解除し、避難所を閉鎖したと思います。深夜あるいは翌日までね、避難所を開所しておくということについてはね、人員的な負担とか、いろんなことがあるかもしれないけども、少し早目の判断だったのかなというふうに考えますが、この判断の根拠を教えてください。

それから、最後に、避難所の体制ですけども、昨年も、それから今年もですね、1カ所、1家族、2名の方がですね、避難所に避難をしまいいりました。私も、前は直接行かなかつたんですが、今回はね、直接避難所に行って、その方と話をし、職員の方とも話をしてきたんですけども、私の印象ではですね、ちょっとサポートが必要な方なのではないかなと思われれます。当然、報告を受けてると思いますが……。他市町村ではですね、避難所と、それから保健師、これをね、セットにしてやっているところもあるようです。今回も、多分ね、看護師とか保健師とか、そういった、そこに配備するかですね、オンコール体制にするのか、それは別としてですね、そういう手当てをしておく必要がなかったのではなかったのかと、配慮をする必要があったのではないかとと思いますが、この3点について、再度お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず1点目の、防災行政無線が聞きづらかったというようなことにつきましては、みな屋内にいて戸締めをしているというような状況では、確かにこれは聞きづらいところがあるというふうに、町でもそれは認識してございます。そういうことも鑑みまして、今回、17カ所の土砂災害警戒区域につきましては、今年度、

戸別受信機を設置する予定でございます。屋内にいても、それは聞き取れる。第一にそういう対策をとらなければならない地域に対しては、そのような手段を、今年度、対策をとっているというようなことでございます。

それと、2点目ですね、避難所の閉鎖が早かったのではないかとということでございます。この点につきましては、逐次、町でも、災害対策本部を開いて、避難所の閉鎖時期等についても協議を進めてきたところでございます。実際、避難された方は、先ほど議員おっしゃったように、本郷ふれあいセンターに自主避難された1世帯2名の方が避難されてきたというようなことで、この方が、約3時ごろに避難されてきていたというようなことでございます。その後ですね、町の、いろいろ気象状況等も確認しながら、6時の時点での災害対策本部あるいはその後の経過、気象状況も検討しながら、7時に災害対策本部を開いて、避難所の閉鎖というような判断をしたわけでございます。

県内においては、その時点においても、まだ警報は解除はなっておりませんが、いろいろなニュース等の状況を把握しまして、災害対策本部のほうでそういう判断をさせていただいたというようなことでございます。

それとですね、そこに避難された方が、いろいろな保健師のサポートが必要だったのではないかとということもございますが、町としましては、そういう保健師、災害とか介護とか、そういうような必要な方が避難する場所としては、さわやかセンターを福祉避難所として指定して、大規模災害の場合には、そちらのほうに、そういうサポートが必要な方は避難していただくというような場所で指定しているんですが、今回は、3カ所の避難場所の開設ということで、そういう対応をこちらとしてはとっていなかったというようなこともありまして、本郷のほうに避難された方については、保健師をあわせて派遣するというような措置はとりませんでした。いろいろ、避難された方の状況も伺いながら、逐次ですね、状況を伺いながら、今回の、7時に閉鎖するというようなことについても、十分その方に御理解をいただいて、避難を解除して、自宅のほうに戻っていただいたというような経緯でございます。

やはり、もっとそういう大規模災害、本当に多数の方が避難しなきゃならないというような状況の場合には、当然、そのような保健師とか、そういう対応も、当然考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番倉持松雄君、16番佐藤幸明君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

それでは、一般質問を再開いたします。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） では、3問目の投票率向上についてお伺いをいたします。

今年の6月に年齢満18歳以上、満20歳未満の者が選挙に参加することができるようにする公職選挙法の一部改正をする法律が成立し公布されました。施行は次回の国政選挙からですので、来年6月19日に行われる参議院議員選挙からとなり、残念ながら、3月の27日に行われる阿見町議会議員選挙は従来どおり20歳以上ということになります。選挙は、代議制民主主義の基盤をなすもので、極めて重要なものだと思います。私たちは、今日のような普通選挙になるまでには、長い歴史と先人の大変な努力があったことを忘れてはならないと思います。戦後70年と言いますが、戦前には女性に選挙権が与えられることはありませんでした。終戦によって日本の民主化が進み、ようやく全ての国民が選挙権を有する今日の形になったわけですので、しかし、この選挙権を行使する割合が選挙のたびに低下していくという現状があります。そこで、投票率向上について、提言を交えて、3点ほどお伺いをいたします。

1、近年の阿見町の投票率の推移について。

2、投票率向上のための具体的対策の現状及び効果について。

3、投票率向上のための具体的提案についてを申し上げます。

（1）明るい選挙推進協議会いわゆる白バラ会等の設立について。

（2）商工会等との連携について。

（3）投票所の増設及び投票所案内板の設置についてお伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 投票率向上について。1点目の、近年の阿見町の投票率の推移についてであります。

選挙別に過去3回分における執行年、投票率の順に数字を申し上げます。

衆議院議員総選挙、平成21年、66.61%、平成24年、58.15%、平成26年、51.50%。

参議院議員通常選挙、平成19年、53.99%、平成22年、55.07%、平成25年、51.02%。

茨城県知事選挙、平成17年、63.93%、平成21年、67.16%、平成25年、28.44%。

茨城県議会議員選挙、平成18年、36.93%、平成22年、42.48%、平成26年、51.24%。

阿見町長選挙、平成22年、55.54%、平成26年、47.34%。

阿見町議会議員選挙，平成16年，59.90%，平成20年，57.11%，平成24年57.33%となっております。

2点目の，向上のための具体的対策の現状及び効果についてであります。

現状としましては，広報あみや町ホームページへの掲載，投票入場券を活用しての期日前投票期間や投票日等の周知，横断幕・垂れ幕の設置，選挙公報の新聞折り込みによる各戸配布及び公共施設への設置，ポスター掲示場の町内123カ所の設置，選挙名や投票日を記載した啓発用品の配布をするなど啓発活動に取り組んでおります。

しかし，各選挙とも投票率の低下が見られることから，今後も選挙管理委員会と協議し，若年層の投票立会人及び投票事務従事への積極的な活用や選挙名や投票日を記載したのぼり旗の公共施設や民間施設への設置など，新たな選挙啓発に取り組んでまいります。

3点目の，投票率向上のための具体的な提案についてであります。

まず，1つ目の明るい選挙推進協議会いわゆる白バラ会等の設置について，及び2つ目の商工会等との連携についてであります。先進的な取り組みを実践している自治体の事例などを調査・研究してまいります。

次に，3つ目の投票所の増設及び投票所案内板の設置についてであります。まず，投票所の増設については，中央投票所や本郷投票所については有権者が4,500人を超えており，また，二区投票所については有権者が5,000人を超えていることから，これまでも投票所の増設等について検討してきたところであります。しかしながら，投票区の区域分けや投票所に使う施設の問題等もあり，増設することは難しいと考えております。

次に，投票所案内板の設置については，これまでも投票場所の変更時に有権者がわかりやすいように，矢印等を付した案内板を設置してまいりました。今後も投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。とりわけてですね，若年層の投票率は，他の年代と比較して特段に低いという現実があります。ぜひ取り組んでほしいのは，次の阿見町議会議員選挙において，高校生を含む多くの若い世代に，一般事務や受け付け事務，投票立会人などに携わってもらうことで関心を高めるということをやっていただきたいと思っております。

全国的にはですね，継続的に若者を巻き込むことで実績を上げている自治体がたくさんあります。例えば大分市では，投票立会人や街頭での啓発活動などに参加する若者を選挙サポーターと名づけて，若者の有権者を対象に，5年ぐらい前から常時募集して登録させると。その登録者数が500人ぐらいいるというふうに聞いております。実際に参加して選挙の関心が高まって，投票を欠かさなくなった人もいるという選管のコメントがあるようです。

阿見町でも若年層の投票立会人及び投票事務従事への活用実績があるようですが、もう少し詳細に御説明いただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長青山公雄君。

○総務課長（青山公雄君） 今おっしゃられました投票立会人等ですけれども、今までも若年層の方たちを募集しまして、期日前投票とか、そういうのには活用してきております。今後ですね、今度の町議選も含めまして、今度また、近隣に医療大学とか茨大もありますので、そちらのほうにちょっと声をかけさせていただきまして、投票立会人のほうを募集していきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ぜひ継続的にですね、若者層へにも呼びかけを行っていただきたいと思っています。

3点目のですね、投票所の増設及び案内板の設置についてですが、答弁ではですね、増設は困難であるという答弁でした。ただですね、私が、今、阿見町のですね、投票所の地図をこうやって眺めてみるとですね、見たことは当然あると思いますが——ホームページにもあります、中央にちょっと寄ってるかなと。本郷地区ではですね、二区保育所と本郷ふれあいセンター、この2つしかないんですね。この2つしかない。あとは実穀小学校。この人口の張りつき具合からするとですね、非常にここが少ないんじゃないかなと、私は思います。先ほどもですね、答弁の中で、二区投票所については5,000人を超えている——これは5,232人ですね。それから多い順に言うるとですね、中央地区4,548人、それから本郷地区4,261人、その次には若栗地区が3,328人と、1投票区でそれだけの有権者を抱えているということがございます。

それで、投票所の設置基準というのはですね、古い通達ですけども、旧自治省——現総務省ですが、ございます。どういうふうに言ってるかということ、投票所まで3キロ以上ある地区は解消に努める。多分、阿見町ではですね、投票所まで3キロ以上ある地区はないと思いますが、これ後で答弁してください。

それから、2番目。1投票所当たりの有権者数は、おおむね3,000人までとすると、こういうふうに、旧自治省がですね、通達を出しています。ただ、この通達は古い通達ですから、現代のようにですね、交通が発達しているとか、そういうものとは少し時代は違うかもしれませんが、いずれにしても、その地区については、それ以上を超えた場合にはですね、新設するなり分割するなりと、そういう形でされていると思います。多分、公職選挙法上はね、投票所は1市町村に1つをつければいいと。あとは、その市町村の選挙管理委員会の判断で増やせる。1つは必ず置くと。あとは増やせるということになっております。

私がですね、この地図とか、投票所ですね、地図とか、それから人数を見ますとですね、せめて本郷小学校にもう1つ投票所を設置をするということが必要なのではないのかなというふうに思います。かつては、本郷ふれあいセンターがないときには、本郷小学校が投票所だったんですね。それを本郷ふれあいセンターに移したと。あそこからですと、結構な距離がありますね。今まで本郷小学校で便利に——便利にというか、投票に行っていた方々も少し遠くなったと、こういう印象があると思いますが、この2点についてですね、執行部の見解といたしますか、増設することについての、執行部の答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。投票所の増設につきましては、先ほど町長答弁しましたとおり、自治省の通達にもありますように、3,000を超えた場合には投票所を設けたほうが良いというようなこともございまして、検討をこれまでずっとしてきたところでございますが、なかなか公共施設等、投票所として使う施設がなかなか見つからないというようなことで、二区投票所については、行政区でいえば住吉、二区北・南が該当するということですが、そこにおいては、二区保育所が投票所ということで、それ以外になかなか投票所として使える施設がないというようなこともございまして、なかなか増設というふうには、なかなかできないというような状況がございまして。

また、本郷投票所につきましても、先ほど議員御指摘のとおり、本郷小学校から本郷ふれあいセンターのほうに投票所を移動したわけですが、ここも行政区としては、シンワ、本郷、上・下本郷、中根、一区というふうに、行政区がかなり多い行政区がその投票所になるわけですが、そういうことで4,500からの有権者数があるということで、ここにおいても、なかなか投票所を増設するという……。本郷小学校を増設するというのもあるんですが、そこについては、そうすると、その行政区をどのように区割りすればいいかというような問題も出てきておりまして、その辺をずっと検討してきたところでございます。

今後ですね、やはり本郷投票所のほうにつきましても、オルティエ本郷あるいはそのほかの荒川本郷地区の宅地開発等も、今後進んでくるということもありますので、その投票所の設置については、早急に検討しなきゃならないというふうに考えております。

そういう中で、投票所の区割りですね、そういう部分も、今後十分に検討しまして、増設に向けて考えていきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いろいろとね、解決しなければならない課題・問題はあると思いますが、できるだけね、投票がしやすくなるような、そういう体制をつくるということも大事ですので、ぜひね、検討していただいて、今、部長からね、前向きな答弁がありましたので、ぜひ検討を

ね、進めていただきたいと思います。

それと、案内板の設置なんですけれども、これはね、ただ単にここが投票所であるということとをね、指し示すだけではなくて、投票啓発というんですかね、「あ、投票があるんだな」「あ、選挙があるんだな」ということも含めてですね、できれば少し、もっとたくさんですね、立て看板というんですかね、捨て看というか、それをね、ぜひね、やってほしいと思っているんです。これはね、考慮していただくということで、この問題を終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、4番目の協働のまちづくりの税制的支援ということについてお伺いをいたしたいと思います。

阿見町においてですね、協働のまちづくりというのは、第6次総合計画の中で最も革新的なまちづくりの理念として捉えられております。総合計画では、計画策定の趣旨の中で、これから迎える時代は、未経験・未解決の課題に対処する場面がより増加すると考えられます。このための備えとして、新たな時代とその変化に対応していくことのできる力、特に町政運営のマネジメント力と町民と行政の協働力を一層向上させる必要があると述べております。計画の役割として、その第一に、町民の参加と協働を推進するための計画を置いて、その中で町民の参加と協働を推進するための計画豊かな地域社会の構築に向け、必要とされる公共サービスの提供にも町民が積極的にかかわることを通じ、町民の自治意識を一層高め、町民が主役となるまちづくりを目指しますと明記しております。

私は、阿見町が協働のまちづくりを確かなものにするためには、税制的にもしっかりと支援をするということが必要であると思います。

そこで、次の2点について質問をいたします。

1、法人町民税の減免対象団体数と減免率及び減免額について。

2、減免対象となっていない非営利型法人団体について、減免対象とするよう条例改正をする考えがあるかどうかについてお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 協働のまちづくりの税制的支援について。1点目の、町民税減免対象団体数と減免率及び減免額についてであります。

当町で減免の対象となっている収益事業を行っていない公益社団法人及びNPO法人は11団体、減免率は全額減免となり、減免額は55万円となります。

2点目の、減免対象となっていない非営利型法人数ですが、当町に届け出のある一般社団法人等が8団体あり、そのうちの数団体が非営利型法人であると推定されます。

また、当町の条例上減免の対象としていない非営利型の一般社団法人等を新たに減免の対象に追加するか否かについては、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 答弁ありがとうございます。今の答弁ですとですね、条例の一部改正については、ちょっと、研究課題とさせていただきたいということであると思います。ただ、この条例の中にはですね、市町村長が裁量でできるという部分がありますけれども、現段階で、市町村長の裁量としてね、この非営利型の一般社団法人及び非営利型一般財団法人について、減免の対象団体として認める考えはありますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど言ったとおり、よく研究していきたい、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よく研究させていただきたいと思うんですが、茨城県ではですね、法人県民税、これについては、非営利型の一般社団法人、非営利型の一般財団法人については、非課税というふうになっています。それから、県内では、つくば市がですね、市民税条例の中にですね、非営利型一般社団法人、非営利型の一般財団法人についても、減免すると——免税するということですよ、というふうになっているようです。茨城県では、26年度ベースで、その団体が91団体、非営利型の一般社団法人、一般財団法人ですね。つくば市では、27年度の課税ベースで18団体があるということで、つくば市はね、やっぱり研究機関が多いので、非営利型の一般財団法人・一般社団法人というのは多いと思いますが、いずれにしても、社団法人・財団法人が改正されてですね、一般社団法人と公益型に分かれたと。

その中でね、法律の改正趣旨からすると、非営利型についてはですね、やっぱりNPOと同じように扱っていくということが、やっぱり町の行政及びですね、町をつくるためのですね、優良なパートナーだと、こういうふうなことで、ぜひともですね、まず、市町村長の裁量の部分で、非課税扱いにさせていただきたい。

それから、その次の段階では、これはね、やっぱり茨城県内で、つくばと阿見しかないよということになるとですね、じゃあ、一般社団法人の本部はですね、阿見に置こうかと、こういうですね、きっかけになるかもしれませんね。ですから、ぜひとも、協働のまちづくりの先進自治体だということで、そういう方向で努力をしていただきたいと思いますとおもいますが、再度、もう一度、そのことについて、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次は、最後の質問に入りたいと思います。この最後の質問、荒川本郷地区内におけるですね、都市再生機構保有地のね、譲り受けについてお伺いしたいと思います。

これは全協でも御説明をいただきましたけども、荒川本郷地区における都市再生機構保有地、約29ヘクタールの譲り受けについては、先日、11月30日の議員全員協議会でも明らかにされました。今後のスケジュールとしては、平成27年12月、年内に土地譲渡契約を結び、来年、平成28年3月、年度内ということですね、所有権移転の登記を行い、土地の処分については、平成28年度以降というスピードで行われると説明されております。

そもそも、この土地はですね、都市再生機構が荒川本郷地区で土地区画整理事業を行うということで土地を先買いしたものでございます。しかし、その後、経済状況の激変に伴って、土地区画整理事業は実質的に破綻をして、都市再生機構は虫食い状況の所有土地の処分に困難を来していたというのが現状ではないでしょうか。

今回、国の方針もあってですね、平成30年度までに、活用のできない不良資産については早急な処分を求められているという状況の中で、阿見町に譲渡の申し出があったものと理解しております。

そこで、譲り受けることに伴って生ずる、1、税金の影響について。

2、維持管理費用について。

3、官民境、測量関係費について。

4、利活用の方針について伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 荒川本郷地区における都市再生機構保有地の譲り受けについてですね。前段で、海野議員のほうから説明が多々ありましたので、早速、1点目の税金の影響についてであります。

平成27年度は、都市再生機構が所有する土地に対する固定資産税額及び都市計画税額の合計について、全員協議会において約1,400万円と説明しましたが、今年中に民間売却分を控除しますと、平成28年度は、約1,200万円が減収となる見込みであります。

2点目の、維持管理費用についてであります。

現在、都市再生機構で草刈り管理を行なっている土地約5万7,000平方メートルについて、来年度より町が行なう費用として年額約1,700万円と想定しており、土地処分費を管理費へ充当することで財源確保を図ってまいりたいと考えております。

3点目の、官民境の測量についてであります。

都市再生機構からは、現状有姿での土地の引き渡しとなり、今後、町で公募をかける際につきましても、都市再生機構の募集要項を参考として、買受人による境界調査・確認を条件に公

募をかけていくことで経費の節減を図ってまいります。

4点目の、利活用の方針についてであります。

譲渡された土地は、荒川本郷における定住促進のための種地として有効活用を図ることとし、具体的には、民間開発業者等と連携し、地域に適した民活によるまちづくりを誘導してまいりたい、そう考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今までですね、町が実施する町の土地区画整理事業、それと一体のUR、いわゆる都市再生機構の区画整理ということで、一体的に捉えてきたと思います。それで、今回ね、今、答弁にもありましたけれども、都市再生機構から譲り受けることによって、本来、町に税込として入るべき固定資産税として、年間1,200万。新たに維持管理費用が発生しますので、それが年間1,700万。合計でね、プラスマイナスで、年間3,000万円分ぐらいがね、負担増となると。10年で3億近くになりますけれども。

先日ですね、全協でも、委員会でも見させていただきましたけれども、都市再生機構が先買いたした所有土地の地図というのを見させていただきましたけれども、利活用できそうかなというね、ある程度まとまっている分もあります。しかし、全くの虫食い状態で、そのままでは利活用が相当困難ではないかなという部分も多かったというような印象を持ちました。そうすると、通常はですね、有利なところからですね、開発する——民間はですね、やっていくわけですから、町だけ、虫食いの部分だけ不良資産として残ってしまう、そういう懸念はないかと。本来、入るべき税金が入らず、草刈りや官民境などの測量経費等、町には大きな負担を残すのではないかなと危惧を若干いたします。

ここで質問ですけれども、町が今回引き受けるという選択を出したのですが、まあ、言ってみれば、都市再生機構、これ一種民間ですよ。そしたら、民間と民間の処理の間で土地が供給をされると、町としてはそこに入らないと、こういう選択もあったのではないかと思います。そのような選択ではなくて、つまり、町が一旦受けて、それを民間にですね、出すと、こういう選択をした理由、根拠というものについてお伺いをしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。こちらですね、土地の処理につきましては、平成25年の独立法人に関する基本的な方針というような形で、30年までに土地を処分しなさいと。されない場合には、地元の自治体というようなことで、最終的には30年までには処分できないところについては、地元であります阿見町に土地が引き渡されるというような、そういったことが示されております。

そういった中でですね、これからURが処分していく中で、今、海野議員おっしゃるとおり

に、売れる土地と売れない土地というのがあるかと思います。それで、売れる土地について民間のほうに処分されて、売れない土地だけを町に残されても、その後の利活用が大変難しいというようなことからですね、今現在、一括で受けて、それで町の方針といいますか、そういった計画に基づきまして、有効に処分していったほうが、将来的には、土地処分といいますか、有効活用が可能だろうというような、そういった判断を受けまして、今年度に一括譲渡を受けるといようなことを判断したものでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これ公有地拡大法の関係で言ったんですか、さっき。ごめんなさい。町が一旦受けるというのは。公有地拡大法の関係じゃないですね。違いますよね。ごめんなさい。はい、わかりました。

そうするとね、私の質問に十分ね、答えていない部分があると思うんですけども、つまり町としてはですね、都市計画道路をしっかりと通し、そこにですね、上下水道などの社会的なインフラを整備すると。残りについては民間にお任せして、つまり、区画整理をやらないということは、あとの区域、都市計画道路と都市計画道路の間に入っているところ、もっと小さくなるかもしれないけれども、いずれにしても、町として、社会的インフラをしっかりと整備しますので、それ以外は民間にお任せすると、こういう判断もあったのではないかなと。

これね、だって、実際にですね、これから質問していきますけれども、今言ったように、つまり虫食いの部分だけ残るんじゃないかとか、いろんな課題があると思います。その課題を、どうして町が引き受けなければならないのか。なおかつ、税金もね、草刈りという、そういう課題もある中で、というようなことが危惧されるということを申し上げたんですけど、その点について、もう一回だけ、答弁いただけますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） こういった区域は、URが先行買収して、事業ができなかったり、それから区画整理が頓挫したりというようなところが十数カ所、全国でございます。そういう処理をするために、独立法人が公団法において特例を設けてですね、30年までに民間に処分して、その処分できなければ、最終的に地元自治体に譲り渡すというような、そういった方針になっておりまして、最終的には、処分できない土地は、地元の自治体である阿見町に引き渡されるというような、そういった状況になっております。

ですから、申しましたように、30年に、売れない土地だけを引き渡されても、大変、土地利用・土地活用が困難ですので、今、ある程度いい条件のところも含めてですね、町で譲り受けて、それをですね、うまく行政が入った中で、その譲り受けた土地の周辺も含めて、何らかの民間開発を誘導することです。可能ですので、そういった判断から、今年度に引き受けた

というようなことです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい、わかりました。それで、今後ですね、答弁あるいは全協の説明の中でもですね、民間開発業者と連携して、地域に適した民活により利活用を図っていくと、こういう答弁でしたけれども、今後、例えばですね、この土地はですね、都市再生機構がですね、区画整理をやるうとして破綻した場所ですよ。そうすると、区画整理もですね、180区画全部やるのですね、もっと小さくコンパクトにやるのでは、大分成功率も違うとは思いますが、今、具体的に、例えば、今後ですね、土地を整備するというか、利活用を図っていく上で、土地区画整理事業という整備手法、面的整備というものを民間業者とやっていくのか、それともまた別な方法でやっていくのか、それとも、それも含めて今後の検討課題なのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 土地活用につきましては、今まさにその先行事例がございます。全員協議会と土地利用合理化協議会等で御説明しましたけども、都市計画法29条の開発行為でやって、既に販売している地区がございます。それともう1つはですね、組合型の土地地区画整理事業で、まだ認可はとっておりませんが、組合施工というような形で、今、認可の手続を進めておりまして、もうすぐ認可の運びとなるような、そういった区域がございますので、この2つですね、民間の開発行為、それから組合型の土地地区画整理事業と、こういった形で活用を図っていければと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは最後ですけども、そうは言ってもですね、土地地区画整理事業も大変な労力がかかりますよね、町としても。組合施行とはいえ、町が全面的に支援をしてやらなければいけないというのは、これまでの例だったと思いますが、特にね、ここは破綻した土地地区画整理事業。町が組合になってやるということになるんでしょうけれども、現状の役場組織の中で、こうした開発型利活用というのかな、それを仕上げていく人材というのが、あるいはその人員、人材と人員ですね、これが必要になるのではないかと思いますけれども、条例ではね、任期つき職員などということで、その整備がされておりますけれども、専門家——デベロッパー経験者あるいはそういった専門家を登用するとか、あるいは配置するとか、それから、これ担当課がどこになるかわかりませんが、そこにですね、相当の人員というものの配置も必要な——相当って、どのくらいの相当だかわかりませんが、人員を配置することは必要だろうと思われませんが、その点については考慮されているんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 今ですね、この荒川本郷のこの譲り受けた土地を土地活用する考えとしましては、組合それから開発行為ということで、先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、あくまでも組合指導でなりますので、町としましては、そういった指導というふうな立場となります。ですので、そんなに人員といいますか、はですね、例えば、大体、係としまして数名の職員で足りるかと思えます。これが実際に町施行となりますと、当然、もう相当な職員は確保するしかありませんが、町施行では、ここは考えておりませんので、組合、それから開発行為というふうな形で、その指導というふうな形ですので、そんなに職員の確保は必要ないと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後にちょっと確認だけね、したいんで、組合施行だつていうと、ほとんど人員は要らないような話でしたね。これはあれですか、ある業者に業務委託のような形で考えていらっしゃるんですか。それとも、そういう形でなくて、単なる純粋な組合施行でも、人員はほとんど必要ないんだというふうにお考えなんですか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 組合との区画整理事業と申しましても、あくまでも民間ですので、民間が区画整理事業を起こすということです。主体は民間となりますので、それを区画整合法上、法的に指導していくというのが行政の立場ですので、指導的な人員だけで足りるというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いずれにしてもですね、町としては、町長としてというのかな、相当、この29ヘクタールを種地にして、町、例えば、自分が持っているところを、これ組合員になりますよね、組合施行でやるとすれば、5万人の大きなきっかけになるかもしれないと、こういうことで取り組んでいるようですので、ぜひね、今言ったような懸念材料も考慮に入れていただいて、それを克服するような形でね、少なくとも町に負担のないような形で進んでいきたいと思えます。

以上、私が用意した5つの質問について、質問を終わりたいと思えます。いろいろと御答弁ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

す。

日本は、男性・女性ともに健康寿命が世界で第1位であります。健康日本21において、平均寿命だけではなく健康寿命を延ばす政策を進めています。平均寿命と健康寿命の差は、男性で9歳、女性で12.4歳あり、この差を縮小させること及び健康寿命を延伸することが目標である。しかし、都道府県格差は、男女とも約3歳の開きがあり、それを縮小させることが重要であります。健康日本21の政策で大きく5つの目標がありますが、1番目に、健康寿命の延伸と格差の縮小が位置づけられています。健康寿命に関しては、現在の男性が70.42歳、女性が73.62歳から、10年間で平均寿命以上に延伸させる目標を立てています。それには、社会環境やさまざまな側面から健康増進を図っていく必要があります。

次に、死亡の原因であります、6割ががん、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病であります。戦後の推移を見ると、結核対策が進み、その後、1980年代まで脳血管疾患が第1位でありましたが、それ以降は、がんが死因第1位となりました。それには、生活習慣病を予防することが重要であり、リスクファクターについては、喫煙、高血圧、不活発、高血糖などが上げられます。また、介護保険のデータから、どういった原因で介護になるかがわかります。その中で大きな割合を占めているのが生活習慣病であります。

昨日も、民生教育常任委員長から視察報告がありましたが、10月19、20、2日間に、先進地に視察に行き、さまざまな健康寿命に対する施策を学んでまいりました。しかし、阿見町においても、あみ健康づくりプラン21を初め、今までさまざまな取り組みをしてきています。

そこで、質問をさせていただきます。

健康づくりについて、1、町内に3つの大学があるが、健康づくりに関してどのような連携をしてきましたか。

2、健康づくりにおいて、町内3大学とどのような連携を計画していますか。

3、須坂市でもありましたが、保健補導員制度の導入を検討してはどうですか。

4、子どもの健康づくりに関して、どのような取り組みをしてきましたか。

5、子どもの健康に関して、町内の大学とどのような連携をしていますか。

6、子どもの健康に関して、保育園、幼稚園との連携はどのようにしていますか。

7、児童生徒の健康づくりに関して、教育委員会と小中学校との連携はどのようにしていますか。

以上7点について質問させていただきます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、健康づくりについての、1点目の、町内の3つの大学との健康づくりに関する連携についてであります。

茨城県立医療大学とは、平成24年度から大学側と企画の段階から協議を重ね、平成25年度から女性の健康づくり事業を実施しています。事業内容としては、骨盤のゆがみや尿漏れなど女性特有の骨盤底疾患に関する知識の理解を深めることや、若いうちから自分自身の健康に関心を持つきっかけづくりを目的として行っています。具体的には、産後12カ月以内の産婦や65歳未満の女性に対して、骨盤底筋の強化体操や肩こり・腰痛予防体操を取り入れた体操教室を実施しています。

また、平成26年度には、健康づくりを推進するための、あみ健康づくりプラン21・第2次を策定しております。策定に際しては、3大学にあみ健康づくりプラン21推進委員会の委員として御尽力をいただいております。

2点目の、健康づくりにおいて、町内3大学との今後の連携計画についてであります。

女性の健康づくり事業につきましては、平成28年度も継続的に取り組む予定です。教室の実施方法について、より参加しやすい形態にするため、65歳未満女性に対しては、これまで同様に体操教室を開催しますが、育児期の女性には、母子が集まる行事などの機会を利用し、短い時間で要点を伝えていくように計画しております。

また、町民の健康づくりと食の推進は、あみ健康づくりプラン21の基本方針でも上げており、将来における生活習慣病を予防するためにも重要な課題です。食生活改善推進員などのボランティアの力を活用しながら、食育を通じた健康づくりを推進しております。こちらにつきましても、プランの推進委員として意見をいただき、関係各課と連携しながら、積極的な健康づくり事業の展開に努めてまいります。

3点目の、保健補導員制度の導入の検討についてであります。

保健補導員制度は長野県須坂市発祥の制度で、市民の健康保持増進のために、健康に関する研修と技術を身につけ、家庭や地域に広げ、やがては住民自らが築いた健康都市となることを目標に活動し、長野県内のほぼ全市において設置している制度です。保健補導員は、地域の健康管理の担い手となり、地域住民に保健福祉行政がスムーズに行き渡るための協力者であることから、さまざまな活動を行っていますが、主に食習慣改善や運動習慣づくりに関する実践的な取り組みを行っています。

阿見町では、それに類似した活動を行う、食生活改善推進協議会や、運動普及推進協議会というボランティア団体があります。

食生活改善推進協議会では、町の養成講習会を修了した食生活改善推進員が、健康の維持増進のために、食習慣の改善に努めることを目的に活動を行っています。具体的には、各地域に

において調理実習を取り入れた健康食づくりなどの実践的な活動を行っています。活動の一部ですが、町の集団健診やさわかフェアにおいて、減塩の動機づけとなるよう、減塩食の試食の提供とレシピの配布を行っています。

また、運動普及推進協議会では、町の養成講習会を修了した運動普及推進員が、各地域やふれあい地区館などで、健康体操の普及活動を行っています。また、手軽に行える運動の1つとしてウォーキングを推進しており、ウォーキングマップの作成や、運動習慣づくりの普及啓発活動に力を注いでおります。

このように、阿見町においても地域住民が主体となったボランティア団体があり、健康習慣づくりのためにそれぞれの目的に応じた活動を行っています。今後もより一層、健康づくりを推進していけるよう、地域やボランティア組織と協働して取り組んでいきたいと思っております。

4点目の、子どもの健康づくりに関する取り組みについてであります。

健康づくり課では、母子保健法に基づく健康診査や保健指導、育児支援を実施し、子どもの健やかな発育への支援に努めております。子どもの発育・発達の確認と病気の早期発見のため、出産後間もなく新生児訪問から支援を開始し、4カ月児、1歳6カ月児、2歳6カ月児、3歳6カ月児健診の集団健診や、乳児に対しては、医療機関での2回の委託健診を実施しております。

さらに、保護者の育児不安の軽減を図ったり、生活習慣の改善や、心身の異常等の早期発見・早期対応につなげるため、毎月1回、就学前の子どもを対象とした子ども健康相談を実施しております。

また、子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。そのため、予防接種法に基づく定期予防接種やその他、任意予防接種として、ロタウイルス、おたふく風邪、小児インフルエンザに対する助成を行い、予防接種についての勧奨を行っています。

5点目の、子どもの健康に関して町内の大学との連携についてであります。

乳幼児の集団健診時に、東京医科大学茨城医療センターより小児科医師と視能訓練士を派遣していただき、協力を得ております。

6点目の、子どもの健康に関しての保育園・幼稚園との連携についてであります。

健康づくり課では、保育所・幼稚園を対象に巡回相談事業を実施しております。心理相談員、保健師が各施設を訪問し、発育・発達に心配のあるお子さんについて対応を検討し、連携して支援を行っています。

7点目の、児童生徒の健康づくりに関する教育委員会と小中学校との連携についてであります。

教育委員会が年2回開催している「阿見町いきいき学校保健委員会」で、意見交換を行っているところでございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。さまざまな取り組みを今までやってきて、今、町長のほうから話がありましたが、ここの松本市、須坂市は、保健福祉部長の飯野部長も一緒に行ってますんで、ちょっと飯野部長にお尋ねしたいんですが、阿見町と須坂、松本、その辺のところの大きな違いというのは、どのように感じられましたか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。地域住民の健康づくりの増進を進めていくというところでは、どこの自治体も全く同じ問題意識を持って取り組んでいるというところだと思います。

いろいろ視察をさせていただきまして、一番大きなところといたしますか、私が感じたところでは、例えば松本市では、健康づくり推進員が設置しております。須坂市でも保健補導員を設置しているというところで、まず、それぞれ共通しているところなんですけれども、健康づくり推進については、2年間で900人というところですかね、を養成して、OBが2万人ぐらいいらっしゃるというところ。須坂市さんでも、これは2年ごとで全数交代でやっているということで、やっぱりOBが7,000人ぐらいいるというところなんです。それぞれの活動で共通しているところが、松本市の健康づくり推進員は、まず、健康について学んでもらう、その推進員さんに学んでもらう。そして、その後、家族につなげていく。そして、最終的に、地域に広げていくというところなんです。須坂市さんも、まず学んでいただく、研修等を通じて学んでいただく。その後、実践ということで、自ら健康づくりに取り組んでいくと。そして、最終的に、つなぐということで、家族、地域に伝えるというところでございます。

阿見町も同じように、食生活改善推進員ですとか運動普及員さん、同じようなことをやっておりますが、一番大きなところでは、その、例えば須坂市さんあたりですと、総入れ替え制をとっているというところで、目標としているところが、全世帯にそういう経験者を1人ずつ置きたいなというところで進めているところが、さらにきめ細かに大きく広がっている点かなというところは感じました。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。私もそのところは大きく違うのかなと。ちょっと茨城県のほうの平均寿命、ちょっと話は今、飛びますが、男性が全国で36番目、女性が44番目。茨城県の中で阿見町が男性が44自治体のうち7番目、女性が44市町村中33番目。茨城県自体が、この順位だけ見ると、そんなに高くは——僅差は僅差なんです、やはり全国平均

からすると、若干少ない。県のほうのデータを開いて見てみますと、じゃあ、原因は何なのか。死亡数及び標準化死亡比という、こういうネットで幾らでも引けると思うんですが、これ見てみますと、やはりそれとタイアップして、禁煙が……。男性が、経年でだんだんだんだん減ってきているんですね、喫煙している人たちの人数が。じゃあ、女性は喫煙はどうかというのと、だんだん増えていっているという……。BMIの数値は、男性はだんだん増えています。要するに肥満度がだんだん進んでいるのかなど。逆に女性はBMI数値が低くなっている。血圧のほうは、1980年代は高かったんですが、現在のところは大体横ばい、男性が。女性は、だんだん落ちていっている中で、ちょっとここ一、二年上がってきていると、そういう数値です。中性脂肪に関しては、男性も女性も少しずつ下がってきている。

そうすると、どういう病気で亡くなるのかということ、死因として多いのが、男性が脳血管疾患、くも膜下、脳梗塞。女性が急性心筋梗塞、あと脳内出血。そうしますと、何が原因かということ、高血圧が1つの大きな原因になってくる。それと喫煙の対策が必要になってくる。やはり、喫煙と高血圧、それと肥満と、やはりこういうものを取り組んで改善していかないと、なかなか健康寿命を延ばすといっても難しい。

今、部長のほうからもお話ありましたが、こういう阿見町においても、いろんな方がボランティアで参加をして、健康づくりに意識を持って取り組んでおられる。それをどういう形で、要は、住民に1つのセットとして届けるかということになると、松本または須坂のような、推進員であるとか指導員であるとか、そういう1つの形をつくっていくことは非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） やはり基本的には、すそ野を広げていくということが非常に大事かと思っております。ただ、松本市さんとか須坂市さん、それぞれ長い歴史があって、そういう保健指導員とかが生まれて地域に根ざしたものがああります。阿見町の場合も、食生活改善推進員とか、長い経過を踏まえて現在の形になって、いろいろ本当に活動は、地域においてもやっていただいているということでございますので、できれば、そういった現在活動している人のすそ野をさらに広げていけるようには、今後いろいろ検討はしていきたいと思っております。

せっかくある組織ですから、新たにまた別の組織をつくるというのは、なかなかなじまないというか、難しいものだと思いますので、阿見町は阿見町に合った形で、既存ですばらしい制度、ボランティアの方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方とも協力をしながらですね、さらにすそ野を広げていくような方向性を見出していききたいなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今、部長から答弁ありました。確かに私もそうだと思います。ただ、1つは、食生活の部分、運動の部分、また、そういう生活習慣にかかわるものをトータル的にきちんと学ぶという場も、これは必要ではないかと思うんですね。やはり、そうやって意識を啓発して、1人でも健康に対して、食の部分だけではなく、また運動の部分もセットにして、この地域にも医療大もあり、東京医大茨城医療センターもありということで、そういうところと連携をして、よりレベルアップした形で、学ぶ人がもっと学ぼうと、学ぶ意欲を湧き立たせるような、そういうものも行政のほうとしてもちょっと考えてやっていただくと、これは阿見町には、そういう1つの大きな資源がありますので、その資源を使っていくという部分でも、私は効果的ではないかと思います。

松本、須坂は歴史が非常に確かに古くて、須坂においては、もう戦中からこういうものを始めて、健康づくりにスタートしている。また、松本もそれに準じて、この推進員制度が昭和50年から始まっている。非常に歴史が長い。松本においては、今の現市長が、実際に外科のドクターから首長になった人なので、そういう部分からしても、一気に加速度的には上がって、いろんな施策を立ててきているという部分では、ある意味で、阿見町にとってもまねのできない施策ではない。周りの環境が整っている分だけ、阿見町独自で、阿見町にとってできることが、ちょっとこれはいろいろとプランとして組めるんじゃないか、協力があれば、そう思います。

ただ、大きな違いは、保健師の数が、断然に、この人の配置の違いが現実にあるんですね。でも、その保健師の数は、ちょっと違うんですが、面積と人口比、それとまた、1つの財政力指数なんかを見てみるとどうなのか。どちらが地の利があり、財政的にもいろんな部分で恵まれているかと、ちょっと見てみますと、松本が広さが約1,000キロ平方。1キロ平方メートルに247人の人口密度。須坂が150キロ平方。これは大体阿見町の倍ですね。人口が338人、1キロ平方メートルが、人口密度。阿見町が71キロ平方で673人。そういう部分からすると、阿見は広いとはいっても、ある意味、いろんなサービス提供、またいろんなことをやるのには、松本や須坂と比べると、かなりいい立地に、で、そこに3つの大学があるということは、これはかなり有効だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 基本的には、そういった有効な資源を活用して、議員おっしゃられたような、学ぶ場の提供ということで進めていきたいというふうな考えはあります。実際に、例えば、県立医療大学であれば、広い意味では健康づくりになると思うんですけども、認知症の予防対策ですとか、来年はそのリーダー研修なんかも進めていく予定でございますし、東京医大さんなんかでも、医療介護との連携とかも、一緒にやっていったりしているところでございます。

やはり、何ととっても健康づくりは、町民の方一人ひとりがそれぞれ行動していただかないと、なかなか前に進まないということでございます。健康を決めるプロセスとしましては、やはりそういった情報を適切に受けとる、そしてそれを判断して、意思決定して行動していく、実際に行動する、それが健康につながっていくということです。国の健康日本21の中でも、健康を支え、守るための社会環境の整備というところで、1つはソーシャルキャピタルの向上というところがうたわれております。基本的に人と人とのきずな、地域とのつながり、こういったものが高い地域は、健康づくり、健康度も高い、で、平均寿命も長いと。そして、合計特殊出生率も高いというふうに言われておりますので、やはり健康づくりを進めていくためには、コミュニティづくりをあわせて推進していくということも非常に大事なのかなというふうに考えてございます。

それから、保健師の数につきましては、やはり人口当たりになりますと、保健師1人当たりの人口でいきますと、例えば松本市さんですと、保健師が全体で84名いらっしゃいますので、保健師1人当たりの人口でいきますと2,450人。須坂市も保健師が21名ということですので、保健師1人当たり2,441名。阿見町は、約4万8,000の人口で保健師数9人ということで換算しますと、保健師1人当たり5,333人と、約倍の人数を見ているということでございますので、保健師についても、段階的にですね、県立医療大学等もございまして、こちらのほうは段階的に増やしていきたいというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そういう中で、ちょっと財政力指数などを見てみると、数字でいきますと、松本が0.68で、経常収支比率というのは83.3。経常収支比率は非常に周りの県内でも松本はいいほうだという話をしておりました。80前後ぐらいで推移している分には、ある意味でいろんな施策は打てるのかなとは思いますが。須坂のほうは、財政力指数は0.51、経常収支比率が89.1なんで、これも阿見よりも若干いいぐらいで、これはなかなかいろんな施策を打つととっても、まあ、難しい。そういう中において、この阿見町は今お話がありましたが、町内に3つの大学があるということと、やはりあとは、住民の人たちの、そういうある程度ノウハウ、また経験者で、基本的にそういうこと従事されてきた方、知識がある、そういう人たちを、どう、町として一緒に、こういう健康づくりに取り組んでいただいているかといったところを、ちょっとこれは、何らかの形で仕掛けをして、やはりそういう人たちにお手伝いをいただいて、保健師1人当たりの人口割合を松本、須坂に追いつくような形で、何らかの形でとれば、そういう1つの健康づくりに関しても、具体的にもっと地域住民に近いところで、近い形のサービス、またいろんな活動ができていくのではないかと、こう思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、私の勉強不足で、五千何人って、それでびっくりしました。9名ということで。今年度も、県立医療大から保健師ということでとったんですけど、これがなかなか難しくて、別のところに行かれてしまったという、そういう状況があります。今後、やっぱり、県立医療大との連携を強固にして、インターンというか、健康づくり課等に来ていただいて、いろいろ仕事を手伝っていただくと。来年度あたりも、やはりきちんと、そういう面ではね、保健師を確保していくという、それが大事かなと、そう思っております。やはり、人がやることですから、それだけ能力のある人を採用して、町の健康づくりに寄与していただくということが大事かなと思いますので、これは部長ともいろいろ話しておりますので、そういう面で、保健師の増員というか、そういうことも考えていかなければいけないと、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、そういうこと、行政のサービスというか、こういう仕事というのは、やはり人が行うものなので、人がいないと、なかなかこれは絵に描いた餅になってしまうというのが現実なので、そういう人のこともちょっと考慮に入れて、これから進めていただければと思います。

松本、ちょっといろいろおもしろいのは、私も聞いてきたことをまとめたんですが、やはり、長生きをするだけではなくて、やはり、生涯健康で生きがいを持って豊かな暮らしをしていただく、これが町の、市の職員の仕事、また使命だ、そういう形で捉えた話がありました。毎年住民の満足度調査というのを、松本は、やっているそうなんですが、そうしますと、住民の満足度が非常に高く、特に若い人が住み続けたいという、そういう町だ。そうしますと、阿見町においても、若い人が阿見町に住み続けたいというまちづくりに、やはり1つの健康ということは、大きなポイントになってくるのではないかと思います。

先ほど部長からありましたけども、地域づくり、人のつながり、そこが一番大事になってくる。ですから、確かにそれがなくてこういうものを行ったとしても、なかなか活動としては広がっていかないんですが、ぜひ、そういう地域、またそういう活動をやってみたい、また町と一緒にそういうところをまず実験的にスタートしていきたいというようなところを、どこか町のほうでも、またその地域の住民の人たちと話し合っ、選定をして、これを先行スタートというか、そういう活動をスタートしていくというようなことを、ちょっと考えていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） そういうソーシャルキャピタルが充実していくということは、

非常に重要だと思います。また、保健師の活動においても、やはりソーシャルキャピタル、そういったきずな、地域のきずなづくりの醸成を通じてですね、地域の特性に応じた健康的なまちづくりが推進できるというふうに考えておりますので、そういったモデル的なものについても、今後、ちょっと研究はしていきたいなと思っております。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時20分といたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を再開いたします。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） じゃあ、続けて質問させていただきます。

先ほどお話をしましたが、保健補導員また指導員、このお話をしましたけども、須坂の例、ちょっととってみますと、保健補導員の経験者と未経験者見ますと、大きく何が違うか。要するに、特定健診の受診率がまず大きく違う。やはり、経験している人は非常に受診率が高い。それと、もう1つは、1人当たりの国保の医療費が大きく変わってくる。ですから、これはやはり、本人の健康もそうですし、財政面から見ても、こういう活動というのは、ぜひ工夫をしながら少しずつ進めていっていただければと思います。

7点目の、児童生徒の健康づくりに関して、ありました「阿見町いきいき学校保健委員会」で意見交換を行っている。松本においては、成人病、特に生活習慣病をどこで意識づけをして、食いとめて、なくしていくかといったところ。実際の乳幼児までは、保健師また行政がかかわるんですが、それ以降、なかなかかかわって健康ということに関しての意識づけというのは、やってこない。そのまんま学校を出て、会社に勤めて、リタイアをして初めて健康といったところにまた改めて気がつくということになると、どうしても手おくれになる。それで、小学校のときから学校の中で何とかそういう意識づけができないかというような、そういう取り組みをしているようです。ですから、子どもの生活習慣が将来的に健康づくりの基礎になるというのが、1つの結論として、そこで、子どもの時期に望ましい生活習慣を身につける。それにはどうするかといったところで、保健師が出前講座を、あらゆる機会を使ってやる。それには、なぜやるかという、子どもの血液検査、要するに、子どものときから生活習慣の1つの傾向性があるんじゃないかというので、血液検査をずっと健康診断のときにやって、そのデータをもとに、その数値が将来どうなるか、これがどういう原因で上がっていくのかというようなこ

とを、保健師が出前でやっている。ただ、学校において、大小さまざまなんですけども、小学校が28、中学校が19、その中でどういうタイミングでこの勉強また出前講座やってるかという
と、中には授業に1時間分をあげてくれる学校もある。また、学活の時間を活用して、こういう
ことを学ぶ時間をとるところもある。あとは、総合学習の時間、また生徒数の少ない学校は
全校集会のとき、また、保護者の来る参観日等に行って、親御さんにも一緒に聞いてもらう。
まあ、松本においては、子どもたちにこういう出前講座をやって、健康の大切さを訴えること
によって、その背後にある保護者の方、家族の方たちにも、やはり意識づけをしていただく
というような、そういういろんなこともやっているようであります。ですから、そういうことも
考えてみますと、地元の大学の先生、そしてまた学生、そしてまた保健師、またはそういう
とにかかわり合ってきた、経験を持った方等の力を借りてやれば、阿見町でも少しずつではあ
りますが、これも実現不可能ではないなど、こう思いますけども、その点を1つこれから研究
課題にさせていただいて、私の1点目の一般質問は終わります。

○議長（柴原成一君） 申し上げます。10番、11番、おしゃべりはやめてください。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

昨年の第3回の一般質問のときにも、協働のまちづくりで阿智村の話をちょっといたしました。
それに関して、阿見町においても、協働のまちづくりを推進するには、1点目、何が必要
であると考えていますか。

2点目は、長野県阿智村では、村づくり委員会という制度がありますが、阿見町においても
まちづくり委員会制度を検討していつはどうかと、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、協働のまちづくりについて、1点目の、協働のまちづく
りを推進するには何が必要であると考えていますかについてであります。

協働のまちづくりを進めるためには、まず、事業の目的が町民と行政とが共通していること、
そしてお互いに情報を共有し、町民の皆さんが自主的・主体的に参画し、行政と対等な立場で、
力を合わせて進めていくことが大切であると考えております。

町といたしましては、これまでも協働のまちづくりに取り組んできたところで、より効果
的に、また、多くの事業に取り組んでいくためには、町民の方々の活動に対する支援や町職員
の意識改革と協働事業推進のための能力向上が必要であると考えております。

2点目の、長野県阿智村では村づくり委員会という制度があるが、阿見町においてもまちづ
くり委員会制度を検討してはどうですかについてですが、昨年の第3回定例会での川畑議員の
一般質問の折に、阿智村の紹介がありました。村づくり委員会は、村民が自発的に行う村づく

りの事業の経費に対して支援する制度で、平成13年度から取り組みが始まり、現在、74の団体が登録されていると聞いております。

このような、自発的にまちづくりに参加する市民の意識の盛り上がりには、学ぶものがあると考えます。協働のまちづくりのために、町ができる支援策として、どのようなことが考えられ、どのようなことから行っていくことがよいのか、阿智村の事例を踏まえ、検討していきたいと考えております。

まず、なるべく町民の自発的な活動というものに対して、町がどれだけ協力できるかということが大事かなと、それはいつも思っています。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。やはり、地方自治とはいっても、その自治体でどのような町・村をつくっていくかということも、1つ、根本の原点は、住民の主体的な参加、住民自治がまず土台にあって、それを行政の団体自治、行政のほうはそれを支援し支えて実現していくというのが、やっぱり1つ大事になってくるかと思えます。ある意味で、学術的にいうと、傾向概念とか傾向的概念とか言われる、その提携の形は地方自治もなくて、団体自治をずっと充実していったら、どういう町ができ上がるのか。住民自治をすごく充実させたら、またどんな町ができ上がるのか。その辺の力関係といいますか、やはり、どちらが充実させることによって、どういう地域ができ上がるかというのが、やはりこれは決まってくる。それを決めるのは、結局、地域の住民であり、職員の皆さんであり、私たち議員であり、また町長であり、やはりみんながかかわり合って、それをどうつくり上げていくかということが、非常に大事になってくるかと思えます。やはりそれには、ここに書いてありますように、職員の皆さんの意識改革も、当然これは学び合いの中で大事になってくる。当然、議会もそうあります。住民も当然、公民活動を通じて、地域の問題に真剣に、自分のこととしてどう取り組んでいくかというようなことを考えて取り組んでいかないと、これは全部行政に投げて、お願いしてやってもらうのが住民なんだということになると、それはそれなりのものでしかでき上がらない。ですから、やはり充実したすばらしい阿見町をつくっていくには、今、町長言われたように、町のほうで住民運動、また住民が主体的な活動をしていくのに、積極的に支援しサポートしていく中で、こういうものも、また将来でき上がっていけば、私、阿見町も非常にすばらしい立地でもあります。将来の展望も明るいものがありますので、持続性のあるすばらしいまちづくりがこれからもできてくと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の2点目の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6 番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6 番飯野良治君登壇〕

○6 番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。私はですね、一般質問の1 番目にね、やろうと思っていたんですが、ちょっと努力不足でね、4 番目になりました。

それでは、質問通告に従い、町長、新教育長に質問をいたします。

まず、第1 点目は、幹線道路荒川沖寺子線と荒川沖駅西口を隧道で結ぶ構想の推進について質問いたします。

質問の趣旨は、高規格の幹線道路をさらに活かし、阿見町への流入人口を増やすための1 つの提案です。

私が議員活動をさせていただいているこの3 年9 カ月ですか、の間にも、町道の舗装及び改良が確実に実施され、阿見町は近隣から見ても、道路環境整備が大きく前進していることがわかります。全ての道は阿見町に通じています。上下水道ばかりでなく、道路も広域化の取り組みが、今、求められていると思います。霞ヶ浦大橋の構想も、この間、視察に行った土浦協同病院の開業で、非常に現実味を帯びてきた構想のように思います。

そこで、5 点について伺います。

1 つ、道路行政について、近隣市町村との広域的な連携、取り組みは行っているのか。

2 つ、つくば・6 号方面へのアクセスは、新たな路線が必要だと考えるが、どうか。

3 つ、牛久市では、2 本の隧道があるが、阿見町においても実現可能ではないか。

4 つ目です。荒川沖駅を挟んで、阿見町と荒川沖駅西口との連携交流は、お互いにメリットがあると思うが、どう考えるか伺います。

5 つ目です。この構想について、町長の考えと具体的対策をお持ちであるか否かについて伺います。

以上5 点について質問いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 幹線道路、荒川沖寺子線と荒川沖駅西口を隧道で結ぶ構想の推進についての質問にお答えします。

1 点目の、道路行政における近隣市町村との広域連携の有無についてであります。

当然、関係する市町村と協議調整等の連携を行わなければ道路整備の実現はありませんので、広域連携は図っております。

2 点目の、つくば・6 号方面への新たなアクセス路線の必要性についてであります。

現在、当町からつくば市や6号方面に向かう幹線道路は、4路線が供用されております。北から国道125号、同バイパス、都市計画道路阿見学園線、都市計画道路中根飯倉線で、各路線が国道6号線を経由し、土浦学園線や学園東大通り、学園西大通りというつくば市の大動脈となる幹線道路へとネットワーク化されております。そういう中で、新たな路線の必要性は特に考えておりません。

3点目の、牛久市は2本のアンダーパスがあるが、当町でも実現可能ではないかについてであります。

牛久市の場合は、駅の新設を含めた新市街地整備の一環として土地区画整理事業で整備されたものです。既設の荒川沖駅を道路事業で整備するという提案とは、整備手法やまちづくりの考え方が根本的に違います。また、整備路線が土浦市内という当町の自治権外になりますので、実現は不可能とっております。

次に、4点目の、荒川沖駅を挟んで、当町と荒川沖駅西口との連携交流のお互いのメリットについてであります。

現在、既存の公道や荒川沖駅自由通路を利用した移動は可能であり、当町として不都合は生じていないとっております。そのため、アンダーパス整備のメリットは少ないものと思われれます。

最後に、5点目の、この構想に対する町長の考えと具体的対策をお持ちか否かについてであります。

まず、公共事業の場合には、投資効果——投資費用に見合った効果が得られることが採用の大前提となることは御承知のとおりと思っております。

御提案の構想については、これまでの質問にお答えしたように、投資費用は莫大な反面、効果は薄いものと想定されます。町として対策は持っておりません。土浦市に対しましても協議することは考えておりません。

やはり、今の状況の中で、この事業をやること自体が、やっぱり費用対効果を考えたときに、無理なんじゃないかなと。やっぱり、飯野議員には毎回ね、いろんな面で提案等していただいております。やはり、今回ね、タケノコ等も解禁になったりね、そういうものを、やはり積極的に携わってやっていただければ、非常に町も元気になるんじゃないかなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 答弁ありがとうございました。また、私に対する適切なアドバイスもいただいて、本当にありがとうございます。

まず、町長答弁を聞いてね、がっかりは全然してないんですね。それっていうのは、私は、誰も考えないね、発想、そういうものがあつたらいいんじゃないかということの、持つことの

重要性。これはすぐにね、実現可能か、不可能かという、そういうものをね、すぐ現実的に判断するのではなくて、まず構想を、そういう、常に持って、持ち続ける。そのことが、チャンスが来ればですね、政治的な物事でそれが前進する、そういうことが、いろんな建設事業にも、歴史にも残っております。第一、四国にかけた大橋なんかも、費用対効果からすればね、多分、私は、費用のほうはるかにね、上回っている事業ではないかと思うんですけども、あれもね、政治的な力が大きく働いて、あれだけの大事業がなし遂げたということがあるので、私はね、この点をね、すぐに実現可能というよりは、やっぱり、いろんなことで、あれだけの高規格の道路が、まずオルティエ本郷の阿見町の背骨になるし、あれが寺子から飯倉のほうまで、工業団地に延びる。あの道路をもっと活かすのには、やっぱり常磐線の下のね、隧道を抜けて、6号ですね、そしてつくばに行く、これが必要なときがね、必ず来るという、私は確信持っているんですね。そのときまで生きてるかどうかかわからないですけども、やっぱりそういうことを持ち続けたいと。現に、今、125号、ジョイフルのほうに行く道路、もう1つは中根ね、飯倉中根線が西大通りでとまっていますけど、学園に行くのには、そういう大きな道路はあるんですけども、阿見から行った場合ね、あの背骨を通って、あそこで曲がって、あの六差路かどっかの交差点をジョイフルの前を通っていくってのは、私もよく行きますけども、非常にね、混むし、なかなかね、おっくうだし、あそこからまた曲がって荒川沖駅の西口行くのは、ちょっとね、皆さん、足が遠のいちやうなというふうに思っているんですね。だから、いずれね、やっぱりそういうことが皆さんの共通認識になって、必要だということで、土浦市のほうも、阿見のほうもですね、やっぱりそのことでいろんな手だてをね、使ってですね、実現の方向に動くと、そういうときが来るということは思っていますね。

現に、町長の中で、茨城から初めてね、国交大臣が出たと。その国交大臣に対して、いろいろお話をしたという事例もあります。そういうことが実際にはあり得ないっていうか、できたときですね、やっぱりそれを活かしていただきたいと。だから、まあ、すぐですね、こういう変なやつがいて、こういう構想を持つてるやつがいるんだよね、そういう話をね、ちょっとそういう集まりの場でね、ちょっと出していただくだけでも、やっぱりそれは、将来の生きてくるかなというふうに思います。

私は、この件で、牛久の市役所にね、どういうわけで、あの隧道が——1本目は万博のときね、万博が、駅ができて、そして隧道が通って、あそこがバスが往復したと。これはわかるんですけど、その2本目のときですね、あの隧道はどうやったらできたのかなと思ったら、先ほども説明ありましたが、こちらのひたち野うしくのURが、まちづくりの構想の中で、あれを抜けて、結局、6号抜けて、つくばの西大通りに結んでる。そういう構想からあれはできたという説明をね、市役所のほうで聞いて、費用もちょっとね、市役所のほうではつかんでない

んですよという話でした。そのときに、ちょうど市議会が最初の日で、執行部提案があって、私はたまたま議会事務局に行って、牛久の議員控室——ちょうど休み時間だったんで、行ったらね、ちょっと最大会派のところに知ってる人がいたんで、お話をしました。非常にね、お茶やってけよってことで歓迎されて、阿見の話と牛久のね、今の問題点なんかを交流してきたんですけれども、牛久の議員から言わせれば、この間、橋本知事がね、牛久へ来て、ちょっと話すんですよと。そしたら、これからの県南は阿見が中心だと。牛久ってことは一言も言わなかったと。これは冗談めいてね、そう言ってるくらい、阿見の開発がね、やっぱりこれから牛久、近隣、美浦、そういうものを巻き込んでいくのかなっていうのは、近隣の市町村の議員たちも、やっぱり感じているのかなということを感じました。そういうことで、ぜひですね、機会があったときに、そういう変なことをやってる議員がいるんだけど、どうだろうなんつう、冗談めかしてね、町長のほうから話を出してもらえばいいのかなと、そういうことなんですけど、その辺についてはどうでしょう。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 霞ヶ浦二橋の話をもっと県の方に行ったり、いろいろしてます。やはり、そういう時期があるんじゃないかなと思うんですね。霞ヶ浦二橋も、やはりオリンピックが終わった後の国の事業という形の中で、ちょっと捉えたらおもしろいんじゃないのというような話をさせていただきましたし、やはり今からそういう事業が徐々になくなっていくので、やっぱり夢のある事業、そういうものを、やっぱり、まず打ち立てていかないと、何も前に進まないんでね、まず提案はいいんじゃないんですか。ただ、提案したからって、すぐできることじゃないということね。あんまり長々と説明してもらわなくていいですからね。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 2点目なんですけども、アクセスの必要性についてね、私は必要だと言ってるけども、今のある既存の道路で十分なんで、なかなかね、これを費用対効果からいくと難しいということなんですけども、やっぱり、今日さっき、オルティエ本郷のまちづくりの中でね、URが撤退していく中で、これから人口増やしてね、あそこに張りつけをしていくという構想があって、それが町の一番の発展の場所としてね、捉えていくのであれば、先ほど言ったけど、位置づけをちゃんとして、手法は違うけども、まちづくりのね、基本的な考え方っていうのは、この答弁に書いてあるように、そんなに違いはね、手法の違いはあるにしても、まちづくりの考え方というのは、やっぱりね、共通点があると思うんですね。それはやっぱり、交通の便がよくて、交流ができると、簡単にね。そのことがやっぱりそこに住んで、今、車社会ですから、やっぱりという。その手法の違いは確かに、まちづくりの考えた共通点というのは、ひたち野うしくと比べてあるんじゃないんですか。ちょっとその認識をちょっと伺いま

す。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） URの土地利用は、やはり今、あの地区で何をやらなければいけないかって、もうこの間も、下水道審議会でも答申が出たとおり、平米580円でどうのこうのって、もうそういう下水道の整備、ライフラインの整備、あと道路の整備、そういうものがやはり重要だだと思います。土地利用29ヘクタールの土地利用をどうするかというのは、十分考えればできることで、やはり、町がね、この土地をどうやって有効に活かしていくかということが大事だと、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 4点目のですね、荒川沖駅西口との交流について、私はいつも、昔から荒川江戸崎線のね、バスで駅まで行って、荒川沖は結構、町にとっては、買い物とかね、常磐線に乗る駅として利用されているし、今でも、昔は阿見町だったのが、荒川沖が分離してね、土浦市と合併されたっていう経過も聞いてますけども、やっぱり、今でも阿見町の駅ではないけども、そういう位置づけはね、皆さん、ひたち野うしくへ行くよりもね、してると思うんですね。大体、選挙になると、議員さんもね、あそこに立って、通勤客によろしくお願ひしますと訴えているところを見ても、阿見の人があそこからね、入ることが非常に大きいということ、よくわかります。西口、これね、くどいようですけど、西口から、あれつくった場合に、こっちから行くよりも、西口から入ってくる人のほうが多いように感じますけど、そこは感じませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○6番（飯野良治君） あ、なければ、いいです。

○議長（柴原成一君） はい。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） もう1つ、費用対効果についてですね、これは費用に対して効果が少ないということが、公共事業に対して一番のね、考え方だということは、私もね、わかっています。これをね、町のお金で全部やるとなると、なかなかね、誰が考えても、あそこに隧道通すのは、今、技術が発達してるから、陸橋よりも安いとはいってもね、やっぱり大変な費用がかかるというのはね、十分わかりますね。だから、これはね、いろんなやり方、予算のつけ方を、やっぱり研究していく必要があるし、またそのことで、これだけのメリットがあるっていうのはね、やっぱり行政が探していく必要があると思うんですね。今までも、行政マンのプロとして、いろんな、国の費用や県の費用を活用して、道路をつくられてきた経緯もあるんで、ぜひですね、そういう構想について、そういうチャンスがあればですね、やっていただきたいということをお願いをしてね、1点目の質問を終わりたいと思います。

でね、もう1つ、この件に関して、今、町長から、タケノコが解禁があったということなんですけども、そのことがね、非常に来年の4月、選挙終わってからですけども、三越、伊勢丹からね、ぜひやりたいという申し入れがあったことを申し添えておきます。これに参加する人が、ちょっと御披露しておきますけど、開業医師、医療法人の経営者、弁護士、会計士、そういうことで、やっていますんで、よろしく願いをいたします。お知らせをしておきます。

では、続いて、2問目の質問に入らせていただきます。

それではね、これは先ほども新教育長の、阿見町に対するね、教育行政の問題について触れられた質問もございましたけども、これについて、私は制度的な面からお尋ねをしたいというふうに思っています。

12月の2日ですね、霞ヶ浦豊学校の50周年の式典に参加させていただきました。いつもですね、豊学校に私は評議員としても長年、うら谷津を中心に実穀小学校とやってきましたけども、感性のすばらしさにね、いつも驚かされています。できればですね、実穀小学校から全小学校・中学校との交流に広げていただけたらというふうに思っています。

それでは、菅谷新教育長におかれては、全協において所信を述べられました。これも59年ぶりに地方教育行政の抜本の見直しが図られた一環だと認識をしています。それまでは、所信の表明はなかったと、今度は非常によかったという議員の評価もあります。私もね、聞いていて、すばらしい所信表明だと思いました。また、今回の改正で、首長の責任の明確化が図られました。町長、教育長に質問をいたします。

1つ、町長の教育行政に対するスタンスと教育観を伺います。

2つ、町長、教育長、教育委員会のそれぞれの立場、責任の所在を明らかにしてください。

3番、総合教育会議について伺います。

主催者は誰なのか。

必置にして公開が原則とされているが、阿見町での対応はいかがか。

どのくらいの頻度でこの会議を開催するのか。

教育会議の事務局、教育委員会の事務局、これは別々なものなのか。

総合教育会議に学校評議員、私は括弧してね、コミュニティ・スクールということも書きましたけども、そういう人たちの代表者も入れた拡大版の会議の導入の考えはあるのかお聞きします。

4番目、教育長の教育行政の責任者としての、いわゆる法的な課題ですね、今までもありましたけども、そういうもの、今度新しくなって、どういう課題が出たのか、それを今までのと比較でお答えください。

5番目、地域とのかかわり、関心の喚起をどう発信するのか。

以上5点について質問いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、新教育長の課題は何か。1点目の、私に対しての質問です。

首長の教育行政に対するスタンスと教育観についてであります。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものです。

その中で、首長は、教育長、教育委員とともに教育施策について議論する総合教育会議を設け、教育に関する大綱を作成することとなっております。

この改正により、教育長、教育委員との意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より町民の意向を反映した教育行政を推進できることとなりました。

私としましては、教育委員会は独立した組織であり、首長の影響力や関与が阿見町の教育に過剰に強まることはよくないと考えております。これまで実施してきた「学びあい、支えあい、共に輝く人づくり」を基本理念とする阿見町教育振興基本計画や、「人が輝き、まちが生きる、学びのまちを目指して」を基本理念とする「いきいき学びの町」の実現に向けて、生涯学習によるまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

2点目以降につきましては、教育長より答弁をしていただきます。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。ただいま、14番吉田憲市君、7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は12名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） それでは、2点目の、首長、教育長、教育委員会のそれぞれの立場、責任の所在を明らかにについてお答えをします。

まず、首長は、首長、教育委員会により構成する総合教育会議を主催し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針——阿見町教育振興基本計画を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するものとなっております。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。教育委員会の主宰者であり、具体的な事務執行の責任者、そして事務局の指揮監督者ということになります。

教育委員会の職務権限は変更されないことから、引き続き、地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において執行する執行機関です。

さらに、新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することになることを踏まえ、教育委員会委員による新教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明性を図ることとしています。チェック機能としては、新制度においても教育委員会は合議制の執行機関であることから、その意思決定は教育長と委員による会議で、出席者の多数決によって決せられるもので、委員の役割は引き続き重要なものであります。

3点目の、総合教育会議についてお答えします。

総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、全ての地方公共団体に首長と教育委員会が教育行政について協議・調整を図る場として設置されることとなります。

具体的には、教育に関する大綱の策定に関する協議、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策についての協議を行うこととされています。

総合教育会議は、首長が設置招集し、会議は原則公開とする制度となっておりますので、阿見町においては、まだ設置できていませんが、制度に沿って今年度中に設置したいと考えております。

会議の事務局については、首長部局で行うことが原則となっておりますが、当町においては、教育委員会が補助執行することになりましたので、教育委員会が事務局となります。

総合教育会議での意見聴取につきましては、必要があると認めるときには、関係者などから意見を聞くことができる制度になっておりますが、学校評議員の代表者などから意見を聞くことについては、総合教育会議での協議を踏まえて検討することになると考えております。

4点目の、教育長の教育行政の責任者としての法的課題は何かについてお答えします。

法律の改正を受けて新制度が施行されて間もないことですので、これから法的な課題が見えてくることもあるかもしれませんが、現時点では、特に把握しておりません。

5点目の、地域とのかかわり、関心の喚起をどう発信するのかについてお答えします。

教育委員会会議の公開や議事録の作成及び公表が関心の喚起に役立つと考えております。今回の制度改正では、教育委員会会議の公開、議事録の作成及び公表については、努力義務となっておりますが、町では、これまでどおり会議を公開し、議事録についてもホームページ等を活用して公表していきたいと考えております。

また、学校再編計画に際しても、各小学校区の地域住民や保護者など地域の方と可能な限りかかわりを持ちながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 1点目ですが、町長の責任の明確化についてです。改正によって、首長のね、責任の明確化が図られると。そういう責任があれば、権限も強くなるわけですね。権限が以前より強くなったというふうに理解をしています。答弁の中で、天田町長は非常にソフトなんで、そこは関与の過剰に配慮していますと言って、余り独立した教育委員会に過剰に関与することを、ここでね、明確にしているわけですが、今までのかかわり合いと、新制度になって明らかに違う点は何かについて、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。基本的にはですね、変わらないんですよ。ただ、町長と、それから教育長、新教育長の協議の場が、正式に、この総合教育会議でできたということでございます。あとは何ら……。そういう責任の明確化というのはありますけど、そういう正式に町長と教育長の会議が設けられたということかと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） そうすると、今までは、そういう協議の場は、教育委員会に町長が出てって、私の教育方針はこういう方針を持っているんですよと、これを体現してくださいみたいな、そういう場は、教育委員会に町長が出向いたんですか。総合教育会議がなかったんで。今までのやつ。今後のやつはわかりましたけども。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。基本的には、町長応接室とか教育長室で、町長と教育長がお話をしたというような経緯がございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） じゃあ、もう一度確認しますけども、教育方針や政策に対して、直接ですね、首長いわゆる町長の考えを示す場が総合教育会議という認識でいいわけですね。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的に、町長が主宰者になりますんで、当然、町長がそういうことで、おっしゃるとおりになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） では、よくですね、いわゆる町長部局、いわゆるこれは秘書課だと思うんですけど、町長部局と教育委員会の、いわゆる町長単体じゃなくて部局と教育委員会の関

係を、具体的にどういう関係なのか、ちょっとそこを教えてください。部局、町長部局って、よく言いますが、それが秘書課なのか……。

〔「教えてあげてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町長部局、教育委員会、町には、あと議会事務局、農業委員会、そういう組織があります。そういうものを総して町部局、教育委員会、議会事務局、そういう機関が別な組織として、町の執行機関としては組織されているというところがございます。ですから、教育委員会は教育長、議会事務局は議長、農業委員会は農業委員会会長、そういうような、それぞれの、そこにトップがいるわけがございます。町は、町執行機関としては町長が事務局としてのトップというふうな位置づけになっているわけがございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の説明では、ちょっとわかんないんですけども、いわゆる町長部局というのは、そういう幾つかの委員会とかそういうものを総称して、いわゆる執行部みたいな形で部局と称するわけですか。町長部局というのは、例えば、私は秘書課なのかなと、こう思ったんですけど、そうではないんですか。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） いわゆる町長部局と言っているところは、町の総務部、町民部、都市整備部、そういうところを称して町長部局というふうに言っているところがございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はい、わかりました。じゃあ、それではですね、町長がこの新しい新制度の中で、リーダーシップということをよく書いてあるんですけども、それが具体的に、いわゆる余り過剰に関与をしないという中で、配慮をしながら、リーダーシップはどのような形で、具体的に発揮されるのか。その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まだ総合会議がね、きちんと開かれてないので、私がどうのこうのというのは、まだないんですけど、やはり、非常に大きな問題があったときに、いじめの問題とか、そういうものを、ただ教育委員会の中でなかなかできない状況もありますから、そういう面では、町長部局と連携しながらやるとか、そういう大きな問題が起きないと、私の出番はないんじゃないかなという気がします。やっぱり余り、やっぱり教育委員会は独立したものでないかね、まずいと思うんだよね。ただやっぱり、今回の小学校の統廃合の問題とか、これは大きな町の問題だと思うんでね、これは幾らか、私の考えも申し添えて、教育長、教育次長等

との話をしながらね、考えていかないといけないんじゃないかな。そういう大きな問題がなければ、やはり私が余り出張ってやるということは、いい方向には行かないと思っています。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。2点目なんですけども、責任の所在について、新教育長が教育行政に大きな権限とね、責任を有するということであるんですけども、先ほどの答弁の中で、最終的には教育委員との合議制というかな、その合議制が、やっぱり入っているんですね。だから、合議はするんですけども、最終的な決定はね、教育長がするのかということですね。

これ、関連して、先ほど、今、町長が言われたいじめや重大な事故に対して、教育の最終責任者ですね、それは教育長という認識でいいのか伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。新しい教育委員会制度になった趣旨の大きなねらいがそこにありますので、教育委員会の責任とかね、教育委員の責任ではなくて、会議の結論は合議制で多数決で行いますが、最終的な責任は教育長にあるということは明白だと思います。法律にも裏づけられています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今までね、あった、同僚議員の質問の中にも、そういうことでの曖昧さがね、今まで残っていたものが、今度は制度的に法的にきちっと整理されたというふうに捉えて、今の答弁でわかりました。

3点目ですね、総合教育会議について、地域で支える学校ですね。私たちも民教で大玉村とかね、聖籠町なんかを視察に行って、やっぱり学校運営の規定がきちっと評議員制ではなくて、コミュニティ・スクール制をね、取り入れて、そして、必要な支援、協力、これが地域でね、なされていると。だからやっぱり、学校をね、子供たちを、地域で守る、支える、育てる、そういうことを、ちゃんと制度化してやっているというのは、先進の事例だというふうに捉えました。

私もね、この教育会議の中で、今まで私も実穀小の評議員なんかも長い間やらせていただいたんですけども、やっぱり形式的なものになってしまっていて、意見は言うんだけど、その意見がどういうふうに活かされたかというのもよくわからない。だから、それを、やっぱりコミュニティ・スクールのような制度をきちっと導入することによって、それが活きた制度としてね、学校を支えるというふうになるんじゃないかというふうに思っているんですけども、その辺の考え方、評議員制度よりも一歩進んでコミュニティ・スクール制度を取り入れるというふ

うな考え方があるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。将来的には、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を取り入れる方向になると思います。ただ、飯野議員が現在学校評議員ということで、いろんな活動をされて意見を言うんだが、なかなか先が見えないというお話がありました。評議員制度は平成12年の4月からスタートしたわけですが、ここでは、評議員さんお一人お一人の意見を述べていただくものとして、そういう制度であって、便宜上、多分、各学校で同じ日に集まっていただいて、授業参観していただいたり、行事を見ていただいたりということをやっていると思いますが、基本的には、お一人お一人から、ばらばらで構わないんですね、意見をいただいて、全体としての意思決定とか意見調整を行うような、そういう合議制の機関ではありませんので、そういう形になっていると思います。開かれた学校づくりの推進とか、あるいは学校の説明責任、その辺を果たすことを目的としてつくられた制度です。

一方、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づいて、新しい公立学校運営の仕組みとして導入されているわけです。そこでは、学校運営協議会、コミュニティ・スクールには、法令です、付与されている権限として、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する、あるいは教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べる、こういうものが入っておりますので、学校経営をしてきた者としては、やはり学校を正しく理解していただいている方の意見と、そうではなくて、周りで言ってるからとか、そのレベルでの意見では、学校現場が混乱してしまいますので、段階的な導入になるかなと思います。

それから、地域の中の学校という位置づけでいえば、阿見町11校ありますが、やはり地域性、地域とのつながり等も違いますので、もし導入するのであれば、地域性の強い地区を——個人的な考えですが、1つモデル地区として進めて、それをほかに波及していくというような、段階的な導入になるかなと思います。

それから、根本的な考えとしましては、方向性として、阿見町の教育振興基本計画の中です、その中の施策の基本方向3ですか、社会全体での教育力の向上と、これをうたっていますので、方向性としては、そういう方向で取り組んでいく必要があるかなと思います。社会総がかりでの教育の実現、あるいは地域とともにある学校づくりと一層の推進、それから、学校を核とした地域づくりの推進、その辺を目指す方向性としてますので、すぐには進みませんが、そういう方向を見据えた取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時25分

といたします。

午後 3時16分休憩

午後 3時25分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を再開いたします。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 菅谷新教育長のね、取り組み姿勢については、非常にね、積極的だし、いいものは阿見町においても取り入れていこうという姿勢がね、答弁の中で強く感じられました、すごいなというふうな感想を持ちました。それで、コミュニティ・スクールについてはね、先ほども制度のことも触れましたけど、平成16年、学校運営についての規定の改正があって、協議する機関としてコミュニティ・スクールを制度化するということが決められているわけで、それを地域に合った形で導入していくというやり方は、非常に理にかなっているのかなということをおもいました。

じゃあ、4点目なんですけども、教育長の法的課題についてであります。現時点では課題の把握はしていないということですが、教育長の強いリーダーシップが求められるのは、一番、教育予算の要望だと思えます。それを教育委員会、各学校、校長なんかの要望を取りまとめて、それを、さっき言った、首長部局ですか、そこにぶつけていく。その予算獲得、予算の要望については、どういった形で把握するわけですか、各学校の、教育長は。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） お答えします。各学校に調査そしてヒアリングで、実際こういうものが必要であるとか、その各学校の必要なものを確認して、そして精査をして、教育委員会のほうとまとめて予算の要望をしていくという形だと思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これは、総合教育会議、その場が明確にできたんで、そういった首長との意思疎通を図りながら、予算の点でね、きちっと確保しておくということが、子供たちの有効な教育環境を確保するという裏づけになるんで、そこをやっていただきたいというふうに思います。

最後にですね、首長部局と教育委員会の共通理解を進めるためにも、教育長の果たす役割は大きなものがあると思っています。そして、新しい制度をフルに活用して、教育行政を阿見町の中でね、先進的な取り組みとして、外部から視察が来るくらいな教育行政を行っていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一です。最後になると、なかなか空席も目立ってきましたけども、あと1人ですので、皆さん、頑張って聞いてください。

それでは、一般質問を行います。

高齢者の運転免許証返納について。

高齢者の自動車運転による交通事故が後を絶ちません。昨年警視庁の調べでは、全体の件数は減っているものの、高齢者関連の事故の割合が増えてきています。運転中のとっさの判断や操作ミスが事故につながっています。このような中、高齢者自ら、また家族からの要請の中で、運転免許証の自主返納が行われています。しかし、車社会の現在、どこに行くにも車は欠かせない移動手段で必要不可欠のものです。高齢者の交通事故減少のための自主返納が高齢者を家に閉じ込めてしまうことになりかねません。今後、高齢化社会へ向かう中、高齢者の移動手段として、町としても考えなければなりません。他市町村でも、運転経歴証明書の発行とともに、いろいろな交付助成制度があります。阿見町でも自主返納を行った高齢者に対しての外出支援事業施策の実施を求めてまいります。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 高齢者の運転免許証返納について。

高齢者の運転免許証自主返納とは、高齢運転者に原因がある交通人身事故の割合が増加傾向にあることから、警視庁により、高齢で運転に不安がある方や家族が心配されている方に対して、運転免許を自主的に返納することを促すものであります。

現在、阿見町では、高齢者で交通手段に不便を来している方などに対してはデマンドタクシーによる送迎を行っているところですが、運転免許自主返納者に対して具体的な支援制度は実施しておりません。

県内市町村の支援制度の状況としては、牛久市など県内12市町村が自主返納者に対する支援事業を実施しており、路線バスの回数券など交通チケットの支給を実施している市町村が多いものとなっております。

御質問の自主返納を行った方に対しての外出支援事業については、継続的に支援することの必要性や町全体の公共交通のあり方、高齢福祉対策との関係などを整理する必要があることか

ら、先進市町村の情報収集に努め、阿見町の公共交通、高齢福祉対策等と連携しながら調査・研究してまいります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ただいまのね、答弁いただいて、私の一般質問で、調査・研究してまいります。非常にいい答弁だなと思うんですけども、ちょっと何点かお伺いしたいと思えます。

まず、阿見町の中で免許証の自主返納者というのは何人ぐらいいるかわかりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、阿見町は牛久警察署が管轄でございますので、牛久警察署のほうに確認しましたところ、阿見町という区別はしていないので、阿見町民、牛久市民というふうな区別はしていないので、ちょっと阿見町の返納者というのは正確には把握はできておりませんが、牛久署の把握によりますと、25年からですが、25年度に57人、26年度が68人、それで、27年度は、まだ10月現在ですが47人ということで、年々返納者が増えているというような状況にあると思えます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、牛久・阿見という範疇での人数ということで……。いや、私、もうちょっと多いのかなと思ったんですけども、今、部長がおっしゃった人数ということなんですけども、ちょっと私もこの間、いろんなところでお話聞く中で、何人か自主返納したんだよって言う人がいましたんでね、正直言ってもうちょっと多いかなと思ったんですけども……。わかりました。

それで、回答の中でですね、県内12市町村が自主返納に対する支援事業を実施しておりと書いてあるわけなんですけども、これ、他県のほうは、何か具体的に調べたことはありますか。ちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。他県のほうは、特に調査してございません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですか。じゃあ、県内での12市町村ということで、ここに書いてあるとおり、路線バスの回数券だとか交通チケットの支給などと回答があるわけなんですけども、私のほうでもいろいろ、この回答の中で、他県はどうなのかなというふうにな、疑問があったんで、ちょっと調べてみたんですけども、結構いろんなところで、いろんな形でやられているんですね。やはり北海道から、私の調べたところでは、東日本だけなんです、京都ぐらい

までしか調べてはいないんですけども、市や町の中で運転免許自主返納支援事業としてと、ですから、市町村の中でそういった事業を展開してやっているというところが幾つかありました。

その中で、山形県のね、飯豊町っていうのかな、そういったところに、これは阿見と同じようにデマンド交通の無料乗車券、400円券を10枚交付するですとか。大体そういう、やっぱり移動手段がなくなったという人も多いんですけども、あと、日高市、これ埼玉県ですね、この中では、高齢者の移動手段確保研究事業というのがやられてまして、ここの市長さんですね、平成26年度の施政方針の中で、高齢者等の移動手段研究事業につきましては、高齢運転者による交通事故の減少を図るために、自主的に運転免許証を返納した方に路線バスの乗車券を交付いたしますということを市長さんが施政方針で言っていると。実際、金額としては、路線バスの乗車券5,000円相当を交付するということもあります。あとは、成田市なんかでは、高齢者外出支援事業という、私がたまたま質問で言ったのと同じ、そういった事業を展開しているわけなんですけども、これは75歳以上の市民税非課税世帯にですね、年間1万8,000円を限度にタクシー運賃を助成しているということで、高齢者の外出を促進しているということもいろいろありました。

大体、阿見でいうあみまるくんですとか、あとは路線バスの補助、または鉄道なんかの補助などもあったのかと思います。

こういった中で、阿見町ではね、デマンドタクシーのあみまるくんが今やって、それが具体的には、回答の中ではね、高齢者で交通手段に不便を来している方に対してはデマンドタクシーなどをということが書いてあるわけなんですけども、このデマンドタクシー、私も去年だったかな、去年の議会の中で同様の質問をさせていただいたんですけどもね、既存の公共交通があるということですね、そこの関係もあって、あんまり運賃を安くできないっていう話、答弁でありました。そういってもですね、他県では、もっと安価な形でやられている。もちろん条件はいろいろ違うとは思いますが。違うと思うんですけど、やっぱり路線バスですとかタクシーなどをね、安価でやっているところもあるんですけども、そういったところでね、また昨年から、また今回に関してなんですけども、こういった免許証返納した方に対してもですね、移動手段というのは、買い物だとか病院だとかが一番多いかと思うんですけども、そういった移動手段のために、やはりあみまるくんを使っているだけども、高いっていう意見があるんですけども、これに関しては、この助成っていう形ですね、もっと補助を出せないものか、ちょっとお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長答弁しましたとおりですね、町の公共交通、そういうあり方を、やはり全体的に考えていく必要があるということで、返納

したときだけに無料の券を出すとか、補助をすとかいうことだけでは、本当にそういう返納者に対しての根本的な対策にはなっていないだろうというふうなことで、これは今後ですね、高齢福祉対策あるいは町の公共交通と一緒に検討していかなければならないというふうに考えておりますので、先ほど町長の答弁しましたとおり、今後、検討・研究させていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、部長が言ったとおり、やっぱり小手先の中でね、やるんじゃないなくて、もう少し大きな形で、今、部長が言ったとおりの形の中で、やっぱり考えていけないといけないと思うんですよね。あす、また難波千香子議員の質問がありますけど、やはり、今の中で、小手先の中で、今、補助を出すという、そういう考えは、やはり、今、私自身は持っておりません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、実際のところね、今年免許返上しました。じゃあ、来年はどうするのっていう、そういう頭もあるかと思うんですよ、実際のところは。ただ、これは考え方1つなんですけども、やはり返上した年に、警察のほうでは、運転免許経歴書みたいなのを渡されるかと思うんですけども、その中で、返上した年だけでもね、やるということも1つの選択肢ではあるんじゃないかと、私は思います。

回答の中でね、先進市町村の情報収集に努めって、書いてあります。ですから、こういったところから、書いてあるから、私は他県でも調べたのかなというふうに思って、最初、お伺いしたわけなんですけども、残念ながらね、県内だけということなんですけども。やはり、今ね、私のほうで幾つか紹介したところなんかは、ある程度進んでいるところじゃないかとは思いますが。そういった中でね、はっきり言って、この中でも、毎年毎年同じことをこういうふうやってるっていうところ以外にもあります。ですから、やはり考え方の問題としましても、ぜひともね、そういった先進市町村の情報収集努めてですね、調査・研究をしてもらってですね、やっぱり町民が、やはり運転免許を返納するということは、私の父もまだ運転しております。なかなか車がなくなってしまうと、移動手段がなくなってしまうと、大好きなカラオケも行けなくなってしまうというようなこともね、あって、運転はしているわけなんですけども、やはり運転がね、できなくなっても、やはり移動手段ということ、これは同じです。特に病院に行く、買い物に行く等とね、ありますので、ぜひともこの辺はですね、しっかり調査・研究していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

以上で1点目を終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　じゃあ、2つ目の、子どもたちの健康調査についてです。

東日本大震災における福島第一原発事故から4年9カ月が経過しました。この放射能関連の問題は、過去にも議会で取り上げましたが、今回、私は、子どもたちの甲状腺検査についてお伺いします。

まず、1点目ですが、町の認識についてです。原発事故後、国の調査でも、茨城県の県南地域で、特にこの阿見町の放射線量が高いと言われていました。国は、今年の7月に子ども被災者支援法の基本方針の改定を行いました。この問題について、町はどのように認識していますか。

次に、今回、この質問を行った経緯は、原発事故から4年9カ月が経過したこともあります。チェルノブイリの事故では、4年から5年後に、子どもたちの甲状腺がんが急増しています。その観点からいっても、今回、子どもたちの健康調査、特に甲状腺検査を行う必要があるのだと思い、この質問をしました。これについてもお答えください。

最後ですが、費用の問題です。何をやるにしても費用が必要になりますが、総務省の震災復興特別交付税というのがあります。北茨城市では、子どもの甲状腺超音波検査事業として、2,342万9,000円、これをこの震災復興交付税で使っております。阿見町ではどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（柴原成一君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　子どもたちの健康調査についての質問にお答えします。

随分これは何度も何度も、ボディカウンターというか、ホールボディカウンターの問題というか、これは何度も答えていると、私は思っております。

1点目の、町の認識についてであります。

8月25日に閣議決定を受けた子ども被災者支援法第5条にある基本方針の改定の主な内容は、福島県内の支援対象地域において、放射線量が事故発生時と比べ大幅に低減したことから、避難する状況ではないと明記されたことであります。

このことから、今回の原発事故対策については、緊急的かつ集中的に取り組むべき施策や、復旧に向けた取り組みの段階から、避難者の帰還や定住支援に重点を置くなど、復興に向けた取り組みの段階に入っているという認識であります。

2点目の、子どもたちの健康調査、特に甲状腺検査の必要性についてであります。

過去の一般質問でもお答えしましたが、茨城県における子どもたちを含めた健康調査については、県及び専門家が、必要ないとの見解を出しております。また、福島県で実施している県民健康調査における甲状腺検査及びホールボディカウンター検査の結果では、原発事故由来により健康に影響があったという数値は出ておりません。

さらに、健康調査について、町民からの問い合わせはなく、その必要性について冷静に判断されているようであります。

以上のようなことから、甲状腺検査については、必要はないという判断であります。

3点目の、費用の問題についてであります。

震災復興特別交付税は、地方交付税法に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業や復興事業を実施するための特別の財政需要に対し、被災団体等に交付されるものであります。

御質問の、原子力発電所事故に伴う経費については、除染、風評被害、子どもの生活支援等に要する経費などが対象とされており、総務大臣が認めた経費について、地方負担額の全額が震災復興特別交付税として措置されます。

これら原子力発電所事故に伴う経費については、特定被災地方公共団体及び特定被災地域が対象となり、当町も特定被災地域であることから、これまでに、公園、学校、保育所等の除染や、農産物の放射能測定の実費等の財源として、総額で6,292万3,000円の震災復興特別交付税の交付を受けております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際のところね、これもう、私も何回やったかなど。数えられないぐらい、町長とね、やり合ったと、町長もお記憶があるかと思うんですけども、ただ、今回ね、この問題を改めて出したのは、先ほどのチェルノブイリの話もあります。今回ね、この質問をね、たまたま通告で出した後なんですけども、地元の福島民友社というね、地元の新聞社なんですけども、ここの記事でね、30日に福島市で開かれた県民健康調査検討委員会で、前回6月、未公開の6人から、9月末までに甲状腺がんが確定した人は9人増え15人になったという記事がありました。こういった記事があったわけなんですよ。その中で、福島県ですね、県医師会の副会長の星北斗座長は、現時点で、放射能の影響は考えにくいと見解を改めて示したという記事が載っております。

この福島原発事故の前ですね、日本における小児甲状腺がんの推定罹患者数というのがあるとは思いますが、国立がんセンターがですね、このがん対策情報センターによると、1年間に100万人に0から3人というのが推移しているというわけなんですけども、しかし、この事故後ですね、福島県だけでも152人が、がんやその疑いがある患者になっています。このことから見てもね、私は大きな問題だと考えております。

まず、先ほど答弁にあった、町の認識についてお伺いしたんですけども、子ども被災者支援法の基本方針の改定、これは今年の7月ですか、に出されたわけなんですけども、やはりその変更点の中で、私が一番大きいと思うのは、放射能による健康への影響調査、医療の提供等については、事故初期における被ばく線量の把握、評価の推進、福島県及び福島県近県におけ

る疾病罹患動向の把握，福島県の県民健康調査，甲状腺検査の充実，リスクコミュニケーション事業の継続充実に取り組むと，こういった変更点があったわけなんですけども，ですから，私が質問をしたのはですね，この福島近県，県の隣ですね，茨城県は御承知のとおり，福島県の南部にあるわけなんですけども，こういった中で，福島近隣県ですね，を含めた健康調査に関する支援のあり方を検討するための有識者会議を開いたとも書いております。ですから，私が質問しなかったのはですね，この変更点についてどう思うのかということなんですけども，それを答弁ください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えをします。子ども被災者支援法の基本方針については，130程度の施策を進めていくというふうな考え方であろうかというふうに思っております。

今回，変更点については，先ほど町長が言ったように，集中復興期間が終了しまして，これからは避難指示区域以外にいる避難されてる方を，まず福島県のほうに戻す手だてをしていくということが，次の段階に入っていくというのが基本的な考え方になっているんだろうと思います。その中で，確かに福島県の線量については，かなり低下しているというふうなことで，避難する状況にはないということで，一部の住民の方からも，そういう状況ではないというふうな批判もあるということも承知はしております。ただ，確かに阿見町というか茨城県も隣接県に入っているわけで，その避難先での生活の定着により，被災者が帰還または地域への定住を新たに判断するためには，やはり一定の期間を要するということから，支援対象地域の縮小はしないというふうなことも，今回の改定の中に含まれているということでございます。

ただ，ここの阿見町に関しては，これまでも，この子ども被災者支援法に基づいた施策を取り入れているというところはないというふうなことで，先ほど，いろんな子供に対する甲状腺検査とかもしたほうがいいんじゃないかというふうな，御提案というか意見が永井議員からあったわけなんですけれども，その部分については，さっき答弁したように，これまでも同じような考え方であるということですので，町に関しては，その130何がしの施策の中を全て——その130も，福島県と近接県に含まれているというふうな，分かれている部分もあるんですけれども，それを進めるということは，今のところは考えてはいないということでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 冒頭，町長からの答弁に，実際のところはお出ないわけなんですけども，私のほうとしては，先ほど冒頭述べました北茨城のね，例もあります。ですから，ちょっと後で，費用のところ，北茨城の例を挙げますけども，やはり福島近県，隣接県ということですね，やはり私は必要じゃないかというふうに考えております。それは1つ申し添えておきます。

それで，あと，何で今，また改めてこの話を持ち出したかというところなんですけども，ち

よっとね、これは拡大したんで、非常に見にくいかとは思いますが、これは福島の場合なんですけど、先ほど言ったように、県民健康調査、甲状腺検査の流れというやつなんですけども、やはり1巡目をして、今2巡目に入ったところで、改めて新しいがんの疑いのある人、またはがんと確定した人が出ているということが、現実としてあるんですよ。それで、やはり、これは何回、何年前か忘れてしまいましたが、同じような質問をしたときに、たまたま大野次長が放射能対策室のときに、チェルノブイリの話が出たときに、やっぱり四、五年後という話、大野次長、覚えているかとは思いますが、そういった答弁もありました。やはり、先ほど言ったように、福島新聞から出たわけなんですけども、こういったことで、2巡目にして増えてきているということで、これは認識の問題になってしまうと思うんですけども、冒頭述べたように、私は、茨城県でも、北茨城ももちろんそうですけど、阿見町、特に県南地域、阿見、守谷、あと取手、牛久、この辺が非常に高いということは、これは私、一般質問でいろんなグラフだとか何か示してやったと思うんですけども、やはり3月22日に降った雨、阿見町に降った雨がかなりの量、落としているんですよ、放射能を。それで、阿見町が放射線量が高くなっているという実態が、多分覚えているかとは思いますが、福島原発からスタートしたところでの風に乗った柏ルートというルートがずっと来て、それで阿見町の上空に通ったときに、ちょうどそのときに雨が降っていた。その雨によって放射能がくっついて落ちてきたという実態があるということをおね、これはぜひとも町の方は認識をしていただきたい。それで、福島でもね、心配ないとか言う、いろんな先生もいます。逆に、いや、これは大変なんだよと言う先生もいます。これは両方いるのはもちろん事実なんですけども、やはり片っ方だけを見るんじゃないんで、ぜひともこういったところで、阿見町は高いという認識から、ひとつお願いしたいんですよ。

それで、先ほど、費用の面の話なんですけども、回答書の中ではね、震災復興のやつで、お金なんですけども、阿見町で6,292万3,000円という、答弁書に書いてあるわけなんですけども、これは何年にももらった金額かわかりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。震災復興特別交付金につきましては、23年度から交付を受けておりまして、23、24、25と交付を受けておりますが、ただ、25年度については、精算して戻しているというような状況があります。あと、26年度についても、前年度の交付金から精算で返納するというようなことがありまして、トータルで6,292万3,000円というようなことをございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね。ちょっと私のほうも調べたんですけども、実際、25年度

は交付を受けてますけれども、26年、27年は、金額は0になっているわけなんですよ。これ、まず、0っていうか、今、部長は返したとおっしゃいましたよね。まず、それはどのような理由でそういう処置をしたわけですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） はい、お答えいたします。この特別交付税の制度ですね、当該年度にまず見込みで数字のほうを上げます。そして、翌年度に実績に応じて精算していくというような形でやっておりますので、23、24については交付を受けておりますけれども、それ以降は、前年度との精算の関係で交付が0となっているような状態でございます。また、このほかにも、この6,292万3,000円というのは、原発関連のもので特別交付税措置を受けたもので、それ以外にも、例えば税関係の減収分の補填とかというものでも交付を受けているんですけども、その交付税について、税金の減収分について、過大な申請があったということで、その精算で、今、0になっているというような状況です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ごめんなさい、ちょっとね、わかるような、わかんないような、ちょっと、説明だったんで、担当部局の方はもちろんしっかりわかっていると思うんですけども、単純に考えると、こういった町のほうで施策をしなかったことによって、お金がかかなくて精算したというふうに思っているわけですか。ちょっとその辺、ごめんなさい、今の説明がね、いまいちわかんなかったんで、もう一回お願いします。

○議長（柴原成一君） 企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） すいません。現在ですね、当初、法人町民税のいろんな風評被害とか、そういったものの減収分というので、23、24で、補填された部分がありました。しかし、実際には、その補填された額に満たない形での減収であったということで、それについては、後年度で精算をしている状態だということです。そういう、交付税の制度がそういう制度になっておりますので、当初見込みで措置されたけども、実際は実績に基づいて精算していくというのが、この交付税の制度ですので、現在は、過大でもらったものをお返ししているような状況ですので、決算としては数字は、この二十五、六あたりは0になっているという状況です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） なるほど。それは今、わかりました。ということは、震災復興特別交付税というやつなんで、風評被害の、今、話が出て、その分の減収が思ったよりも減収がなかったということで返したという話だと思っておりますけども、それ以外にも、もっと町のほうでかかった費用というのはあるんじゃないかなと思うんですよ。それで、先ほど、北茨城の話、ち

よっと出しましたけども、たまたま北茨城のほうの話を聞いたときにですね、これは、平成26年度の北茨城市での震災復興特別交付税の歳入見込額という表があるんですけども、この平成26年度にね、4億7,366万4,000円、北茨城市は、この震災復興特別歳入というんですかね、もらったんですよ。それで、いろいろ調べてみたらですね、もらえるところっていうの——もらえるところって言ったらかしいな、特定被災地方公共団体と、あと特定被災区域というのがあるということで、阿見町としては、この特定被災地方公共団体には入ってないんですよ。この特定被災区域のほうに入っていると。ちょっといろいろ調べている中で、この被災地方公共団体のほうに入っていないからもらえないのかなと思って、ちょっといろいろ調べたんですよ。それで、たまたま11月にですね、共産党の地方議員団がですね、東京の衆議院のほうに行きまして、各省庁との交渉を行ったわけなんです。その中で、先ほどの北茨城の話が出て、いろいろ話を聞いてきたわけなんですけども、やはり北茨城市では、そういった形で、先ほど言った4億7,366万4,000円の中で、2,342万9,000円、これを甲状腺超音波検査事業に使っていると、使ったという報告があったわけなんです。それで、最初、いろんなやりとりする中で、阿見町は特定被災地方公共団体に、残念ながら入っていないと。これ、県内でいうと36市町村だと思うんですけども、なぜか阿見町が抜けているということなんですけど、ちょっとこれ、私も調べてきたんですけども、阿見町がどうして抜けているのか、もし知っていれば教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） 特定被災地方公共団体につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律に基づいて指定基準がありまして指定されているということで、特定被災地方公共団体については、例えば、震度6弱以上とか、住宅の全壊戸数が一定規模以上とか、津波の予報区域内の最大津波観測値が2.4メートル以上であるとか、そういった要件があって、その要件に阿見町は入ってなかったということで、特定被災区域、こちらにつきましては、この特定被災地方公共団体に加えて、災害救助法の適用を受けた団体について特定被災区域の指定を受けているということで、阿見町も災害救助法の適用を受けておりますので、特定被災区域に該当しているということで、この特定被災地方公共団体については、先ほど議員がおっしゃられましたように、県内では36団体で、この特定被災区域につきましては、それに4団体が加わりまして40団体となっております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうなんですよね、これね。震災で、放射能の関係というのは、完全に抜けちゃってる。意図的に抜けたのか、向こうが……。わかりませんが、それは。震度6

弱以上だとかね、そういったラインで決めてるということで、阿見町に関しては、周りから見て、震度6弱がなかった。地盤がかたいというのもあるかと思いますが、残念ながら、放射能関連でのやつでは、この項目がなかったということで、引っかかんなかったわけなんですけども、それで、私は、この震災の中でね、阿見町では放射能の問題が一番じゃないかと思うんですよ。それで、先ほどね、福島県の県民健康調査の話もしましたが、この中でね、委員の1人からね、中間取りまとめの協議をやる中で、甲状腺がんと診断された子どもの内部被ばく線量を詳細に調べるべきだという意見も出されているわけなんですよ。町長のほうはね、やらないという話があって、これは別に町長とやりとりをしようとは思いません。けども、今回ですね、こういったことで、子どもに関して、生徒とかね、児童なんかをね、預かっている教育長としてはね、この問題に関しまして、今のやはり福島県民健康調査の中では、子どもたちの被ばくを詳細に調べるべきじゃないかという意見がある中で、教育長のほうとしてはね、その辺はどういうお考えなのか、もしお答えできればお願いします。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。今、議員がおっしゃったような情報あるいはデータについては、震災終わったわけではないので、常に敏感でありたいと、そういう認識しております。ただ、町のスタンスに沿った形で、学校のほうは、法令に規定されております学校保健安全法に基づいた施策をきちっと実施して、あるいはその施行規則に沿った健康に関するものをきちっと行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 突然振ってすいません。そういったね、教育長、前の教育長ですと、やりとりをね、ずっと聞いてたからわかっているかと思うんですけど、今回、改めてね、新しい教育長ということで、ちょっとお伺いさせていただきました。

そういった中でね、ちょっと話を戻りますけども、先ほどの特定災害区域の話に戻るんですけども、これちょっと、先ほど言ったように、各省庁交渉でやりとりをしたんですけども、たまたまですね、総務省の自治財政局財政課制度係長という人と話をしたんですけども、具体的に、もし先ほど言ったように、北茨城の中で復興の財源で甲状腺検査をやったということがあって聞いたわけなんですけども、阿見町としては、特定地方公共団体に入っていないと。いないんですけども、もし阿見町でそういった申請を出した場合にはどうなんですかというのを、終わった後に電話で聞いてみたんですよ。私じゃなくて、茨城県の共産党の県議会の人が聞いてきたんですけども、その中の答弁の中でですね、向こうの担当者のエドさんという方の答弁の中でね、基本的には阿見町も——もう阿見町はできますかって聞いたんですけども、阿見町

も交付金の対象となるということを答弁がありました。ですから、私はその費用に関してのところでは、やはりお金がかかるというのがありますし、北茨城に関しては、この検査をするのにね、まず事前に説明会を開くんですよ。説明会を開きまして、そこで検査を希望する人をね、に対して、その調査票を出してくださいねっていうシステムになっているわけなんです。ですから、その説明会を事前に開いて、そういった話を聞いて、やっぱりこれはうちの子をやらしたほうがいいのかということになって初めて受け付けをするという形で、これはどういったことかということ、つまり安心ですね、母親たちの安心というのをね、一番重要視しているわけなんです。その検査を実施することによってね、不安感というのは払拭することができるということでは、もちろん費用はね、そういった形で、全部震災特別復興税の交付になっているんですけども、そういった形で北茨城ではやられているということで、費用に関してもね、先ほど言ったように、総務省から阿見町では交付しますよということを書いてますんで、これはぜひともね、町としても検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えします。子供たちへの甲状腺の検査の費用については、震災復興特別交付税が対象になるということは、私どもも十分に理解をしております。ただ、永井議員、これまでもいろいろ永井議員初め、海野議員、それと難波議員もあるし、佐藤議員もあつたんですけども、その中で考え方については、やはり阿見町に対してはそこまでの必要性はないというふうなことです。その事業については取り組まないというふうな一貫した考え方でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、よく私、言いますけども、やはり一歩も出れない回答になっちゃってると。やはりこれはね、毎回言いますけども、町長、首長の考え方がそういったところにあらわれてくるんじゃないかと、私は思います。ですから、北茨城のほうではね、市長がやろうということでこれを始めたわけですよ。それで、市民にね、安心を与えるわけなんです。先ほどの答弁の中では、そういった不安を持っている人はそんなにいませんよというようなくだりがあったかと思うんですけども、言えないんです、みんな、一々、一々。ですから、町でこういうことやるよと言えば、手を挙げる人がこれは必ずいるかと思えます。その中で、よかったよかったということ、安心させるのが、私は行政の仕事じゃないかと思えます。ですから、はっきり言って費用もね、そういった形で復興税から出るということも聞いてきましたので、ぜひともこれは再検討していただきたいと思えます。

以上で2つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　じゃあ、町道の不法占有についてお伺いします。

この写真をちょっと見ていただきたいんですけども、これですね。こういった写真、わかりますかね。これ町道なんですけども、こちらのほうは、端っこのほうに阿見幼稚園が写っているのは確認できるかと思います。真ん中に、何でしょうね、これ、タンクローリーなのか、そんなのが道端にどーんと置いてある。ここは町道として舗装されております。これは多分皆さんも通ったことがある道じゃないかと思うんですよ。阿見幼稚園に行く道なんですけども。こちらのほうなんですけども、こちらのほうは、これも町道です。何かコンクリの瓦れきだとか、いろんな石だとか、いろんなのが置いて、これはほんの一部です。今回このことについて、ちょっと御質問をさせていただきます。

阿見町の町道2201号線及び2206号線において、敷地をはみ出し、町道に産業廃棄物等を残置している箇所があります。この件について、町は平成21年から確認しているものの、いまだ解決には至っておりません。近隣に阿見幼稚園等があり、瓦れき等での児童の事故も心配されます。早急に解決を求めますということなんですけども、これ11月の下旬だったかな、役場のほうに私も、ほかの人と一緒に役場の担当課に行っているんですけども、今回、やはりこの問題は、一担当課だけの問題では済まないのかなと。やはり、全体的に阿見町の町道を不法に占有しているということがありますので。たまたま昨日の一般会計の補正の中で、岡崎でしたっけ、あの地域のね、話があって、何か、裁判も辞さないという感じでね、部長のほうで答弁なさっていましたが、そういったよりももっと、言ってしまえば悪質な部分じゃないかと思うんですよ。ですから、今回これを一般質問しました。

○議長（柴原成一君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　それでは、町道の不法占有についての、不法占用の状況としましては、町道2201号線は、幅員が約5.3メートルの未舗装道路で、その他、平行して茨城県が管理する幅員約3.7メートルの未整備の水路敷があり、道路敷と水路敷の幅員を合わせると約9メートルとなっております。その敷地に、個人の所有する加工石、自然石、コンクリート片等が延長約100メートルの区間において占用している状況で、その間は、通行できる幅員が約3メートル程度となっております。

また、町道2206号線については、道路幅員が約5.6メートルの舗装道路であり、建築資材の一部が道路側溝上にはみ出している箇所があります。

このため、町は、平成21年から現在に至るまで茨城県県南農林事務所と調整、連携を図り、所有者に対し、行政指導を行ってまいりました。

指導の内容としては、自宅訪問を17回行い、そのうち、会うことができた11回については、口頭による指導を行ってきたほか、文書による指導を1回行ってまいりました。

これまでの指導において、所有者も不法占用であることを認識しており、占用物を撤去する旨の回答を得ておりましたが、現在も解決に至っていない状況です。

近況では、本年11月24日に所有者宅に訪問指導を行い、年明けから4月ごろに自主撤去するとの具体的な回答を得ておりますので、撤去の進捗状況に注視し、引き続き指導を行っていく予定であります。

また、今後も状況が変わらない場合には、道路法に基づく監督処分を行い、さらに従わない場合には、罰則規定の適用を視野に入れた検討をまいります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今回のこの回答の中で現状説明をしていただいたという関係になると思うんですけども、先ほど、今、回答の中で言った、こちらのほうが、幅員が5.3メートル。こっちのほうに河川があるのかな、たしか。これが河川が3.7メートルの水路が。で、合計9メートルと。実際、これ私も見てはいるんですけども、はっきり言ってこれは町道とは思えません。怖くて中に入ろうという気もしませんし、なおかつ街灯もないような道路になっていきます。完全にこれは先に行けば行くほど、どんどん狭くなるような感じで、とてもじゃないけど、町のね、道路ですとは言い切れない道です。

それで、今回ね、こういった質問を出すに至った経緯というのは、先ほども言ったように、平成21年度から、これに関して町のほうは認識しているということですけども、たまたま私が都市施設管理課のほうに行ったのが11月の末ぐらい、下旬ですか、ごめんなさい、11月の、もうちょっと上か、上旬ぐらいだったかな、なんですけども、結局、それまで何もこちらのほうからアクションがなければ、多分、何も動きがなかったんじゃないかと思うんですよ。今回、そういったことで動いて、担当の人が先方のところに行って、年明けの2月から4月ぐらいまでで直しますよ、自主撤去しますよということを、口頭で言ったということですけども、そういった経緯というのは、過去何回かあったんですよ。それで、実際、回答の中でもね、右側のページの下から8行目ぐらいにね、これまでの指導において、所有者も不法占用であることを認識しており、占用物を撤去する旨の回答を得ておりましたが、現在も解決に至っていない状況ですというのが現実です。

ですから、私、これを聞いたときに、文書で書面での、ちゃんとやりとりやってんのかっていうと、書面では、やってない。なおかつ、向こうとしては、書面じゃ嫌だと。かなりのらりくらしした説明があったわけなんです。何で今回、この一般質問出したかという、はっきり言って、もう最後にしたいんですよ。そこの不法占有しているところをきれいに片づけていただきたいと。ですから、執行部の方々も、議会で答弁するということで、やはりそこはね、町の敷地をほかの人が勝手にいろんな機材を置いて、通れないとまでは言いませんけども、通

りづらくしているという実態を、ぜひともこれを今回直すんだという意気込みで答弁をお願いしたいんですよ。

実際ね、2月から4月ということで私も聞いております。ですから、それでもしできなかつたらどうすんの。後ろにね、道路法に基づく監督処分、あと昨日の中でね、代執行なんていう言葉も議会の中で出ました。最近テレビなんかでもね、よく、私道だけでも、そこを通らないとその先に住んでいる人が行けないというところで——京都だったかな、代執行やったというニュースがありました。あれは私道ですけど、そういったことで、行政のほうとしては動いた。これは今回、町道、町の財産を不法に占有しているということは、非常にゆゆしき問題じゃないかと思うんですよ。ですから、再度お伺いしたいんですけども、この来年の2月から4月までに撤去すると先方さんが言っていることに対して、町はね、それを越えて、絶対、そこまで撤去しなかつたらどうするのかも含めて、ちょっとお答え願います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。こちらはですね、道路法によりまして、3段階の措置が講じられております。

まず、第1段階としまして行政指導でございます。これは、今までですね、公務員として特有の、事を荒立てないで何とか穏便にというような形でやってきたんですが、なかなか今まではそれで通じていたんですけども、世の中が変わってまいりまして、そういう状態ではなくなってきたということで。

それで、次の段階としましては、監督処分というのがございます。これは、行政処分として、命令を出せるということで、撤去命令、改善命令を出します。この命令に反した場合には告発できるようになっております。こういった事案の場合には100万円以下の罰金を科すことができるというふうになっております。

その次の、最終の3段階目としまして行政代執行というような、そういった措置になっておりまして、今までは行政指導をしてまいりました。

それで、21年からですので、相手もこちらで指導しまして、「わかりました。撤去します」ということで、のりくらりと少し動かして、またそのまま放置というような、そういったことを繰り返してきていますので、大変悪質な事案ということを認識しました。

ということですので、今後ですね、来年1月から4月まで、そういった撤去の状況をですね、確認しまして、できない場合にはですね、次の段階であります監督処分に移ろうかと考えております。これは町長が答弁したとおりでございまして、監督処分となりますと、告発までできますので、告発につきましては、警察がですね、その告発を受理していただかなければ、その意味がなりませんので、その辺も警察のほうといろいろ調整しながらですね、これまでのそう

いった対応ですね、対応録、それからそういったものを証拠をですね、十分に固めた中で、協議して、命令を出して、それで、それに基づいて撤去しなければですね、告発するようなことを検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、今現在は行政指導で、一応4月まで。それで、そこで何もなかったら、監督処分というんですか、行政処分で告発まで踏み込むと。その代執行というのは、どの段階なんですか。告発した後の……。代執行というのは、3つ目の代執行というのは、そのタイミングを教えてください。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 3段階のうちの最終的な措置でございます。命令を出して、それでも撤去せずに、しなかった場合には、告発して、撤去と違って措置になりますけども、それでもしなければですね、行政がかかわって執行するというような形になります。

ただ、この代執行につきましては、ハードルが高いといえますか、2つほど要件がありまして、今、テレビのほうで、マスコミ等で、辺野古のところで問題になっているかと思っておりますけども、1つの要件としましては、他の手段によって履行を確保することが困難な場合、かつ不履行を放置することが著しく公益に反すると認めた場合というような形で、ですので、この辺がですね、その後者ですね、このまま放置することが著しく公益に反する場合というような、その辺をどのようにアピールして、判断していただけるかということで、それが認められて、代執行が可能というようなことになります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、代執行の前には裁判みたいな形の何かが入るわけなんですかね。命令、告発、それから代執行とありましたよね。ですから、町もなかなかこういうのは経験ないかと思うんですけども、やはり不法に占有しているという実態を町も確認していて、行政指導も何回もやって、6年ぐらいたっているというのが実態。私たちとしては、町としては、今度は、本当これが最後通牒だよということを、まず確認したいんですよ。で、4月なら4月に何も変わってなければ、もう命令、告発、代執行、もうしっかりやって、それこそ期間はどのくらいかかるかわかんないんですけども、4月だから8月ぐらいいまでは全部終わらすとか、そういう、何と言うんですかね、けつを切ったような考え方を1つ持っていたきたいんですよ。だらだらしてたら、絶対向こうは、この間そうだと思うんですけども、はっきり言って、町の足元を見てます。どうせ言ったって、やらなきゃ大丈夫だよ。またそのうち向こうで何も言ってこなくなるよというのが実態としてあるんです。ですから、今回、本当もう最後通牒だよという意気込みで、町としても、それこそけつを切って、8月なら8月までにも

う全部確実に終わるんだというような形で、まあ、8月なのか9月なのか、これは手続上、私もわかりませんが、そういった形でしっかりやっていただきたいんですけども、その辺はどうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 当然、行政としましては、そういう意気込みで行きますが、監督処分としまして、命令を出しているにもかかわらず、それに履行しないというような場合も考えられます。そうなりますと、警察に告発となりますが、その告発を警察が受理していただかなければ意味もありませんので、ですから、事前にその辺が、今までの対応等で警察が受理していただけるというような、そういった確認をもって命令を出していきたいと思えます。で、最後通告ではないんですけども、行政処分として撤去命令ですと。これに背く場合には、告発して100万円以下の罰金が処せられますからねといった、そういったことを言ってですね、撤去をして、させるというような、そういったことで、今、考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 間に警察が入るといことでね、それまでにちゃんといろんな証拠書類というのかな、そういうのをそろえて出すかとは思いますが。ですから、私もさっき述べたとおり、やはりこの問題は、もうこれで決着だという意気込みで、ぜひとも警察にどんな書類を持っていくかはわかりませんが、町としては、まず1つ考えていただきたいのは、町の土地がそうやった形で不法に使われている、勝手に置かれているという認識をしっかり持っていて、今度のこの、来年の4月までのやつをきっちり履行させて、履行しなかったら、もう次の手、次の手ってしっかり打っていただいて、今回この問題で必ず決着をつけていただきたいと思えますので、その辺はよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（柴原成一君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 4時35分散会

第 3 号

[12 月 10 日]

平成27年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月10日（第3日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	岡野栄君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
情報政策課長	遠藤康裕君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
児童福祉課長	青山広美君
障害福祉課長	煙川栄君
健康づくり課長	篠山勝弘君
都市計画課長	大塚芳夫君
学校教育課長	朝日良一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成27年12月10日 午前10時開議

追加日程第1 飯野良治議員に対する懲罰動議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成27年第4回定例会

一般質問2日目（平成27年12月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通弱者の移動手段の拡充と改善策について 2. 夢を紡ぐ子育て支援を 3. 安心して住み続けられるまちづくり，福祉・医療に対する支援強化を 	町 長 町長・教育長 町 長
2. 紙井 和美	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの心と身体を健全に育むための町の取り組みについて 2. 学校設置のAEDを休日一般開放時の利用者にも，瞬時に使えるように改善を 3. 障害や難病のある方が安心できる「ヘルプカード」の普及促進を 	町長・教育長 教 育 長 町 長
3. 藤井 孝幸	<ol style="list-style-type: none"> 1. 阿見町の高齢者福祉の現状と将来について 	町 長
4. 浅野 栄子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警察・消防の広域化を検証する 2. 健康寿命の延伸（子供の健康を守れ） 3. マイナンバーについて 4. 18歳選挙権について 	町 長 教 育 長 町 長 教 育 長

午前10時01分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については……。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私、昨日の件で飯野議員に対する懲罰動議を出します。

○議長（柴原成一君） ただいま、4番永井義一君から、地方自治法第135条第2項によって飯野良治議員に対する懲罰動議が提出されました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに……。少々お待ちください。

それでは、文書がまだ印刷できておりませんので、ここで暫時休憩といたします。

印刷次第、配付。配付後再開いたします。

午前10時02分休憩

午前10時24分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番佐藤幸明君、15番倉持松雄君、17番諏訪原実君、9番川畑秀慈君、6番飯野良治君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

先ほど動議がありました——永井議員から提出されました動議について、文書を配付いたします。

ただいま、4番永井義一君他3名から、地方自治法第135条第2項によって飯野良治議員に対する懲罰動議が提出されました。つきましては、文書を配付いたします。

〔文書配付〕

○議長（柴原成一君） それでは、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

飯野良治議員に対する懲罰動議

○議長（柴原成一君） 追加日程第1，飯野良治議員に対する懲罰動議を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により飯野良治君の退場を求めます。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） 提出者の説明を求めます。4番永井義一君登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） どうも、おはようございます。執行部の皆さん方には、いろいろ御迷惑をおかけしますが、議員内部、こういった問題が起きてますので、私は今回、昨日のことに関して、この文書での懲罰動議を提出しました。

以上、朗読をもって提案とかえたいと思います。

12月10日の一般質問の際、海野議員から出された動議に対して、私と藤井議員が賛成したところ、飯野議員から「あやつり人形が」という発言がありました。あ、ごめんなさい。9日です。済みません。

これは本会議中であり、なおかつ議員個人に対する侮辱そのものです。昼休みに入った直後、私は自席にて飯野議員に先ほどの発言の真意をただしましたところ、飯野議員は後で説明すると言ってその場を立ち去りました。その場で言い過ぎましたとか、済みませんとか、そういう話があれば済んだ問題ですが、この全く反省のない彼の態度から、このような動議を提出しました。飯野議員は、前日も10日間の出席停止処分を受けています。そのことに対して全く反省もなく、今回このような言動を行ったことに対して懲罰動議を提出いたします。

この言葉、聞こえなかったという方ももちろんいるとは思いますが、私、あとは充さんが一般質問でやっていました。ですから、しっかり聞いていると話ありますし、なおかつ本人が後で説明するということを言ってます。後で説明するということは、本人が言ったから後で説明するよと言ったわけですが、実際昨日の段階で、昼休みから夕方議会終わるまで、終わった後、一切飯野さんからの説明はありません。

そういったことで、やはり1回出席停止になって、再度もう1回も同じことを行うというのは、これは議員個人というか、もう人間の資質の部分に当たるんじゃないかと私は思います。やはり、昨日教育長がおっしゃったんですけども、議会を生徒たちに傍聴させたいというけども、昨日ちょっといろいろ町長とね、いろいろ議会とのほうでやりとりがあって、やはり子どもがあんなじゃなかったよね、大人ってのはどうなのというような疑問を持たれてしまうことがあるかと思います。

やはり議会の中で、同じ議員がああいった発言をするということ自体、やはり子どもには見せられない部分が昨日ありました。私はそれじゃいけないと思います。やっぱり子どもが見て、ああ議会っていうのはこういうことなのか、町のためにいろいろやってくれてんのか。そうい

ったことが、子どもらが思うことが、子どもたちに1番勉強になるんじゃないかと思うんですけども、今のこの阿見町の議会では、なかなかそれができかねると思います。

やはりこの問題を通して、皆さん議員一人ひとりがしっかり考えていただいて、本当の議員はどうなのか。私たちは選挙で選ばれてここに座っております。私たちの後ろにはたくさんの有権者がいて、この人ということ選挙のときに名前を書いてやってもらってます。ですから、やっぱりそういった人たちに恥じないような行動を私たちはとるべきじゃないかと思えます。

そういった一連のことを考えまして、今回こういった動議を出した経緯です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

ここで6番飯野良治君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許すことに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

この申し出に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決いたします。

本案に対し、議長は可と表明いたします。よって、申し出は可決することに決しました。

6番飯野良治君の入場を認めます。

〔6番飯野良治君入場〕

○議長（柴原成一君） 私語は慎んでください。

6番飯野良治君の一身上の弁明を許します。6番飯野良治君登壇願います。登壇、お願いします。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目の貴重なお時間を、私の軽はずみな発言によって、このような時間を割かせてしまったことについて、皆さんに深くお詫びを申し上げます。

私も私語はなるべく本会議の中で謹んできましたが、昨日動議の際にあのような発言をしてしまったことで、傷ついた議員いたということを目撃し、この際心からお詫びを申し上げます。2度とこれからそのようなことがないように肝に銘じて、残された議会を頑張っていきたいというふうに思います。まことに申しわけありませんでした。

○議長（柴原成一君） それでは、6番飯野良治君の退場を求めます。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） これより質疑に入ります。質疑を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 質疑というかですね、彼はこれまで議場内、議場外ですね、いろんな侮辱的な発言を私たびたび耳にしたんです。例えば私に対して自衛隊の下っ端がとかね、下っ端が何言ってんだとか、それとか表に出るとかね、勝負つけてやるとか、それから同僚議員に坊ちゃんと言ってみたりね。非常にもう議員としてふさわしくない言動が多いんで……。

○議長（柴原成一君） 藤井議員に申し上げます。質疑の時間ですので、質疑に直してください。

○13番（藤井孝幸君） ぜひ、そういう反省を今言葉ではやったんですけども、2度とやらないと。じゃ2度とやったときにどうするかをちょっと審議させてください。懲罰委員会やんなきゃ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑の時間は、提出者に対する質疑でございますので、それは別の件でお願いします。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。懲罰の議決については、会議規則111条の規定により委員会の付託を省略することができないことになっています。

本件については、15人委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

本件については、15人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

懲罰特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、懲罰委員会の会議が終わり次第といたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、懲罰委員会からの委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

全員協議会室へお集まりください。

午前10時40分休憩

午前11時11分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告を行います。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（吉田衛君） それでは、御報告いたします。

懲罰特別委員会の委員長は佐藤幸明議員、同じく副委員長は倉持松雄議員です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で、懲罰特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

懲罰特別委員会では、付託案件を審査の上、審査の結果を報告されるようお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩をいたします。

会議の再開は懲罰特別委員会が終了次第といたします。

午前11時12分休憩

午前11時57分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後2時からといたします。

午前11時58分休憩

午後 2時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の審査が終了しましたので、本件について委員長の報告を求めます。

委員長登壇願います。

〔懲罰特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○懲罰特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、命によりまして、飯野良治議員に対する懲罰動議についての懲罰特別委員会での審査結果の御報告をいたします。

各委員より懲罰の内容について協議し、戒告または出席停止等々の意見がありました。

その結果、前回の内容も加味し、本日1日間の出席停止の懲罰を科すことに決定いたしました。

○議長（柴原成一君） 以上で報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより飯野良治議員に対する懲罰動議を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、飯野良治君に本日1日間の出席停止の懲罰を科すことです。

本件は委員長の報告どおり決定することに御賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。よって、飯野良治君に本日より1日間の出席停止の懲罰を科すことは可決することに決しました。

飯野良治君の入場を求めます。

〔6番飯野良治君入場〕

○議長（柴原成一君） ただいまの議決に基づいて、これから飯野良治君に対し懲罰の宣告を行います。

飯野良治君の起立を求めます。

〔6番飯野良治君起立〕

○議長（柴原成一君） 飯野良治君に、本日1日間の出席停止の懲罰を科します。

飯野良治君の退場を求めます。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君の退場により、ただいまの出席議員は15名です。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を40分といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

初めに10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆様，こんにちは。遅くなりましたけれども，しっかり頑張りたいと思います。

それでは，通告に従いまして，交通弱者の移動手段の充実と改善策について，一般質問させていただきます。

高齢社会の到来，地方衰退という中，交通政策基本法と関連法制が整備され，日本の交通政策とまちづくりは大きな転機を迎えております。当町におきまして，公共交通機関を町民の日常生活を支える大切な社会基盤として，その維持，利用促進のためデマンドタクシー・あみまるくんの運行を平成23年2月から開始，24年8月には荒川沖駅東口付近までの乗り入れ，9月には運行台数も3台，1便増便し，利便性を図り整備に取り組んでこられたことに評価しております。

しかし，一方で町内には公共交通機関の恩恵，また利便性を十分に享受できない，そういう地域の方々もいらっしゃいます。バスなどの公共交通機関がない。また，バスの本数が極端に少ない地域。さらに高齢化社会が進んでおります。買い物に，気楽にいつでも行ける交通アクセスがない。そういった高齢者もたくさんいらっしゃるというのが現状でございます。そうした方々からは，あみまるくんを使いやすくする，公共交通を多く出かけやすい町に。以前より新たな移動手段の創設を望む声が多くございます。

現行の交通機関では補完し切れない，いわゆる交通弱者といわれるような移動困難者の対策として，既に他の自治体でも実施しているようなコミュニティーバス，あるいは民間の活用など，さまざまな手法が考えられると思います。今後こうした手法を十分に検討しながら，現行の交通機関網の維持とともに，阿見町にふさわしい新たな交通移動手段を創設するなど，高齢化社会の進展に合わせた交通網の再整備を行っていくことが必要であります。都市計画課におきまして，今後交通政策全般にわたる，より効果的で厚みのある施策が進められるものと期待しているところであります。

そこで阿見町における，こうした公共交通空白地域等における移動困難者の課題解決のため

に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、具体的な検討を進められておられるのか、お伺いするものであります。

1点目、デマンドタクシーあみまるくんの利用登録者数の推移。課題に対する改善策。今後の取り組みについて。

2点目、あみまるくんの利用料金減額対象者の拡大について。70歳以上の町民税非課税者については救済するという観点なら、福祉施策の見直しを検討すべきではないでしょうか。

3、高齢者免許返納につきましては、22年9月質問させていただき、住基カード取得手数料無料の継続となりましたが、返却される方はなかなか増えないとお聞きしております。茨城県警によりますと、県内で高齢者が運転していて事故に遭った件数は、平成23年2,267件。死亡した人数は二十……。そして、死亡した人数は23年32名、24年は25名、25年36名、26年は45名、27年10月末現在58名、65歳以上の割合が48.3%と約半数となっており、非常に多く、最近では運転免許証の更新時に認知症機能テストも追加されておりますが、地域によっては簡単に手放せない実情もあると思います。

今年6月には、認知症の疑いがある75歳以上の運転免許所有者に医師の診断を義務づけ、発症していたら免許を停止か取り消すことを盛り込んだ改正道路交通法が成立。2年以内に施行されます。有効な取り組みになるよう期待したいと思います。現時点で、後を絶たない高齢者の事故に対し、運転免許証の自主返納については、他自治体では既に取り入れられているところの、タクシー乗車運賃の割引や路線バス利用回数券の進呈、商店街の買い物割引など、阿見町におきましても何らかの特典で支援する仕組みを取り入れられないでしょうか。

4、気軽に移動できる新たな移動手段の創設の推進はどうか。コミュニティーバスの導入、広域化とJRへの接続の研究・推進。現実の実情を把握し、買い物難民対策に民間活力の導入に向けた推進について御意見、御見解をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 交通弱者の移動手段を拡充と改善策について。

1点目のデマンドタクシー・あみまるくんの利用登録者数の推移、課題に対する改善策、今後の取り組みについてであります。

利用登録者数につきましては、本年10月末現在で延べ2,110人の登録があり、平成26年度末から143人の増加となっております。また利用者数は、平成26年度が1万963人、平成25年度が1万348人で615人の増加となっております。本年度は10月末現在で6,680人の利用があります。昨年度よりも増加の傾向にあります。

課題としましては、予約のとりづらさありましたが、平成24年9月からの増車により、改善は図られてきております。

一方で、高齢者の利用者が大多数を占める中で、自力での乗降が困難な人も増えてきているのが実情です。あみまるくんは、乗り合いタクシーのため、他の利用者との相乗りとなることから、事務局において乗降が非常に困難であると判断した場合には、個別に話し合いを持ち、別の交通手段についての対応をお願いしているところです。

今後の取り組みについては、高齢者の歩行困難者に対して、福祉部門等とよく情報を共有し、協議・調整を図りながら利便性の確保について研究してまいりたいと思います。

2点目のあみまるくんの利用料金減額対象者の拡大はできないか、70歳以上の町民税非課税者についてはどうかについてであります。

減額対象者は、身体障害者手帳等をお持ちの方や介護保険法における要介護者・要支援者、小学生、幼児等について200円となっております。利用料料金につきましては、昨年9月議会での永井議員の一般質問でも答弁しているとおおり、交通事業者との共存共栄を原則として、周辺事例やバス・タクシー等の公共交通機関の料金等を参考に設定したものですので、現在の400円の利用料金としては妥当であると考えております。御提案の減額対象者の拡大につきましては、公共交通の活性化の趣旨を踏まえ考えておりません。

3点目の、高齢者免許返納制度との連携についての現状と課題、今後の取り組みは。免許返納に合わせての利用回数券の進呈の導入についてであります。昨日の永井議員の一般質問にお答えしたとおおりであります。今のところ阿見町では取り入れる考えはございません。

4点目の、気軽に移動できる、新たな移動手段の創設の推進はどうかについてであります。現在、町の総合戦略の一環として、荒川沖駅から人口の定着が期待できる荒川本郷地区と事業所が集中している中央地区を結ぶ新規路線バスの運行について、調査・検討を進める計画であります。この路線実現を手始めとして、町内公共交通の総合的な改善を目指し、地域の実情に即した暮らしやすい交通環境の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。大変にありがとうございました。

そうしましたら、最初から——1点目から御質問させて、再質問させていただきたいと思っております。

まず、現在の利用者数は増加傾向ということでもありますけれども、販売収入額も当然増額していると思うんですけれども、運営経費は、そうしますとかなり減少で運営は良好というような状況は为什么呢。その辺をお聞きいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。お答えいたします。

昨年度の実績にとです、そんなに変わらないということですね。大体デマンドタクシーで運営費用としまして2,200万円ほどかかっておりまして、そのうちチケット収入については400万円前後というようなことになります。残りにつきましては、補助金ですとか、町からの助成金というようなそういった形でなっております、チケット収入がですね、格段に改善するというようなことではございません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。わかりました。あくまでも本当にこれは支援という形になるかとは思いますが、あとは高齢者の、今後……。団塊の世代が今年から全員が70歳以上になったということで、今後の大多数ということになるかと思うんですけれども、そういったわけで、現在利用者は、割合はどういった形になってますでしょうか。ほとんど70歳以上と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。年間利用ということで、26年度の実績で申し上げますと、60歳未満の方の利用が14.5%ですね。残りが60歳以上ということで、70歳ではちょっと区切っていないものですから、そういうような形になりまして、約85%が60歳以上の方が占めてるということでございます。それで、そのうち60歳から79歳で42%、80歳から99歳で37%というふうなことになっております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

あと、こういった高齢者には大変喜ばれているわけなんですけれども、あと自力でこれに乗れる方と、また乗車がこれは低床じゃないものから、困難な人が今増えてるという御答弁でありましたけれども、別の交通手段の対応をお願いしているということであるんですけれども、こういった手段をお願いしてるのでしょうか。

また、町には外出支援サービス事業とか、また福祉有償運送事業というのがあると思うんですけれども、そういったことを含めてどういった形で、その内容等、利用状況、またどういった手段をお願いされているのか、お伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長大塚芳夫君。

○都市計画課長（大塚芳夫君） はい。お答えいたします。

今ですね、乗降困難者として都市計画課事務局のほうにですね、お話が来てるのは一応10人ほどの方がおります。今年度、で、その10人の方はですね、やはり高齢者。先ほどもありましたけれども、80代とか90歳ぐらいの御利用の方もおります。そういった方は、やはり高齢のた

めになかなか乗降するのが難しい、あるいはちょっと下半身というか、足の、何ですかね、ちょっと歩き方とかそういったものが非常にちょっと難しくなっているような方。

で、そういった方につきましては、一応デマンドタクシーは乗り合いタクシーですので、なかなかその人だけに時間を割いて待って乗せていくという形にはなりませんので、そういった方につきましては、一応予約センターのほうから御連絡をいただいた段階で、現場のほうを事務局のほうで確認させていただきます。現場のほうで確認した上で、どうしても非常に難しいなど判断した場合はですね、御本人さん、それから御家族の方がいれば御家族の方、それから介護施設なんかも御利用されてる場合には、そちらのケアマネの方、そういった方ですね、一緒に入っていただいて話し合いをしていくというような形です。で、その中でどうしてもやはり難しいという場合には、大変でも御遠慮いただくというような——御本人了解の上ですね、御了解をいただいて遠慮していただくという形をとらしていただいている部分もあります。

その中で、そのほかに代替の交通手段ということですが、それにつきましては、町のほうで、これは障害福祉課のほうでありますけれども、これ身体障害者の方を対象にしてるやつで、中型タクシーの初乗り料金の助成、そういったものをしてる部分もございます。それから介護タクシーということで、これは要介護・要支援など一人での移動が困難な人に対してですね、町ですとつくばねタクシーさんというのがあるようですが、そういったものを御利用になる。あるいは介護保険介護タクシー、これは対象者は要介護者ということらしいんですけども、そういった適用になる方に対して御利用いただくということでもあります。

また、今難波議員からありましたけど、NPO法人による移送サービス、そういったものもあるということで、あわせてですね、そういうお話し合いを持ったときにですね、そういう紹介もさせていただいてるということですが、料金については、やはりあみまるくんの料金に比べれば、ちょっと割高になるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。ありがとうございます。今後こういった方たちも、また増えてくるのではないかなと思いますけれども、こういった方たちも含めて、今また新たなそういう筑見でやっております乗り合い——地域ですよ、送迎システムとか、またそういったものも必要なかなと、今のお話を聞いて思いました。また今後社協が、またある意味で運営主体になって、新たな運営システムそういったものも必要ではないかなと思います。そういう意味で、今以上の、今後どのような方法を展望されておられるのか。そういったはざまにいる方の、何かそういった考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。私のほうからは、高齢者福祉等の観点からお答えさせていただきます。

御存じのように人口が高齢化——高齢者がどんどん増えてくるということで、今後ですね、生活交通の確保が非常に、これは全国的な問題ですけども、阿見町にとってもやはりそういう高齢者の方ですとか、そういった方——移動制約者の方の交通手段を確保していくということは非常に重要な課題だというふうに感じております。また、実際市町村でやってるコミュニティーバスですとか、NPOさんでやってる福祉有償運送ですとか、そういったスペシャル・トランスポート・サービスですか、が急増する中で、こういったですね、サービスはバスとかタクシーとかそういった公共交通を補完する上で非常に重要になるというふうに考えております。

で、現在町のほうで地域福祉計画の策定進めておりますけども、そのアンケートの中でも、回答者は主に高齢者の方が比率は多かったですけども、その中でやはり1番ですね、地域福祉計画のアンケートの中で、地域の課題で1番多かったのが移動手段が不十分であるというふうなのが、アンケートの中で1番多かったということでもあります。やはり、ひとり暮らしの高齢者それから高齢者の世帯が増加すると、やはり今お店も大型店舗が郊外どんどんできてきておまして、近くの商店に買い物行くということもなかなか難しいと。そういうこともあります。

で、基本的には、町内に住んでいる皆さんが外出——外に出ていくと。外に出ていくことによって人とつながりができる。これは外に出ていくことによって認知症の予防ですとか、介護予防にもつながりますし、また買い物をすることによって商店街の活性化にもつながるといような大きなメリットはあろうかと思えます。

それで、先ほど御紹介もありましたけれども、福祉有償運送のほかに道路運送法の枠組みにとられない仕組みです、いわゆる無償運送ですか、というのが全国的に広がりを見せてきております。で、今後高齢者が住みなれた地域で暮らしていくというためには、その生活の支援サービス——移動とか買い物とかですね、そういったものを含めて、生活の支援サービスとして高齢者自身がやはり参加していくということも必要なかなというふうに考えております。

やはり、高齢化社会になって高齢者がどんどん増えていく、その中で大多数の方は元気な高齢者がおります。また、ボランティアに参加意欲のある方も多数いらっしゃいます。そういった方々に御協力をいただいて、本当に援助が必要な人をどういうふうに助けていくかという、そういった仕組みも今後非常に大切になってくるのではないかなというふうに思っております。そして、町とか地域福祉の推進役である社会福祉協議会がですね、こうした取り組みをバックアップしていく、そういう支援体制を強化することによって地域課題の解決につながっていく

のかなというふうに思っております。

やはり、町民の皆さんが住みやすい町になることによって、これはひいては定住促進にもつながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、この辺はいろいろ町とか社会福祉協議会とか、いろいろです……。あと、また地域の皆さんも含めてですね、いろいろそういった町全体として優しいまちづくりに取り組んでいければなというふうに思っておりますので、今後検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） かなりの、また地道な、皆様からの、やる方と無償サービスということで、地域ごとにまた需要と、そういうこともあるかと思っておりますので、本当にそういったいい阿見町にしていくためにも地域の御要望をしっかりと吸い上げて、またそこには前にもお話ししましたけれども、推進役となるような、やはりそういった旗振り役を、ぜひ社協になっていただいて、また、その中でその地域に旗振り役が、やはりいてこそ、またそういったウィンウィンの、そういうまた住みやすい、はい、地域づくりを、本当に阿見町に住みたいという、そういったこれからは健康で長生きという面でも、きめ細かいそういったものを、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。はい。

それとあと、先ほどの返納はですけれども、こういった面も本当にタクシー、交通バス、みんなと一緒にこの町が栄えていかなければいけないということでもありますので、こういった面では本当に考えざるを得ないのかなというふうに、答弁を聞いて、また昨日の答弁も聞いて、がくつというか、いろんなことを考えるとあちらを立て、こちらを立てということで、どこでとまったらいいのかというような形もございませうけれども、いろんなことを、また試行錯誤しながらいろいろ変化していてもいいのかなと。今はできなくても、それは今のことであつて、そういうのはいいのかなと思ひますので、この答弁書の1番最初の調査・研究していただいて、よりよいものをまたやっただければなと思ひます。

そしてまた、答弁のほうで荒川沖地区と中央地区を結ぶ新規路線バスの運行の調査・研究ということでもありますけれども、うちの近くもね、通つてますけれども、医療大学～補給処～荒川沖駅のバスがあるんですけれども、1日9本ですね、それで1本逃すと1時間以上に待つてしまうという。本数が少ないから乗らない、そういう悪循環もあるんですけれども、こういった路線を壊すわけにはいかないし、もっと利便性を上げるには、またこういった、今御答弁のそういうものあるのかなということで、この路線実現を手始めとしてという御答弁で。ということは、どのような計画があるのかなと思ひます。ぜひ、その辺をお伺ひしたいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。お答えいたします。

こちらはですね、地域創生の総合戦略の中でですね、定住促進というような、そういった視点に立ちまして、今盛んに定住ということで宅地造成等が盛んに行われています荒川本郷ですとか本郷第一、そちらがですね、路線バスがないというようなことがございます。で、戦略的にそこを通して——荒川沖からですね、そのオルティエ本郷、それから荒川本郷を通りまして、町長の答弁にありましたように、事業所の多い中央地区ですね、そこを結ぶってというような形で、何とかそういった路線をですね、路線バス化できないかということで今調整に入ったところですよ。

そういった事業所でですね、隠れたといいますか、ニーズはあるというふうに聞いておりますので、その辺を掘り起こした中で、なおかつ学生ですね、高校生につきまして常磐線利用の高校生も結構いると思いますので、そういった方たちもですね、通学に使えるようなことをやることによりまして、ある程度の定着ができるかと思っておりますので、今年度調査し、来年度前半ぐらいで方向を決めてですね、半年ぐらい前から周知を図った中で29年度当初当たりからモデルとして走らしていければってというような形で、今そういった大体な、概略的な青写真を描いてるところでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。いろいろバス会社にも本当に今走ってるバスをまたいろいろとかえていただけるということで、大変にしっかりとまた研究していただいて、29年というと、本当29年というと、もうすぐ……。29年ということでしたね。ということは、もう本当に28年度1年間かけて、試行錯誤して今のある路線経路からさらに変形と増やしていくという形になるかと。よろしいんでしょうかね、そういった考え方で。ちょっと、もうちょっと細かに回っていただけるというようなふうになるということで。

違いますか。濟いませぬ。そうすると今あるのを、ちょっとこう、かえるという考え方で荒川沖までのをもっと円形を広げるんだよってという考え方、それとももっと細かに町を区切って、部長の頭の中は、じゃあ、あれでしょうか。もうちょっと町を区切ってやろうかと。まあ、その辺はまた研究課題ということでね、はい。じゃあ、よろしく願いいたします。今ね、言ってもあれでしょうから。はい。

そうしますと、次の質問させていただきます。そうしますとですね……。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君、起立してください。

○10番（難波千香子君） 濟いませぬ、失礼しました。いいですか。

○議長（柴原成一君） はい、どうぞ続けてください。

○10番（難波千香子君） 濟いませぬ。そうしましたら、そういった御意見、路線を手始め

としてということで。わかりました。

そうしますと、あと今後の話になるんですけども、昼間ですね、高齢者いるけれども、日曜日は家の人がいて送っていく場合があるけれども、昼間は一人という、そういうお声を聞いております。で、スクールバスが今、朝夕運行しておりますけれども、こういった、いつも昼間もつたいないかと常日ごろ私は思ってるんですけども、今後小学校の編成になりますと、多くのスクールバスを走らせる必要があるかと思うんですね。そういった朝夕のみの運行になるかと思うんですけども、そういった昼間の利活用、そういったことも町民の足になれるのではないかなと思うんですけども、そういったものを含めながら今の路線実現ということで、あわせていくとかなり皆様の利便性があるのではないかなと本当に思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。教育委員会のほうで、学校再編に伴いましてスクールバスというのを考えてるようです。で、そちらにつきましては、まず子供たちを廃校になりました地域からその統合された小学校にということで、それを朝夕通学で利用するというので。おっしゃるとおり公共交通としましては、大変それをですね、利活用できるのではないかとということで計画を、といいますか、小学生の定時輸送的なものがある程度固まってくればですね、それをうまく活用した中でコミュニティーバス化ができないかというようなことで検討に入れればということで、教育委員会のほうには申し出ているところです。

まずは今、まだ再編もちょっとその辺、計画もいろいろ地元の御意見とかがっていう形で聞いておりますので、それが決まってからですね、いろいろ協議をさせてきまして、できれば難波議員おっしゃるとおりに、お昼の時間をですね、運転士さんとかバスを拘束するわけですから、その時間をうまくその地域のコミュニティーバス化ですとか、それからまた違うところでも走らせることも可能かと思いますので、そういったことをそのスクールバス化とともにですね、検討して、できれば運行できればというふうには、考えは持っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。かなりのバスになろうかと思しますので、学校によっては本当に1台じゃなくて2台とか3台とか必要になる学校も、もしね、今後あるかなと思しますので、その辺はまたしっかりと教育委員会とも御相談しながら、よろしくお願い申し上げます。

これもまた29年です……、30年ですね。はい、わかりました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

地域アンケートでも、さきほど部長の飯野部長からもお話ありましたけれども、移動手段が

本当に1番不十分だということ。そういった福祉の面、そしてまた、そういったコミュニティーのそういった面と、本当に総合的にしっかりと、また今阿見町がより定住促進にもつながる、そしている方もより健康でいられる、そして利便性もある。そういったものは部局を越えてしっかりしたものを、今またつくっていただきたいなと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、答弁になかったんですけれども、こういった広域化と民間活力を利用した買い物難民対策ということで、先ほどお話にあった無償のそういったタクシーということで御答弁いただいたんですけれども。また広域化ということで、かなり御意見もあって、阿見町でぶつと終わってしまう。その先はコミュニティーにしてもデマンドにしてもって。そういった今後の展望というか、今病院も操業するという、そういうような時代になっておりますけれども、阿見町にとっても、もしそういった展望がございましたら、町長、ぜひ一言お願ひ……。はい、よろしくお願ひいたします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 美浦の村長あたりはね、やっぱり広域化していただきたいというような、デマンド交通のね、あれをやったらいいいじゃないかなという、そういう話あります。そういう中で、もう広域ですから、今後やっぱりそういう話し合いの場が持てるような状況をつくっていくことが1番大事かなと思ってますので、各首長にもそういう話をして、それでどういものができ上がるのかね、まだ海のものとも山のものともわからないけど、そういう提案等はしていきたいなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。ますますそういったいろんなところでお話していただいて、よりよいものをつくっていただければなと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

夢を紡ぐ子育て支援についてお伺ひいたします。

政府は1億総活躍社会の実現としまして、全ての人が自己実現できる社会を目指して取り組みを進めたいとしております。子育て支援といたしましては、包括的な支援、そしてまた女性の雇用、経済的基盤、ひとり親家庭の支援、児童虐待防止策、そしてまた社会的養護、人材を育てる教育環境等の強化が望まれるところであります。

まず児童虐待防止についてであります。大阪の置き去り事件は記憶にあるかと思ひますけれども、母親が帰ってくることをきつと最後まで待ちながら亡くなった幼い2人の子供をなぜ救えなかったのか、何が足りなかったのか、本当に重く問われます。また昨年ですね、アパー

トで白骨化した子供の遺体が発見された事件は大きな衝撃でありました。逮捕された父親の証言では7年前に亡くなり、そのまま放置していた居所不明児童でありました。また、11月29日ですね、先ごろ生後16日の長女をごみ箱に閉じ込め死なせた。また、本県でもゼロ歳児の女の子が母親によって死亡した例があります。保護者のこういった隠れたところを見つけ出す、そして、保護者の本当に相談に乗ったり孤独にさせない、そういった仕組みも必要ではないかなと思います。

社会変化として、貧困世帯の増加がありますが、茨城県において平成15年度・25年度を比較しますと生活保護者世帯は1.5倍に増えております。背景には非正規労働者の増大と所得格差があります。所在不明者や不登校児の増加も虐待と関係があると言われております。10月8日には、厚生労働省は昨年度全国の児童相談所207カ所から児童虐待総数として対応した件数が8万8,931件に上り過去最高であることを発表いたしました。虐待によって死亡した18歳以下の子どもは全国で69人。実に1週間に1人の子供が虐待によって亡くなっており、児童虐待が深刻でそして広く浸透していると感じます。

そこで1点目、阿見町における児童虐待についての相談件数の推移。児童虐待未然防止の取り組みの現状と課題。今後の取り組みについて。

2点目、児童虐待防止に地域で取り組むことを目指し、2,004年各関係機関組織で構成する要保護児童対策地域協議会を設置の義務——努力義務が課せられ、約9割の市町村で設置されておりますが、阿見町におきましても同年3月に設置。また、今年の3月には阿見町児童虐待・障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例も制定されております。要保護児童の内容、要保護児童対策地域協議会の活動状況と今後の取り組みについて。

3点目、ペアレントトレーニングについて。特に発達障害を持つ親のための子育ての仕方のトレーニングですけれども、児童虐待の未然防止の1つとして、リスクの要因として、育てにくい手のかかるお子さんを持つ親御さんによる虐待という件数も多く報告されております。そういった意味でも、こういったペアレントトレーニングを今後の課題として児童相談所と連携して開催できないか、お伺いいたします。

4点目、県が出しています家庭用教育ブックがありますが、親の役割と責任、子供の接し方等を簡単に記載した家庭教育支援のためのテキストブックではありますが、活用について現状。今後部局超えた中での活用の取り組みについて。

5点目、郵便配達・新聞配達などの地域の見守り支援を活用した地域ネットワークを発足された児童虐待防止や地域の子供の健全な育成につなげてはどうか。

以上をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 夢を紡ぐ子育て支援をについて、4点目の家庭教育ブックの活用については、教育長に答弁をしていただきます。

1点目の、児童虐待について相談件数の推移。阿見町における児童虐待未然防止の取り組み状況と課題、今後の取り組みについてであります。

児童虐待の相談件数は、平成25年度47件、平成26年度55件に対し、平成27年度は11月現在で継続案件も含め51件の対応をしており、増加傾向にあります。未然防止の取り組みとしては、広報誌への記事掲載や庁舎内へのポスター掲示、児童福祉課窓口及びさわやかフェアでチラシ等の配布など啓発活動を行っております。

児童虐待防止の課題としましては、児童虐待が家庭内で行われ発見しにくいこと、及び状況把握と事実確認が難しいということがあります。引き続き啓発活動を行い、通報の際には関係機関に情報提供と協力を求め、児童相談所の指導を仰ぎながら対応してまいります。

2点目の、要保護児童の内容、要保護児童対策地域協議会の活動状況と今後の取り組みについてであります。

要保護児童の内容としては、児童虐待に該当するものとして、ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待などがあるほか、その他の事案として、保護者の病気や経済的理由等による養育困難等があります。要保護児童対策地域協議会の活動状況としましては、土浦児童相談所、土浦保健所、牛久警察署、茨城県県南県民センター、地域福祉室、阿見町議会、阿見町教育委員会、阿見町民生委員児童委員協議会、阿見町社会福祉協議会等の代表者で構成される会議を開催するほか、個別のケース検討会議及び観察ケア会議等を実施しており、本年度は11月までに計6回実施して、要保護児童及びその保護者への支援に取り組んでいるところでございます。

また、現在、ケースの進行管理を行う実務者会議の実施を検討しております。これは、各関係機関の実務者で情報共有及び意見交換等をし、具体的な支援方法について検討するものです。今月1日には、牛久市の実務者会議を見学してまいりましたが、本町でも体制を整えていきたいと考えております。

3点目の、児童虐待の未然防止の1つにペアレントトレーニングを今後の課題として児童相談所と連携して開催できないかについてであります。

土浦児童相談所では、既に一般の方向けにペアレントトレーニングを実施しております。町担当者もこの事業についての講演会に参加してまいりましたが、ペアレントトレーニングは、これまでの子育てにちょっとしたコツをプラスし、注意欠陥多動性障害やその周辺の子供たちの行動特徴を理解し、どのようなかわりをするのが効果的かを知り、子供にとってわかりやすい表現等、具体的な対応を学ぶものです。年10回のコースとなっており、対象者は、年長か

ら小学校中学年の子供の保護者となっておりますので、御希望の方には御案内しております。

5点目の、郵便や新聞配達などの地域の見守り資源を活用した地域ネットワークを発足させ、児童虐待防止や地域の子供の健全育成につなげてはどうかについてであります。

町では、本年5月28日にいばらきコープ生活協同組合、及び生活協同組合パルシステム、茨城かすみ農業協同組合と、見守りネットワークの協定を締結いたしました。このネットワークでは、配達などの業務中に、高齢者・子供・障害者等への声かけや、異変と思われる場合の町への通報、道路の陥没などの異常が見られる場合の町への通報などをいただくこととなっております。なお、日本郵便(株)については、町単独での協定は実施しておりませんが、県の協定に基づき、同様の見守り活動を実施していただいているところでございます。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 4点目の、家庭教育ブックの活用について現状、今後、部局を超えた中での活用の取り組みについてお答えをします。

家庭教育ブックは、対象年齢別に3種類あります。3歳から5歳の子を持つ親向けの「ひよこ」、就学前から小学校4年生の子を持つ親向けの「家庭教育ブック」、そして小学校4年生から6年生までの子を持つ親向けの「つばさ」であります。いずれも、茨城県教育委員会が作成し、対象年齢の保護者に配付をしています。

現状では、小学校新1年生対象の就学時健康診断や入学説明会において、各学校教頭や県派遣社会教育主事等が家庭教育ブックを活用した講話などを行っております。

今後は、保護者に家庭教育ブックの活用を啓発するとともに、他部局と連携した活用も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。大変に御答弁ありがとうございました。

1点目ですけれども、まず児童虐待の相談件数が51件ということでございますけれども、そうしましたら年齢別の件数、また虐待行為別のそういった統計がございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

26年度の実績で申し上げますと、まず年齢別で行きますとですね、就学前から6歳まで……。ああ失礼しました、ゼロ歳から6歳までの就学前のお子さんですけども、これが25件、それから小学生が18件、中学生以上が13件、合計55件でございます。平成27年度の場合ですと、就学

前があわせて20件、小学生が21件、中学生以上が10件ということになっております。今申し上げます件数を行為別に分けますとですね、例えば平成26年度で申し上げますと、ネグレクトが13件、身体的虐待が6件、精神的虐待が5件、その他28件となっております。同じく平成27年度で申し上げますとネグレクトが16件、身体的虐待が5件、精神的虐待が3件、その他26件となっております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） ただいま、16番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。今の統計を聞いてまして、就学前の虐待相談件数が非常に多いという、感じます。また虐待によって死亡する子供の、全国でも約6割がゼロ歳児から1歳ということになっておりますけれども、早い時期の対応が本当に必要だと思えます。そういったことで、どのような、そういった特にゼロ歳から、特に……、そうですね、一番多いそういう時期は対応されてるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。町のですね、要保護児童対策なんですけれども、基本的に特に年齢をどうというわけではなくて、虐待、当然あればですね、虐待の通報なんかある場合には、当然48時間以内には児童の安全を確保するというのを基本にしておりまして、直接訪問して調査を行っております。

で、まず通報、それから情報提供、相談等への対応を行います。それから個人、それから関係機関——児童相談所はもとより警察、民生委員児童委員協議会、それから庁内の関係する課、それからケースによっては小中学校、それから教育委員会等とも連携を図って解決をしております。

で、個別の案件につきましては、ケース検討会議を関係機関での実務者で開催いたしまして、情報の共有を図りまして対応しているというような状況でございます。特にこの間の会議、要保護児童対策への会議でもありましたけれども、やはり虐待で亡くなるお子さんが、やはり1歳未満の方が多いというお話も委員の方からございました。やはり、町としましては乳幼児の方については、新生児の赤ちゃん訪問というようなところで、保健師のほうで全ての家庭訪問してございます。そこでお子さんの状況を確認するとともに、いろんな子育てに関する悩み、相談等があった場合には、そこでいろいろ相談をお聞きしまして、適切なアドバイスにつなげているということでございます。

そのほか、全般的には関係機関と連絡を取り合う。まずは、そういった事案があった場合に

は速やかに対応するというところで心がけているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。最近特に虐待件数が増えたという要因、また心理的虐待が——とても微妙な虐待なんですけれども、増えているということなんですけれども、その理由に親の子育ての不安とか虐待の連鎖ですね、あとDVを受けているとか、あと経済的な問題、特にまたひとり親で相談するところもない、虐待する親はさまざまな要因を抱えてる場合が非常に多いわけなんですけれども、その問題を抱えた親子に、ふだんからね、子育ての相談が乗ったりとかふだんから関係をつくっておけば、まずこういった虐待などの兆候もね、察しやすいいんではないかなと思います。

そういった阿見町におきまして、相談者のプライバシーを保護した、こういった独立した相談室、どのようになっていますでしょうか。また担当者とそういった社会福祉士の職員ですかね、そういう配置っていうんですかね、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 相談体制ということでございますけれども、いろいろ相談先は地域の方、それから学校から、それから保育所から、それから近隣住民の方、あるいは警察とか、そういったところからもいろいろ相談があります。で、その事案ごとに応じまして、基本的には児童福祉課が主な窓口としてやっております。で、事案によってはそれぞれの——例えばDV絡みであれば町民活動推進課と連携をとりながら、きずな会議なんていうのも設けておりますけれども、そういったそれぞれの個別の事案に応じて、先ほど申し上げましたけれども担当者が集まってですね、解決に向けた取り組みを行ってるとというのが実情でございます。

それから虐待の件数が全般的に増えているということもございます。が、県のほうでも統計を見ましても圧倒的に伸びているんですけども、ただ児童相談所の説明によりますと、統計のとり方が若干前と変更になりまして、例えばDVのケースですと、DVがあったときにそれを見ていた子供たち——両親が……、例えば母親が父親から虐待を受けていたといった場合に、それを見ていたというだけで精神的虐待に値するというようなことで、統計上それは精神的虐待というように何年か前から計上するようになったというようなお話ございました。そういったことも含めまして、全般的には虐待の件数が増えてきているということもございます。

それからまた、阿見町では新規のケース、特に新規ですと転入——ほかの市町村からの転入されて、そういった問題を抱えてですね、転入されるケースも非常に多いというようなところでございます。逆に言えば、阿見町は住みやすいということで、そういった方も来ていただいているのかなということですけども、そういったケースの方にも、やはり町としてきちんときめ

細かに対応することが、ほかの市町村から見ても阿見町は住みよい町だということになるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。本当にそういった住みよい町ということで、よろしくお願ひしたいんですけども、かなり……。職員なんですけれども、児童福祉課で対応かと思うんですけども、窓口ということでは、いろんなところの、いろんな部署部署でなっていて、最終的には今児童福祉課がそういった大もとでまとめているいろんなケース会議とかやってるのかなというような感じなんですけれども、職員さんなんかかなり、もうどんどんどんどんそういったいろんなことを抱えて来る……。まあ来ないより来ていただいたほうがいいわけですけども、これから今後対処していけるのかなという、そういう心配もあるんですけども、やっぱりそういったところは手厚い、そういった増を、職員ですね、そういった本当に命にかかわるところは、そういったところはいかがなものなんでしょうかね、今後。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。限られた人数の中で対応しておりますので、この場で児童福祉課の職員を増員するということはなかなか申し上げづらいんですけども、やはり職員のほうも、やはりそういうケースが増えれば当然負担になってくると思います。で、やはり連携をとって、町の保健師ですとか、あるいは保健所それから児童相談所等と連携をとりながら、決してやはり個人個人の職員が抱え込まないような体制、組織的に解決していく、みんなで協力して解決していくというような方向でですね、進めていきたいというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） ただいま14番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は13名です。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。その辺もまた皆さんで、逆に恣意的にならないように本当に頑張っていたいただきたいなと思います。

1点要望なんですけれども、やっぱりそういったプライバシーを守るような、そういったいろんなケースがあるかと思っておりますので、カーテン引くなり、そういったいつでも来て相談できる、そういうのは必要ではないかなと思います。その辺また今後研究していただいて、いろんなやはりこういった複雑なことになっていますので、母親にとっても、また子供さん、いろんなことを……。そういったプライバシーを守りながら、そういったところを……。研究課題だと思いますけれども、はい、よろしくお願ひしたいなと思います。はい。

それから次に、2点目の要保護児童対策地域協議会の代表者会議、そして実務者会議、それ

から個別支援会議を定期、随時に開いていく、体制を整えていくという御答弁でございましたけれども、この実務者会議、こないだ牛久に行ったということでございますけれども、どういった形でどういった方がそれを開いて、問題解決をより早くしていかれるのか。本当にようやくこういった万全なるそういった体制ができ上がっていくのかなと思っております。その辺よろしくお願ひ、お聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。構成委員の例としてはですね、町でいいますと、児童福祉課、それから要保護児童相談員、それから教育委員会の指導室、それから障害福祉課、土浦児童相談所、健康づくり課等のメンバーで、個別の案件ごとにですね、そのほか要因が加われば、それにプラスになるというふうに考えておりますけれども、今申し上げましたような構成員での開催を検討しております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） やはり非常に抱えてるというのが新規も増えてますし、今ある——継続も相当今、お話であるということで、本当に微妙なそういった命にかかわる、即動かなければならない。児童福祉相談所、保健所も本当に大変なお仕事というか、その子供を守るため、母親ってということで、そういったことを日夜されてるという御苦勞なお仕事には、本当に敬意を表する次第なんですけれども、そういった意味でも今後、来年度からそういった実務者会議は開いていかれるという段階でよろしいでしょうか。はい。よろしくお願ひいたします。本当にお世話になります。よろしくお願ひいたします。

次の質問をさせていただきます。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後3時15分といたします。

午後 3時06分休憩

午後 3時15分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

難波議員の一般質問を継続いたします。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。それでは、ペアレントトレーニングの周知方法、お一人いらっしゃるということで、阿見町にはそのほか研修を積んだ方がいらっしゃるのかどうか、その辺お願ひいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

ペアレントトレーニングは児童相談所のほうで主に実施してるところでございますが、それで、答弁にもありましたけれども、研修のほうはですね、児童福祉課の職員が2名で受けております。それで、相談があった場合には児童相談所のほうにつなげるように体制をとっているところでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。そういった御希望の方というのは、どっかに、何か通知とか、何かそういう……、どういった方法でやってらっしゃるんでしょうか。具体的には町民には知らせてはないということですかね。担当者がいて、その方がまた自分のお仕事にしっかりとつなげていくという、そういう考え方なんでしょうか。それをやっぱり、これからはそういったトレーニングをもっと多くの、そういう方が積んで、そういった虐待とかいろんな方にもっと接する幅を広げてこうっていうことで、こういうのを取り入れているということなんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。基本的に実施主体が、こちらで言いますと土浦の児童相談所になります。で、先ほどあったように問題をお持ちの親御さんを対象にですね、実施をしているんですけども、土浦児童相談所のほうでは年間6組まで就学前から5年生までの保護者を対象にということで、2年間で2クールですかね、実施しております。基本的には、そういった相談があった場合に、実際になかなかそういった相談事例というのが、現状ではなかなかないというのが現状でございます。そういった御相談があった場合には速やかにそちらのほうにもありますということで、個別にですね、対応させていただいてるというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ児相としっかりまた連携をとって、そういうときにはぜひお役立てしていかれると、お母様にとってもよりいいのかなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

あと、家庭教育ブックですけれども、「つばさ」と……。3つの項目があるんですけども、学校ではどのように時間をかけて、各小学校でやられているのか、お聞きしたいと思います。

あと「ひよこ」はどういったときに活用されているのかもあわせてお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

先ほどの教育長の答弁にもあったようにですね、就学時健診それから入学説明会にですね、

この家庭教育ブックをもとにですね、教頭先生それから家庭教育推進員の方にですね、講話をしておるといような形で実施しておりまして、ちなみに平成26年度の実績では、8小学校で26年度423人の方が講話を聞いていると。で、平成27年度の予定としては451人を予定してるといことになっております。

以上でございます。

○10番（難波千香子君） 今のは学校教育……。

○議長（柴原成一君） はい、再度難波千香子君お願いします。

○10番（難波千香子君） まだ答弁残ってます。

○議長（柴原成一君） はい、失礼しました。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。それとですね、この「ひよこ」については、3歳半の健診のときにですね、健康づくり課を通じて配付を行っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 今の統計にもありましたけれども、虐待というのは非常に若いお母さん、また阿見町はティーンエイジャーっていうんですか、18歳——まあ全国的に18歳以下で、13歳ぐらいからお子さんを産んでしまうという、そういう傾向が非常に今多いということで、子供が子供をね、育てるといのか、とても非常にそういった状況もありますので、お渡しするだけというよりは、しっかりそこで児童福祉課の、そういった子育て支援委員としっかりタッグを組んで、そういった4カ月のときにはブックスタートということでね、児童福祉課と組んでお母さんに本を、子供はこうやって育てるんですよ、本を読み聞かせるんですよという、そういったたものもやらさせていただいてるかと思うんですけども、非常に忙しいというのは聞いているんですけども、そうやって4カ月、そしてまた次は1歳半、3歳半とあるわけですけども、よりどうしていいかわからないと、唯一の教科書ということで、とってもすばらしい、見せていただいても感動して読んでおりましたけれども、もっと早く読んでればなという感じですけど。

そういった、ぜひその辺を大事かなと思うんですけども、渡してるだけというよりも、本当にそこに心を込めて研修会をやってるところもありますので、大事な部分だと思います。よろしく……。いかがでしょうか。今後として。はい。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 小さいお子さんにつきましては、先ほど申し上げましたように3歳児健診のときにそれぞれお配りをさせていただいておりますけども、今後それ以前のですね、もっと小さい3歳までならないうちの、例えば母子手帳を申請された段階ですとかで

すね、そういったときにも「ひよこ」等をですね、配れるようなことで、今後検討していきたいなど。要は、幅広く若いうちからより小さいお子さんをお持ちの段階から、こういった子育て支援の知識を得ていただくような方向を考えていきたいというように考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願いいたします。なかなかの渡すだけだと、その辺に置いて、もう忙しがってあれですので、より1歩踏み込んで時間を持って研修とか講話とか、そういうのをやっていただくと、より本当にいいかと思えます。その辺の研究もよろしくお願ひしたいと思えます。はい。

それでは、やはりこういった事件を受けるとするのは、親にとても非常にいろんな複雑なものが絡み合っているということなんですけれども、非常に学校教育の中で家庭教育というものが非常に、本当に大切かなと思うんですけれども、今度新教育長になられました教育長には、その辺のところを今後どういった形で、学校教育プラス家庭教育を力を入れていく、こういった虐待の子を出さない、またお母さんが本当に路頭に迷わない、そういうひとり親、そしてまたそういったものは教育からだと思えますので、その辺のお考えをよろしくお聞かせください。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 教育長の所信表明でも述べさせていただきましたが、家庭の教育力の向上をですね、現在の教育課題の解決の1つの突破口としたいと考えております。阿見町の子供たちの健全育成、あるいは子供たちに本当に生きる力をつけるためには、教育行政側の力だけでなく、家庭の教育力の向上が大きな課題であると考えております。

阿見町の教育振興基本計画4ページに、やはり地域の教育力・家庭の教育力の低下ということできちっと課題把握しておりますし、その下の段にはいろんな課題がある、そういう状況の中では就学前からの家庭教育の支援について福祉部門と連携しながら推進していくことや、阿見町の教育を9年間のトータルで捉え、小学校・中学校が連携して家庭教育・地域の教育力の向上を支援していくことが求められているという認識ですので、そこのところはしっかり手を入れていきたいというふうに考えております。

そのためには、これも所信で述べさせていただきましたが、教育基本法第10条の家庭教育の項には「父母その他の保護者は、この子供の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする」とありますように、全ての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑みて、保護者が子供の教育について第一義的責任を有することの意識化ですね、これを徹底する必要があると強く感じております。

昔、子育てはおじいちゃん・おばあちゃんも一緒に住んでましたので、家の中に子育ての先

生・子育ての先輩がおりました。今、核家族化で先生・先輩いません。その中で子供を育てていく状況が昔と違う。今の若い人とは言いますけども、状況が違うわけですね。その辺に教育行政として手を差し伸べていかなければならないのかなということも1つあります。

それともう1つは、今の学校で働かせていただいた経験から申し上げるんですが、全て学校におんぶ・だっこ、責任を押しつけてくる、つまり第一義的責任者としての自覚が足りない保護者が非常に多いという認識をしております。ですから、そこ、家庭に返すべきものはきちっと返していく。学校でできないものは、それはできませんよと、はっきり学校も全て受け入れるのではなくてやっていく、そういう姿勢が大事かなというふうに思います。

例えば、インターネット・携帯でのいじめの問題があります。マスコミ、議会、いろんなところから学校が責められます。私は学校は責められる筋合いは、そんなにはない——ない、ゼロとは言いませんが、学校では原則携帯は申し込みしておりません。どこでやってる、家庭でやってるわけです。学校外でやってます。持たせてるのは誰か。親なんですよ。しかし、親の責任は問われておりません。マスコミも、議会も。ほとんどないと思います。そこをみんなで、あなた方が子育てをするんですよ、子供の教育に責任を持ってくださいってことを、やはり自覚させる政策なり教育行政をしていかなくちゃならないのかなというふうに思いました。

ただ、1つ今見えてきてるのは、自転車の加害事故が——小中学生の加害事故があります。あれは学校ではなくて親に責任を——損害賠償ですね、追及して、そういう事例がたくさん出てきています。1つの突破口かなと思います。それを携帯やそういうものにも波及させていただきたい。

お時間大丈夫ですか。

○10番（難波千香子君） 私は大丈夫です。

○教育長（菅谷道生君） はい。中学校に勤務したときに、中学校は部活があるわけですね、部活動。6時半、7時まで夏場はやってます。上がってきてからです、職員室へ戻ってきてから職員はパソコンをもう一度立ち上げます。そして、生徒の——ちょっと危なそうな生徒のブログ・プロフを見ます。今日はイーアス行って消火器投げた、今日神立行ってポリボックスでポリ公に説教を食らったと載せてるんですね。先生はそれを見てるんですね。でもそれは先生の仕事ではないですよ。ただ生徒指導上きちっとそれ見て、私も勉強しました。ああいうネット上でうそをつかないのは、生年月日っていうの。プロフィールは生年月日意外とうそをつかないです。あと名前とか住所は全部ほとんどうそをついてるんですね。

そういうことを学校の先生はやってるわけですね。それでまた、後で質問ありますが、主権者教育、何々教育、どんどんどんどん入ってくる。死んじゃいます、はっきり言って。学校は……。こういう発言していいかどうかわかりませんが。

〔「大丈夫」と呼ぶ者あり〕

○教育長（菅谷道生君） 仕事の内容，勤務時間，ブラック企業です。ですから，優秀な人は集まってこなくなってしまうんです。ここを改善しないと。

昨日，海野議員から支援員のね，事務支援の話しました。ありがたい話だと思いましたが，それやっぱり実現して，先生方が本来子供と向き合うものにしていかないと，日本の教育は崩れていくと認識しております。

ですから，家庭教育，その糸口の1つとして，話を戻しますと，やはり就学前までにきちっと鉛筆の持ち方，箸の持ち方，何歳までにやらなきゃならないとありますよね。あとになっては遅いわね。はっきり言って小学校1年生の家庭教育学級，中学校1年生の家庭……。形式にこだわって，そこでやんなきゃならない。そうじゃなくてもっと……。先ほど回答ありましたが，私はもう10年ぐらい前から母子手帳を渡したときに，もう親としての，あなた生命を宿したんですよ，親としてしっかりしてくださいという，そういうものを講じていかないといいけないということを主張していたんですが，なかなか1人の校長が言っても，なかなかそういう行政に受け入れていただけなかったですが，今回こういう立場をいただいたので声を大にして，そういうことは叫んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 貴重な御意見ありがとうございます。もう非常に勉強になりました。はい。もう本当にね，すばらしい，また子供たちを……。大人たちですね，よろしくお願ひいたします。で，ぜひ，先ほど言われました念願でありました，青山前教育長も一生懸命おっしゃっていましたね，学校上がる前だよってということで，それはね，引き継がれていると思いますので，もう本当に今回こういうものをまた媒体として，はい，活かしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。はい。

それで，あと地域の見守りということで，これは本当に地域で，いろんな地域で——文京区なんかもそうですけれども，ボランティアで子育てを地域で見守ろうという，そういったものが沸き上がってくればよりいいかなと思います。そして今いち早くという，そういった虐待のあれが出てますので，それだけ，どういった周知と，また宣伝ですね，いち早く，即連絡しようという，今どういった周知されてるのか最後にお聞きしたいと思います。いち早く——184ですね。何かあったらダイヤルしようという，虐待センターです。御存じなかったですか。

○議長（柴原成一君） 児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい，お答えいたします。

これはつい最近ですけれども，児童相談所の共通ダイヤルとしまして189という番号が全国

統一番号で、ダイヤルで、直接かかるということになってございます。で、このパンフレット等についてはですね、児童福祉課の窓口、それから各保育所、子育て支援センター等で配布をしておりますし、児童相談所のほうでもですね、各方面に周知をしているところでございます。これまではですね、いばらき虐待ホットラインとかですね、児童相談所のそれぞれの相談所のほうに通報が行くようになってましたけれども、189で児童相談所の集中で相談を受けられるということになっております。それは、周知は今後とも継続して周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君に申し上げます。質問の残り時間があと7分となっております。質問の残り時間を考慮、時間配分を考えて質問をお願いいたします。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。それでは最後の質問をさせていただきます。

安心して住み続けられるまちづくり、福祉医療に対する支援強化をということで、まず1点目、切れ目のない健康づくり、また健康に関する手厚い事業の強化が望まれるところであります。阿見町での企業と連携した健康づくりの現状、今後の取り組みについて、まずお伺いいたします。

2点目、健康増進や予防に取り組んでいる方々を後押しする何らかのインセンティブ、いわゆる動機づけが必要であると考えます。そこで、24年度から毎年質問しておりますけれども、26年度から第2期計画の中で検討しているとのことでありましたが、この健康マイレージ、あわせて若いときからの認知症予防対策ポイントプログラムの取り組みについて。はい。

③高齢者の孤立、引きこもりの防ぎ、地域での見守り、生きがいづくり、そしてますます必要とされているところである住民主体の生きがい、ふれあいサロン普及のための活動助成の取り組み。

4点目、日本人においてB型肝炎ウイルスの感染は最大140万人がいると言われておりますが、その予防する子供に対するワクチン、B型肝炎ワクチン接種は3回の接種に約1万8,000円かかりますけれども、そういった手厚い、34自治体で既に公費助成を行ってまますけれども、そういった積極的に公費助成をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 安心して住み続けられるまちづくり、福祉・医療に対する強化についての御質問です。

1点目の、企業と連携した健康づくりの現状、今後の取り組みについて、お答えいたします。

町には、多くの企業がございますが、規模の大きい事業所には産業保健師が配置されており、事業所ごとの健康づくりに関する取り組みが実施されているかと思います。町が主催する健康教室や健康相談に参加していただくことも可能ですので、情報提供や意見交換などを行い、今後連携した取り組みができるよう検討してまいりたいと思います。

2点目の、健康マイレージ・若いときからの認知症予防対策にポイントプログラムの取り組みの検討について。

健康マイレージは、自治体で健康づくりに関する目標を設定し、住民がその中から自分でできそうな目標を選んで実践し、その成果をポイントなどに換算して、健康づくりグッズの抽選会をするなど、付加価値をつけて住民が健康づくりを楽しんで取り組めるように支援するというものです。ポイントプログラムについても健康マイレージと同様に、行動に応じてポイントを付与し、メリットを与えるというものです。町民が楽しみながら、健康づくりや認知症予防ができる環境づくりは重要なことです。

町民が楽しみながら健康づくりに取り組めるとともに、健康づくりに無関心な方々に健康診断の受診や生活習慣の改善を促す動機づけとして、健康マイレージポイントプログラムについて、既に導入している自治体の事例を参考にしながら、阿見町に合った取り組み方法について調査・研究していきたいと考えております。

3点目の、ふれあいサロン普及のための活動助成の取り組みについて。

ふれあいサロンは地域住民が身近な場所に気軽に集まり、触れ合いを通して生きがいづくり、仲間づくり、また介護予防活動等の拠点として、さまざまな形態の活動を行うものです。対象者は高齢者が中心となりますが、さらに障害者や子育て支援のサロン活動も加わることで、地域福祉の増進や地域コミュニティ活性化に効果を上げられるものと考えられます。ふれあいサロン普及のための活動助成には、サロンを運営するための人的支援や助成金による財政支援があります。これらの支援につきましては、地域福祉の増進から町及び地域福祉を直接担う、社会福祉協議会とともに検討してまいります。

4点目の、B型肝炎ワクチン接種の公費助成を積極的に実施すべきについて。

B型肝炎は、血液や体液を介して感染するウイルス性肝炎です。慢性化すると肝硬変や肝がんの原因になることがあります。そのため、母親が感染している場合には、健康保険適応により公費で早期に予防接種が行われているところです。B型肝炎については、今年1月に開かれた厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会において、公費で接種が受けられる定期接種にB型肝炎のワクチンを追加すべきとの方針が決定されました。

これを受け厚生労働省では、早ければ平成28年度にもB型肝炎の定期予防接種を開始できるよう制度を見直す方針を示していますが、現時点では正式な決定はされていない状況です。決

定次第、当町においても、定期接種が開始できるよう準備を進める予定です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。大変にありがとうございました。

それでは、1点目ですけれども、健康づくりに企業との連携した取り組みということで、大変に阿見町でも町長の御尽力もありまして、健康標語のときには、とても企業連携した、そういった盛り上がったものができて、すばらしいなと思います。また今後そういった連携もぜひお願いしたいと思います。

それと、企業ということで、茨城県では薬局と薬剤師を活用した住民の健康情報拠点という事業を開始しておりますけれども、そういった県内で200の薬局の指定を目指すと言われておりますけれども、町内の状況をお教えください。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。薬局による健康情報拠点事業ということではですね、薬局によって一般用薬品の適正使用に係る助言、それから健康相談、そういった……。また情報提供により、自己管理——セルフメディケーションを増進を図るということで、町内18カ所の薬局で取り入れて実施しているところでございます。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございました。またのぼり等もつくのかなと思うんですけれども、そういった企業も巻き込んで阿見町もしっかりとまた利用させていただいて、いまちづくりができればいいのかなと思います。

そしてまた、次に行きたいと思います。健康マイレージということで、これは本当にありがとうございます。この事業は、いつをめどにお考えなのか、その1点だけ、よろしく願います。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。やはり検診の受診率向上とかですね、含めてやはりインセンティブとしては、非常に有効かと思っておりますので、いつというのはなかなか難しいんですけれども、先進自治体の例等を参考にしながら、阿見町に合った形ということで今後研究を進めてまいりたいと思っております。それがある程度確定した段階で、実施できればいいなということで、現時点ではまだはっきりいつということではなかなか申し上げられないという状況です。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。しっかりとまた私もいろいろ考えていきたいと思っております。すばらしい阿見町に合った、そういった新たな、そういった手法が

インセンティブに町民の皆さんが取り組んでくれるような方向で、健康寿命を本当に伸ばしていただければ、本当にこれは幸いかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。そしてサロンのほうもあわせて、また今進行中ということですので、本当に皆さんに喜んでいただいて、しつこいようですけれども、これもしっかりとまた取り組んでよろしくお願い申し上げます。

最後にB型肝炎ワクチン定期接種ということで、今年にも定期接種になるという、そういうことがありましたら、またしっかりと即、準備万端で整えてるということですので、その辺も、また周知のほうもしっかりとさせていただいて、皆さんがやっぱり受けていただかないとですので、その辺の周知もまた広報でやっていただけるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、国のほうで定期接種となった場合には、広報ですとか、ホームページですとか、あるいはメディアを通じて周知徹底を図っていきたいというように考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。以上でございます。

○議長（柴原成一君） これで、10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子どもの心と体を健全に育むための町の取り組みについて伺いたします。

6月の第2回定例会では、子どもの貧困について学習面での支援を質問いたしましたが、今回はメンタル面と親子の支援について伺いたいと思います。

まず1点目、離婚や別居後の親子の断絶を防止するための配慮や取り組みについてであります。近年、我が国では婚姻率が減り、離婚率が増加傾向にあります。昭和25年から42年までは6万9,000組から8万4,000組、59年から63年に減少したものの再び平成14年は29万組まで増加いたしました。平成15年以降は減少しましたが、再度20年には25万1,000組と横ばいとなっております。

原因は夫婦さまざまであると思いますが、問題は子どもです。先日親子の面会交流を実現する全国ネットワーク、親子ネットの会員の方々から要望がありました。内容は、阿見町において兵庫県明石市の取り組みを参考に、別居・離婚後の親子の面会交流、養育費確保に対する公的支援体制、相談体制の実施・充実を図っていただきたいとの内容でした。この会は、国の馳

文部科学大臣が事務局長で、自民・公明・民主の超党派の国会議員で構成されている親子断絶防止議員連盟とともに、親子を断絶させず子どもの心と生活を第1に考え、社会全体で子どもを守ろうと活動をしています。

要望にいらした方々が、それぞれ子どもに会いたいがあえない状況を涙ながらに訴える姿を見て、会えない親はもちろんですけれども、何よりも子どもの心が心配でなりません。どんな場合でも、子どもにとってはたった1人の父と母です。どちらに引き取られても、不安や気遣い、寂しさや大人への不信感を与えるものだと改めて実感した次第です。そこで、当町での離婚時の子どもへの取り組みがあればお聞かせください。

2点目は、18歳未満の子どもがいる母子家庭の現状と支援について。

3点目は、子どもから、また親からの相談はそれぞれどこがどのように受けているか。その件数と内容について。

4点目は、家庭で適切に食事を与えられない子どもの現状と対策について。

5点目は、親と子どもの人権教育について。

6点目は、現在の当町における子どもの貧困率と、その取り組みについて。

以上、6点についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 子どもの心と身体を健全に育むための町の取り組みについて。

5点目の、親と子どもの人権教育については、教育長より答弁をさせていただきます。

1点目の、離婚・別居後の親子の断絶を防止するための配慮や取り組みはされているかについてであります。

兵庫県明石市においては、平成26年4月から「こども養育支援ネットワーク」の運用を開始し、離婚や別居に伴う養育費や面会交流などの「こどもの養育支援」を実施しております。具体的な支援策としては、離婚等の法律相談に加え、子ども養育専門相談の窓口を市政策部市民相談室に設け、相談体制の充実を図るとともに、離婚や別居の際における子どもの心理を専門的な立場から親に伝えるため離婚前講座の開催や、夫婦間の話し合いの参考とするため、子どもへの配慮を促すパンフレットや養育合意書・養育プランの作成手引きを配布するなどとしております。

また、離婚や別居に伴う養育支援のあり方などに関する意見交換や情報共有を行うため、法テラスや弁護士会、公証役場、家庭裁判所等の関係機関による「こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催しています。さらに、離婚や別居後における情報を父母間で共有し、子ども

の日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子の配付や、離れて暮らす親子間の交流サポート事業等も実施しているようであります。

当町におきましては、現在、こうした取り組みは行っておりませんが、厚生労働省が設置している養育費相談支援センターが作成した養育費・面会交流に関するパンフレットを児童福祉課窓口を設置し、必要な方に自由にお持ち帰りいただいているところです。

2点目の、18歳未満の子どもがいる母子家庭の現状と支援についてであります。

平成27年11月末現在の児童扶養手当の受給データによりますと、当町の母子世帯件数は443件となっております。母子家庭等、ひとり親家庭への支援としましては、児童扶養手当の適正な受給案内や、希望者に対する母子福祉資金等の融資制度の案内、さらには、母子寡婦福祉会が実施する「親子すこやか交流事業」等への支援を行っております。

また、本年度においては、「ひとり親家庭学習応援事業」として図書カードの配付等も実施しているところです。その他、社会福祉協議会における入学祝金や歳末援護金の支給、茨城県においては、ひとり親家庭の自立をサポートするための就労支援事業を実施しており、その周知等を行っております。

3点目の、子どもから、また親からの相談は、それぞれどこがどのように受けているのか。件数とその内容についてであります。

要保護児童相談については、町児童福祉担当が中心となって相談を受け付けております。相談内容によっては、町DV担当や学校、児童相談所、警察署、民生委員等への相談もありますが、子どもが関連する事案については、関係機関との連携のもと、児童福祉担当で集約して対応しているところであります。

相談件数については、平成25年度は47件、平成26年度は55件、平成27年度は11月までで51件となっており、年々増加傾向にあります。平成27年度の相談内容ごとの内訳としましては、虐待相談として、ネグレクト16件、身体的虐待5件、心理的虐待3件の計24件、その他、保護者の病気や経済的理由等による養育相談が26件、不登校による育成相談が1件となっております。

4点目の、家庭で適切に食事を与えられない子どもの現状と対策についてであります。

現在、対応している事案の中で、母親の養育放棄により満足に食事ができないケースが1件ございます。このケースでは、親族の協力を得るとともに、児童相談所と連携を図りながら、定期的な訪問による養育相談や状況確認を行っているところです。

6点目の、現在の当町における子どもの貧困率とその取り組みについてであります。

町としての子どもの貧困率は算出しておりませんが、国における子どもの貧困率を見ますと、昭和60年の10.9%に対し、平成25年では過去最悪の16.3%となり、およそ6人に1人が貧困という結果となっております。町における貧困率も例外ではなく、必ずしも、ひとり親家庭が貧

困世帯とは限りませんが、増加する児童扶養手当の受給状況等を見ると、当町の子どもの貧困率も高くなっていると考えられます。

貧困率の上昇を抑制する取り組みについては、貧困率の高い母子家庭の所得を増やし、自立した生活を送るための支援として、茨城県において、ひとり親家庭の個別の状況に応じた就労計画の策定支援や、就職に結びつく技能知識、資格を取得するための給付金の支給等を行っているところでございます。

○議長（柴原成一君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 5点目の、親と子どもの人権教育についてお答えをします。

生涯学習では、県の人権教育講師派遣事業を活用し講演会を開催しております。昨年度に「インターネットによる人権侵害」を開催、今年9月に「女性をとりまく人権」を開催、平成28年2月には「障害者の人権」をテーマに開催予定をしております。今後も、子どもの人権など、さまざまなテーマで人権教育を推進してまいります。

学校教育におきましては、阿見町人権基本方針を受けまして、差別や偏見のない明るい社会を築こうとする児童生徒の育成を目指し、全ての学校で人権教育全体計画、年間指導計画を作成し、子どもの人権感覚を高めております。具体的には、多くの学校でユニバーサルデザイン化を取り入れた授業づくりを進めたり、異学年交流、いわゆる縦割り班活動を取り入れたりしております。このような活動を通して、互いに認め合い、助け合おうとする人権尊重の意識を高めていくことができると考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） どうも御答弁ありがとうございました。

まず、質問前後しますけれども、先ほどの教育長の人権教育のことで再質問というか、お話をさせていただきたいと思います。「みんなちがって、みんないい」という金子みすゞさんの歌がありますけれども、本当にそういうところを、集団生活を営む学校ならではの教えるところでもありますので、いろんな分野で——女性、障害者、子どもの人権というところをやっていたらいいというのは、非常にありがたいなと思って感謝しております。

先ほど教育長のお話が、難波議員のときにありましたけれども、本当に子どもの親、少なくともひとり親の場合、なかなか今日生きていくだけで精いっぱいという人もいれば、温かく夫婦そろって育ててもらってる家庭もあり、本当に千差万別であるということを感じます。そういうところで、さっき教育長がおっしゃったように、学校だけにお任せするのは本当に忍びなく大変だということ、やはり子どもは地域全体、社会全体、行政全体で、また家庭はも

ちろんなんですけれども、家庭自体が崩壊している場合は、地域がサポートしながら守っていくしかないなというふうに思っております。

そういったいろんな事例があるんですけれども、大変な事例の中で、特にお子さんに手を差し伸べるですとか、あと親御さんの相談に乗るですとか、そういうことが学校の中であつたかと思えます。その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） お答えします。

当町の事例ではないのですが、私の経験からこういうことがあつたっていうことをお伝えしたいと思えます。

ある、阿見ではない町に勤務したときなんですけど、県外からその町にお子さん1人とお母さんと転校してまいりました。複雑で、お母さん自身もDVで育てられたような感じで、お子さんに対してもそのような形でありまして、もう自分の周り全部敵という感じだったんですね。かわいそうな状況だったんですが、で、学校に対するクレーム、批判等あつたんですが、私はこういう性分なので遠慮しないで本気で対峙しました。校長室でお母さんも涙、鼻水流しながら私に訴えたり、私に罵声を浴びせたり。

私もそのお母さんに、間違っているところは厳しく指摘させていただきました。DVもありましたんで、保健の先生とか身体の調査は常に注意してやると。それから厳しくされると家を出してしまうお子さんだったりして、あるいはそういう環境で育つてますので、凶工室の戸棚の中に入ってしまったたり、そしてピアノカのみもで僕なんか生きてる価値がないんだと、こう締めたり、そういう非常に鮮烈なケースだったんですが、そのお母さんと本気に対峙して話をしていく中で、何度も放課後校長室へおいでいただきました。

お母さん自身が変わってきました。安心したんでしょうね。で、最後は放課後児童クラブ行つたもんですから、職場でおばちゃんからあめもらったんですけど校長先生どうぞ、そんな関係にもなれました。それは私との話だけではなくて、彼女の周りにいた民生委員さん、それから当時の教育長夫人も心配をして、野菜とかそういうのをあつたらこう……。私は、新しいとこ来て誰も知らないと、そういう不安からそう彼女をさせてしまったと思うんですが、やはり今御指摘あつたように、地域でそういう人たちを知ったらですね、かかわれる範囲でかかわってあげるっていうことは、すごく大事なことなのかなと。

阿見町でも、社会全体で子どもを育てよう。これ文字面だけじゃなくて、確かに地域のコミュニティーってのは、私が住んでるとこも田舎なんですけど、昔だったら隣近所おばあちゃんと会ったり話をしたり。今どうなのかなって。そのぐらい疎遠になっている現状がありますので、その辺をこう、何とかみんなでかかわっていく必要があるのかなというふうに感じます。

事例で申しわけありませんが、以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 私も学校に望むところは、そういうところであります。せっかくの集団生活ですので、そういった違いを認め合う勉強をすること、学校の学業以外で学ぶこと、また先生も本気で、へつらったりすることなく思いのままをやっていくことが心をつなげる第一歩かなというふうに思っております。またそれを地域がサポートしなくてはいけないと思っておりますので、私たちの支援の重要性も実感しているところですので、これからも学校の中で1人も落ちていくことのないように、しっかりサポートをお願いしたいと思うところでありま

す。
次に、今回この質問をさせていただいたんですけれども、先ほどを申し上げたように、私も初めて知ったんですけれどもね、親子の面会交流を実現するネットワーク、どうしても日本というのは、離婚というのは個人の問題というふうにとられていましたけれども、やはりどうしても死別と違って離婚の場合は、相手の——別れた人に対しての批判とか不満とかを子どもに教え込む傾向性があり、またそれを子どもは嫌々受け入れる傾向性がありますので、それで今のような、離婚が増えてきている今の現代の中で、このように子どもたちが悲惨な方向に行っているのはそういう部分もあるのではないかということで、こういった会が立ち上げられました。

馳文部科学大臣を中心に、いろんな国会議員が先頭になってやっている中なんですけれども、やはり毎年24万組が離婚している中で、6割が未成年の子どもがいます。そのうち、また4割が乳幼児がいます。本当に若い、子どもが小さいときに離婚しているということなんです。そういったことで、毎年16万人の子どもが片親との関係を断絶せざるを得ない状況になっているというのが現状でした。私もよく相談されますけれども、こういった現状を見るに当たって、さらに現実を実感した次第でありました。

で、面会交流の実施状況なんですけれども、これは面会交流を一度も行ったことがないというのが48.5%です。こんなに多いとは思いませんでした。また、養育費の受給の状況も養育費を一度も受けたことがないというのが67.6%。これは平成23年のデータなんですけれども、そういったことで、やはり、ひとり親になる、また母親が特に……。先ほど母子家庭と申しましたけれども、母子家庭が特にそういった被害をこうむるわけですけれども、なぜかという母子家庭の平均年収は223万ということで、男性の430万に比べれば半分から3分の1程度の収入ということになります。働き詰めになってしまうということになります。また貧困率がひとり親の場合は54.6%ということで、これはOECDの加盟国34カ国の中で1番最下位というふうになっています。

そういったことから、本腰を入れて国でも、地域でも、そして阿見町でも子どもを守っていかなくちゃいけないなということを、そういう要望が来て初めて私も実感したような次第でしたけれども、先ほどの明石市の例を答弁の中で少しお話ししていただきましたが、明石市の市長さんは弁護士のキャリアをお持ちですので、法テラスが市役所の中にあったり、すぐに離婚の相談のときには、離婚届をそのまま出すのではなくて、離婚するときに子どもの面会は、子どもの気持ちはどのように考えますかという、こういった冊子でひとり親になったときのサポートパンフレット、また子どもと親の交流ノート、こういうのもつくって。あとお子さんの健全やかな成長のためにということで、面会交流と養育費はどのようにしますかっていうのをしっかりと親に話していくうちに、離婚を諦める方も中にいらしたりしたことがあったそうです。

そういったことで、こういった明石市の取り組みを、ぜひ阿見町の中でもやっていただき…、一部分でもいいのでやっていただければなというふうに思っているんですが、離婚届をもらいに来たときに、阿見町では窓口ではどのような対応なのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民課長兼うずら出張所長松本道雄君。

○町民課長兼うずら出張所長（松本道雄君） お答えいたします。

阿見町の場合の離婚届のときなんですけど、特にこのような、明石市の例のようではなく、ただ離婚届を受け付けるっていう形になります。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 行政がそこまで踏み込む必要はないというところですので、ほとんどのところがそうだと思います。しかしながら、地域全体で子どもを育てるということを考えてみたときに、その御夫婦の問題ではなく子どもの問題として捉えたら、いろんなことができるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともこういった冊子をつくりながら、少し親御さんに啓発をしていただきたいというふうに思っています。

ここの中で、養育費相談支援センターというのが、この明石市の中にあるんですけども、ちなみに茨城県は水戸に1件しかないんですね。だから、そういう相談をしに行くとき人には、ここから水戸まで行かなくてはいけない。しかしながら、母子家庭の場合はさっき言ったように働くだけで精いっぱいですので、そこまで行っていろんなことをやってるとまがないので、養育費をもらいはぐってしまうということが、こういったデータの中に出てくるのではないかなというふうに思っています。

そういったことから、明石市の泉市長さんも、これは明石市だけの問題ではなくって全国にこれを広げていきたいというふうにして運動なさっていて、自分たちがやってることをどんど

ん啓発して宣伝していってくださいというふうにおっしゃっているようです。そういったことから子どもを、そういったしっかりと守っていく考えが行政の中にあるというのは、非常に大事なことだなというふうに感じている次第です。

この阿見町子ども子育て支援事業の計画の中にも、「人権・命・健康を守る」という項目と、あと「安心して子育てができる生活環境を確保する」ということが概要の中にうたわれているんですけども、子どもの人権が尊重されて、誰もが身近な地域で自立した生活ができるように、支援を必要とする児童、家庭へのきめ細やかな取り組みをしていくということですので、本当にこうなると、個人的な分野の問題ではなくなってくるかなというふうに思っているんです。

母子の健康と安全の確保、また児童虐待防止、障害者施策とひとり親家庭の自立支援の推進ということで、こういったことの4項目。また次には、安心して子育てができる方法として、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備ということ、また安全安心な生活環境づくり、そして子どもの安全安心を確保していく。これはどうしても、ひとり親になっていららした場合は、虐待にもつながっていきますけれども、そこで相談ができる場所があれば、それも少しは回避できるのではないかなというふうに思っています。

この子育て支援事業の中の、こういった取り組みの中で、特にこういうものを今後していこうというものがあれば教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、るる御紹介いただきました明石市の例、非常に全国的にも先駆けた、非常に先進的な事例であるというふうに理解してございます。紙井議員おっしゃられたように、体制的には中に法テラスがあったり、そういう非常に相談しやすい環境が整っているというところだと思います。で、それをなかなか阿見町で全く同じような形というのは、なかなか難しいとは思いますが。ただ、国のほうでも子どもの貧困対策に関する大綱の中では、議員おっしゃられたように、第一に子どもに視線を置いて切れ目のない支援をしていくと。あくまでも子どもに視線を第一においていくというようなことがうたわれております。

で、町としましても、いろいろ事業計画の中にもうたってございますように、関係各課、関係機関連携していろいろ取り組みをしておりますので、どれをとるところ、なかなか申し上げづらいところあるんですけども、基本的にはこの事業計画に基づいて、その個別のケースに応じて適切に対応を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。6月の議会のときにも、やはり連携することが大事ということで、ケース会議の内容、またきずな会議の内容を教えてくださいましたけれども、それをぜ

ひ連携をしっかりとりながらやっていただきたいなというふうに思っています。

それで、これ子どもの未来を社会で応援ということで、新聞の記事なんですけれども、官民共同で初の基金の創設ということで、内閣府と厚生労働省・文部科学省の両省、また公益財団の日本財団が協力して「子どもの未来応援基金」を創設したということもあります。こういったことで、いろんなところの省が連携していくっていうことは、非常に大事なことだなというふうに感じておりますので、どうかその部分、子どもの人権、心を守るということ視点に、しっかりと連携をとっていただきたいというふうに思っています。

で、ひとり親世帯への対応としては経済的支援であったり、そのひとり親の、親のほうの心のサポートであったり、また小学校では給食の全校実施と無料化を進めていくですとか、そういったことも大事ですし、長期休暇中も給食などの提供をしていくっていうふうに進めているところもあります。昨日も学校給食を私たちもいただきましたけれども、ああいった形でいろんなメニューを考えながら、栄養面を考えてやっていただくことは非常にありがたいというふうに思っているところです。また、未就学児への病後児保育とか、そういったことも充実させる必要があるのではないかなというふうに感じております。

最後になるんですけれども、本当に子ども第一の社会にということで、これは子どもの貧困対策センターの「あすのば」代表理事の小河さんという方の手記なんですけれども、貧困に陥った子どもたちが将来、経済的にも精神的にも自立して、負の体験をばねにして、自分や家族の幸福だけではなくって社会に貢献できる人に育てていくためには、まず1つ目には行政がかかわって補助輪をする。そして2番目は、たくさんの人々が子どもたちを温かく見守って、まなざしとおせっかいを焼いていく。その両方があるって、初めて自分たちが小さいとき自転車に乗ったときに、最初補助輪をつけていてそれを外しますけれども、片方だけだと運転できないですね。そういったことで、しっかりと両輪の補助輪をやっていくと。子どもを誰1人見捨てないで、ひとりぼっちにしない社会をつくっていくこと。切れ目のないぬくもりのある支援を求めているということ。とにかく分断する社会ではなく、共生していく社会をつくっていくことが必要っていうふうになっております。

どうか、子どもに関すること、これから先もしっかり議会の中でいろんな角度から質問があるかと思っておりますけれども、そのたびごとにしっかりと考えながら、みんなで育てて——未来の宝ですから育てていきたいなというふうに願って、1つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） はい。それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時26分とします。

午後 4時17分休憩

午後 4時26分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは、紙井和美議員の一般質問を続けます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。それでは先ほどに引き続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

学校設置のAEDを休日の一般開放時の利用者にも使えるように改善を、について質問に移らせていただきます。

1歳から100歳までの全ての年代の死因の上位を占めている心臓疾患。国立循環器病研究センターのデータによれば、虚血性心疾患の3大危険因子は、高血圧・糖尿病・高脂血症の総コレステロールや中性脂肪の高い数値であり、これに喫煙・肥満・食事・運動不足・ストレスなどが加わるとされています。自覚症状があれば、治療では進行はある程度食い止められたかもしれませんが、健康診断で潜在的な心疾患が見つからない場合もあり、予防が難しいのが現状です。

これまでの調査で、病院受診前に突然亡くなる病気の最も多い急性心筋梗塞症は、発症直後1時間以内に危険な不整脈が生じ、急死に至ります。この危険な不整脈は心室細動と呼ばれ、心室の中で全くでたらめな動きになり、心臓のポンプ機能が果たせなくなって意識がなくなり、放置すると死に至ります。この不整脈に対する唯一の治療が除細動の電気ショックです。電気的な刺激や薬物等の外的な力によって、異常な電気信号経路を遮断し、正常な電気信号経路への改善を促す方法です。心臓がとまってから3分から5分で電気ショックをすると、半分の方が助かるチャンスがあります。しかし、1分経過するごとに10%ずつ救命のチャンスが失われていきます。ところが、実際には救急隊が到着し電気ショックを行うまでに、最低でも8分程度かかります。生死を分ける魔の8分です。

そこで、1分1秒でも早く蘇生を施すために、厚生労働省では2004年7月に一般の方が利用できるようAEDが認可されました。皆さんも十分に内容を御存じのことと思いますが、AEDは電源を入れると音声で説明が始まり、この音声ガイドの指示に従って誰でも簡単に使えます。意識がなく心臓がとまっている人に、この装置の音声ガイドに従って電極パッドを装着すると、内蔵されているコンピューターが解析し電気ショックが必要かどうかを判断してくれます。必要ならば音声に従いボタンを押すだけで、電気ショックを与えられます。これで倒れて

から5分以内に電気ショックが可能となります。したがって5分以内の電気ショックを実現するためには、公共の場所に一、二分で入手できるよう多くのAEDを設置する必要があります。恐らく、そのうち家庭に1台置いておく時代がやってくるのではないかなって思っております。

阿見町では、各公共施設に設置されていますが、中でも運動をすることを目的として使うことの多い学校にこそ、瞬時に使える体制を整えなくてははいけません。学校が休日で一般開放をしているときこそ、屋外に設置する必要があります。屋外に設置の場合、温度を一定に保つ保管庫があります。すぐに使える状態にあり、AEDを取り出すと警報音が鳴ります。

続いて、2問目のAEDと心臓マッサージ講習についての質問ですけれども、AEDの使用は、なれるまで何度も繰り返し行うことが必要であります。心臓突然死は、いつでも誰でもどこにでも起き得る可能性があります。体育の授業や教室、またスポーツの最中、大切な生徒が、友人が、チームメイトが倒れるかもしれません。いざというとき、誰もが助けられることができるように、心臓マッサージ胸骨圧迫とAEDの使い方の両方を授業やPTAの皆さんへの練習前のメニューに取り入れていただきたいと思っております。

AEDの設置の拡充をし、しっかりと講習を受けてほしいと願いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

2問目ですので、自席でお願いします。

○教育長（菅谷道生君） 失礼しました。

学校設置のAEDを休日の一般開放時の利用者にも、瞬時に使えるように改善を、についての質問にお答えします。

1点目の、学校のような広い場所では複数の設置が望ましく、数が限られるなら運動場やプール、体育館の近くなど、効果的な場所に置く必要があります。現状はどうか、についてお答えします。

本年第2回の定例会での難波議員の一般質問で、屋外に設置することについての質問があり、屋外に設置した場合、盗難やいたずらなどの被害、また現在設置しているAEDが複数年のリースであることから、屋外の設置については管理上難しい旨の答弁をさせていただきました。現在、町内の各町立小・中学校には、職員室等に原則1台のAEDが設置されております。全ての学校の体育館、プール、校庭に設置するとなると、屋外収納ボックスを含め、多額の費用がかかることや、第2回定例会でも申し上げましたとおり、盗難やいたずら等の問題もあります。

しかしながら、児童生徒や施設を利用している社会体育団体等にとりまして、校舎内以外にも体育館やプール、校庭にもAEDが設置されることは、万が一の場合大切な命を守ることもでき、望ましいことでもあります。従いまして、今後、設置に向けて検討してまいりたいと思

ます。また、社会体育団体等に対しては、救急救命講座の受講を啓発してまいりたいと考えております。

2点目の、AEDの使用は慣れるまで何度も繰り返し行うことが必要、PTAと児童生徒の講習を重ねる努力を願います、についてお答えします。

紙井議員のおっしゃるとおり、なれることが必要と思います。既に救命救急の講習会を実施しているPTAもありますので、町PTA連絡協議会等で啓発してまいります。具体的には、設置場所を各自が知っておくことや、講習等への参加の呼びかけなどを行い、多くの人が使えるように呼びかけていきます。また、教職員に対しても、計画的に講習会に参加させ、万が一に備える対応をしております。

次に児童生徒に対してですが、小学生には緊急の場合には大声で大人に連絡すること、中学生には大人に連絡することに加えて、保健体育の授業等でAEDや心肺蘇生法について学習していますので、継続してまいります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほどの盗難の件もありましたけれども、AEDを取り出すと警報音がなりますので、その点も少しは、とる人にとってはとりにくい状況じゃないかというふうに思います。そういったことで、とにかく一、二分で手に入るようにしていただかないといけないというふうに思っております。

皆様御承知のとおり、藤平議員が学校でスポーツをやっている最中に、急に心筋梗塞で亡くなりました。誰もが1番若い、このメンバーの中でも1番若い、しかもすごくフットワークのいい、元気なあの藤平議員が亡くなるということはよもや考えていなく、私も本当に初めて死というものと、あと誰にでも起こり得る病気なんだということを心の底から実感した次第です。

そして、1分でも1秒でも早くAEDを施していれば、またどういふふうになっていたかと考えると、胸が詰まる思いがするんですけども、どんなにか無念だったかなというふうに考えております。そういったことから、こういった悲劇を2度と起こさないためにも、やはり瞬時に命を守っていく体制を阿見町はとっていくんだという姿勢で臨んでいきたいというふうに思っているところです。そういったことから、先ほど御答弁いただいた設置に向けて検討してまいりますというお答えは非常にありがたいと思っております。

で、今回は学校に限らせていただきましたが、実際は公共施設でも、あとコンビニでも増やしながら、そしてあるところでは貸し出しをしているところがあります。スポーツ大会をやるときに貸し出しをして、それを手元に持って運動する。駅伝のときにもそういうもの

を使う。予算はかかるかもしれませんが、そういったことを順次進めていただければ、本当に亡くなった方にも心が浮かばれるのではないかなというふうに感じている次第です。

先ほど申し上げたように、収納箱というのは、気温に応じて動くファンヒーターがついておりまして、0度から50度に対して真夏でも真冬でもちょうどいい温度になっている。ただ1番ちょっと懸念される場所は、消火器と違ってメンテナンスの義務がないので、その部分をしっかりとメンテナンスをやって、いつでも快適にすぐに使えるような形でやっていくことが大切という、その部分も専門家の方からお聞きしました。

そして、今年の7月1日で一般市民に解禁されてから11年になるんですけども、AEDの普及台数は53万台になっています。そういったことで、なかなか、ただそれを使うってところまで、躊躇してしまうところがまだまだありまして、実際私も今まで5回ほどAED講習を受けていますけれども、先日の防災訓練のときにさあやってくださいっていったときに、これは次はこうでこうでって、ちょっともたもたするんですね。そういったことから、車の運転のようにエンジンをかけたらすぐに発進できるような、体で覚えるぐらいできるといいなというふうに思っていますので、その辺、大人も子どももみんながその部分で取り組んで、そして機械がなくとも心臓マッサージを施して、機械が来るまで待っているという、そういった連携プレーを誰もができるようにやっていっていただきたいというふうに思っています。

神戸市での取り組みは、AEDにマップを作成をして、ここここここにAEDがありますよっていうのを誰もがわかるようにいろんなところに張ってあるんですね。で、そういったことで、すぐに手元にないときにはそこまで走っていくっていう体制が整っているんですが、そのAEDマップについて、そういった検討がなされるとありがたいと思うんですけど、その部分いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 防災マップの中にはめ込むとか、いろいろなアイデアができるんじゃないかなと思うんですよね。そういう面ではね。だから、そういうことも考えながら、せっかく1つのマップをつくるのに、やっぱり要素を、いろんな要素がやられるのであるならば、そういうことができるんじゃないかなと、そういう思いを今、こう、言われたときにそういう感じをしました。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。今後いろいろ検討しながら、ぜひ考えていっていただきたいなというふうに思っております。

そして、AEDを使うのが怖いという人が多いという話の中で、大阪の医科大学の教授のお

話ですけれども、たとえ助からなかったとしても心肺蘇生を行った人がもちろん罪になることはないですし、むしろ何もなかった場合の方が問題です。AEDは電気ショックによる除細動で、必要な人だけにしか動かないということですので、電気ショックが必要かどうかを機械が判断するっていう、そこもよく認識しておかないと、もし自分がやったために心筋梗塞じゃなかった、ほかの病気だったらどうしようって私も考えてしまうんですけども、そういったことは心配しないで、すぐにまず心臓を動かすと。

で、あと救命救急を受けることの意義っていうのは、形式的な講習ではなくって、気持ちのスイッチを入れられるかどうかということだそうです。私も何か形式的な講習を受けていたような気がします。私自身も。ですから、本当にもしこれが本物だったらということでスイッチを入れながらやっていくことが大事というふうに言われておりますので、今後AEDに対する認識を新たにまた持ちながら、とにかく拡充をしていただきたいというふうに願っております。

これ先々月の10月のお知らせ版「広報あみ」ですけれども、ここに阿見ゴルフでAEDの人命救助がありました。この人命救助をしていただいた方に、お礼のカードをつくっている市町村なんかもあるそうなので、そういったこともあり、とにかくその意識をAED、心臓マッサージ、人命救助というところに持っていくように、今後取り組んでいただきたいと心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

障害や難病のある方が、安心できるヘルプカードの普及促進と、町のホームページのトップページに障害者が検索しやすくするための改善が必要であること、についての2点について御質問をさせていただきます。

まず1点目、ヘルプカードの推進についてであります。

障害や難病を抱えた人が、必要な支援をあらかじめ記入しておき、緊急時や災害時など困った際に提示をして、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成配布する動きが全国の自治体に広がっております。東京都では、平成24年10月末、標準様式を定めたガイドラインを区市町村に向けて策定し、この様式に基づいてヘルプカードを作成する自治体には、平成26年度までに年間250万円を限度とするカード作成のための補助金を交付しているそうです。

この東京都が策定したガイドラインには、ヘルプカードの意義として1. 本人にとっての安心、2. 家族・支援者にとっての安心、3. 情報とコミュニケーションを支援していく、4. 4番目障害に対する理解の促進、の4つが定められています。

東京都中野区では、支援を必要とする人に支援を行う人を適切に結びつけることを目的として、東京都のガイドラインに沿ったヘルプカードを作成し配布をしています。夜間災害時のために長時間発光する蓄光材を、カードを検討するなど、障害者の目線に立ったカードの改善と対策を進めているところであります。

福岡県の直方市では、現在障害者や高齢者などが必要な支援を周りに伝えるヘルプカードをやはり配付して好評を博しています。カードの大きさは、縦16.2センチ、横8.6センチで、三つ折りにすると運転免許証と同じサイズになります。利用者が氏名や緊急連絡先とともに、障害・病名・手助けをしてもらいたい内容を記入して、災害時はもちろんのこと日ごろから携帯していくことで、発作などの緊急時に適切な対応を周囲に求めることができます。市民からの要望を議会で取り上げ、今年6月から市が同カードを作成して市役所内や社会福祉協議会の窓口などに希望者に配布をしているそうです。

障害者らが、緊急・災害時に周囲に支援を求めるヘルプカード。本人が持ち歩くことで緊急・災害時に周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があり、家族や援護者からも大変に喜ばれております。阿見町でもぜひ取り入れてほしいとの要望がたくさん寄せられています。当町の見解をお聞かせください。

次に2点目、阿見町ホームページの障害者の検索についてであります。

阿見町のホームページのトップページでは、障害関係や難病関係など福祉関係を検索する場合、ワンクリックで検索できず、どこから入るかわからないとの意見が寄せられております。簡単にわかりやすく検索できるよう改善をすべきであると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 障害や難病のある方が安心できるヘルプカードの普及促進について。

1点目の、ヘルプカードについてであります。

ヘルプカードは、障害者など支援の必要な方が周囲に支援を求めるための手段として携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードであります。障害者など支援の必要な方の障害等の内容はさまざまであり、身体に障害があり障害者であると判断できる場合もあれば、身体内部に起因する障害や精神障害、知的障害、発達障害、難病など障害の特性によっては支援の必要性の判断が困難な場合もあります。

現在、町の障害者基本計画において、住みよい環境づくりの施策の1つとして障害者等が周囲に支援を求めることができるよう支援のきっかけづくりを行うなど、合理的な障害者等をサポートする仕組みづくりの検討を行うとともに、障害や障害者等の理解を促進、啓発を行うことを掲げています。不慮の事態や災害時に、声を出して支援を求めることが難しい方の、周囲

に支援を求めるための有効な手段として、ヘルプカードの普及促進をすることは、本人や家族、支援者の不安を和らげ、障害に対する理解の促進を図るものと考えられますので今後の導入について検討してまいりたい、そう思っています。

2点目の、町ホームページに障害者の項目がないので改善が必要ではないか、についてであります。

障害者福祉に関する情報は、町ホームページ内に障害者手当、障害者福祉サービス、日常生活の支援、地域活動支援などの項目を設けて、多くの情報を掲載しております。しかしながら、議員が御指摘のとおり、町ホームページのトップページには、障害者及び難病等に関する項目が掲載されていないことから、障害者及び難病等に関する情報が見つけにくい状態となっております。

町ホームページは、町民の皆様さまにさまざまな情報を提供していることから画面上が煩雑になり、見づらいという意見もあるようです。どのようにしたら、見やすく、わかりやすく、必要な情報を簡単に探すことができるようになるのか、よく検討し、必要な改善を図っていかねばりやいけないと、そう思っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

まず前後しますけれども、障害者のトップページの検索のことですけれども、各市町村のホームページランキング20とかっていうのがありまして、どんなすばらしいのかなと思って、1位からこう、開いていったんですけれども、その中で、あるところでは総合サービス案内というところが主になっていまして、そこが6つありまして、福祉・健康っていうところをクリックすると障害者・難病というのがざっと1回でクリックできるようになってるんですね。ところが意外と、そういうふうやってるところの市町村少なくて、やっぱり探しまくってたどり着くっていうようなところが多いということを感じたことが1つと、あとどこの市町村も、これみんな統一性を持って決まりがあるのかと思うぐらい同じ感じなんです。

ちょっとがっかりしまして、トップテンのところはさぞすごいただろうと思ったら、普通っていう感じでしたので、もっとこう各市町村見たいなって思うようなホームページになるといいというふうに思っているところなんです。

で、阿見町はリニューアルしましたので、非常にきれいでとても見やすくなりました。そういったことから、各市町村で改善できるところはどんどんその市町村に応じて改善していくべきところではないかなっていうふうに思うんですけれども、その総合サービス案内で福祉・健康のバージョン、障害者・難病って入れるのがもしあれでしたら、福祉・健康っていうふうな、やっていってはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

ホームページにつきましては、先ほど議員おっしゃったようにリニューアルをしたところまでございまして、まだ運用して何年も経過がしてないというような状況で、いろいろ前のページから比べると探しづらいとか、いろいろ御意見もいただいているところまでございます。そういう中で、今おっしゃったように必要な情報が本当にすぐに検索できるように改善をしていかなければならないというふうには感じておりますが、それぞれのその所管する部署がですね、それぞれの担当がそのように見やすいように内容を改善するとか、そういうことをするように今回のリニューアルではやっております。

ですからその辺のところも、それぞれのその所管の課がですね、必要な情報が早く探し出せるように、新しい情報が常に掲載されるような状況をつくっていかねばならないというふうに考えております。議員が御提案されたように、最初のトップページのほうで、そういう健康・福祉という部分で障害というところへすぐ検索できるようにというようなことにつきましては、今後町全体ですね、その業務の体系とかそういうものを捉えて、改善できるところは改善していきたいというふうに考えております。今は運用したばかりということですので、それぞれのところでいろんな課題とか問題点を洗い出しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

私もホームページをつくるのは非常に苦手なので、ぱっぱっとつくれる人は神業的な思いがするんですけども、ぜひそういったところからどんどん改善をしていただければありがたいなというふうに思っています。

それでヘルプカードについてなんですけれども、このヘルプカード、そもそも最初は、私の知り合いで自閉症のお子さんを持っている方からの要望だったんですけれども、その方は見た目が全くわからないんですが、やっぱり大勢の中に入るとちょっとパニックを起こしてしまうんですね。そこでよくプールに行っても、デパートに行っても、しつけが悪いって知らない人から怒られて、この子は自閉症で何とかかんとかでって一々説明をしていたんですけれども、そのうち自分でこういったことで何かあった場合にはっていう、布で手づくりでお母さんがつくったっていうことから、やはりこのヘルプカードっていうのは、特に難聴の方なんかは声をかけてもわからないかったりしますし、あるいは認知症の方なんかは家族でよくここに縫いつけたりしますが、そういったことから周りが見てすぐにわかってサポートできるっていう体制を、これからもとっていただきたいと思うので、導入について検討してまいりますと言

っていただいたので、非常にありがたく思っています。

また、どういうものか、どういう形か、町のニーズにあったのはどういうことなのかということ、みんなで考えながら、よりいいものをつくっていただきたいと願いました。最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

ただいま3番野口雅弘君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は12名です。

次に、13番藤井孝幸君の一般質問を行います。

13番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔13番藤井孝幸君登壇〕

○13番（藤井孝幸君） では、質問させていただきます。

阿見町高齢者福祉の現状と将来について、お尋ねをいたします。

阿見町長寿福祉計画第6期介護保険事業計画の基本的な視点の中で、平成37年——10年後なんですけども、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一層進行する。そして認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯等でさらなる増加が見込まれます。高齢者が住みなれた地域で、介護が必要になった場合でも自分らしく生き生きと暮らせることができる環境を整備する必要があります。

そのためには、10年後に備え何をなすべきか、現実を踏まえて何が不足し何を整備しなければならないかを町の福祉業務に携わる執行部の皆様と一緒に考えてみたいと思います。

今からやらなければ間に合わない施策もあるのではないかと考えます。

そこで質問いたします。現状を知り、将来を予測するという観点に立ち、まず初めに町内の各施設の入所状況についてお尋ねします。特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、その他の特定施設。

2番目に、デイサービス・デイケア等の通所系サービスの利用状況と今後の需要予測について。

3番目、訪問看護の町内利用者数と需要予測について。

4番目、訪問介護ヘルパーの利用者数と、その需要予測について。その中の1番で、現在町内で活動しているホームヘルパーの人員数、これは登録ヘルパーも含めてですが、どのぐらいいるのか。2番目に、現状で利用者の要望に応えられているのか、です。

5番目——大きな項目の5番目です。新たに高齢者住宅等を町内に新設申請された場合、阿見町民の受け皿、つまり介護職員が介護できるかどうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町の高齢者福祉の現状と将来について，現在の阿見町内の施設数・利用状況から将来的に町民の需要に応えられるか。

1点目の，町内各施設の入所状況についてであります。直近のデータで申し上げますと，まず，特別養護老人ホームは町内に2カ所であり，定員が136名のところ，現在待機者が82名，老人保健施設も2カ所で，定員が200名のところ10名の待機者がおります。ほかには，有料老人ホームが3カ所で，定員が222名のところ入所者は183名，サービス付高齢者住宅は2カ所で，定員が97名のところ入所者が15名，その他の特定施設としては，ケアハウスが1カ所あり，定員15名のところ入所者が15名で待機者はおりません。

なお，サービス付高齢者住宅を除く介護保険施設につきましては，介護保険事業計画において3カ年の利用者数を推計し，必要に応じて施設の誘致を行います。平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期計画期間中については，施設整備を計画しておりません。

2点目の，デイサービス及びデイケアの各施設の利用状況と今後の需要予測についてであります。

デイサービスの町内事業所は14カ所あり，定員数の合計は340名，1日当たりの平均利用者数は240名となっております。今後の需要予測としては，平成27年度から29年度までの3カ年で，約19%増の286名と想定しております。また，デイケアの町内事業所は3カ所あり，定員数の合計は110名で，1日当たり平均利用者数は63名となっております。今後の需要予測としては，平成27年度から29年度までの3カ年で，約13%増の72名を想定しております。

3点目の，訪問看護の利用者数と今後の需要予測についてであります。

月間の利用者数は約100名です。このうち町内の2事業所に対応しているのが44名，それ以外の方は，町外の事業所を利用していることとなります。今後の需要予測としては，平成29年度までに約9%増の109名と想定しております。

4点目の，訪問介護の利用者数と今後の需要予測についてであります。

月間の利用者数は278名で，このうち町内の5事業所に対応しているのが186名となっております。今後の需要予測としては，平成29年度までに，約16%増の322名と想定しております。

なお，町内事業所のホームヘルパーの数については，登録の人も含めると76名となっており，5事業所のうち3事業所で，現在求人の募集を行っているところです。

また，現状で利用者の要望に応えられているか，ということにつきましては，町内の事業所だけでは，町内のニーズに対応することはできませんので，町外の事業所も含めて対応してい

るということであります。

5点目の、新たに高齢者住宅等を町内に新設された場合、阿見町民の介護の受け皿である介護員は確保できるのか、についてであります。

これまでの例で申し上げますと、施設等が新設された場合、その施設の系列の事業所からのスタッフの人事異動と合わせて、求人募集が行われるのが一般的と思われます。しかしながら、全国的に介護の人材不足が問題となっており、本町におきましても介護人材の確保は重要な課題と認識しておりますので、国の進めている三位一体の取り組みである、福祉人材センターやハローワークによる人材のマッチング強化、キャリアアップ支援、及び環境整備としての処遇改善と雇用環境改善のための事業主の取り組み支援等、今後の施策を注視するとともに、町としても介護職員研修の受講支援など、介護人材の確保に取り組んでまいります。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） しっかりと調査していただきまして、ありがとうございました。この現状を知ってですね、阿見町の介護の受け皿がどれだけあるかというようなことも、これから御質問させていただきます。

とりあえずですね、入所施設で有料老人ホームそれからサービス付高齢者住宅は定員割れしてるんですよ。特養とか老健は待ち人員が2つ合わせて92名ですか、待ちの——待機人がおるんですけども、有料老人ホームとかサービス付高齢者住宅は、大きく定員割れしております。

これなぜだと思いませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。基本的に1番の原因としては、金銭的な問題があるのかなというように思っております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうなんです。特養にね、82名の待機者がおって老健に10名の待機者がおるんですけども、これ要介護1から5までなのか、3から5までなのか、ちょっと私もわかりませんが、要は特養には待機人が多いんですよ。この中でも、阿見町の人かどうかもわかりませんが、いずれにしても、どこの市町村でも特養における待機人が多いというのは、よくわかります。安いからです。だから、皆さんそれは、家族人はそっちを狙うというのはもう当然なんです。今サービス付高齢者住宅でですね、70床あるところに7人しか入っていないという状況もあるんですよ。これは阿見町ですよ。

そういうところですね、やはり待機人がたくさんおるのんだけど、そういうところには入らない。それは高いからです。そういうことで、ここはね、高いとか安いとかって、町でどうこうするわけにはいきませんので、それはもう成り行きに任せるしかないと思います。

ども、要は待機人員がおるのに施設の入所者が余ってるちゅうかダブついてるということは、阿見町の現状なんですよ。

それで29年度まで、私の質問は29年度までということに書いておりますけども、阿見の入所施設で29年度までに問題なく対応できるのかどうか、今その整備計画では29年度まではね、長寿計画では施設はつくらないと、こういうふうに計画をしております。で、耐え得るかどうか。29年度までですね。その点、お尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。今、現状を申し上げましたとおり、特別養護老人ホームに関しては待機者がいるということで、これは不足——現状で言えば不足。ただ、その申し込みも複数かぶってね、申し込みされてるとか、1人の方が何カ所も申し込みされてるとかいうところがございますので、実質的な待機者というのはちょっと把握はできておりませけれども、現状的には特養については答弁させていただいたとおり待機者がいるので、足りてるかどうかということになると足りてないということになろうかと思えます。

それから、そのほかの有料老人ホームとかサービス付高齢者住宅等については、答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まあ、そうですね。安いところに集中するちゅうのは、これはもうしょうがないです。ただ特養とかそういうものはもう施設整備やらないというふうに、もう計画しておりますのでね、だから状況を見てですね、計画はそうでしょうけども、町民の状況を見てやはり計画をするようお願いをしたいというふうに思います。

次にですね、日本版のCCRCの構想で、阿見町は積極的にね、推進をしたいという方針ですが、こういうふうに入所施設定員割れしてるところはありますよね、たくさん定員割れ。なのに、町が積極的になる必要があるのかどうかね、ここ私は非常に疑問なんですよ。これは将来的に共倒れを予測されるという。まあCCRCってのは若い人が入ってきてもいずれ年とるんですからね。そういうところに阿見の受け皿として積極的になる必要があるのかどうか。共倒れが何か私は心配なんですよ。その点のところをお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。この地域再生計画につきましては、現在策定協議会の中でいろいろ検討を進めております。で、まだ具体的に詰まった段階ではございませんので、ある程度はしっかりした段階で議会の皆様にはまた御説明詳しく差し上げたいと思います。で、藤井議員御心配のとおり、現状でサービス付高齢者住宅については、余剰があるというような状況でございます。

で、日本版C C R C、やはりサービス付高齢者住宅とかつくるに際しても、やはりそこには何らかの付加価値をつけた形で進めていかないといけないのかなというふうに思っております。ですから、最初の、何と申しますかね、制度設計をきちんとした形で、これをつくり上げていくことが非常に重要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そのとおりなんですよね。このサ高住、サ高住っていうんで、サービス付高齢者住宅ね、サ高住って言うてるんですけども、これが業者がつくることを町はとめるわけにはいかないんですね。入ってくるのに。とめるわけにはいかないんですけども、この回答にも書いてるんですけども、そういうところが入ってくるということは、会社が募集するわけですよ。介護員を。だから阿見町の、例えば私がですよ、あと四、五年もつかどうかわかりませんよ、足がこう、ふらふらするかもしれません。本当に介護を必要になったときに、よそから来た人の介護をやって、俺の介護は何でできねえんだっていう話になっちゃうわけですよ。介護員が不足すると。現実にね。

だから、平成37年、10年後がですね、先ほども言ったように、高齢者、第2次ベビーブームのピークになるんです。75歳以上がね。それで、少なくとも今の予測では27.8%——高齢化率28%近くになるんですね。だからそこに耐え得る介護員をどう確保するかですよ。で、事業所はそうやって建てました。そして、東京の事業所が建てたとしても、東京から介護員呼ぶわけではないんですよ。結局、地元から募集するわけですね。そうすると、阿見町の受け皿がどうなのかという疑問がありますので、そこで十分検討してですね、阿見の町民が不自由しないようなことでお願いをいたします。

次ですね、通所系のサービス。デイサービスとかデイケアね。これは29年度までに耐え得るか。需要者に対して耐え得るかどうかと。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。現状を分析しますと、通所系のサービスについては十分供給できるというように判断しております。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そのとおりですね。現状を見て定員割れしてる場所もありますからね。耐え得るということで、これはもう安心しました。

その次に、訪問看護。訪問看護もですね、町内2カ所しかないんですよ。それで今100名近く利用してますし、町内の訪問看護事業所だけでは足りないということで、これも遠い将来とはいうけども、29年度までね、これに耐え得るかどうか。要望に応え得るかどうかお願いし

ます。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 訪問看護，町内2事業所ですけれども，で，訪問看護につきましては，やはり主治医に基づいて訪問看護ステーションのほうから派遣するということがございますので，町内以外の病院に主治医を持っている方はそちらから派遣される場合もありますんで，一概的に全町民，全員が町内の訪問看護ステーションを利用してるかというところでもないケースもございますが，現状ではそういったことも含めて，町外の施設——訪問看護ステーションを利用されてるということもございます。

また訪問看護ステーション東京医科大学茨城医療センターにおいては，今年の11月からさらに訪問看護ステーションの看護師を増員するというようなお話も聞いております。それに対して，町のほうでも支援ができることは支援していきたいというふうに考えておまして，基本的に在宅福祉を推進するには，やはり高齢者の方が安心して在宅で介護を受けられるように，そういった在宅福祉サービスを充実していく必要はあるのかなというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうなんです。訪問看護っていうのはね，看護師さんが家に来てよくいろいろな手当てをしてくれるんですけども，少なくとも今の阿見町にある2カ所では，2カ所ではですよ，足りないということはもう……。ほかの事業所，土浦とかああいうところの事業所を使わざるを得ない状況なんです。まあ幸いに東京医大が1名看護師さんを増やしてくれるということで，それはもう需要に応える努力をしているということなんですけども，もうここはね，嘆かわしい……。嘆かわしいちゅうか，この事業所をですね，増やせないんで。阿見町そのもの，行政そのものがつくってくれとか何とかちゅうのは，なかなか言いづらんです。結局他人任せの形になるんですけども，やはりそういう状況はしっかりと踏まえて，医大とかですね，そういうところに，事業所にお誘いをする，もっと増やしてくれないかとかね，そういう努力は必要だと思います。そういうことで，よろしく願います。

次にですね，訪問介護ヘルパーの件ですが，これの推移についてお尋ねしますが，長期ですね……。あ，長期じゃないや。うちの福祉計画ですね，これには，何ですかね，アンケートが載ってるんですね。これにね，アンケート。で，この中にですね，高齢者にですよ，あなたはどこで過ごしたいとかですね，何が今阿見町，町にしてほしいかということのアンケートがあるんですよ。で，そのアンケートの中でですね，まず今住んでる家で介護を受けて生活したいということが70%，7割おるんですね。それで施設の入所希望者，私はもう年とったら，動けなくなったら施設に入るよというのが10%しかいないんですよ。もう圧倒的に家で家族に介護を受けてやりたいと，死にたいと。こういうことなんです。

それで、もう1つはですね、阿見町で力を入れるべきことは何だというアンケートもあります。そしたらですね、家族——介護している、私を介護している家族を支援してほしいと。こういうのがですね、51%なんですね。で、さらに入所施設も充実してほしいというのが30%近く、33%近くあるんですけども、いずれにしてもこの家族に介護していただきながら、在宅で過ごしたいと。もうこれが最大の望みなんです。だから、そうするためにはどうするかということなんですね。在宅に行っておむつの交換したりですね、食事つくってあげたり、家族が完全に面倒見られるわけじゃないんですよ。だから、そのための訪問介護があるんですけども、そういう家族を支援するための訪問介護員——ヘルパーがね、ヘルパーがこの現状ですよ、現状で阿見町に事足りてるかということをお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。先ほどの利用状況等でも答弁させていただきましたけれども、町内の事業所だけでは十分ではございませんので、町外の事業者も利用して訪問介護の職員さんをお願いしているというような状況です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そこはちょっとね、そのとおりなんです、ね。阿見町で間に合わないからよその事業所を使ってるというんですけども、これがね、CCRCとか土浦やる、つくばとかね、そんなんやると、そちらのほうに行つて阿見町なんか面倒見てくれない可能性もあるわけですね。在宅介護員は、ヘルパーは。だから何が必要かっていったら、阿見町で養成をしなければならぬ事態が必ず来ると思うんですよ。

だから、今のヘルパーさんというのか、在宅で訪問するよりも、施設で働いたほうが楽なんです。移動せんでいいから。車に乗って移動せんでいい。大きな施設に行つて2階3階を行つたり来たりすれば危険もないし。だから、そっちのほうにヘルパーさんが資格を持っててもとられるわけですね。だから、そこじゃなくて在宅で介護してくれるホームヘルパーさんを養成しなければならぬと私思つてるわけです。

そこで、ここにも書いてますけどもね、答弁の中にも。そういう介護の人材不足、これはもう全国的にそうなんですけども、人材の確保は重要な課題であるというふうに書いてる。そのとおりなんです。本当に重要な課題なんです。そこで、今何で在宅の介護員が少なくなつてるの、ヘルパーが。今阿見町で、いろんなところで募集してますよ。ヘルパーの事業所がね。集まらないんですよ。社協でもやつてる。そよかぜも縮小。集まらないんですよ。募集しても。ハローワークに行つても。なぜヘルパーが集まらないの。

それが1つと、人材確保は重要な課題であるというふうに今お答えになってますんでね、それがどういう、具体的にどういうことをすればいいのか。将来を見越して。そこで2点お伺い

します。なぜヘルパーが集まらないの。それとか具体的な、人材確保の具体的な施策。これについてお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まず、集まらない理由、これ議員おっしゃるとおり全国的な課題であります。まずは1番大きいのは、やはり給料の問題かと思っております。ほかの産業等、サービス業等に比べても介護員の給与がちょっと安いというふうなところで、国においても介護報酬、介護員の給与については引き上げるとか、いろいろな対策を講じてるところでございますが、まず第1点はそこが1番大きいのかなというところ。

それから、国の調査でも介護に対するイメージというのがあるんですけども、その中にやはり介護は人のために立って非常にとうとい仕事だということがある一方でですね、1番多いのは夜勤などがありきつい、つらい。それから2番目で給与水準が低いとか、将来に不安があるというふうなところで、やはり実際に勤めてみて、やはり夜勤があったり、本当に、介護というのは本当に大変なお仕事でございます。やはり若い方が、いきなりそういう介護の仕事につくってというのなかなか非常に厳しいものが、現実を見るとなかなか非常にそういう厳しい状況があったりして、そういう負のイメージもあってしてですね、なかなか求人しても集まらないというのが1番の大きな原因かなというところで考えております。

それから、人材確保の対策ですが、国においてもいろいろな取り組みを考えてるところですが、御質問の趣旨は町としてどういう対策がとれるかなということだと思います。で、基本的には、まずですね、人材の供給をしていくということで、先ほどもありましたけども、訪問介護員さんについては、初任者研修というのを受けないとなれませんので、そういう初任者研修を受ける際に、町として積極的にこれを支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 当然介護員が少ないというのはね、部長が言われるように給料が安いんですよ。施設の介護員も在宅の介護員も給料が安い。で、人のおむつを交換するとかって。今まで厚生労働省は、そういう日本のボランティア的意識に甘え過ぎて給料を上げてないんですよ。処遇改善の手当を出してるけども、これが全部従業員に渡ってるかどうかって、それはわからない。入れないから、我々は。で、そういう状態になっちゃうと、だんだんだんだん離職率が激しくなる、回転率が早くなる。回転が早くなるとサービスの質が落ちる。質が落ちると誰でもいいから入れという話になる。もう悪循環なんですね。

それで横浜かどっかで、2階からこう、年寄りを落とすとかね、金をごまかすとか、そういう状態になるんですけども、阿見町はまさかそんなことはならない……。なる可能性はあるか

もしないけども、ならないようにですね、給料を上げてくれとか何とかちゅうのは、なかなかそれはできないですよ。事業所に行かないけんから。それはできないから、どうするかったら、もう部長が言われるように人を増やすしかないんですよ。人を増やす。そしてつらい思いを分散するということで、今部長が養成をすと言ったんでね、私も安心はしてるんですけども、将来的にですよ、高齢者が本当に介護が必要になって、家で暮らしたいという気持ちを、希望をかなえてあげるのは町の責務なんですよ。

業者任せじゃだめなんですよ。だから必要な介護員は町で逐次計画的に養成していかないと、あと10年になったらですね、ピークになるんですから。75歳以上の方、28%ぐらいになるからね、高齢化率が。そこに向かって、やはり逐次計画をしていかないかんというふうに私は思います。

だから私もですね、ケアマネジャーしている以上は、そういうそのサービスの基盤が非常に危うい時期に来てるというふうに思います。だから、今、今やらなければいけない状態が在宅介護員を増やすということなんです。今デイサービスとかね、施設なんかちゅうのは、特養除いて余ってたから、そういうところはちょっと目をつぶっててもですね、やはり在宅介護員を養成するというのはね、町の急務だと思ってね。で、これは町しかできないんですよ。事業所に行ったってヘルパーの報酬はニチイ学館なんてのは15万ぐらい取るし、安いところはね、五、六万でもできる事業所……。事業所ちゅうか講習する場所もありますからね。だから、それはもう限度は別としても、町としては大いにそれを支援をしてあげて、そんでヘルパーを養成するというのが、これね、本当に喫緊の課題だと私は思ってるんですよ。だから、ぜひそういうふうにして、私が歳とったらちゃんと在宅でおむつを交換してくれる人が出るようお願いをします。ね、どうですか。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。おっしゃるとおりだと思います。国のほうでも、町でも進めようとしてる地域包括ケアシステム、やはり住みなれた——高齢者がですね、歳をとっても住みなれたところ、これまさに在宅だと思うんですね。で、安心して医療が受けられて、介護も受けられる、そういう社会を国のほうも2025年目指しております。そのためには、今議員おっしゃられたように、訪問看護員さん——ホームヘルパーさんですね、これの役割が非常に重要だと考えておりますので、それを10年後を見越して……。

で、10年後といいますと、2025年。そうしますと、日本の人口構造的には介護分野だけではなく労働力人口も少なくなってくる。そうすると、介護以外の分野でもそういう人材の取り合いが行われる可能性もあります。そうした中で必要な介護員を確保していくということは、今からこれは進めていかないとならないと思います。そのためには、将来に向けて例えば、今もちょっとやっておりますけども、中学生のホームヘルパー、そういう研修ですとか、そういっ

た介護員のイメージアップも必要でしょうし、頑張ってる事業所に対しては、何らかの、例えば表彰をしてあげたりとか、町としてできる取り組みをあわせてしていく必要があるだろうし、やはり裾野を広げるという意味では、初任者研修を実施して、実際に町内の事業所にお勤めになる方に対して支援をしていくということも非常に重要ではないかなというふうに考えておりますので、10年後在宅でお住まいになって、介護員さんがいなくてどうしようもないというようなことが阿見町に起こらないように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そういうことなんですね。現実にはですね、不足してるという実感してるのは、やはりヘルパーさんをお願いしますといたら、この時間をお願いします、また昼食時期とか夕食時期とかの時間には殺到するわけですね、利用者はね。そうずっとヘルパーがいせんって断られちゃうのね。何でおまえ断るんだって、正当な理由はあるのかっていうと、人がいせんよ。これなのよ。現実にもう困ってるんですよ。だから、ぜひ今飯野さんが言われるように、早急にホームヘルパーを養成していただければですね、私も協力はしますし、そのように10年後を見据えて、しっかりと養成してください。お願いします。

終わり。

○議長（柴原成一君） これで13番藤井孝幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後5時40分といたします。

午後 5時30分休憩

午後 5時40分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は11名です。

次に、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆様、こんばんは。トリを務めさせていただきます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

質問の主題は、警察・消防の広域化を検証するといたしました。

さて、平成の大合併、何か懐かしい言葉になりました。平成の大合併は、平成16年から始められ、全国へ波及しました。合併ブームは列島を駆け回り、全国の市町村は3,200から1,700に減ったそうです。茨城県でも85市町村が44市町村と反減。我が町も美浦村と合併し、霞南市と

して99%誕生するはずでしたが、急に発生した巨大台風のような反対運動の前に吹き飛んでしまいました。

よかったのか、残念だったのか、どちらとも言い難いと思っていましたら、過日、平成の大合併10年を検証するという記事が載り、注目しましたところ、自治体の数を半減させた大合併が、今地方を苦しめていますと書いてありました。当時、国は合併すれば職員の削減や公共施設の統廃合が進み、自治体の財政が強化されるとうたっていましたが、当時の青写真とは逆に合併した300以上の自治体が財政難を訴えていて、公共施設の休館や住民サービスの見直しを余儀なくされているということです。地域の活性化を期待したのに、現実には少子高齢化が1段進み、人口減少に歯どめがかからないという現状が、全てに影響を及ぼしているようです。

さて、この問題は重要ですが、さておき、こうした市町村合併が進行する中、ほかの領域・分野においても広域化という形で施設や団体を合併させる方針が打ち出され、17年ごろから動き始めたようです。

我が町でも平成18年、警察の広域化が図られました。当時駐在所のあった3地区へ地域の集会所での説明会が開かれました。実穀では住民の集まりが少なかったようですが、君島駐在所の廃止に対しては、大勢の方が集まり、駐在所は住民にとって安心安全を守ってくれる大切なよりどころであり、駐在のお巡りさんも住民と交流があり、地域にとっては偉大な存在なのです。それが廃止されるとなると、不安、心配になると猛反対したのですが、結局3カ所の駐在所は廃止され、18年に牛久警察署ができ、管内に広域化され、町の中央に交番が設置されました。あれから10年がたとうとしています。治安、いじめ、犯罪防止面で、どのような効果が出たのでしょうか。

そして警察と対峙する側にいる消防です。消防には、生命・身体・財産を守る使命があります。救急では、町民の命に直結した重要な業務を受け持っています。国が、18年6月に改正消防組織法を施行したのを受けて、総務省消防庁が消防広域化推進本部を立ち上げて、都道府県に19年度中に広域化推進計画策定を求めました。県は、町に対して消防広域推進計画を5年以内に作成し、広域消防運営計画の作成と広域化の実現を求めたのです。

これに対応して、町は消防広域推進計画を立て、運営計画を立て、広域にくみする市町村との協議を経て平成27年4月広域化に踏み切り、新稲敷広域消防本部阿見消防署としてスタートしました。消防には、火災・救急など住民の生命・身体・財産を守るという大変重要な使命があります。特に救急は、先ほども申したように命に直結した最も重要な業務であります。コスト削減では、はかり知れないものであり、むしろコストがかかってもやらなければならない大きな責務のある行政サービスです。

当町は、今年度から稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入したわけです。広域化によって生

じたメリット・デメリットの検証をし、修正事項があれば、その対策を考えなければなりません。我が町の消防が住民の期待と信頼に応えてくれることを期待しています。警察・消防、広域化を図った後の検証をお願いします。また、これからどのような分野が広域化されていくのでしょうか。これからの展望もお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 警察・消防の広域化を検証する、について。

1点目の、警察の広域化についてですが、平成17年4月の牛久警察署新設と平成18年4月の阿見地区交番開所に関して、県警及び牛久警察署にこれらの経緯を確認したところ、まず牛久警察署の新設は、当時県南部は、都市化の進展と高速道路を初めとする交通網の整備に伴い人口が増加し、牛久市、阿見町も犯罪や交通事故等の増加が顕著となっている治安実態を踏まえ、地域の治安維持、警察力の強化を図るため新設されたものであります。

また、翌年の阿見地区交番開所については、駐在所を統合し、24時間体制の交番を新設することにより、昼夜を分かたず警戒することができ、事件・事故が発生した場合には、交番と警察署の地域警察官が直ちに対応するなど、夜間体制・初動捜査体制が強化されるため、町内にあった3つの駐在所を統合し、立地条件のよい上郷地区に新たに交番を設置したものであります。

いずれも、警察活動の効率化、地域に密着した警察活動強化、行政との連携強化等、地域の治安維持にさまざまな強化対策を図るため設置されたものであり、現在に至っております。今後も、警察との連携を密にし、事件・事故のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

2点目の、消防の広域化についてお答えいたします。

最初に消防広域化に至った経緯について、御説明を申し上げます。

平成18年——まあ先ほど浅野議員も言われましたけど、平成18年国が定めた市町村の消防の広域化に関する指針により、当町と稲敷地方広域市町村圏事務組合は、平成25年2月より稲敷広域・阿見町消防等広域化協議会を発足し、平成26年9月の定例議会において、広域化が決定され、平成27年4月1日から、稲敷広域消防本部が発足しました。

広域化による主なメリットにつきましては、これまでも説明してきたところですが、まず、大規模災害において消防力が劣勢にならないように部隊の追加投入の体制をとることができ、さらなる消防力が必要となった場合でも第2、第3の部隊出場を確立することができます。

また、各市町村の境がなくなり、管轄区域内の5署2分署2出張所で、最寄りの署所から消

防車、救急車が出場することが可能となることで、現場到着時間の短縮が図れることとなります。さらに、単独では困難であった高額な設備の整備が可能となり、一方で高価な車両等への重複投資が回避できるとともに、人員削減等の効果から経費の削減も期待されます。

御指摘の検証についてですが、発足して7カ月であるため具体的な検証には至っておりませんが、広域後の消防活動及び救急活動の事案において、阿見消防署以外の各署所からの出場車両もあり、円滑な活動が行われているとの報告を受けております。今後も、大規模災害、多数災害において、迅速な対応が可能となることを期待するとともに、引き続き稲敷広域消防本部と連携し、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

最後にこれからの広域化計画の展望についてお答えします。

交通網や情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化していることから、行政区域を越えた施策展開のニーズがあります。さらには、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。

こうした課題への対応については、複数の地方自治体が協力して実施することにより、効率的かつ質的にも向上した事務処理が期待できることから、ここに広域行政の必要性があるとされております。

広域的な取り組みを進める方法としては、複数の市町村が合体して1つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村はそのまま連携調整して取り組む広域行政があります。昨今は後者の広域行政が注目されており、広域行政の仕組みと運用の拡充を進める地方自治法の改正が行われてきました。町における直近の事例をあげますと、平成27年4月より上下水道料金の徴収事務をかすみがうら市との連携により実施しております。

今後につきましては、現在のところ具体的な広域化の動きはございませんが、直面する課題の解決を図るために必要な施策や事業の実施に際しては、町単独での実施を前提に考えるだけでなく、広域化による対応も検討に加え、効果が見込まれるものについては、やっぱり積極的に連携を図りたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 大変細かなところの御説明もいただきまして、ありがとうございました。

まず、警察のほうからですけれども、現在ですね、阿見町交番ができました。これが阿見町を今治安の維持、安全を守るために建てられたものですが、ここにありますように阿見町の中の交番はここだけなんです、これ。だから、本当は私はもっとあってもいいのではないかなと思うんですが、この3つの駐在所がなくなり、1つの交番が開所されました。この交番

の勤務体制、人員、業務は、ではどのようになっていますか。この警察力にのっとなってですね、お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

警察につきましては、これは県警のほうが所管しているところございまして、その詳しい勤務体制、そういうことについては、一般的には明らかにはしていないところでございます。ただ確認しましたところですね、阿見の今まで派出所、交番があったところを1カ所にしたということで、24時間体制で勤務してるというようなことから13名体制で勤務してるというようなことを聞いております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。時々ですね、駐在所の中をこう、見るんですが、13名はおりませんね。その13名はどのような体制で行って……。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

当然24時間の体制ということになりますので、日勤でOB職員の窓口業務を担当している方は常時いらっしゃいますけれども、その他事案の出動、それから通常警らパトロールというようなことがございますので、常に13人が阿見交番にいるというわけではございませんで、必ずしもそこに何名が配置されてるということは、その事案、事故等の内容にもよりますので、私どものほうにも確実にその何名というような情報はいただいております。

ですので、13名勤務は全体ということですので、想像しますと3交代ということでしょうから、おおよその人数は、その勤務の時間割の中で活動されてるということだと思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 24時間体制のですね、3交代制というお話でしたけれども、24時間ですね、その夜の体制で、何か大きな事件、問題は発生したことがあるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。そういう大きな事件があれば、これは当然その勤務体制で対応できなければ、警察のほうに応援要請するなり、何なりの対応はとるものというふうに判断しておりますが、こちらではそういう内容までは把握できません。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それではですね、私警察で、県のじゃあ警察ね、調べてみました。

警察の様子。そしたらですね、1番先にですね、茨城県ワースト1位という大きなですね、数字が出てきました。茨城県は、交通それからそのほかの犯罪でですね、ワースト1位なんですね。これは大変なことですよ。そして、じゃあ阿見町はどうかと、阿見町の治安を見ました。そしたらですね、阿見町は乗り物の窃盗はね、44市町村中7番目なんですね。ワースト10に入ってるんですね。165件、これは25年度なんですけど、自動車窃盗40件21位、オートバイ窃盗58件でワースト3位、自転車泥棒69、13位。で、阿見町はそんなに、だから治安がよいとは言えないんですね。

それですね、平成……、1番最初20年でしたかね、20年に比べればですね、まだよくなつてはいるようなんですけれども、やはりその時によってですね、多くなったり少なくなったりはしていますが、阿見町は治安がいいとは言えないんです。じゃあ治安をよくするためにどうしたらよいのでしょうかということで、牛久警察署に行ってまいりました。

そしたらですね、警察署では犯罪を防ぐために、町や町民ができることはどんなことかということで、1つは町をきれいにしてほしいと。窓ガラスが割れてるのを見て、そのままにしておくと、あ、油断があるな。それから、落書きが書いてあるのをそのまましてると、やっぱり乱れているな、すきがあるなって、こんなふう思うんだそうです。これは泥棒さんじゃないからわかんないけど。

で、そんなふうですね、町が何か汚れていたり、そんなふうにしてるとすきがあると見られて、犯罪が起こってしまう。そしてまた、住民一人ひとりがきちんとね、自分を守る、自分で気をつけるというのには、先日ありましたように深夜の徘徊、そういうものはですね、やはり自分で気をつけなければならないと。これは一斉にですね、町に言っても困ります。町では困ると思いますので、やはりですね、こういう町民に、これをね、自分たちできること、町で、地域でできること、これを啓発していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

町の、その犯罪件数については、議員おっしゃるとおり県内でも高い犯罪件数が起こっているのが現状でございます。そういうことから、牛久署の所長もたびたび、そういう会議のたびに注意喚起、そういうものを呼びかけているところでございます。で、町の対応としましても、町には防犯連絡員協議会とか、あるいは自警団とかそういうものを組織して取り組んでいるところでございます。そういうところの会議でも、常にそういう啓発活動、啓蒙活動を推進してくださいということでやってるところでございます。

そういうことから、町の広報とか、そういうところでも当然啓発・啓蒙はしているところでございますが、特にですね、その年末年始とかそういう時節柄に起こる犯罪とか、そういう時

期は、特にそういう犯罪抑止のPRをするとか、そういうこともやってるところでございますが、やはり先ほど議員おっしゃったように、地域のそういう目が、やっぱりそういう犯罪抑止につながるんだろうというふうに思っております。

ですから、いろいろ組織として取り組まないまでも、やはり前にも質問に出たかと思うんですが、ジョギングしてる人がパトロールを兼ねながら地域をそういうふうに見守るとか、そういう活動も大事なんだろうというふうなことで考えています。そういう取り組みも検討していくというようなことで、前も答えていると思いますので、そういう啓発も含めながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。やはり、警察、その警察力を高めるためには、警察だけに頼っていないで、今おっしゃいましたように自警団や、そういうパトロールをですね、しっかりといただきまして、また自分自身も自分を守る、自分で気をつける、その方向の啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に消防なんですけども、消防の広域化によって、これを検証したいと思ひます。

まずですね、この阿見消防署管内ですね、阿見消防署のですね、これはやはり消防力の指針から見ると、この勤務体制と現在の人員はどのぐらいになったのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

町が単独体制でやった場合は、消防署員は49名の3部交代。それに今消防の本部職員、これが15名おりました、64名というような体制で勤務しておりましたが、広域化になりまして、その本部職員というものは広域化になりまして龍ヶ崎署のほうに、そちらのほうに勤務するようになりました。ですから、署のほうは実働署員ということで、阿見の署には51名で2部交代制でやっております。ですから、実質、隊員の数としましては、2名の増というようなところでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今まで49名3交代ということでしたが、51名の2交代ということで、これは——3交代から2交代になるということは、勤務体制が変わったということですね。そこで、何ていうんですか、交代をしたということで人員の不足というんですか、消防力の指針から見るとですね、その人員は充足しているのでしょうか。51名になったということは、今まで3交代から2交代になったわけですね。ですから、2つに分けているわけですね。その辺はどうなんですか。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

合併する前、阿見署単体合併前の時点では、充足数は、充足率は55%ということですが、稲敷広域になった場合ですね、87%ということで、指針上の職員の充足率は向上してるということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、救急車の現場到着時間というのには短縮があったのかどうかお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。これも合併してからまだ7カ月というようなことでございますので、その件数というものは、そんなまだ多くないということですが、今までと同等ですね、やはり9分から10分ぐらいの到着時間で現着してるというような回答をいただいているところでございます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 先ほど紙井議員がAEDについて言いましたけども、やはりこの救急車もですね、もうその現場に届く、着く時間が大変大切な時間です。1分おくれれば、やっぱりその生存率が少なくなると、そういうことですので、同じぐらいではなく、やっぱり同等ではなくね、少し阿見町の域を外して近くのところから来るというんですから、少なくなりましたと答えてほしかったと思います。これから、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、救急車と消防車ですね。消防車もですね、消防車の到着時間の短縮があったのかどうか。これをお聞きします。この消防車はですね、やはり出場から放水開始までの時間が6.5分を超えると急激に延焼率が高まるということで、火元それから建物——隣の棟が再使用可能な状態で消火するためには、6.5分以内に放水開始することが必要であると。でも6.5分といってもですね、消防隊が火災現場到着後放水開始するまでに、準備時間として平均2分はかかるというんですね。ですから、消防ポンプ自動車がですね、走行に充てられる時間は4.5分。こう言うんですけども、この4.5分で来られるようになったのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

今まで阿見で単独でやってた場合はですね、荒川本郷、小池地区とか福田地区、飯倉2区、大形、君島地区については、かなり時間がかかるということで、その広域化によって、そういうほかの行政区と隣接している地区については、いなほ消防とか牛久東分署とか、牛久消防署からの出動が可能になるということで、これまでの時間から最大で約3分間短縮できるという

ようなことをございます。

阿見署からの移動時間は約……，ですから5分というようになりますので，これまでよりも短縮が図られてるということで，これまでそういう火災で，そういうふうに出動したケースというのが余りないという，データが少ないということをございまして，1事案で約10分程度の時間がかかってるというような回答をいただいております。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはり広域化してメリットが多くあるというのが，これは広域化なので，5分でできるように，なるべく早くお願いしたいと思います。

また，消防設備の維持・充足についてですね，消防署の前を通りますと，救急車の台数，広域化前は3台で，3次救急までできましたけれども，今は車両が2台で，1台予備車になってるというような感じなんですね。で，ほかの方から聞くとですね，救急車全車が町内または他町村に出動していたために救急出動できず，レスキューの車で対応があったと聞きます。レスキューの対応は，救急車が到着するまでのそのばしのぎでしかない。こういうことで救急車は足りているのかということをお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい，お答えいたします。

救急車はその現場に着くまでにですね，向かいながらいろいろ連絡をとりながら，その状況とか，その負傷者の状況を確認しながら向かってるんですが，その救急車には3名しか乗っていないわけをございます。それで，その人数で，その現場で対応できないということになれば，そのレスキューなりそういうものの応援要請，そういうもので対応する必要があるということで，救急車のほかにも，そういうレスキュー車とかそういうものが一緒にその現場に到着するというような状況になるということをございます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 救急車を呼んでいるのにレスキューが来たんでは，やっぱりこれはね，おかしいと思うんですね。で，その3台あったのが2台になってしまうって。この3台，どうして3次救急までできないの。その1台は何で予備車にしてあるんでしょうか。3台使えないんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい，お答えさせていただきます。

これまでも，阿見署の場合も2台が救急車がございまして，1台は予備車というような状況をございました。ですので，3台が運用されたということではございまして，2台で1台が

予備車。その1台の予備車の使い方としましても、3次出場をかけるときに阿見署の本部員が出場可能であれば出場すると。そのような体制をとっていたということでございます。で、今回の稲広になりましてから、同じく2次出場までは同等の出場体制になります。で、部隊は編成を変えまして、3次出場を予備車ですと。

そのほかに、先ほどの部長が火災出場のときに申しあげましたような、最寄りの消防署から救急車が出動されますので、今までは最大3台の出場ということでございましたが、今回の稲広になりましてからは、その最寄りの消防署のほうから出場が可能になりますので、阿見エリアで4台、5台ということも可能になったと。そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 次ですね。単独の、この阿見の消防のときは、町長が管理者としてですね、町長の権限でいろんなことを、命令や問題解決がすぐにできた。ところが、今広域化になってですね、この町長の立場というのは、現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

稲敷広域の市町村圏事務組合の構成している、7市町村で構成してるわけですが、その管理者は龍ヶ崎市長が管理者となっております、そのほかの首長は副管理者ということになっております。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） だからですね、緊急に対処することがあったときにですね、じゃあ、その首長さんが直接はできないわけですよ。ね。で、じゃあ、その議員さんがいますね、消防組合の議員さん。その議員さんにそれを言って、それから、その議員さんが町長に言って、町長がまた牛久の町長さんに……。こんなふうに紆余曲折して直接的にはならないということになるとですね、救急のときに指令がさっと行かないんじゃないですか。それはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今申しあげました管理者の仕組みはですね、稲敷広域本部のいろいろな重大な決定ですとか予算措置を決める事務ルールの機構ということでございます。で、今浅野議員が御指摘されましたのは実働の体制ということですから、当然稲広さんの運営の体制の中でですね、まず管理者会議というのがございます。そのほかに幹事会ということで、私どもも入る会議がございます。その事務方の会議と、それから実働でいろんな不具合があった場合には、当然その阿見署

を經由して稲広本部のほうに御相談をするということは当然可能となります。ただ決定機関は、稲広の議会が当然でございますので、事務方の中で決まったものを稲広さんのほうの議会に諮られて、阿見町と同等の仕組みで物事が決定されると。そのような仕組みでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その仕組みはわかりましたけれどもですよ、緊急のときですね、緊急のときに、そのほうに紆余曲折してたんではですね、早急な措置ができないのではないかと。そのように思うんですね。で、その辺はどうなんですか。

〔「説明してやれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい。稲広本部にも、当然その消防長という消防のトップが当然いらっしゃいますので、そのほかに阿見署には阿見署の署長さんがいらっしゃいます。その管区、管区を預かるという責任の方が当然いらっしゃいますので、その管区の中で当然問題事案があれば、そちらのほうに御相談をして、それを吸い上げて迅速に対応すると。そういう体制は整っておりますので、御心配はないかと思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。では連携をですね、密にして早急に対処できるように、よろしく願いいたします。

それでは、これまでですね、阿見消防署以外の各署から、こちらの阿見にですね、出場した、そういう車両の量ですね、それは何度ぐらいありましたでしょうか。今までの間に。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず救急車の出場でございますが、阿見のほうから牛久へ4回、いなほに1回出場してございます。それから阿見のほうに今度は来ていただいた、これは牛久、いなほ、それから牛久東部のほうから35回応援、支援をいただいております。

それから消防車両の出動でございますが、今年度12月までで合計10回の出場をかけてございます。そのうち町外が8件、内訳で申しますと牛久が3件、美浦村のほうに3件、稲敷に1件、龍ヶ崎に1件の火災出場を行っております。で、阿見管内の出場の場合は、他所より10件ございましたが、10件とも応援の出場をいただいております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。大変よく連携ができてるといことがわかりました。それではですね、広域組合に加入して、やはり予算上ですね、どのぐらいの削減ができたのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これは26年度の決算とですね、これまだ27年の決算出ておりませんので、予算ベースで単純比較しますと、1億1,400万円の減額になっているというようなことでございます。ただ去年は救急車の更新、そういうもので9,500万円の費用が出てるといようなことでございますので、その分を差し引きますと約1,900万円、全体では3.1%の実質的な削減の効果が、効率化が図られたというふうになっております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。広域でいろいろなところから来ていただく、こちらも行く。そういうことがわかりました。また削減もできたということで、大変広域に意義があったのかもしれません。でも、まだまだ問題点、先ほど言ったように、救急出動でね、レスキューが来たり何か、そういう問題点もありますので、これからそちらのほうに、こうね、修正がかけられれば、よろしくお願ひしたいと思います。

で、これからの広域化について、お尋ねしたいと思います。今までですね、阿見町では大変広域化はね、いろんな分野でやっているんですね。平成11年3月では斎場が牛久と一緒に、うしくあみ斎場となりました。それから、定期予防接種が平成26年10月からですね、医療分野の拡大されて広域化されました。高齢者の肺炎球菌も、いろんなところでですね、違う市町村で注射ができるということで、これも広域になりました。公民館、公共施設が他町村から来てもいい、広域されました。それから先ほどおっしゃいましたように、下水道の共有ということで、下水道の共有……。ということは、いろんな分野でね、広域されているんだと、こう思います。

で、これからですね、例えば今1番大切な、重要なところですね、先ほど難波議員もおっしゃいましたけども、公共交通。公共交通についてですね、広域化はどうか。それから、保育所。今待機児童もありますが、例えばお母さんが美浦に勤めていれば美浦の保育所に入れば、ね、そこに勤めて、その保育所を併用し、そしてまた帰りに寄ってこられると。そのようなことができればですね、より便利になるのではないかと思います。これは公共交通のですね、ようやく荒川の、本当はあそこの駅まで行けなかったのが、ようやく行けるようになったということで、少しは進みましたけれども、やはりこれから何度も何度も協議を重ねるうちにできていくのではないかと思います。この公共交通とそれから保育所、それから下水

道だけじゃなく上水道ですね、この3点はいかがでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君に申し上げます。大きな質問事項の1が警察・消防の広域化を検証するという事になっておりまして、その3がこれからの広域化計画での展望はということだと思っておりますが……。

○12番（浅野栄子君） はい。そうです。

○議長（柴原成一君） 突然なので、答えられない場合もあるかもしれませんが、執行部いかがでしょうか。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。まず公共交通ということでございますけども、これはデマンドタクシー等につきましては、阿見町ではなくて、その地域ですね、公共交通活性化協議会が運行しております。ということですけど、この活性化協議会の広域化っていうような、そういった御質問かと思っております。こちらにつきましては、法律的には可能でございますが、今のところそういった話は出ておりません。

それと下水道の事務の統合っていいですか、いうお話ですけども、それにつきまして上水道っていうお話ですけども、上下水道一緒にやっておりますので、既にそういったものについてはかすみがうら市と合同で処理しております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。あ、失礼しました。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 保育所に関しましては、現在も管外保育ということで、ほかの市町村にお勤めで、ほかのところに子供さんたちを預けたいという場合には、管外保育ということで、広域ということじゃなくてですね、連携をとって実際にやっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。やはり町民の治安維持の向上にこれからも取り組んでいただきたいと思います。

1番の質問を終わらせていただきます。

2番に移ります。2番につきましては、昨日川畑議員が大変、こうね、いろいろ調べていただきまして、質疑していただきましたので、1番大切なところだけを質問させていただきたいと思っております。

日本人の平均寿命は、2015年のWHOで男女平均世界一と記録されました。男性は世界4位、女性は世界1位。これは3年連続だということです。で、終戦間もないとき、1947年には男性50.06歳、女性53.96歳ということで、当時と比べると30歳も伸びていることになるそうです。

今まで医療費抑制の観点から健康予防元年ということで、2016年厚生労働省の白書に出ておりますけれども、自立して生活できる期間を健康寿命として、健康寿命を伸ばすことの重要性を強調しました。

で、この平均寿命というところから健康寿命へ変化しましたけれども、認知度はやはり平均寿命というのが一般的で健康寿命という認知度は3割程度、健康に何らかの不安を抱く人は6割という現状で、まだ健康寿命ということへの知名度というんですか、それは低いということです。その中でですね、いち早く取り組み始めたのが、過日民生教育委員会で行きました長野県の松本市、須坂市であります。

この研修の内容につきましては、健康づくりの質疑の中で川畑議員が詳しく的確に説明していただきましたので除きたいと思います。そしてですね、阿見町への健康づくりに、大いにこの影響があったと思われまます。昨日の質疑応答の中でですね、また同行された飯野保健福祉部長さん、もう大変熱心に研修されて、町に活かせる場所はどこかという研修意欲に圧倒されました。

難波委員長報告にもありましたように、健康寿命延伸都市宣言、これは松本市がしたんですね。ですから、その学ぶべきところがありますので、ぜひ町に取り入れられることは取り込んでいただきたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願ひます。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 健康寿命の延伸についての質問にお答えをします。

1点目の、子供の健康診断については、学校保健安全法に基づき就学時に健康診断を実施しております。

この健康診断は内科、歯科、視力、聴力、知能などの検査を行うことにより、就学を予定しているお子さんの心と体の状態を把握し、入学するに当たり、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、適正な就学を図ることを目的としております。

同様に学校保健安全法に基づき、児童生徒等の健康診断を毎年6月30日までに実施しております。検査項目としては身長・体重及び座高、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、寄生虫卵の有無、その他の疾病及び異常の有無など、12項目が定められております。

健康診断を実施した後は、その結果を健康手帳により保護者に伝え、治療が必要な場合は、治療勧告を行っております。

児童生徒等の健康診断の結果については、町養護教諭会において、小学校・中学校の健康診断結果を把握することで、児童生徒の健康実態を明確にし、健康保持増進を図っております。今後も児童生徒の健康保持増進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、望ましい生活習慣の形成についてですが、児童生徒の望ましい保健衛生の習慣化と健康の保持増進を図ることを目的に、町独自に阿見町いきいき学校保健委員会を設置しております。委員に学校医、学校歯科医、学校薬剤師、医療機関代表の方などの専門家、保護者の代表、保健主事、養護教諭、教育委員会関係者、行政関係者などを委嘱任命し開催しております。

望ましい生活習慣の形成には、教育行政側の力だけでなく、家庭の教育力の向上が大きな課題であると考えております。学校での教育に加え家庭での教育力を高めるため、保健だよりや保護者懇談会、各種講演会により家庭との連携を図り保護者への啓発に努めております。今後も家庭と学校の連携を図るとともに、関係部署と連携を図り、心身ともに健康で活力ある児童生徒の育成に努めたいと考えております。

3点目の、休みや長期休み時の運動の推進については、マラソン大会、トップアスリートスポーツ教室、親子ハイキング、ジュニアヨット教室、夏休み水泳教室、プール一般開放等を行い、子供たちが休日に行えるさまざまな運動を支援しております。また、子ども会育成連合会が主催するドッジボール・インディアカ・バドミントン等の球技大会の運動支援も行っております。

4点目の、地域での取り組みについては、ふれあい地区館活動での三世代交流会やスポーツ交流会で、オーバルボール・ストライクナイン・バスケットビンゴ・輪投げ・ソフトバレーボール等を行っており、子供達に多彩なスポーツの体験ができる環境の提供と支援をしております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 子供の健康づくり、または健康寿命の延伸について、御答弁ありがとうございました。

私もこの間の研修の中で、はっと気がついたことがあるんです。それは健康寿命の延伸は、子供の生活習慣が将来の健康づくりの基礎となるという言葉です。ですので、子供——児童生徒のですね、このときに望ましい生活習慣を形成することが大人になって健康寿命に大きく効果がある、大きな影響を与えたいと考えてます。

ところが近年の子供に変化が起こっております。子供でもヘモグロビン、糖尿病、コレステロール、動脈硬化、中性脂肪、尿酸などで1割が問題があるそうなんです。そして、異常では

ないけれども、放っておくとその病気になってしまう。大人の病気が子供へと移ってきているというのです。

で、先日も新聞にありましたように、糖尿病の子供が治療せずに死亡したというニュースがありましたね。その子は7歳——小学校2年生ですね。その子が糖尿病のインシュリンを打たないでですね、放っておいたので亡くなったと。小学校2年生でも糖尿病になると。そういうことがありましたので、その健康診断の中にですね、健康診断の中で、やはり保護者にですね、その血液検査、糖尿、尿酸など、この内臓的病気がわかった時点で、この阿見町は中学3年生まで医療費が無料化になっております。これは経済的にも、1番大切な子供を育成するに大切なところですので、この子供の、その検査ですね、血液検査、糖尿、尿酸など、この内臓的病気の検査のときにですね、この中学生までの医療費無料化の、この診断をですね、無料の範囲に取り扱っていただけますでしょうか。ここのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

先ほど、教育長の答弁でも説明させていただきましたが、学校では法律に基づきました学校保健安全法に基づく検査をするように決められております。町では、この検査を十分やっているということで、それ以外の検査についてはちょっと今のところ考えておりません。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 先ほども申しましたように、大人の病気が子供にもこう、来てですね、大変それが将来の病気になるおそれがあるという、そういうのをですね、じゃあ健康診断では身体とか何かあったりするのですね、そういうおそれがあるという啓発をですね、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） はい、お答えします。

先ほどの教育長の答弁でも述べましたが、いろいろこの家庭でのですね、この子供の生活習慣の形成にはですね、あと健康のためには、家庭での教育力向上が大きな課題だと考えております。その中で、町としましても保護者向けにですね、保健だよりとか保護者懇談会、各種講演会でもいろいろ、そういう場面でいろいろな話をさせてもらっております。そういった機会にですね、保護者の方も理解していただければいいと思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 子供は宝物でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。済みません。時間がないので、次のほうにすぐ移らせていただきます。

○議長（柴原成一君） 済みません。それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後6時48分にします。10分で。はい、48分でお願いします。

午後 6時38分休憩

午後 6時48分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の質問を続けます。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。大変時間配分が間違いまして、時間がありませんので、マイナンバーについて質問いたします。

1番、制度のメリットや利便性について。2番、マイナンバーはどのように利用するのか。

3番、これからの利用範囲の拡大は。4番、受け取りは拒否できるのかについてお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、マイナンバーについて。

町内のマイナンバーに関する通知カードの送付につきましては、11月15日から24日の間に郵送されたところです。世帯主宛てに簡易書留で郵送されましたが、不在・宛先不明・受取人拒否により配達できなかったものにつきましては、現在町民課において保管しております。

その保管数は、12月2日現在1,745通で、不在が1,356通、宛先不明が383通、受取人拒否が6通で、未配達の割合は全世帯数の8.9%となっております。

1点目の、マイナンバー制度のメリットや利便性について、であります。大きく分けると3つあり、1つ目は行政効率化に伴い町民サービスを強化できることです。

2つ目は、社会保障・税に関する行政手続で添付書類が削減されることやマイナポータルを通じたお知らせサービス等による町民利便性の向上です。

3つ目は、所得をより正確に把握することによりきめ細やかな社会保障制度を運用できることです。

2点目の、マイナンバーはどのように利用するのか、についてです。

運用方法は法律及び条例で定められており、国の行政機関及び阿見町が社会保障・税・災害対策の各分野で利用することになります。具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続や生活保護・児童手当その他の福祉給付、確定申告等の税の手続等で活用されます。

3点目、これからの利用範囲の拡大、についてです。

平成30年を目途に預金口座へのマイナンバーの付番が始まりますが、義務ではなく任意となっております。

4点目の、受け取り拒否はできるのか、についてです。

通知カードは郵便局に1週間程度保管されたあと、町民課に搬送され3カ月間保管されますが、その間に問い合わせがなく、交付ができなければ通知カードは破棄されます。ただしマイナンバー自体は生きており、行政はサービスに利用し、住民は職場への報告などの必要性が生じた場合には、通知カードの再発行やマイナンバーが記載された住民票の発行が必要になります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、1つだけですね、質問したいと思います。

マイナンバー制度、これはプライバシー権を保障した憲法に違反する、個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、東京・仙台・新潟・金沢・大阪で全国地方裁判所に提訴したという事実があります。このような事態が阿見町でも発生した場合は、どのような対応を、どなたがするのでしょうか。これが1つですね。

まだ阿見で配達されないという数がありました。これは、これからどのように、で、来年1月からスタートするのに間に合うのでしょうか。この2点についてお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。まず1点目の質問にお答えいたします。

直接町がそういう裁判を起こされるということはありませんので、マイナンバー制度自体に関する提訴は内閣府番号制度担当室が担当になるということで、町としてはその裁判の趨勢を見守るというようなことになろうかと思えます。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。未配達部分を今後どうするかということについて、お答えいたします。

12月2日の段階で1,745通でしたが、昨日の夕方までに342通来庁された方がありまして、今現在は1,403通ですか、が保管されている状態ということになります。で、3カ月間保管をして、それまでの間に来庁されて受け取る方がいなければ、廃棄処分ということになるんですけども、その3カ月といいますと11月から2月くらいまでの間、期間がありますので、PRちょっと広報を町民課のほうとしてはしまして、極力受け取りに来ていただくということを考えています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございました。で、またですね、スタートされない前に、ある市町村では住民票をとりましたら、その住民票にマイナンバーが書いてあったと。

で、皆さんに漏れてしまったと。で、漏れてしまった、そういう場合には、また再発行、番号を違うふうにするのかどうか。番号が漏れてしまった場合、そしてまた紛失した場合、この対応についてお聞かせください。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。

まず漏れてしまった場合ということですが、考え方としては不正に用いられるおそれがあると認める場合には変更することができることになっております。ですので、ケースごとの状況をよく把握をさせていただいて、ケースバイケースで判断をさせていただくという対応になるかと思えます。

それから、紛失した場合の対応をどのようにしたらいいかという点ですけれども、通知カードの紛失の場合と、今後1月以降個人番号カードが発行されてきますので、それを紛失する場合と2通りが考えられます。で、通知カード紛失の場合なんですけれども、警察のほうに遺失届を出していただきたいということ。それから、その後ですね、阿見町役場の町民課のほうへ紛失したこと届けていただきまして、通知カードの再発行というのが申請によりできますので、申請をしていただくと——再発行の手続きをとっていただくというふうな対応に、通知カードの場合にはなりません。

それから、個人番号カードのほうなんですけれども、これもやっぱり警察署のほうに届けていただくと同時に、町のほうへも届けていただくと。そして個人番号カードコールセンターというのがありますので、そちらのほうへ連絡を入れていただくと。これ今後も周知していくことを考えておりますけれども、そのコールセンターへ連絡することによって、機能停止の手続きがとれるということになっています。

以上が、紛失した場合の対応ということになります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。やはり、漏えいとかそういうのにも気を配っていただきまして、安心してマイナンバーカードが使えるようお願いしたいと思います。

では、最後の4番目に移りたいと思います。

平成27年6月、公職選挙法の1部を改正する法律が成立し公布されました。施行は平成28年6月19日からで、今回の公職選挙法等の改正は年齢満18年以上満20年未満のものが選挙に参加できることになりました。このことにつきまして質問させていただきます。

1つは、中学生そして高校3年生に対して、その選挙に対するですね、教育または知識をどのようにしていくのか。そしてまた先生方ですね、先生方の中立性を守るための、先生方の研

修はどのようにしていくのか。この2点についてお願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 18歳選挙権について、の質問にお答えします。

昨日、海野議員の質問にもお答えしましたが、6月に公職選挙法が改正され、選挙権を有する年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられることになりました。学校では、改正前から、主に社会科で小学校6年生と中学校3年生で主権者教育を実施しております。このほか、学級会活動や中学校での生徒会選挙など、主権者教育につながる機会を設けております。

次に、中立性を保つ教職員が戸惑いなく主権者教育を実施するための取り組みについてですが、教育基本法に、「学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない」と定められておりますので、全ての教職員が政治的中立に配慮しながら、教育をしております。また、文部科学省より随時、教職員に注意喚起を促す通達がありますので、その周知徹底を図っております。

成人式への対応については、選挙管理委員会で、新成人の方々に選挙の仕組みについて解説した冊子等を配付するなどの取り組みを行っています。今後は18歳の方々が新有権者となることから、郵送による配付等を検討しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ネットでですね、やはり高校3年生に私たちが開く日本の未来ということで、こういう冊子がありました。これは副教材としてこういうものを使って指導していくということですね。で、年間何時間というのはですね、お聞きしなくてもこれを一生懸命やっていたらですね、自分が有権者としての自覚を持つていくのだと思います。

昨日、教育長さんがおっしゃいましたように、教育のね、教科教育ではなく、そのほかのいろんな教育、教育がでてきて現場は大変だとおっしゃいましたけれども、やはりこの基本的な、自分がですね、この義務の1つでございますので、選挙に関しての教育をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後にですね、18歳からこの19歳未満の、この新しく選挙権を得る人数、ただいま阿見は4万8,036人、今の有権者数は3万8,162人ということですが、新しく有権者は何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。選挙人名簿に登録される、定時登録というものを平成27年12月2日現在で登録した人数は3万8,472名でございます。これは18歳、19歳は含まれておりません。で、仮にですね、12月1日現在の18歳、19歳の人数を申し上げますと、

その時点では18歳の方が406名、19歳が448名で、合わせて854名が18、19歳というようこと
になります。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 昨日、選挙の投票率向上ということで海野議員からもありましたよ
うに、やはり選挙権というのは国民の義務の1つでありますので、やはり町としてもですね、
啓発に努めていただきたいと思います。

それでは大変時間が押し詰まってまいりまして、申しわけございませんでした。いろいろと
御答弁ありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月11日から12月20日までを休会にしたいと思いま
す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 7時03分散会

第 4 号

[12 月 21 日]

平成27年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月21日（第4日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	黒井寛君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
税務課長	菊池彰君
収納課長	柴山義一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
国保年金課長	岡田稔君
都市施設管理課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君
農業委員会事務局長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成27年12月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第98号 阿見町印鑑条例の一部改正について
議案第99号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第100号 阿見町介護保険条例等の一部改正について
議案第101号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第102号 阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
議案第103号 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について
- 日程第2 議案第104号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第105号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第107号 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第108号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第109号 町道路線の廃止について
議案第110号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第111号 阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について
- 日程第5 議案第112号 国補下第1－3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について
議案第113号 国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 日程第6 議案第114号 防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約について
- 日程第7 請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 日程第8 意見書案第6号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）
- 日程第9 意見書案第7号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）
- 日程第10 議員提出議案第4号 阿見町議会基本条例の制定について
- 日程第11 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第98号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第99号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第100号 阿見町介護保険条例等の一部改正について

議案第101号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第102号 阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第103号 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について

○議長（柴原成一君） 日程第1、議案第98号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第99号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第100号、阿見町介護保険条例等の一部改正について、議案第101号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第102号、阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第103号、阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定によりまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月11日午前9時56分から午前10時28分まで慎重審議をいたしました。出席委員は委員5名で全員でございます。また、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、事務局2名の出席がありました。

初めに、議案第98号を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑はありませんでした。質疑を終結し、討論に入りました。討論が1件ありました。討論を終結して、採決に入りました。異議がありましたので、起立により採決をいたしました。採決の結果、賛成多数により、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、阿見町税条例等の一部改正についてであります。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第99号、阿見町税条例等の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月11日午後1時55分に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。傍聴者が3名ありました。

初めに、議案第100号、阿見町介護保険条例等の一部改正についての質疑を許しましたところ、個人番号はこれからどのように拡充されていくのかとの質疑に対し、マイナンバーの導入については、第9条及び第19条において、利用できる事務手続は全て決まっております。その中に介護保険法に基づく保険の給付支給や保険徴収に関する事務が定められており、事務手続を円滑に進めるために、申請者の方には個人ナンバーの記載を勧めていく形になりますという答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第100号、阿見町介護保険条例等の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託された議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成27年12月14日午前9時55分に開会し、午前10時43分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め11名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴された方が3名いらっしゃいました。

初めに、条例関係の3件について質疑を行いました。

まず、議案第101号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第101号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第102号、阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、委員から、これまでの公選制から選任制への変更に伴い、選任する際の基準についてはどうかという質問があり、執行部からは、1つは公募をしなければならない、もう1つは推薦を求めなければならないという条件があります。その上で、委員の過半は認定農業者から選び、そして必ず公平で中立の立場のものを1名以上入れなければならないということになっています。今までは農業委員会選挙人名簿の中に載った人が候補者になれましたが、今回は公募という形をとりますので、基本的には、農業者じゃなくても農業委員にはなれるということになっていますという答弁がありました。

さらに、委員から、公募で応募者が多数いたときの選任方法について質問があり、執行部からは、農業委員会のほうで選考委員会の規定をつくろうということになっています。農協や土地改良など関係各団体などから、指揮権を持った人から選ばうというふうには思っておりますが、現在、農業委員会事務局で整備をしていますという答弁がありました。

さらに、委員から、中学校区など区域のバランスや、市街化区域と調整区域のバランス等への考慮について質問があり、執行部からは、現在、朝日、阿見、それから君原舟島、この3つの選挙区になっていますが、区域はある程度満遍なく公平な形で、農地の面積や農業者の数なども考慮に入れて考えています。農地利用最適化推進委員も農業委員会で委嘱をすることになっており、これも区域に隔たりがないような形で選任をしていく方法で考えていますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第102号、阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第103号、阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について、質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第103号、阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どお

り可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） おはようございます。私は、議案第98号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第100号、阿見町介護保険条例等の一部改正について、及び議案第101号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についての3点について反対討論いたします。

まず、98号と100号ですけれども、この2点には、ともにマイナンバー法に基づく条例の改正だと思えます。9月の議会でもお話ししましたが、このマイナンバー制度は、個人情報の一元化で、一たびこの情報が流出すれば悪用されたりして、犯罪の危険性も高まります。

また、この制度は、税の徴収強化や社会保障などの公共サービスの制約が本来のねらいです。社会保障を権利ではなく、税や保険料に対する対価に変質させてしまうものだと思います。

また、この制度の実施のためにどのくらいの税金がかかったことでしょうか。まさに税金の無駄遣いと言ってもいいと思います。

よって、この議案98号及び議案第100号には反対をいたします。

続きまして、議案第101号ですけれども、議会初日の質問で、町の下水道使用料が4通りになるということで、これから工事するところは、また別の料金になってくると思えます。受益者負担制度はわかりますけれども、全協でももらった資料にも、利益を受ける者に対して費用の一部を負担させることと書いてあります。そのとおり、費用の一部と考えて、今までの料金と同じようにすることがかえって公平ではないのかと思います。

そういったことから、議案第101号にも反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号から議案第103号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案6件は、委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第98号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第98号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第98号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第99号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第99号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第100号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第100号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第100号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第101号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第101号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第101号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第102号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第102号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第103号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第103号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第104号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第105号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第106号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第107号 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、議案第104号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第105号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第106号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第107号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第108号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第104号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、会計管理費からずっと地域安全対策費までの中で、時間外勤務手当ですが、267万6,000円の金額が当初の金額だったと思うんですけども、今回、73万7,000円増えている。時間外勤務手当が増えた背景を願いますとの質疑に対し、今回、防災費、防災管理費の中で、時間外勤務手当のほうを修正させていただいた理由でございますが、まず1つに、9月に発生しました台風18号により、災害対策の増が1点でございます。それと、常総市への災害派遣に係る時間外が増えていることでございます。防災訓練についての職員の増があるんですが、これは、私どもの交通防災課の職員ではなく、いろんな関係協力職員を各課から応援いただきましたとの答弁がありました。

ほかに質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第104号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに続きまして、議案第104号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、民生教育常任委員会所管事項につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、障害者地域生活支援事業の委託先についての質疑があり、阿見町社会福祉協議会初め27事業所に委託していますとの答弁がありました。

また、障害者訓練等給付金の3,702万9,000円という大幅補正理由と、その事業内容についての質疑に対し、当初予定延べ人員144名のところ184名、27.8%増によります。大幅な補正となります。また、今回増えている内容は、会社等に就職をするための就労移行支援と、雇用契約に基づいて働く就労継続支援A型、雇用契約に基づかない就労継続支援B型ですとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ討論なし。討論を終結し、採決に入り、阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第105号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

質疑を許しましたところ、健康診断等委託料の補正内容についての質疑に対し、人間ドックの受診600件を見込んでいましたが700件、230万円増額。また、脳ドックも150件見込みに対し170件の受診が予想されており60万円の増額補正ということですのでとの答弁がありました。

また、国庫支出金等返還金、2,891万5,000円の内容についての質疑に対し、平成26年度療養給付費等負担金等事業実績の精算に伴う国庫負担金の返還金で、交付額から精算確定額を引いた2,813万9,746円と、平成26年度特定健康診査等の国・県の補助金77万6,000円の合計で、もらい過ぎていた額を返還するために計上しましたとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第105号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第106号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、介護予防住宅改修費と居宅介護住宅改修費の増額補正の内容についての質疑に対し、介護予防は要支援の方が対象で、91件から今後27件程度が予想されており、居宅介護については要介護の方が対象で、既に昨年度の72件を大幅に上回っており、新規に介護になった方が200名を超えており、今回、補正計上しました。手すりをつける方が多く、20万円までの工事が上限となり、費用の9割が一応対象ですが、所得のある方に対しては負担率が8割となっていますとの答弁がありました。

また、高額介護サービス費の内容についての質疑に対し、月々利用負担額の上限は決まっており、現役並み所得の世帯は4万4,400円、一般世帯は、住民税課税世帯は3万7,200円、住民税非課税世帯は2万4,600円、生活保護世帯は1万5,000円で、その上限を超えた場合については、本人の申請に基づき町から償還しますとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第106号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第107号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第107号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第104号、

平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についての審議結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、14ページ、新規就農者支援事業の補助金について、今回は何人ぐらいを予定していますかという質問があり、執行部からは、3人を予定していますという答弁がありました。

さらに、委員会からは、同じページの有害鳥獣駆除事業の委託料23万8,000円の増額補正の理由について質問がありました。

執行部からは、イノシシが吉原上長に出没し、農作業に被害が発生しました。イノシシの捕獲事業を阿見町猟友会の方に委託するために補正をしましたという答弁がありました。

また、委員から、被害状況についての質問があり、執行部から、6月と8月に稲の被害があったという報告があり、捕獲用のわなを設置するというを今、やっていますという答弁がありました。

次に、平地林保全整備委託料について質問があり、執行部からは、現在発注しているものは、10月に福田、小池、実穀団地、面積2.09ヘクタールを発注済みで、今回は、もう1つ地権者の申請があり、県の補助金内諾がとれましたので、実穀小学校の南側、野口いちご園の北側のところで約1.15ヘクタール、今回整備することになりますという答弁がありました。

さらに、委員から、農地集積総合支援事業で、どこかまとまったのですかという質問があり、執行部から、現在、申請者の受け付けをしており、12月半ばに県から回答をいただき、精査したところで、農業委員会に審査をかけて決定するものです。現在、この程度の金額が必要ではないかと補正をしたものです。地区は現在7地区を予定しており、掛馬地区、島津が湖畔と飛行場下が2カ所、下吉原、上小池、福田、大形、いずれも土地改良区における農地、田が中心となっていますという答弁がありました。

また、委員から、阿見東部工業団地の補助金及び交付金についての詳しい説明と、湖まちづくり推進事業の物品等作成委託料について、どのようなものなのかという質問がありました。

執行部からは、東部工業団地の補正、企業立地奨励金は、平成27年度の支給対象5社分の固定資産税相当額が確定したもので補正をするものです。主な内容は、雪印メグミルク株式会社の償却資産分が8,000万円強です。また、湖まちづくり推進事業におきます物品等作成委託料については、茨城県と霞ヶ浦湖畔の市町村で連携し、「つくばりんりんロード」と霞ヶ浦を1周する日本一のサイクリングロードをつくろうということで事業を進めています。今回の補正は、この事業の一環として、県が国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を受け、進めている「水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト」に阿見町も参画をし、補助率10分の10でサイクリングロードに案内看板を3カ所設置し、サイクリングロードの利用者

を町内への誘客につなげようと実施するものですという答弁がありました。

次に、土地区画整理の事務費の委託料5万円について質問があり、執行部からは、弁護士委託料については、岡崎の区画整理の中の調整池管理用道路、約38平方メートルを、隣接の方に口頭でお貸ししていた経過があり、平成19年に区画整理事業の換地処分が終了し、返還を求めましたが、なかなか応じてくれないということで今日に至っています。解決をするためには、法的な処置を踏まえて考えざるを得ないということで、弁護士委託料を計上しましたが、これはそのための準備ということで、郵便代とか交通費とか、そういうものが含まれるということですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第104号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第108号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許したところ、討論もなく、採決に入りました。議案第108号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号から議案第108号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号から議案第108号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第109号 町道路線の廃止について

議案第110号 町道路線の認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第109号、町道路線の廃止について、議案第110号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第109号、町道路線の廃止について、審査の結果を御報告します。

質疑を許しましたところ、委員から、廃止のところは、石川・君島の太陽光発電の場所で、約1,300メートルありますが、町道廃止はどのような理由ですかと質問があり、執行部からは、石川・君島の民間が行う太陽光発電事業のエリアの中になります。企業者から、一体的に利用するため、町有地を貸してもらいたいという申し入れがありました。現場のほうは、ほぼ山林、原野状態で、実際には車が通れるような、人も歩けるような状況ではありませんので、お貸しすることによって、町も借地料を取ろうと考えていますという答弁がありました。

さらに、委員から、町が貸すということですが、契約期間や借地料等はどうなっていますかという質問があり、執行部からは、太陽光発電事業については、20年という売電期間ということで、事業者のNTTファシリティーズに対して20年間の貸し出しを考えています。借地料は、面積が3,800平方メートル弱で、年間34万円程度を見込んでいますという答弁がありました。

また、委員から、20年間経過した後、道路はどのような形になって返還されてくるのですかという質問があり、執行部からは、原状を回復して、道路として戻していただきます。境界の復元もしていただくようになるとは思いますが、今後の契約の中で決めていきたいと考えていますという答弁がありました。

その他、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第109号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第110号、町道路線の認定について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第110号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第109号から議案第110号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第110号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第111号 阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第111号、阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用についてを議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第111号、阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について、審査の結果を御報告します。

質疑を許しましたところ、委員から、ひたち野うしく、牛久も近いですので、相互利用というようなことが将来あるのか、そういう話は全然ないのかという質問があり、執行部からは、牛久については、流域下水道の区域が別となっております。阿見、土浦は湖北流域下水道、牛久は利根流域下水道ということになりますので、なかなか難しい面があります。以前に使いたい人がおり、牛久市と協議した経過があります。相互で話が整って議会で承認されれば、土浦市と同じような協定を結んで使っていただくということになりますが、現在のところは難しいと考えていますという答弁がありました。

その他、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、

議案第111号、阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第111号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第112号 国補下第1-3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について

議案第113号 国補下第1-4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第112号、国補下第1-3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について、議案第113号、国補下第1-4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について、以上2件を一括議題とします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第112号、国補下第1-3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約について、審査の結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、この1基を増設して、今後どういうふうになるのかと

いう質問があり、執行部から、東部工業団地に大型の工場が本格操業して、汚水量が飛躍的に増えました。今、ポンプが2台で交互運転で運用していましたが、汚水量が増えて、同時に稼働するような状況が見られるようになりました。どちらかが故障すると捌けなくなってしまう状況になりますので、今回、1基増設するという事です。これからまだ汚水量が増えるというのであれば、もう1台増やして、最終形の4台で運用することになりますという答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第112号、国補下第1－3号追原中継ポンプ場増設工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続いて、議案第113号、国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について質疑を許しました。

委員から、この本郷地内調整池の整備工事は、どのような工事内容なのかと質問があり、執行部からは、主な作業は築堤——堤防をつくるということです。調整池に入ってきた水が外にあふれ出さないような形で堤——つつみをつくるというのが今回の工事ですという答弁がありました。

その他、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第113号、国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第112号から議案第113号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号から議案第113号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第114号 防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第114号、防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約についてを議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第114号、防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、防災行政無線の件なんですけれども、当初予算の変更ということであるんですけれども、当初の設計したのは電気興業さんという答えがあったかと思うんですけれども、勘違いじゃないですかという質疑に対し、違いますとの答弁がありました。

次に、この回線を設計したのはどこなのか、それと費用がわかればお願いしますとの質疑に対し、23年度から、この事業はスタートしてございます。防災行政無線の放送の基本調査というのを電気興業さんのほうにお願いしました。また、その際に、町内の現場の調査ということ、そういう状況をしていただきました。同報系、移動系というものを電波協会さんという財団法人に設計をお願いいたしました。基本調査が134万4,000円、そして、実施設計のほうが785万4,000円ということでございますとの答弁がありました。

次に、今回約800万円の追加になっているわけなんですけれども、実際、これを800万円というのは、設計をしたところが悪いのか、また、町が全部それをかぶんなきゃならないのか、その辺の責任はどうなっているのかという質疑に対し、はい、お答えいたしますと。まず、1点目の、電波の確認の形なんですけれども、まず、あの2年前に、基本調査ということで実施させていただきました。それをもとに再度調査をして設計を組んだということでございます。今回、LAN工事の、その考え方なんですけれども、当初、その3年間で実施をするというふうな事業で計画を立てておりました。同報系、移動系、LAN工事というようところがいろいろ、防衛さんのほうから、手厚くその助成をいただけるということで、前倒しで2年でやるという動きになりまして、同報系、移動系を2カ年で整備することになりました。基本的な考えといたしましては、同報系、移動系のアンテナにLANのアンテナを間借りさせるというのが基本的な工事の考え方だったんです。その選定した場所が、若干位置の構造の違いによって、

当初設計よりもずれたということが1つの大きな要因でございます。あのLANの電波そのものはですね、直進性にすぐれていて、多分、御自宅の中でも、例えばパソコンをLANで家の中を結ぶとか、そういうものが2.5メガという電波周波数なんですけれども、それが意外と汎用性が強くてね、直進性はすぐれてないんです。そういう障害物に強いという。ただ、データの容量なんです、5メガというその直進性にすぐれたアンテナを飛ばさなきゃいけないという、その事情もありまして、障害物に非常に弱いという状況にあるんです。そういうことが1つございまして、若干の自然状況の変化も見られました。そういうことで、今回、この変更に至った経緯の中では、当然その設計業者さんといろいろ再調査をしていただいて、再度その調査をしていただいて、電波を実質飛ばしていた結果、今回の変更になったわけなんです。変更の代案をオーダーしていただいて、今回の形をとってもらったんですが、若干その机上の上での判断ができない、そういうこともございまして、今回、町のほうで変更の内容ということでさせていただいたわけでございます。以上でございますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論1件、賛成討論1件がありました。討論を終結し、採決に入りました。異議がありましたので、起立によって採決いたしました。その結果、賛成多数によって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第114号、防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約について反対をいたします。

総務常任委員会でもお話ししましたが、この事業が平成23年からの基本調査を皮切りに、今年、来年と続いていきます。議会初日の総務部長の答弁でも、最終的な費用が5億8,900万、約6億かかりますということです。今回、この変更につきましても、委員会の中での議論で、電波を飛ばしてみなければわからないということもあります。しかし、変更分の費用800万を町が全額負担することに疑問が感じます。

そのようなことから、この議案第114号に反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第114号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第114号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第114号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、請願第4号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに続きまして、請願第4号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、御報告を申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許しましたところ、青少年とは何歳までを規定しているのかとの質疑に対し、18歳未満を対象にしていますとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、質疑を終了し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第4号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号についての委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第6号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、意見書案第6号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

10番難波千香子君、登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 先ほどに続きまして、意見書案第6号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）の提出に当たり、経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては、去る12月11日、民生教育常任委員会で審査した結果、本会議に提出することとなり、本日提出するものであります。

提出者は、阿見町議会議員難波千香子。賛成者、阿見町議会議員飯野良治、同じく諏訪原実、同じく藤井孝幸、同じく浅野栄子、同じく川畑秀慈。

提案理由は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）。

あしたの社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題——文部科学省道徳教育の充実に関する懇談会報告が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残酷シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等を初めとする性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット、携帯電話等の情報通信の発展とともに、新しい有害環境の出現も指摘されています。

この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が青少年を見守り支援し、時に戒め

るという義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の青少年健全育成条例が対処し、一定の効果を上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日では、その限界性が指摘されております。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。特に、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法」の制定を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、御説明といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第6号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第6号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

意見書案第7号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、意見書案第7号、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

4番永井義一君、登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。それでは、意見書案第7号、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）を説明します。

提出者、阿見町議会議員永井義一。賛成者、阿見町議会議員久保谷充。

まず、意見書（案）を朗読しまして、若干の説明をしたいと思えます。

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）。

今年の9月19日、安倍政権のもとで強行採決され成立した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる海外での武力行使を可能とするもので、明らかに憲法違反であります。また、憲法解釈を180度変更し、このもとでの閣議決定に基づいた違憲立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この「平和安全保障関連法」が発動されれば、日本は海外で戦争する国となり、自衛隊は海外で殺し殺されることとなります。この阿見町でも、自衛隊の施設が多数あり、多くの隊員も暮らしており、まさに町民を危険にさらすことにもなりかねません。また、昨今のテロ事件を見ても、日本がテロの標的になる可能性もあります。テロをなくすためには、軍事作戦の強化ではなく、国際社会が一致した平和的解決への取り組みが求められています。

「平和安全保障関連法」に対しては、国会審議の段階で、憲法学者を初め、さまざまな分野の人々からも反対の声が上がりました。また、国会前での集会も、各界・各層の方々が立場の違いを越え、これまでにない取り組みが行われてきました。世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えています。にもかかわらず、全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みこじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。「平和安全

保障関連法」が強行された今でも、「憲法を壊すな、9条を守れ」の声は、全国各地で日を追うごとに大きく広がっています。

平和を願う立場から、また立憲主義を取り戻す立場からも、この「平和安全保障関連法」の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日。茨城県阿見町議会。

ちょっと説明をさせていただきますけれども、今回、この意見書を提出するに当たりですね、この法律——戦争法とも呼ばれていますけれども、世論調査でも、国民の半数以上が反対しているものです。阿見町でのアンケートの結果でも、61.8%の人が不必要だと答えています。また、多くの憲法学者も、集団的自衛権行使の問題や憲法9条との関係についても、この法律は憲法違反だと言っております。

自衛隊に関しても、これは土曜日ですか、一昨日のNHKのスペシャル「自衛隊はどう変わる」というスペシャルがあったわけなんですけれども、こういった中で、隊員に対して取材を行ってですね、隊員の方は、前線に行くことへの不安とか恐怖と、語っていました。これは今までにないことです。また、その訓練の内容も、負傷者に対する救護活動というものが多くの時間を充てているということでした。政府は、南スーダンでのPKO活動の駆けつけ警護の任務に、この新法の運用を狙っています。もしこれが実施されれば、武器を使用する任務が拡大し、住民への誤射のおそれが出てきます。また、米軍の対テロ戦争に加担すれば、IS——イスラム国ですね、これからのテロの標的にもなりかねません。

国民の安全を確保すると言っているわけですが、正反対の結果につながりかねません。今、パパやママ、若者や高校生までもが、この安保法制、この戦争法に反対するデモを行っています。世の中の動きと国会の議決が乖離しているということはいけません。保守または無党派の人々でも、この戦争法廃止を、全国各地で訴えています。

ここにおられる議員一人ひとりがですね、よく考えていただいて、賛否の議決をお願いします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 3点ばかり、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、1点目、この最初のところの、「憲法解釈を180度変更し」ということで違憲をうた

っておられるんですけども、どこをどのように180度変更したのかということ、まず1つ。

2つ目が、真ん中のところの、テロに関しては、全世界がどのように取り組んでいくかという、テロの脅威に関して非常に懸念を抱いているところでありまして、もちろん軍事の強化ではなくて、平和的解決をと望むのは、これ全世界一致する考えなんですけれども、例えば、その平和的解決、軍事的なことを除いた平和的解決というのは、どのようなことを考えておられるのかということが2点目。

3点目は、「全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決」とありますけれども、この全国各地で日を迫うごとに反対の声が大きく広がっているというふうにありますけれども、私がちょっと知ったところでは、実態との違和感を少々感じまして、例えば、FNNと産経新聞での調査によりますと、このデモに関して、「デモや参加経験はありますか」ということを世論調査で問いとったところ、95.9%の人が「ない」というふうに答えておりまして、50.2%の人が、「共感しない」というふうに回答しているんですね。ここも少々ちょっと違和感を感じるころ。また、もう1つは、「日本の安全平和を維持するための安保法制を整備することについてはどう思いますか」という質問に対しては、69.4%の人が「必要である」というふうに答えています。また、「必要でない」というのは24.5%にとどまっているんですが、この3点目も、「全国各地で日を迫うごとに大きく広がっている」、これはどこの全国で、どのように、どういう数で広がっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今回の質問なんですけれどもね、各いろんな地方議会やられてまして、茨城県内でもね、取手で、この意見書が採択されたということで、公明党さんはね、全議会で反対しているということがあります。そういったところからの質問じゃないかなと思うんですけども、憲法、違憲ですね、180度変更ということで、どうなのか。その180度のところなんですけれども、これは今年の7月1日の閣議決定でも明らかになっているように、やはり、今までの憲法解釈が変わってきた。これは内閣法制局の人ですとか、あと憲法学者の人、たくさんの方がこのようなことを言っています。今年の7月の閣議決定の中で、これもこの議会の中で、私と、あと川畑さんとのやりとりがあったかと思うんですけども、川畑さんのほうは、集団的自衛権はないということ、昨年おっしゃったかと思うんですけども、やはり、その間、今年になってですね、もう自民党、政府までも、集団的自衛権ということ、言ってますし、実際のところ、先ほど言ったように、内閣法制局の人もしっかり言っていると。そういったところで、180度変換したということ、ここに書いております。

2つ目の、テロの脅威の問題ですけれども、平和的解決、これはもう、もちろん、全世界が平和的解決するのは、もう皆さんが望んでいることだと思うんですけども、やはりこの中で、

私のほうとしては、外交努力というのが一番必要じゃないかと。やはりテロには、今、行われている空爆だとか、そういうことがあつたら、実際、殺し合いがどんだんどんだん、何ていうんですかね、憎しみの連鎖になっていくということで、それではやはり非常に危ういということで、外交的努力、特にその外交努力が必要じゃないかということです。

3つ目の、全国での反対の声ということなんですけども、やはり、今、私どもの知る限り、いろんなところで集会等々やられています。特に、9月19日が、強行採決されたということで、19日には、それこそ全国各地でと言っても過言ではないと思うんですけれども、デモ等々をやられています。それで、大阪ですとか東京で、昨日、おととい——昨日の新聞だったかな、高校生たちがね、その19日の日を忘れないということで、デモをやっています。シールズですとか、いろいろそういった大学生、また若者たちが中心になってやっていると。ちょっと先ほどお話しした中で、ママ、パパのという話もしましたけれども、やはり、戦争反対のママの会というの、つくばとか、そういったところで、県内でもできています。そういったところもやっております。

世論調査の中でも、いろいろ新聞の調査あります。ですからこれ、新聞各紙で低いところ、高いところ、いろいろあります。ですから、低いところを見ているのか、高いところを見ているのかという部分も、もちろんね、見方としてはあるかもしれませんが、私の見方としては、これはもう、本当、今まで以上にない形で広がっているんじゃないかと。

60年安保というのがよく言われますけれども、私自身60年安保というのは、ほとんどわからないわけなんですけども、知ってる人は、それ以上の広がりじゃないかということも言っております。

もう1つ言いたいのは、集会に参加している人たちが、昔の、何というんですか、60年安保のときは、はっきりわかりませんが、よく、労働組合だとか、そういったところで動員されて行ってるという話がよく聞きましたけれども、今回のこの戦争反対のデモなんかでは、ほとんど、言われて来るといよりも、ツイッターとかネット——SNSなんかで広がって、じゃあ俺も行こう、私も行こうというような形で、若者の間で広がっているということがあります。そういったことからですね、もちろん、今回初めてデモに参加したという方もおられました。私もちょっとこの前、土浦の亀城公園での反対集会、ちょっと参加したんですけれども、やはりこの中でも、初めて来た方もいるし、あと、たまたまその中で、創価学会の人がいて、三色旗を——創価学会の旗ですか、三色旗を掲げて、「池田先生の教えに反している、公明党は」というような形で書いてありました。その中で、元公明党の副委員長のね、二見さんなんかも発言してまして、そういった形で、やはりこの世の中は大分変っているんだというのを実感しました。

そういったことから、こういった意見書をつくったということです。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） ちょっと私も何点か質問させていただきます。

永井議員も憲法9条かなり詳しいと思いますんで、お聞きしますが、憲法9条と立憲主義、これをどう解釈してますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） 憲法9条に関してはね、皆さんも御承知のとおり、やはり日本は戦力不保持、戦争は二度と起こさない。やはり、第二次世界大戦からずっと培われてきた、この平和というものをね、日本で愛そうということです。今、立憲主義の話もありましたけれども、やはり、内閣というか政府がですね、憲法を壊してまでも、こういった法案をつくるというのはおかしい話です。憲法というのは、時の政府を縛るものなんですよ。ですから、権力がある人に対して、こういうことをしちゃいけませんよということを縛るものが憲法じゃないかと思えます。そういった中で、立憲主義が危なくなっているということ。実際、これ、6月に行われた衆議院のね、憲法調査会での参考人、憲法学者の人が3人来てやったわけですけども、こういった人たちの中でもですね、慶応大学の小林名誉教授もここに参加したんですけども、この法案は私も違憲と考えると、憲法9条に違反する。この9条をそのままにして海外派兵、集団的自衛権というのは、憲法9条、とりわけ2項に違反になると、そういったことで言っています。ですから、憲法を違反するという自体、今の安倍政権が立憲主義をね、壊している。ですから、私としては、その立憲主義を取り戻すということが、今、必要じゃないかと思えます。そういった中で、憲法9条と立憲主義のことについて、私もこれは非常に重要な問題だと思っています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） 立憲主義とはどういうことですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。海野隆君、つぶやきはやめてください。

○5 番（海野隆君） つぶやきしてんじゃないですよ。

○議長（柴原成一君） 海野隆君、もう4回しゃべってますからね、今回、5回目です。次は退場ですからね。

4 番永井義一君。

○4番（永井義一君） 立憲主義ね、私も憲法学者ではありません。正確なところはね、わかんないんですけども、やはり、先ほど言ったように、憲法というのは、権力を縛るものだ。権力が好き勝手なことをやったらどうしようもないわけですよ。昔、それこそ江戸時代でいうとね、大名というか、その地域で大名が、もう好き勝手なことをやって年貢を取り上げてということで、その時代はね、そういった憲法がなかった。そうですね、明治維新になっても、やっぱり天皇ということで、天皇中心の、憲法があったけど、あの憲法が民主主義的な憲法ではなくね、大日本帝国憲法ということで、やはり国民主権ではなく、天皇中心の主権ということで行われていたと。その中で戦争という道があって、その反省のもとに、今の日本国憲法ができたのではないかと、私は思います。

ですから、私は、先ほど、ここにも書いてありますけども、立憲主義を取り戻すということは、やはり、憲法本来のあり方というのは、しっかり今の安倍政権、安倍内閣がしっかり考えていただかなければならない部分だと思います。

そういった中で、こういった文章をつくりました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 最後に1つ聞きます。そうしますと、自衛隊は、この立憲主義から捉えるとどうなりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい、最後の答えです。実際ね、今の自衛隊に関しましては、私は日本共産党の議員なんですけれども、共産党のほうでもですね、今の自衛隊に関しては、現状、自衛隊法というものがあります。そういった法の中で活動しているということです。ですから、立憲主義云々かんぬんというのは、今、私が先ほど申したように、安倍政権、安倍内閣がこういった問題を起こしているということに関して、立憲主義を取り戻そうと言ってるわけで、そういったニュアンスからの問題です。

以上、答弁終わります。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第7号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） 今、何点か質問しましたが、この原案には反対をいたします。

まず、立憲主義というのは何かといいますと、政治をつかさどるものは、憲法で定められた事柄に対して、定められた方法でしか政治をとることができないというのが立憲主義です。そうしますと、憲法違反と言っている憲法学者の方が多くおられて、今回、反対していますが、そこからいくと、ほとんどの憲法学者の方たちが、自衛隊は違法であり違憲であるという判断です。

そういう中で、確かに理論的にはそういう判断をされると思いますが、現実を見たときには、やはり、憲法9条ができ上がった背景、なぜ1項、2項ができたのか。実はこれはパリ不戦条約が結ばれたそのときに、日本の天皇が中心となって全国に呼びかけて、不戦条約をつくった。ところが、日本はその後、アジアに侵略をして戦争をずっと仕掛けていったということがあるので、この1項、2項というのができ上がってまいりました。この憲法ができ上がってくる過程において、実際、マッカーサーにおいても、自衛のための部分は残されているという話もしております。

では、今回の「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書に対する反対討論をさせていただきます。

まず、永井議員のここに書いてある内容に関して、大きく法整備の目的が理解されていない。今、日本を取り巻く安全環境が大きく変化して、厳しさを増しております。まさに北朝鮮の弾道ミサイル関連技術の飛躍的な進化など、その一例と言えます。そうした中、日米防衛協力体制の実効性をより向上させ、すき間のない防衛体制を構築することで、これは抑止力を高めるためのものがございます。

もう1つは、日本の繁栄と安全には、国際社会の平和と安定が不可欠だということです。これは1国だけではなし遂げられることではありません。それには、国際社会の平和と安定に貢献することにより、日本の平和を一層強固にしていく、そのことが大事である。

そして、強引な数の力で強行採決をしたと言いますが、これは自民、公明、そして日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党による5党合議をすところまでやってきました。そしてまた、審議時間においては、衆議院では歴代6位の116時間、参議院でも100時間を超える審議を行い、安全保障関連法律としては最長の審議時間を費やしたのが事実でございます。そして、この中の内容は、憲法9条のもとで、自衛という部分で捉えて、どこまで許

されるか、それはあくまでも自国防衛に限られるということ、この中に盛り込んでおります。それは、昨年7月の閣議決定で、新3要件を定めると、法文上にも明記しております。そして、自衛の措置が、他国防衛を認めない、専守防衛を堅持するための厳格な歯どめがかけられています。

そしてまた、国際平和支援法では、1点目として、国際法上の正当性が必要である。国連決議がある活動に限定。

2点目に、民主的統制を確保するために、国会承認を例外なく事前承認としております。

そして、3点目として、自衛隊員の安全確保が重要である。特に、現に戦闘行為が行われている現場では活動しない。そしてまた、自衛隊の安全を守るために、活動期間を通して戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を区域指定として派遣する。こういうことを盛り込んであります。

そして、この内容をどうやったときに発動していくかという、日本が主体的に判断していく。アメリカに何でも、また要請があったからどこでも行くということではありません。主体的に判断していく。2つ目は、自衛隊にふさわしい役割を選んでいく。3つ目は、平和外交努力と相まって判断していく。平和外交努力をしていくということがございます。

そして、この法案作成期間を通して、国会審議を通じて、幅広い合意形成を一貫してやってまいりました。自衛隊を国民のため、国際社会のために活用し、憲法に基づいて歯どめをかけて制度をつくってまいりました。さらに、今回の議論を通じて、憲法上の歯どめや自衛隊の海外派遣の原則などについて、野党とも合意を結び、9月に結論を出したというのが事実でございます。

この憲法9条、帝国議会の第90回のときに審議をされましたが、これが最後の——帝国議会の90回が最後なんです、ここで憲法9条を採決するときには反対したのは、野坂参三議長を初めとする共産党の議員でございます。

そして、今回の永井議員のこの意見書の内容は、まじめな議論から逃げる戦争法案批判の意見書であると私は申しまして、この意見書には反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほどですね、私はですね、もうちょっとね、具体的にね、この意見書についての質疑をすべきであるというふうに、私は思いましたものですから、立憲主義についてもね、この言葉だけを言うのではなくてね、もうちょっと具体的に質疑をやりとりするのが生産的だというふうに思ったものですから、発言をいたしました。

それで、私はですね、この廃止を求める意見書、賛成の立場からですね、討論をいたします。

そもそもですね、この日本の現行憲法、これは第二次世界大戦、これ、まあ、戦争に負けたわけですね。その中で、日本が戦後どういう道を歩んでいくのかと、こういうですね、深い議論と考察のもとにですね、つくり上げられた憲法でございます。その憲法の中では、第9条に、平和主義ということがあって、戦争放棄とですね、国際紛争を武力で解決しないと、こういうことがですね、書かれているわけですね。

特に、自衛隊の役割についてはですね、自国の防衛をします。しかしね、今度のね、「平和安全保障関連法」、自国の防衛から大分遠ざかってですね、アフリカでも、中東でもね、自衛隊が活動できると、こういう形になっているんですね。国連の決議に基づくものについてはね、これについては、日本が将来ですね、PKF、PKO——PKOについては特別措置法がありますけれども、PKFなどができた場合にですね、それに行くということがあり得ると思います。しかし、現在の状況の中でね、自衛隊の役割をですね、際限もなく拡大していくということが、果たしていいのかどうか、これについては、9月の議会だったかな、6月だったかな、法制の議論の中でも、私はきちっと反対をしておりますので、それに基づいて、私、今回は廃止について賛成の意見を申し上げているんですけども、先ほど、川畑さんもね、平和をどうやってつくっていくのかという、こういうことについてね、外交の力、これが大事だということを言っております。しかし、日本のね、現在の外交、平和外交がですね、十分にされているかということになるとね、これはやっぱりね、少しね、足りないんじゃないかなという感じもいたします。憲法、戦後ね、日本が再出発した憲法の理念というものを深く洞察するならばですね、やはり平和外交をしっかりとやっていくということが、今、喫緊の課題であるわけで、この「平和安全保障関連法」、これ成立しちゃったものですから、これに基づいてさまざまなことが具体化しているわけですけども、再度ね、これについては廃止を求めるということをね、地方議会から出すということは、何の不思議でもないと思います。

次の選挙、あるいは次の次の選挙、これは法律というものは変えることができるわけですから、政権が交代すれば変わるかもしれません。国民の意識もですね、変わるかもしれません。今回のね、今回というか、「平和安全保障関連法」についてもですね、十分に説明がないという国民の意見のほうが多数派を示しているわけですね。これについては、やはりもう一度改めて、憲法違反ですね、憲法違反のこの「平和安全保障関連法」については、一度廃止をして、憲法に合致した、日本の国政平和外交、あるいは国際紛争を解決する、そういう、日本国憲法に合致した、そういう法案をですね、改めてつくり直すということに賛成ですので、今回については、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書については賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 反対でいいのかな。

○議長（柴原成一君） 反対で結構です。反対，賛成，反対，賛成と行きます。

○13番（藤井孝幸君） 日本国民の生命，財産を守るのはね，外交努力，これはもう優先的
です。それはよくわかります。ただ，外交努力でできないから，各国は軍隊を持っているわけ
です。軍隊の力をバックに外交するわけです。そこを取り違えたら……。それは永井さんの独
自の考え方だろうし，でいいんですけども，外交努力ができないから力を持っている。その
力を持っている自衛隊も，憲法学者が言うように，憲法違反なんですよ，あれ。戦力を保持し
ないち書いてんだから。それも，日本国民を守るために，解釈を変えながら，現在に来ている
わけです。

日本国民が，日本国がですよ，強力な武力を持ってやれるんだったら，それが一番いいです
よ，自国を。何も安保法制なんかつくらなくても。ただ，1国では守れないから，日米安保を
基軸とした体制をとりましょうと，こういうことなんですよ。だから，私はそういう意味でも，
必要な安保法制でありますので，賛成をします。

まして，この阿見町で，1地方議会で，意見書を採択する，しないの次元の問題では，私は
ないと思います。だから，こういうところで採択なんかしなくてもいいんです。まあ，これは
もう，数で行くんでしょうけどもね。

だから，いずれにしても，そういう理由で，私は，この意見書には大反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第7号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は，起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい，結構です。起立少数であります。

よって，意見書案第7号は，否決されました。

議員提出議案第4号 阿見町議会基本条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議員提出議案第4号、阿見町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番佐藤幸明君、登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） 議員提出議案第4号、阿見町議会基本条例の制定について、提案理由を申し上げます。

阿見町議会は、町民により選出された議員によって構成され、同じく町民により選出された町長との二元代表制であるとともに、町民自治のかなめであり、町長その他の執行機関と緊張ある関係を保持し、町政運営について、調査、監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提案を行うことが求められていると考えます。

近年、地方分権の進展に伴い、町政の課題は高度化・複雑化しており、地方議会の果たす役割が一層重要となってきました。現在、全国の議会で議会基本条例の制定が進んでおり、その数701議会、39.2%になります。茨城県内でも、平成19年の鉾田市議会を初めとして、平成27年には、つくば市議会や美浦村議会、日立市、古河市、筑西市、小美玉市議会の6議会が制定し、茨城県議会をも含め、現在、22の議会において基本条例が制定されております。

当町議会では、従来より議会の改革や活性化に向けて協議・検討を重ね、一般質問で一問一答方式を導入するなど、開かれた議会を目指し議会運営を行ってまいりましたが、平成25年6月議会で議会活性化特別委員会を設置し、今回、提案の阿見町議会基本条例の策定を進めてまいりました。

具体的には、基本条例（案）の文言の整理などを検討する特別委員会を16回開催し、この間、議会改革の先進地である鉾田市及び大洗町議会の基本条例を含む議会改革の取り組みなどを学んできました。また、策定した基本条例（案）のパブリックコメントを、9月30日から10月23日まで行い、それとあわせて10月17日には、基本条例（案）の町民説明会をかすみ公民館で開催し、多くの方から御意見等をいただきました。いただいた貴重な御意見について、再度協議し、議会としての考え方をまとめ、一部内容を修正し、今回の基本条例（案）の提案となりました。

次に、基本条例（案）の構成について御説明させていただきます。

まず、前文については、本条例の制定に至った経緯を述べるとともに、阿見町議会の決意を述べております。

次に、「第1章 総則」として第1条を、「第2章 議会及び議員の活動原則」として第2条及び第3条を、「第3章 町民と議会の関係」として第4条を、「第4章 議会と行政の関

係」として第5条から第7条を、「第5章 自由討議の保障」として第8条を、「第6章 委員会の活動」として第9条を、「第7章 議会の災害対応」として第10条から第12条を、「第8章 議会及び議会事務局の体制整備」として第13条から第16条を、「第9章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬」として第17条から第19条を、「第10章 最高規範性及び見直し手続」として第20条から第21条を規定しております。

以上の内容を申し上げ、阿見町議会基本条例（案）についての提案理由とさせていただきます。

提出者、阿見町議会議員佐藤幸明。賛成者、阿見町議会議員吉田憲市、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一、同じく久保谷充、同じく野口雅弘。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもって、平成27年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 難 波 千 香 子

署 名 員 紙 井 和 美

参 考 资 料

平成27年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第98号 議案第99号 議案第104号 議案第114号</p>	<p>阿見町印鑑条例の一部改正について 阿見町税条例等の一部改正について 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項 防災行政無線放送施設整備工事請負変更契約について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第100号 議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 請願第4号</p>	<p>阿見町介護保険条例等の一部改正について 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第101号 議案第102号 議案第103号 議案第104号 議案第108号 議案第109号 議案第110号 議案第111号 議案第112号</p>	<p>阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について 阿見町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の廃止について 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） 町道路線の廃止について 町道路線の認定について 阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用について 国補下第1－3号迫原中継ポンプ場増設工事請負契約につ</p>

産業建設 常任委員会	議案第113号	いて 国補下第1－4号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約 について
---------------	---------	---

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成27年9月～平成27年12月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	12月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年第4回定例会会期日程等について ・その他
議会活性化特別委員会	10月17日	かすみ公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）説明会
	10月27日	議員控室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）に対する意見結果について ・その他
	11月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）に対する意見結果について ・その他
	11月27日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）に対する意見結果について ・その他
民生教育常任委員会	10月19日 ～ 10月20日	長野県松本市	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康寿命延伸都市・松本」の政策と取り組みについて
		長野県須坂市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持増進の取り組み・保健補導員の活動について ・高齢者福祉の取り組みについて

産業建設 常任委員会 勉強会	11月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見吉原土地区画整理事業に係る直接施行について ・荒川本郷地内におけるUR保有地の無償一括譲渡について ・町有地の返還について ・阿見小東側の歩道整備について ・その他
議会だより 編集委員会	10月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第146号の発行について ・その他
	10月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第146号の発行について ・その他
全員協議会	10月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度町行政施策及び予算要望について ・阿見町人口ビジョン及び阿見町総合戦略について ・その他
	11月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町人口ビジョン及び阿見町総合戦略について ・土浦協同病院移転新築事業補助金について ・荒川本郷地区における都市再生機構保有地の譲渡を受けることについて ・阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について ・阿見町及び土浦市住民の公共下水道の相互利用に関する協定書の締結について

全 員 協 議 会	11月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿見町立学校再編計画及び本郷地区新 小学校建設工事実施設計の進捗状況に ついて ・ 阿見町農業委員会の委員の定数に関す る条例の一部改正等について ・ 議会活性化特別委員会からの報告につ いて ・ その他
-----------	--------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月20日	全員協議会 ・平成27年第2回組合議会定例会提出予定案件		久保谷充 飯野良治
	11月2日	第2回定例会 ・平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	原案認定 原案可決	久保谷充 飯野良治
	11月12日 ～13日	研修視察 ・視察先 夕張市役所 汚泥再生処理センター		久保谷充 飯野良治
牛久市・阿見町斎場組合	10月23日	第2回定例会 ・副議長選任 ・平成27年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号） ・平成26年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	倉持松雄氏 （阿見町） 原案可決 原案認定	倉持松雄 浅野栄子 難波千香子

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月17日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について 平成26年度稲敷地方広域市町村圏事務組合立養護老人ホーム松風園特別会計歳入歳出決算について 平成26年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について 平成27年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号） 平成27年度稲敷地方広域市町村圏事務組合立養護老人ホーム松風園特別会計補正予算（第2号） 平成28年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について 	<p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p>	<p>佐藤幸明</p> <p>吉田憲市</p> <p>平岡 博</p>
	11月18日 ～19日	<p>研修視察</p> <ul style="list-style-type: none"> 視察先 徳島中央広域連合消防本部・北淡震災記念公園野島断層保存館 		<p>佐藤幸明</p> <p>吉田憲市</p> <p>平岡 博</p>

請 願 文 書 表

平成27年第4回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	住 所 氏 名 提 出 者	紹 介 議 員 名	議 決 結 果
4	平成 27 年 11 月 30 日	<p>1. 件 名 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願</p> <p>2. 主 旨 明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。</p> <p>しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道德教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題（文部科学省 道德教育の充実に関する懇談会報告）が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。</p> <p>これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。</p> <p>特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。</p> <p>以上の理由で、貴議会におかれましては、国会、政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出し</p>	茨城 県 土 浦 市 港 町 3 - 25 - 15 を 推 進 す る 会 代 表 木 本 信 男	吉 田 憲 市	

4	<p>て下さい。</p> <p>(請願事項)</p> <p>国会，政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める 意見書を提出していただきたい。</p>			
---	---	--	--	--